

道路運送法

裏面白紙

昭和二十五年十一月十二日

二六二八二五  
一二月七日検査

道路運送法案（第三次）

運輸省自動車局

目次

第一章	総則
第二章	自動車運送事業
第三章	自動車道及び自動車道事業
第四章	国営自動車運送事業及び国営自動車道事業
第五章	道路運送審議会
第六章	自動車運送取扱事業
第七章	軽車両運送事業
第八章	目家用自動車の使用
第九章	雑則
第十章	罰則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、道路運送に關し、秩序の確立、事業における公正な競争の確保及び事業の健全な発達並びに車両の使用の適正化を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律及びこの法律に基く命令における用語の意義は、次の通りとする。

- 2 「道路運送事業」とは、自動車運送事業、自動車道事業、自動車運送取扱事業及び軽車両運送事業をいう。
- 3 「自動車運送事業」とは、他人の需要に應じ対価を得、自動車を<sup>新機</sup>使用して旅客又は物品を運送する事業をいう。
- 4 「自動車道事業」とは、一般自動車道を開設し、これを専ら自動

車の一般交通の用に供する事業をいう。

5 「自動車運送取扱事業」とは、他人の需要に應じ対価を得て左に掲げる行為を行ふ事業をいう。

- 一 自己の名をもつてする自動車運送事業による物品運送の取次又は運送物品の自動車運送事業からの受取
- 二 他人の名をもつてする自動車運送事業への物品の運送の委託又は運送物品の自動車運送事業からの受取

6 「軽車両運送事業」とは、他人の需要に應じ対価を得、軽車両を使用して旅客又は物品を運送する事業をいう。

7 「車両」とは、自動車及び軽車両をい、<sup>新機</sup>「自動車」及び「軽車両」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第 号）による自動車及び軽車両をいう。

8 「道路」とは、道路法（大正八年法律第五十八号）による道路並びに自動車道及び一般交通の用に供する場所をいう。

9 「自動車道」とは、一般自動車道及び専用自動車道をい、<sup>新機</sup>「一

「一般自動車道」とは、専ら自動車の一般交通の用に供する場所をいい、「専用自動車道」とは、自動車運送事業者が専らその事業用自動車の用に供する場所をいう。

## 第二章 自動車運送事業

### (自動車運送事業の種類)

第三條 自動車運送事業の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 一般自動車運送事業（特定自動車運送事業以外の自動車運送事業）
  - (一) 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合運送契約により自動車を  
使用して旅客を運送する事業）
  - (二) 一般貸切旅客自動車運送事業（貸切運送契約により乗車定員  
十人以上の自動車をを使用して旅客を運送する事業）
  - (三) 一般乗用旅客自動車運送事業（貸切運送契約により乗車定員  
九人以下の自動車をを使用して旅客を運送する事業）
  - (四) 一般路線貨物自動車運送事業（路線を定め自動車を  
使用して最大積載量一吨以下の自動車のみを使用するものを除く。）  
物品を運送する事業）
  - (五) 一般区域貨物自動車運送事業（区域を定め自動車を  
使用して

（最大積載量一吨以下の自動車のみを使用するものを除く。）  
物品を運送する事業）

（六） 一般小型貨物自動車運送事業（路線又は区域を定め最大積載

量一吨以下の自動車のみを使用して物品を運送する事業）

二 特定自動車運送事業（特定の者の需要に応じ特定の旅客又は物

品を運送する自動車運送事業）

（一） 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ自動車を使

用して特定の旅客を運送する事業）

（二） 特定貨物自動車運送事業（特定の者の需要に応じ自動車を使

用して特定の物品を運送する事業）

（免許）

第四條 自動車運送事業を經營しようとする者は、運輸大臣の免許を  
受けなければならない。

2 前項の免許は、前條に掲げる事業の種類ごとに、これを受けなけ  
ればならない。

（免許申請）

第五條 自動車運送事業の免許を受けようとする者は、左に掲げる事  
項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 住所及び氏名又は名称

二 経営しようとする事業の種類

三 路線又は主たる事業区域

四 事業計画

五 申請の事由

- 2 特定自動車運送事業経営の免許を受けようとする者は、前項に掲げる事項の外、特定の運送需要者の住所及び氏名又は名称及び特定の旅客又は物品の種類をあわせて記載しなければならぬ。
- 3 申請書には、興業費概算、事業施設、運輸収支概算その他省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならぬ。
- 4 運輸大臣は、自動車運送事業経営の免許を申請した者に対し、前各項に規定するものの外、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることかできる。

(免許基準)

第六條

運輸大臣は、前條に規定する申請書を受理したときは、左の基準によつて、これを審査しなければならない。

- 一 当該事業の開始が一般又は特定の需要に適合するものであること。
- 二 当該事業の開始が公衆の利便を増進するものであること。
- ✓ 三 当該事業の開始によつて当該地区における供給輸送力が輸送需要に対し著しく不均衡とならないものであること。
- 四 当該申請に係る事業を適確に遂行するに足る計画及び能力を有するものであること。
- 五 当該事業に使用する輸送施設が当該地区における輸送需要の性質に適合するものであること。
- 2 運輸大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、左の場合を除いて、自動車運送事業の免許をしなければならぬ。

- 一 免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき
- 二 免許を受けようとする者が自動車運送事業の免許の取消を受け、取消の日から二年を経過しない者であるとき
- 三 免許を受けようとする者が破産の宣告を受け復権を得ない者であるとき
- 四 免許を受けようとする者が営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者である場合において、その法定代理人が前各号の一に該当する者であるとき
- 五 免許を受けようとする者が法人（設立中のものを含む。）である場合において、その法人の役員（設立者を含む。）が前各号の一に該当する者であるとき

（運賃及び料金の認可）

第七條 自動車運送事業の免許を受けた者（以下「自動車運送事業者」という。）は、自動車運送事業の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならぬ。

- 一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。

- 二 特定の旅客又は荷主に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
- 三 旅客又は荷主が当該事業を利用することを著しく阻害するおそれがないものであること。
- 四 他の自動車運送事業者との間に不当な競争をひきおこすおそれがないものであること。
- 3 第一項の運賃及び料金は、定額をもつて明確に定められなければならない。

(運賃及び料金の遵守)

第八條 自動車運送事業者は、前條の認可を受けた運賃及び料金より

高額若しくは低額の運賃及び料金を收受してはならず、又は收受した運賃及び料金の割戻をしてはならない。

(運賃及び料金の收受支払)

- 第九條 自動車運送事業者は、旅客の運送を終り又は物品を引き渡すまでに、当該運送に対する運賃及び料金を收受しなければならない。
- 2 運賃及び料金の支払義務を有する者は、旅客の運送が終り又は物品の引渡を受けるまでに、当該運送に対する運賃及び料金を支払わなければならない。
- 3 事情已むを得ない場合は、前二項の規定にかかわらず、省令で定める期間内に限り、運賃及び料金の收受及び支払を延期することができる。
- 4 第一項及び第二項の規定は、運賃及び料金の支払義務を有する者



が国又は地方公共団体である場合は、これを適用しない。

(選賃及び料金の收受支払の猶予)

第十條 自動車送送事業者は、あらかじめ選賃及び料金の收受支払の猶予期間を定め、運輸大臣の許可を受けることができる。

2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならぬ。

一 当該自動車送送事業者の通常の取引分野における商慣習により必要やむを得ないものであること。

二 特定の旅客又は荷主に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

三 他の自動車送送事業者との間に不当な競争をひきおこすおそれ

のないものであること。

3 第一項の收受支払の猶予期間の適用を受ける場合には、前條の規定にかかわらず、その期間の満了するまでの間は選賃及び料金の收受支払を延期することができる。

(送送約款)

第十一條 貨物自動車送送事業者は、送送約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならぬ。

- 一 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 二 少くとも物品の受取及び引渡、運賃及び料金の收受並びに貨物自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

(運送条件及び運送約款の揭示)

第十二條 自動車運送事業者は、運賃、料金その他の運送条件及び運送約款を主たる事務所、営業所等において公衆に見易いように揭示しなければならない。

(運輸開始)

第十三條 自動車運送事業者は、運輸大臣の指定する期間内に運輸を

開始しなければならない。

2 天災その他やむを得ない事由により、前項の期間内に運輸を開始することができないときは、運輸大臣は、申請により期間を伸長することができる。

(物品の種類及び性質の確認)

第十四條 自動車運送事業者は、物品運送の申込があつたときは、その物品の種類及び性質を明告することを申込者に求めることができる。

2 自動車運送事業者は、前項の場合において、物品の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑があるときは、申込者の同意を得て、その立合の上で、これを点検することができる。

3 自動車運送事業者は、前項の規定により点検をした場合において、

物品の種類及び性質が申込者の明告したところと異なるときは、これがため生じた損害の賠償をしなければならぬ。

4 自動車運送事業者が、第二項の規定により点検をした場合において、物品の種類及び性質が委託者の明告と異なるときは、申込者は点検に要した費用を負担しなければならない。

(運送引受義務)

第十五條 自動車運送事業者は、左の場合を除いては、運送の引受を拒絶してはならない。

- 一 申込者が当該自動車運送事業者に対し第九條又は第十條の規定に違反して運賃及び料金の支払をしていないとき。
- 二 申込者が前條第一項の規定による明告をせず、又は同條第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

- 三 運送に適する設備がないとき。
- 四 当該運送に關し運送の申込者から特別の負担を求められたとき。
- 五 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するるとき。
- 六 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

(運送の順序)

第十六條 自動車運送事業者は、運送の申込を受けた順序により旅客又は物品の運送をしなければならない。但し、緊急輸送を要する場合その他正当な理由があるときは、この限りでない。

(事業計画の変更)

第十七條 自動車運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。但し省令で定める場合は、この限りでない。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 事業計画の変更が公衆の利便を害するおそれがないものであること。

二 事業計画の変更によつて当該地区における供給輸送力が輸送需要に対し著しく不均衡となるおそれがないものであること。

(運輸に関する協定)

第十八條 自動車運送事業者は、他の運送事業者又は通運事業者と連絡運輸若しくは共同経営に関する契約その他運輸に関する協定をし

ようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、当該契約又は協定が公衆の利便を増進するものであるときは、前項の認可をしなければならない。

(私的独占禁止法の適用除外)

第十九條 前條の認可を行つて行う正当な行為及び第二十二條第一項(他の運送事業者又は通運事業者との連絡運輸、共同経営及び運輸に関する協定に関する部分に限る。)の規定による命令によつて行う正当な行為には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定を適用しない。

(運輸及び会計)

- 第二十條 自動車運送事業者は、自動車の使用、運輸施設の整備その他運輸に関し省令で定める必要な事項に従わなければならない。
- 2 自動車運送事業者は、帳簿書類の整理保存その他会計に関し省令で定める必要な事項に従わなければならない。

(公共の福祉に反する行為の禁止)

- 第二十一條 自動車運送事業者は、事業計画に定める自動車の運行を怠り、不当な運送条件によることを求めその他公共の福祉に反する行為をしてはならない。
- 2 自動車運送事業者は、自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

- 3 自動車運送事業者は、特定の旅客又は荷主に対し、不当な利益又は不利益を与える行為をしてはならない。
- 4 運輸大臣は、前三項に規定する行為があるときは、自動車運送事業者に対し、当該行為の取止その他公共の福祉を確保するため必要な措置を命ずることができる。

(事業改善の命令)

- 第二十二條 運輸大臣は、自動車運送事業者の事業について公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、自動車運送事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができる。
- 一 事業計画、運営、料金その他の運送条件又は運送約款を変更すること。
- 二 自動車その他の輸送施設を改善すること。

三 他の運送事業者又は通運事業者と設備の共用、連絡運輸、共同経営又は運輸に関する協定をすること。

四 旅客又は物品の運送に關する損害につき保険に付すること。

五 事業の経営を確実ならしめるための経理上の指置を講ずること。

2 前項第三号の場合において、その実施方法又は各事業者が収得し、若しくは負担すべき金額につき協議が調わないときは、運輸大臣は、申請によりこれを裁定する。

3 前項の規定による裁定に係る金額に不服のある者は、他の事業者に対し、裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができる。但し、裁定のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

(運送に関する命令)

第二十三條 運輸大臣は、当該運送が災害の救助その他公共の福祉を確保するため必要であり、且つ、当該運送を行う者が著しく不足する場合に限り、自動車運送事業者に対し、運送区間、自動車、運送すべき旅客又は物品及びその他運送条件を指定して運送を命ずることができらる。

2 運輸大臣は、前項の目的を達成するため必要があるときは、自動車運送事業者に対し、旅客又は物品を定めて運送を制限若しくは禁止し、又は旅客又は物品の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができらる。

3 前二項の規定による命令で次條の規定による損失の補償を伴うものは、これによつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でこれをしなければならぬ。

（損失の補償）

第二十四條 前條の規定による命令により損失を受けた者に対しては、その損失を補償する。

2 前項の規定による補償の額は、当該自動車運送事業者がその運送を行つたことにより通常生ずべき損失及びその命令を受けなかつたならば通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失の額とする。

3 前二項に定めるものの外、損失の補償に關し必要な事項は、省令で定める。

（名義の利用、事業及び自動車の貸借）

第二十五條 自動車運送事業者は、その名義を他人に自動車運送事業のため利用させてはならない。

2 自動車運送事業者は、事業の貸借その他如何なる方法をもつてするかを問わず、自動車運送事業を他人に經營させてはならない。

3 自動車運送事業者は、その事業用自動車の貸渡をしようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

4 運輸大臣は、その貸渡によつて当該事業の經營が阻害されるおそれがあると認める場合を除く外、前項の許可をしなければならぬ。

(事業の管理の受委託)

第二十六條 自動車運送事業の管理の委託及び受託については、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

- 一 当該事業を継続して運営するため必要であること。
- 二 受託者が当該事業を管理するのに適している者であること。

(事業の譲渡及び譲受等)

第二十七條 自動車運送事業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

2 自動車運送事業を經營する法人の合併及び解散は、運輸大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。但し、自動車運送事業を經營する法人と自動車運送事業を經營しない法人が合併する場合において、自動車運送事業を經營する法人が存続するときは、この限りでない。

3 第六條の規定は、第一項又は第二項（解散の場合を除く。）の認可について準用する。

4 自動車運送事業を經營する法人の合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、免許に基く権利義務を承継する。



(相続)

第二十八條 自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の経営していた自動車運送事業を引き継ぎ経営しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

2 相続人は、前項の認可の申請をした場合においては、その認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受けるまでは、自動車運送事業を継営することができる。

3 第六條の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた旨及び第二項の規定により自動車運送事業を継営する旨は、自動車運送事業者とみなす。

(事業の休止及び廃止)

第二十九條 自動車運送事業者は、事業の全部又は一部を休止又は廃止しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、当該休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合を除く外、前項の許可をしななければならない。但し、次項に規定する場合、この限りでない。

3 運輸大臣は、当該休止が道路の損壞その他の正当な事由がないのかかわらず引続き二年を越えるときは、これを許可してはならない。

(事業の停止及び免許の取消)

第三十條 運輸大臣は、自動車運送事業者が左の各号の一に該当するときは、期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ又は免許の全部若しくは一部を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分又は免許、許可若しくは認可に附した制限又は條件に違反したとき。

二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

三 事業経営の不確実又は資産状態の著しい不良その他の事由により事業を継続するのに適しないとき。

(免許の失効)

第三十一條 左の場合には、自動車運送事業の免許は、その効力を失う。

一 第十三條第一項の期間内に運輸を開始しないとき。

二 第十三條第二項の期間内に同項の認可を申請しないとき。

三 第十三條第二項の規定による申請に対し不認可の処分を受けたとき。

四 事業の停止の許可を受けたとき。

五 事業の免許に附した期限が到来したとき。

(特定自動車運送事業)

第三十二條 特定自動車運送事業には、第十一條から第十六條まで、第二十九條及び前條の規定を適用しない。

2 特定自動車運送事業者は、事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくこれを運輸大臣に届け出なければならぬ。

3 左の場合には、特定自動車運送事業の免許は、その効力を失う。  
一 特定の者の需要又は運送すべき特定の旅客若しくは物品がなく  
なつたとき。

二 事業の廃止の届出があつたとき。

三 事業の免許に附した期限が到来したとき。

(物品の附随運送)

第三十三條 旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に附随して郵便物、

新聞紙、雑誌その他少量の物品を運送することができる。

(通運事業者の特則)

第三十四條 自動車を使用して通運事業を経営することの免許を受けた者又は通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)第十三條の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者は、運輸大臣が第三條に掲げる種類を指定したときは、第四條第一項、第十八條、第二十二條第一項第三号、第二十五條、第二十六條、第三十條、第三十一條第四号及び第三十二條の規定の適用については、その細則について通運事業のためにする貨物自動車運送事業の免許を受けた者とみなす。

第三章 自動車道及び自動車道事業

(免許)

第三十五條 自動車道事業を經營しようとする者は、運輸大臣及び建設大臣の免許を受けなければならない。

(免許申請)

第三十六條 自動車道事業の免許を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣及び建設大臣に提出しなければならない。

- 一 住所及び氏名又は名称
- 二 路線
- 三 事業計画
- 四 申請の學田

2 申請書には、一般自動車道の予測図、興業費概算、事業施設、事業收支概算その他省令で定める事項を記載した書類を添附しなければ

ならない。

3 運輸大臣及び建設大臣は、自動車道事業の免許を申請した者に対し、前二項に規定するものの外、兩業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

(免許基準)

第三十七條 運輸大臣及び建設大臣は、前條に規定する申請書を受理したときは、左の基準によつて、これを審査しなければならない。

- 一 当該事業の開始が公衆の利便を増進するものであること。
- 二 当該事業の路線の選定が事業開始の目的に適合するものであること。

- 三 当該事業の開始による供給交通力が当該地区における交通需要の量及び性質に適合するものであること。
- 四 当該申請に係る事業を運転に遂行するに足る計画及び能力を有するものであること。
- 2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、左の場合を除いて、自動車道事業の免許をしなければならない。
  - 一 免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、この執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。
  - 二 免許を受けようとする者が自動車道事業の免許の取消を受け、取消の日から二年を経過しない者であるとき。
  - 三 免許を受けようとする者が破産の宣告を受け復権を得ない者であるとき。
  - 四 免許を受けようとする者が官業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者である場合において、その法定代理人か前各号の一に該当する者であるとき。

しない未成年者又は禁治産者である場合において、その法定代理人か前各号の一に該当する者であるとき。

五 免許を受けようとする者が法人（設立中のものを含む。）である場合において、その法人の役員（設立者を含む。）が前各号の一に該当する者であるとき。

（工事施行）

第三十八條 自動車道事業の免許を受けた者（以下「自動車道事業者」という。）は、一般自動車道の工事を必要とするときは、工事方法を定め、運輸大臣及び建設大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。

- 2 運輸大臣及び建設大臣は、その工事方法が事業計画及び第四十九條による省令の規定に適合しないと認める場合を除く外、前項の認可をしなければならぬ。
- 3 天災その他やむを得ない事由により、第一項の期限内に認可を申請することかできないときは、運輸大臣及び建設大臣は、申請により期間を伸長することができる。

(工事の着手及び完成)

- 第三十九條 自動車道事業者は、工事施行の認可を受けたときは、運輸大臣及び建設大臣の指定する期間内に、一般自動車道の工事に着手し、これを完成しなければならない。
- 2 前項の期間の伸長には、前條第三項の規定を準用する。
- 3 自動車道事業者は、一般自動車道の工事に着手したときは、遅滞なく運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

(路線等の公示)

- 第四十條 運輸大臣及び建設大臣は、一般自動車道の工事施行を認可したときは、路線、巾負その他省令で定める事項を公示しなければならない。

(工事のためにする土地の立入及び使用)

- 第四十一條 自動車道事業者は、一般自動車道に關する工事のため必要があるときは、行政庁の許可を受け、沿道の土地に立ち入り、又はその土地を一時材料置場として使用することができる。
- 2 前項の規定により立入又は使用をしようとするときは、やむを得ない事由がある場合を除く外、あらかじめ、土地の占有者にその通知をしなければならない。

- 3 第一項の規定による立入又は使用によつて生じた損害は、立入又は使用の後、遅滞なく当該事業者においてこれを補償しなければならない。
- 4 前項の規定に基いて補償すべき損害は、第一項の規定による立入又は使用により通常生ずべき損害とする。
- 5 第三項の規定による補償について協議が調わなるときは、行政庁は、申請によりこれを裁定する。
- 6 前項の規定による裁定に係る補償金額に不払のある者は、裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができる。但し、裁定のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することかできない。
- 7 前項の訴においては、当該事業者又は補償を受くべき者を被告とする。

(工事の完成検査及び供用開始)

- 42 自動車道事業者は、一般自動車道の工事を完成したときは、遅滞なく運輸大臣及び建設大臣の検査を受け、その供用を開始しなければならない。
- 2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の検査の結果、当該工事が工事施行の認可のとおり施行されており、且つ、自動車の通行に支障がないと認めたときは、台格としなければならない。
- 3 自動車道事業者は、一般自動車道の供用を開始したときは、遅滞なく運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

(構造設備の検査及び供用開始)

- 43 自動車道事業者は、一般自動車道の工事を必要としないときは、一般自動車道の構造及び設備につき遅滞なく運輸大臣及び建設大臣の検査を受け、その供用を開始しなければならない。

2 前項の検査及び供用開始には、前條第二項及び第三項の規定を準用する。

(使用料金の認可)

第四十四條 自動車道事業者は、一般自動車道の使用料金を定め、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、左

の基準によつて、これをしなければならない。

- 一 能率的な経営の下における適正な原価を償ひ、且つ、適正な利潤を含むものであること。
  - 二 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
  - 三 使用者が当該事業を利用することを著しく阻害するおそれのないものであること。
- 3 第一項の使用料金は、定額をもつて明確に定められなければならない。

(供用条件の揭示)

第四十五條 自動車道事業者は、使用料金、営業時間、通行する自動車の種類及び重量その他の供用条件を主たる事務所、営業所等において公衆の見易いように、揭示しなければならない。



(供用義務)

第四十六條 自動車道事業者は、左の場合を除いては、一般自動車道の供用を拒絶してはならない。

一 当該供用が前條の規定により指示した供用条件に適合しないとき。

二 供用の申込者が第五十二條において準用する第九條又は第十條の規定に違反して当該自動車道事業者に対し使用料金の支払をしているとき。

三 当該供用に関し使用者から特別の負担を求められたとき。

四 当該供用により他の自動車の通行に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該供用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するるとき。

六 天災その他の事故又は工事施行のため一般自動車道の通行に支障を生ずるおそれがあるとき。

(事業計画の変更)

第四十七條 自動車道事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。但し、省令で定める場合は、この限りでない。

一 運輸大臣及び建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 事業計画の変更が公衆の利便を害するおそれがないものであること。

二 事業計画の変更による供給交通力が当該地区における交通需要の量及び性質に対し著しく不適切となるおそれがないものであること。

(工事方法等の変更)

第四十八條 自動車道事業者は、一般自動車道の工事方法又は構造若しくは設備を変更しようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。但し、省令で定める場合は、この限りでない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

- 一 第四十九條による省令の規定に適合するものであること。
- 二 自動車の通行効率の著しい低下を来たさないものであること。

(一般自動車道の構造、設備及び管理)

第四十九條 自動車道事業者は、一般自動車道の巾員の規格、道路標識の設置、路面の保全その他構造、設備及び管理に關し、省令で定める必要な事項に従わなければならない。

(事業改善の命令)

第五十條 運輸大臣及び建設大臣は、自動車道事業者の事業について公共の福祉を隘害している事実があると認めるときは、自動車道事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができ、

- 一 事業計画、使用料金その他の供用條件、工事方法又は構造を変更すること。
- 二 道路標識、防護柵その他の設備を改善すること。

(免許の失効)

- 第五十一條 左の場合には、自動車道事業の免許は、その効力を失う。
- 一 第三十八條第一項の期間内に工事施行の認可を申請しないとき。
  - 二 第三十八條第一項の規定による申請に対し不認可の処分を受けたとき。
  - 三 第三十九條第一項の期間内に工事に着手しないとき。
  - 四 事業の廃止の許可を受けたとき。
  - 五 事業の免許に附した期限が到来したとき。

(準用規定)

第五十二條 自動車道事業には、第八條から第十條まで、第二十條(會計に關する部分に限る。)、第二十五條から第二十八條まで、第二十九條第一項及び第二項並びに第三十條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは、「運輸大臣及び建設大臣」と読み替えるものとする。

(自動車道に接続する道路等の造設)

- 第五十三條 国若しくは地方公共団体又は行政庁の許可を受けた者が一般自動車道に接続し、若しくは接近し、又はこれを横断して道路法による道路、自動車道、川、運河、鉄道、軌道、索道等を造設しようとするときは、自動車道事業者は、これを拒むことができな
1. 。
  2. 運輸大臣及び建設大臣は、前項の場合において、公共の福祉を確保するため必要があると認めるときは、自動車道事業者に対し、設備の供用又は構造若しくは設備の変更を命ずることができ、前二項の場合において、その実施方法及び費用の負担につき協議が調わないときは、運輸大臣及び建設大臣は、申請によりこれを裁定する。自動車道事業者が受けた損害の補償についても同様とする。
  4. 第一項及び第二項の場合には、第四十一條第三項及び第四項の規

定を、前項の場合には、第四十一條第六項及び第七項の規定を準用する。

(専用自動車道)

第五十四條 自動車運送事業者の開設する専用自動車道には、第三十八條から第四十三條まで、第四十八條から第五十條まで及び前條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「運輸大臣及び建設大臣」とあるのは、「運輸大臣」と読み替えるものとする。

第四章 国営自動車運送事業及び国営自動車道事業

(自動車運送事業の経営)

第五十五條 国において自動車運送事業を経営しようとするときは、当該官庁は、左に掲げる事項を記載した書面をもつて運輸大臣に協

議をし、その承諾を得なければならぬ。

- 一 当該官庁の所在地及び名称
- 二 経営しようとする事業の種類
- 三 路線又は主たる事業区域
- 四 事業計画
- 五 事業経営の事由

2 特定自動車運送事業を経営しようとするときは、前項に掲げる事項の外、特定の運送需要者の住所及び氏名又は名称並びに特定の旅客又は物品の種類

3 第一項の書面には、興業費概算、事業施設、運輸収支概算その他省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(補償)

第五十六條 路線を定める自動車運送事業を国において経営したため、

これと路線を共通にする自動車運送事業者が、その部分につき事業を継続することができなくなつたとき、又は著しく収益を減少するようになつたときは、国は、政令の定めるところにより、その事業者が受けた損失を補償することができ、残存路線のみにつき事業を継続することができなくなつたときも同様とする。

(自動車運送事業の経営)

第五十七條

国において自動車運送事業を経営しようとするときは、当

該官庁は、左に掲げる事項を記載した書面をもつて運輸大臣及び建設大臣に協議をし、その承諾を得なければならぬ。

- 一 当該官庁の所在地及び名称
- 二 路線
- 三 事業計画
- 四 事業経営の事由

2

前項の書面には、一般自動車道の予備図、興業費概算、事業施設、事業収支概算その他省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならぬ。

(適用除外)

第五十八條

国において経営する自動車運送事業及び自動車運送事業に

は、第四條から第六條まで、第十一條、第十二條(運送約款の揭示に関する部分に限る。)、第十三條、第十七條から第十九條まで、第二十條(会計に関する部分に限る。)、第二十一條から第二十八條まで、第三十條から第三十二條まで、第三十四條から第三十九條まで、第四十二條、第四十三條、第四十七條、第四十八條、第五十條、第五十一條、第五十二條(第八條から第十條まで及び第二十九條の規定の準用に関する部分を除く。)、第五十四條(第四十條、第四十一條及び第四十九條の規定の準用に関する部分を除く。)及

び第九十九條の規定を適用しない。但し、日本国有鉄道において經營する自動車運送事業及び自動車道事業には、第十七條、第十八條、第二十七條第一項（事業の譲受に關する部分に限る。）、第四十七條及び第五十二條（第二十七條第一項中事業の譲受の規定の準用に關する部分に限る。）の規定を適用する。

2 國において經營する自動車運送事業及び自動車道事業について適用される規定中「許可」又は「認可」とあるのは、「承諾」と読み替へるものとする。

## 第五章 道路運送審議会

（設置）

第五十九條 道路運送審議会は、陸運局ごとに、これを置く。

2 道路運送審議会の名称は、左の通りとする。

東京道路運送審議会  
名古屋道路運送審議会  
大阪道路運送審議会  
広島道路運送審議会  
高松道路運送審議会  
福岡道路運送審議会  
新潟道路運送審議会  
仙台道路運送審議会  
札幌道路運送審議会

（諮問事項）

第六十條 陸運局長は、その権限に屬する左に掲げる事項については、道路運送審議会にはかり、その決定を尊重して、これをしなければな

らなす。

- 一 自動車運送事業の免許
  - 二 自動車運送事業の停止及び免許の取消
  - 三 自動車運送事業に係る第五十五條第一項の協議に対する承諾
- 2 前項各号に掲げる事項のうち、道路運送審議会が陸徴なものとして認めるものについては、陸運局長は、道路運送審議会にはからないでこれを行うことができる。

(建議)

第六十一條 道路運送審議会は、道路運送の改善に關し、關係行政庁に建議をすることができる。

(組織)

第六十二條 東京道路運送審議会は委員八人、名古屋道路運送審議会

及び福岡道路運送審議会は委員各七人、大阪道路運送審議会は委員六人、広島道路運送審議会は委員五人、高松道路運送審議会、新潟道路運送審議会、仙台道路運送審議会及び札幌道路運送審議会は委員各四人をもつて組織する。

(委員の任命)

第六十三條 委員は、道路運送審議会が置かれる陸運局の管轄区域をそれぞれの区域とする都道府県について当該都道府県知事が推せんする候補者のうちから、都府県にあつては一人づつ、を、北海道にあつては四人を運輸大臣が任命する。

2 各都道府県知事が推せんする候補者の数は、任命されるべき委員の数の二倍でなければならぬ。

(委員の任期等)

第六十四條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができぬ。

(事業からの隔離)

第六十五條 委員は、任期中、いかなる形式においても道路運送に關する事業者団体に加入してはならず、且つ、道路運送に關する事業の役員、相談役若しくは顧問となり、これらの事業の経営に参加し、これらの事業から報酬を受け、又はこれらの事業の経営に影響を及ぼすおそれがあるほどの投資をしてはならない。

2 委員が道路運送に關する事業から報酬を受け又はこれらの事業に投資することに関する前項の規定は、これらの事業が当該委員の屬する道路運送審議会が置かれる陸運局の管轄区域内において行われない場合には、これを適用しない。

(委員の罷免)

第六十六條 運輸大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに不適当な非行があると認められる場合においては、当該道路運送審議会の意見を徴し、これを罷免することができる。

(会長)

第六十七條 道路運送審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。



2 会長は、会務を総理する。

3 道路運送審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

(議決方法)

第六十八條 道路運送審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 道路運送審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、道路運送審議会の決議があつたときは、当該事案に係る議決に参加することができない。

4 道路運送審議会は、関係行政庁の職員をその会場に出席させて必要な説明を求めることができる。

(議事の記録)

第六十九條 道路運送審議会の議事の概要は、これを記録しなければならない。

(公聴会)

第七十條 道路運送審議会は、左に掲げる事項について必要があると認めるときは、公聴会を開くことができる。

一 第六十條第一項の規定により附議された事項

二 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第五十五條第二項の規定により運輸審議会から情報、資料若しくは意見の提出、報告又は調査を求められた事項

2 道路運送審議会は、前項第一号に掲げる事項につき陸運局長の指

示若しくは道路運送審議会の定める利害関係人の申請又は同項第二号に掲げる事項につき運輸審議会の要求があつたときは、公聴会を開かなければならない。

3 公聴会において取り扱われた事項の正確な記録は、公的な記録者により、且つ、できるだけ速記の方法によつてこれをしなければならぬ。

(記録)

第七十一條 第六十九條及び前條第三項に規定する記録は、一般の申出があつたときは、これを閲覧に供しなければならぬ。

(調査等)

第七十二條 道路運送審議会は、その職務を行うため、必要があると

認めるときは、左の各号に掲げる事項を行うことができる。

一 公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めらるること。

二 関係人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告を徴すること。

2 前項第二号の規定により出頭を求められた関係人又は参考人は、政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

(庶務等)

第七十三條 道路運送審議会の庶務は、陸運局においてこれを処理する。

第七十四條 この法律に規定するものの外、道路運送審議会に關し必要な事項は、省令でこれを定める。  
則その他道路運送審議会に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第六章 自動車運送取扱事業

(事業の登録)

第七十五條 自動車運送取扱事業を經營しようとする者は、この法律の定めるところにより、登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、第二條第五項各号の種別についてこれを受けるものとする。

(登録の申請)

第七十六條 自動車運送取扱事業の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

- 一 住所及び氏名又は名称
  - 二 事業の經營上使用する商号及び記号
  - 三 第二條第五項各号の種別
  - 四 店舗の所在地及び面積
  - 五 常時取引をする自動車運送事業者の住所、氏名又は名称
  - 六 倉庫その他の物品の保管施設の所在地及び面積
  - 七 法人である場合においては、資本金額（出資総額）、株金総額及び株金総額の合計額をいう。一及び役員の名
  - 八 自動車運送取扱事業以外の事業を兼営している場合においては、その事業の種類
- 2 申請書には、興業費概算、事業施設、事業収支概算その他省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

（登録の実施及び登録の通知）

第七十七條 前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第七十八條第一項の規定により登録を拒否する場合を除く外、運輸大臣は、遅滞なく前條第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を自動車運送取扱事業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならぬ。

2 運輸大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第七十八條 運輸大臣は、登録申請者が左の各号の一に該当する場合、又は登録申請書若しくはその添附書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場

合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 自動車運送取扱事業の登録を取り消され、登録抹消の日から二年を経過しない者

三 破産の宣告を受け復権を待たない者

四 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者である場合において、その法定代理人が前各号の一に該当するもの

五 法人（設立中のものを含む。）である場合において、その役員（設立者を含む。）のうち前各号の一に該当する者のあるもの

六 倉庫その他の物品の保管施設を有しないもの

2 運輸大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、事由を附してその旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録手数料)

第七十九條 登録申請者は、政令の定めるところにより、三千元以内の登録手数料を納めなければならない。

(料金)

第八十條 自動車送取扱事業の登録を受けた者(以下「自動車送取扱事業者」という。)は、取扱料その他の料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、第七條第二項各号に規定する基準によつて、これをしなければならない。

(登録事項の変更)

第八十一條 自動車送取扱事業者は、第七十六條第一項各号に掲げる事項について変更がなつたときは、遅滞なく変更届出書を運輸大臣に提出しなければならない。

2 第七十七條及び第七十八條の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合に準用する。

(事業の開始等の届出)

第八十二條 自動車送取扱事業者は、事業を開始し、休止し又は廃止したときは、遅滞なく運輸大臣に届け出なければならない。

(相続)

第八十三條 自動車運送取扱事業者が死亡したときは、相続人は、遅滞なく運輸大臣に届け出なければならぬ。

2 自動車運送取扱事業者が死亡した場合において、相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に登録の申請をしたときは、その登録があつた旨又は登録を拒否する旨の通知を受けるまでは、被相続人の継管していた自動車運送取扱事業につき登録を受けた者とみなす。

(禁止行為)

第八十四條 自動車運送取扱事業者は、自動車運送事業者以外の者と第二條第五項各号に掲げる行為をしてはならぬ。

(登録の取消及び事業の停止)

第八十五條 運輸大臣は、自動車運送取扱事業者が第七十八條第一項各号の一に該当することとなつた場合には、当該事業の登録を取り消さなければならぬ。

2 運輸大臣は、自動車運送取扱事業者が左の各号の一に該当する場合には、当該事業を取消することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分と違反したとき。

二 不正の手段により第七十七條第一項の規定による登録を受けた者であるとき。

三 登録を受けた日から三箇月以内に事業を開始しないとき。

3 運輸大臣は、自動車運送取扱事業者が前項第一号及び第二号に該当する場合には、期間を定めて事業の停止を命ずることができる。

(登録の取消)

第八十六條 運輸大臣は、第八十二條の規定による事業廃止の届出若しくは第八十三條第一項の規定による届出があつたとき又は前條の規定による登録の取消をした場合には、登録簿につき、当該自動車返送取扱事業者の登録を抹消しなければならない。

2 第七十七條第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

(準用規定)

第八十七條 自動車返送取扱事業には、第十二條、第二十一條、第二十二條第一項並びに第二十五條第一項及び第二項の規定を準用する。

第七章 軽車両返送事業

(事業に関する届出)

第八十八條 軽車両返送事業を経営しようとする者は、左に掲げる事項を記載した届出書を行政庁に提出しなければならない。

- 一 住所及び氏名又は名称
- 二 事業の経営上使用する商号及び記号
- 三 経営しようとする事業の種類
- 四 路線又は主たる事業区域
- 五 事業計画
- 六 運賃及び料金
- 七 事業開始の年月日

2 前項の届出書には、興業費概算、事業施設、運輸収支概算その他省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 軽車両返送事業者は、第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、行政庁に届け出なければならない。

第八十九條 輕車両運送事業者は、事業を休止し又は廃止した場合に  
は、遅滞なく行政庁に届け出なければならぬ。  
2 輕車両運送事業者が死亡した場合には、相続人は、遅滞なく行政  
庁に届け出なければならぬ。

(事業停止の命令)

第九十條 行政庁は、輕車両運送事業者がこの法律若しくはこの法律  
に基く命令又はこれらに基く処分違反したときは、期間を定めて  
事業の停止を命ずることが出来る。

(準用規定)

第九十一條 輕車両運送事業には、第二十一條及び第二十二條の規定

を準用する。この場合において、これらの規定中「運輸大臣」とあ  
るのは、「行政庁」と読み替えるものとする。

第八章 自家用自動車の使用

(使用の届出)

第九十二條 自動車運送事業用自動車以外の自動車(以下「自家用自  
動車」という。)を使用しようとする者は、左に掲げる事項を記載  
した届出書を運輸大臣に提出しなければならない。

- 一 住所及び氏名又は名称
- 二 使用の目的及びその経営する事業の概要
- 三 使用しようとする自動車



2 自家用自動車を使用する者は、前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、運輸大臣に届け出なければならぬ。自家用自動車の使用を廃止しようとするときも同様とする。

(共同使用の許可)

第九十三條 自家用自動車を共同して使用しようとする者は、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならぬ。

- 1 自動車の使用効率の向上に資するものであること。
- 2 自動車の管理責任の所在が明確であること。
- 3 輸送の秩序を乱すおそれがないものであること。

(有償運送の禁止及び賃賃の制限)

九十四條 自家用自動車は、対価を得てこれを運送の用に供してはならない。但し、公共の福祉を確保するためやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 自家用自動車は、運輸大臣の許可を受けなければ、対価を得てこれを賃し渡してはならない。

3 前項の許可については、前條第二項の規定を準用する。

九十五條の二  
この内係

(使用の制限及び禁止)

九十五條 運輸大臣は、自家用自動車を使用する者が左の各号の一に該当するときは、期間を定めて自家用自動車の使用を制限し又は禁止することができる。

一 免許を受けないうで、自家用自動車を使用して自動車運送事業を經營したとき。

- 二 許可を受けないうで、自家用自動車を共同の使用に供し又は対価を得て貸し渡したとき。
- 三 対価を待て自家用自動車を運送の用に供したとき（前条第一項但書の場合を除く。）。

第九章 規則

(免許等の制限、条件及び期限)

第九十六條 免許、許可又は認可には制限、条件又は期限を附し、及びこれを変更することができる。

前項の制限、条件又は期限は、公衆の利益を考慮し、又は免許、許可若しくは認可に係る事項の適法な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、且つ、制限、条件若しくは期限を附せられたるに不当な疑念を認ずることとならないものでなければならぬ。

(訴訟)

第九十七條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政庁のした処分不服のある者は、訴訟をすることが出来る。

(職権の委任等)

第九十八條 この法律に規定する運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、左の各号の區分に従い、各その号の定める下級の行政庁に委任することが出来る。

一 第二章、第四章、第六章及び第八章に規定する職権については陸運局長又は都道府県知事

二 第三章に規定する職権については陸運局長又は陸運局長及び都道府県知事

三 第三章及び第七章に規定する行政庁は、左の各号に定める區分による。

一 自動車道の工事のためにする土地の立入及び使用に関する事項については都道府県知事

二 旅客自動車運送事業に関する事項については都知事(都の區の存する區域に限る。)又は市町村長

三 貨物自動車運送事業に関する事項については都道府県知事

(地方公共団体の区域内における一般乗合旅客自動車運送事業)  
第九十九條 運輸大臣は、事業区域が東京都の区に存する区域内又は政令で定める市の区域内に限られる一般乗合旅客自動車運送事業につき第四條、第七條、第十八條、第二十七條第一項若しくは第二項又は第二十九條の規定による処分をしようとする場合には、都知事又は当該市長の意見を徴しなればならない。

(報告及び検査)

第一百條 当該行政庁は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、道路運送事業者その他車両を所有し若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、事業又は車両の所有若しくは使用に關し、届出をさせ、又は書類を提出させることができる。

2 当該行政庁は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業場その他の場所にその職員を派遣して、事業若しくは車両の所有若しくは使用の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は質問させることができる。

3 当該行政庁は、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分又は免許、許可若しくは認可に附した制限、条件若しくは期限に違反すると疑うに足りる相当の理由があるときは、その職員をして一時自動車の操縦を停止し、自動車の使用の状況を検査させ又は質問させることができる。

4 前二項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

5 第二項及び第三項の検査は、犯罪捜査のために認められたものと認めてはならない。

(自動車に関する表示)

第百一條 自動車(軽自動車、乗車定員九人以下の自家用乗用自動車及び特殊自動車を除く。一)を使用する者は、使用者の氏名、名称、記号その他省令で定める事項を車体の外側に見易いように表示しなければならない。

#### 第十章 罰則

第百二條 左の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條第一項の規定に違反して自動車運送事業を經營した者
- 二 第三十五條の規定に違反して自動車道事業を經營した者
- 三 第二十五條第一項又は第二項(第五十二條において準用する場合を含む。一)の規定に違反した者

第百三條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第七條又は第二十八條第一項(第五十二條において準用する場合を含む。一)の規定により認可を受けてしなればならない事項を認可を受けないうでした者
- 二 第八條の規定に違反した者
- 三 第三十條(第五十二條において準用する場合を含む。一)の規定による事業の停止の処分に違反した者
- 四 第七十五條の規定に違反して自動車運送取扱事業を經營した者

第四百四條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金、拘留又は料科に処する。

- 一 第十一條第一項、第十七條第一項、第十八條第一項、第二十五條第三項、第二十六條（第五十二條において準用する場合を含む。）、第二十九條第一項（第五十二條において準用する場合を含む。）、第三十八條第一項（第五十四條において準用する場合を含む。）、第四十條第一項、第四十一條第一項（第五十四條において準用する場合を含む。）、第四十四條第一項、第四十七條第一項、第四十八條（第五十四條において準用する場合を含む。）、第九十三條第一項又は第九十四條第二項の規定により許可又は認可を受けてしななければならない事項を許可又は認可を受けなかつた者
- 二 第二十二條第一項（第八十七條及び第九十一條において準用する場合を含む。）、第二十三條第一項、第五十條（第五十四條において準用する場合を含む。）、又は第五十三條第二項（第五十四條において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した

若

- 三 第九條第一項及び第二項、第十條第三項、第十五條、第十六條、第二十一條第一項から第三項まで（第八十七條及び第九十一條において準用する場合を含む。）、第三十八條第三項（第三十九條第二項において準用する場合を含む。）、第三十九條第一項（第五十四條において準用する場合を含む。）、第四十四條、第四十六條又は第九十四條第一項の規定に違反した者
- 四 第八十五條第三項、第九十條又は第九十五條の規定による処分に違反した者
- 五 第八十八條の規定による届出をしななければならない事項を届出をしなかつた者
- 六 第九十六條の規定により附した制限若しくは条件又はその制限若しくは条件に基いてした処分に違反した者
- 七 第二百一十條第一項の規定による届出、報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の届出若しくは報告をし、若しくは虚偽の記載をし

た書類を提出した者

八 第百條第二項又は第三項の規定による停止に従はず又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述せず若しくは虚偽の陳述をした者

第百五條 第四十二條第一項又は第四十三條第一項（第五十四條において準用する場合を含む。）の規定による自動車道の工事完成又は修造及び設備の検査を受けないうで供用を開始した者は、三箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第百六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は所有し若しくは使用する車両に關し、第百二條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を

罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

第百七條 自動車道若しくはその道路標識、防護柵等の保安設備を損壞し、又はその他の方法で自動車道における自動車の往來の危険を生ぜしめた者は、これを五年以下の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、これを罰する。

第百八條 人の現在する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車を転讓させ、又は破壞した者は、これを十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯しよつて人を傷けた者は、これを一年以上の有期懲役に処し、死亡させた者は、これを無期又は三年以上の懲役に処する。

3 第一項の未遂罪は、これを罰する。

第百九條 第百七條の罪を犯し、よつて自動車を転覆させ又は破壊した者も前條の例による。

第百十條 過失により第百七條第一項又は第百八條第一項の罪を犯した者は、これを三千元以下の罰金に処する。その業務に従事する者が犯したときは、これを一年以下の禁ひ又は五千元以下の罰金に処する。

第百十一條 左の各号の一に該当する者は、これを五千元以下の罰金に処する。

- 一 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の乗務員の職務の執行を妨げた者
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車に石類を投げつけた者

第百十二條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

- 一 第十二條、第四十五條又は第百一條の規定による掲示若しくは表示をせず、又は虚偽の掲示若しくは表示をしたとき
- 二 第二十條（第五十二條において準用する場合を含む。）又は第四十九條（第五十四條において準用する場合を含む。）の規定に基づいて発する命令により許可を受くべき事項を受けないうてしたとき
- 三 第二十條（第五十二條において準用する場合を含む。）又は第四十九條（第五十四條において準用する場合を含む。）の規定に基づ



- いて発する命令による届出若しくは報告を怠り、又は虚偽の届出若しくは報告をしたとき。
- 四 第三十二條第二項、第三十九條第三項、第八十一條第一項、第八十二條、第八十三條第一項又は第八十九條の規定に違反したとき。
- 五 第九十二條の規定による届出をしななければならない事項を届出をしなideした者

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、附則第四項及び附則第五項の規定は、昭和二十六年三月三十一日から、第九條(第五十二條において準用する場合を含む。一)の規定は、昭和二十六年七月一日から、第九十九條中第七條の規定による処分に関する部分の規定は、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)が効力を失う日の翌日から施行する。
- (道路運送法の廃止)
- 2 道路運送法(昭和二十二年法律第百九十一号。以下「旧法」という。一)は、廃止する。
- (道路選送審議会の委員の任命のための事前措置)
- 3 第六十三條の規定による道路選送審議会の委員の任命のために必要な行為は、附則第一項の規定にかかわらず、昭和二十六年四月一日前においても行うことができる。

(無償自動車運送事業の免許の失効)

4 無償の自動車運送事業の免許は、旧法第三十一條の規定にかかわらず、昭和二十六年三月三十一日においてその効力を失うものとする。

(道路運送審議会の委員の免職)

5 昭和二十六年三月三十一日において道路運送審議会の委員である者は、旧法第八條第八項、第十項及び第十一項の規定にかかわらず、その日において辞令を用いることなくその職を免ぜられるものとする。

6 この法律施行の際現に存する自動車交通事業財団及びこの法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

(運賃及び料金の收受支払の特例)

7 第九條の規定は、この法律施行の際現に一般区域貨物自動車運送事業、一般小型貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を經營する者については、これらの規定施行の日から一箇年以内を限り適用しない。但し、これらの規定施行の日から一箇年以内に第十條に規定する運賃及び料金の收受支払の猶予の期間の許可の申請をした場合には、その申請に対する許可又は不許可のある日から適用する。

(経過規定)

8 旧法又は旧法に基く命令によりした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定がある場合には、この法律によりしたものとみなす。

9 この法律施行の際現に自動車運送事業(一般区域貨物自動車運送事業、一般小型貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業を除く。一又は自動車道事業を經營する者は、この法律施行の日から三箇月以内に限り、第七條、第八條(第五十二條において準用する勘合を含む。一)及び第四十四條の規定にかかわらず、旧法第十四條及び第三十八條の規定による認可を受けた運賃及び料金を收受する

ことができる。この期間内に第七條及び第四十四條の規定による認可の申請をした場合においてその申請に対する認可又は不認可のある日まで同様とする。

10 前項の規定は、この法律施行の際現に一般区域貨物自動車運送事業、一般小型貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営する者について準用する。この場合において前項中「三箇月」とあるのは、「一箇年」と読み替えるものとする。

11 この法律施行の際現に自動車運送取扱事業を営している者は、この法律施行の日から三箇月以内に限り、第七十五條の規定による登録を受けなくても自動車運送取扱事業を営することができる。この期間内に登録の申請をした場合においてその申請に対する登録又は登録の拒否のある日まで同様とする。

(他の法律の改正)  
12 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号を次のように改める。

二 道路運送法(昭和二十六年法律第 号)第十八條及び第二十二條第一項(他の運送事業者又は通運事業者の設備の共用、連絡運輸、共同経営及び運輸に関する協定に関する部分に限る。)

13 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第六十三條中「道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号)」を「道路運送法(昭和二十六年法律第 号)」に改める。

14 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 自動車運送取扱事業を登録し、及び自動車運送取扱事業者に対し、事業計画、運送取扱条件又は運送取扱約款の変更を命じ、その他必要な命令をすること。

第四條第四十四号中「自動車道事業、」の下に「自動車運送取扱

事業、」を加える。

第二十八條第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 自動車運送取扱事業の発達、改善及び調整に關すること。

第五十一條第六号の次に次の二号を加える。

六の二 自動車運送取扱事業の登録に關すること。

六の三 第五号及び前号に掲げる事業の運賃及び料金に關すること。

15 通送事業法の一部を次のように改正する。

第十五條中「道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号）第十條」を「道路運送法（昭和二十六年法律第 号）第三條」に改める。

16 外国人の事業活動に關する政令（昭和二十五年政令第三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第三号中「道路運送事業、」を「自動車運送事業、」に改める。

#### 理由

道路運送に關する秩序の確立及び事業の健全な発達並びに車両の使用の適正化を図り、よつて公共の福祉を増進するため、道路運送法を終止し、新たに道路運送、道路運送事業及び自動車道事業に關する規律を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

- 1. 第一百二條第二号を次のとおり改め第二号、第三号を第四号、第五号とする。
- 2. 第二十八條第一項（第五十二條において準用する場合を含む。）の規定に違反して自動車運転業務を営んだ者
- 2. 第三條第一号中「第七條」を「第七條第一項、」に改め、「第二十八條第一項（第五十二條において準用する場合を含む。）」を「第四十四條第一項」に改める。
- 3. 第四十四條第一号中「第二十六條（第五十二條において準用する場合を含む。）」を「第二十六條第一項（第五十二條において準用する場合を含む。）」に、「第四十八條（第五十四條において準用する場合を含む。）」を「第四十八條第一項（第五十四條において準用する場合を含む。）」、「第八十條第一項」に改め、「第四十條第一項」及び「第四十四條第一項、」を削る。

- 4. 第一百四條第二号中「第二十三條第一項」を「第二十三條第一項若しくは第二項」に改める。
- 5. 第一百四條第三号中「第四十四條」を削る。
- 6. 第一百四條第六号中「第九十六條」を「第九十六條第一項」に改める。
- 7. 第一百十二條第四号中「第三十九條第三項、」を「第三十九條第三項、第四十二條第三項、」に改める。

道路運送法各条内容

二五一一、一六

(註括弧内の数字は、現行法相当条数を示す)

第一章

第一条

第二章

第三条

第四条

第五条

第六条

第七条

第八条

第九条

総則

この法律の目的(一)

定義(二)

自動車運送事業

自動車運送事業の種類(十)

免許(十一)

免許申請(新)

免許基準(十二)(新)

運賃及び料金の認可(十四)

の遵守(新)

の收受支払(新)

第十条

第十一条

第十二条

第十三条

第十四条

第十五条

第十六条

第十七条

第十八条

第十九条

第二十条

第二十一条

第二十二条

第二十三条

第二十四条

運賃及び料金の收受支払の猶予(新)

運送約款(十五)

運送条件及び運送約款の揭示(十六)

運輸開始(十七)

物品の種類及び性質の確認(新)

運送引受義務(十九)

運送順序(二十)

事業計画の変更(二十一)

運輸に関する協定(二十三)

私的独占禁止法の適用除外(二十五)

運輸及び会計(二十二)

公共の福祉に反する行為の禁止(十八)

事業改善の命令(二十四)

運送に関する命令(二十六)

損失の補償(新)

二五一一、一六

第二十五條 各機の利用、事業及び自動車の賃借（二十七）  
 第二十六條 事業管理の受託（二十七）  
 第二十七條 事業の譲渡及び譲受等（二十八）  
 第二十八條 事業の相統（二十八）  
 第二十九條 事業の停止及び廃止（二十八）  
 第三十條 事業の停止及び免許の取消（三十）  
 第三十一條 免許の失効（三十一）  
 第三十二條 特定自動車運送事業（三十二）  
 第三十三條 物品の附随運送（三十三）  
 第三十四條 通運事業者の特別（十一の二）  
 第三十五條 自動車道及び自動車道事業  
 第三章 免許（二十七）  
 第三十六條 免許申請（新）

第三十七條 免許基準（新）  
 第三十八條 工事施行（三十九）  
 第三十九條 工事の着手及び完成（四十）  
 第四十條 路線等の公示（新）  
 第四十一條 工事のためにする土地の立入及び使用（四十一）  
 第四十二條 工事の完成検査及び供用開始（四十二）  
 第四十三條 構造設備の検査及び供用開始（新）  
 第四十四條 使用料金の認可（三十八）  
 第四十五條 供用條件の揭示（新）  
 第四十六條 供用義務（四十三）  
 第四十七條 事業計画の変更（四十四）  
 第四十八條 工事方法等の変更（四十四）  
 第四十九條 構造、設備及び管理（四十五）  
 第五十條 事業改善の命令（四十六）

- 第五十一條 免許の失効（四十七）
- 第五十二條 準用規定（四十八）
- 第五十三條 自動車道に接続する道路等の建設（四十九）
- 第五十四條 専用自動車道（新）
- 第四章 国営自動車運送事業及び国営自動車運送事業
  - 第五十五條 自動車運送事業の経営（五十）（新）
  - 第五十六條 補償（五十一）
  - 第五十七條 自動車運送事業の経営（五十）（新）
  - 第五十八條 適用除外（五十）
- 第五章 道路運送審議会
  - 第五十九條 設置（八）
  - 第六十條 諮問事項（八）
  - 第六十一條 建議（八）

- 第六十二條 組織（八）
- 第六十三條 委員の任命（八）
- 第六十四條 委員の任期等（八）
- 第六十五條 兼業の禁止（八）
- 第六十六條 委員の罷免（八）
- 第六十七條 会長（新）
- 第六十八條 議決方法（新）
- 第六十九條 議事の記録（新）
- 第七十條 公聴会（新）
- 第七十一條 記録の閲覧（新）
- 第七十二條 調査等（八）
- 第七十三條 庶務等（新）
- 第七十四條 一八〇

第六章 自動車運送取扱事業



第七十五條 事業の登録（新）  
 第七十六條 登録の申請（新）  
 第七十七條 登録の異議及び登録の通知（新）  
 第七十八條 登録の拒否（新）  
 第七十九條 登録手数料（新）  
 第八十條 通費及び料金（新）  
 第八十一條 登録事項の変更（新）  
 第八十二條 事業の開始等の届出（新）  
 第八十三條 相続（新）  
 第八十四條 禁止行為（新）  
 第八十五條 登録の取消及び事業の停止（新）  
 第八十六條 登録の抹消（新）

第八十七條 準用規定（新）  
 第七章 軽車両運送事業

第八十八條 事業に關する届出（三十三）  
 第八十九條 （三十四）  
 第九十條 事業停止の命令（三十五）

第九十一條 準用規定（三十六）  
 第八章 自家用自動車の使用

第九十二條 使用の届出（新）  
 第九十三條 共同使用の許可（新）

第九十四條 対価運送の禁止及び賃金の制限（五十二）  
 第九十五條 使用の制限及び禁止（五十三）

第九章 規則  
 第九十六條 免許等の條件（五）

第九十七條 地方公共団体の区域内における一般乗合旅客自動車運送事業（二十九）

第 百 條 報告及び検査(六)

第 百 一 條 自動車に関する表示(新)

第 十 章 罰 則

第 百 二 條 二十万円以下の罰金(五十七)

第 百 三 條 五万円以下の罰金(五十八)

第 百 四 條 三万円以下の罰金等(五十九)

第 百 五 條 三ヶ月以下の懲役等(六)

第 百 六 條 罰則規定(六十一)

第 百 七 條 往来危険(六十二)

第 百 八 條 旅客自動車の賠償(六十三)

第 百 九 條 往来危険罪の結果的加重(六十)

第 百 十 條 過失往来危険(六十五)

第 百 十 一 條 旅客自動車防害(六十六)

第 百 十 二 條 行政罰(六十七)

附 則

(参考)

一、改正第三章条において現行法から全く除かれた規定は、左の通りである。

第三條 監理

第七條 車両検査官

第五十四條 車両の検査

第五十五條 車両の整備

第五十六條 自動車の登録

第六十條 罰則(車両の検査、整備の違反)

二、改正第三章条において全く新しく設けた章は左の通りである。

第六章 自動車運送取扱事業

裏面白紙

道路運送法改正の要点

二五八一 自動車局 二五、一三、七

一、 陸運局長に対する職權委任の問題

二、 道路運送審議会に関する問題

三、 自動車運送事業の種類に関する再検討

四、 自動車運送事業免許基準の再検討

五、 運賃及び料金制度の再検討

六、 自動車道に関する問題

七、 公共企業体の経営する自動車運送事業の取扱方

八、 管業用自動車の取扱方

九、 自動車整備事業法制化の要否（新設）

一〇、 自動車運送取扱業等法制化の要否（新設）  
「わや」「がや」

一一、 自動車交通事業財團の設定（新設）

一二、 自動車賠償責任保障制度の設定（新設）  
「賠償制度の不足を補う」  
「賠償責任を明確にする」

一三、 法律の表現形式の問題

（註） 順序は、現行法条文順による。

二月七日  
中村局長啓

この修正案は、重要開業の整理を得る。他は要約の要。運輸局と平行して進行するもの。

二五、一三、七  
一三月七日運輸局長註

### 道路運送法全部改正の要点

二五、一、一五 運輸省自動車局

#### 第一 主旨

道路運送法（昭和二十二年法律第九十一号）の実施後約三箇年の経過実績及び道路運送に關する秩序の現況に鑑み、社会経済情勢の変化に伴う不備欠陥を是正し、道路運送行政の民主化をより徹底し、及び道路運送事業の健全な発達を促進しうるような態勢を確立し、もつて道路運送に關する公共の福祉を増進するため、道路運送法を全面的に改正する。具体的には、自動車運送事業の種類、自動車運送事業の規制及び自動車運送の使用を実情に適合させたこと、自動車運送事業及び自動車運送事業の運営及び料金について定額制及び現払制を確立したこと、免許、許可及び認可の取消基準を明確にしたこと、道路運送事業者の組織及び運営を適正化したこと、開

#### 第二 要目

一 自動車運送事業の種類の実態化  
社会、経済情勢の変化に伴い、事業の種類を一般事業と特定事業に分類し、一般事業を六種類に増加し特定事業を二種類に減少し、もつて事業の実態に即応せしめる。  
二 事業の種類を運送契約の形式から分類する方法を一部修正する。  
三 一般旅客自動車運送事業については、現行法と同様に乗合、貸切という運送契約の形式から分類し、一般貨物自動車運送事業については、新たに路線、区域という事業の運営実態の形式から分類

する。  
 之入等、小型という使用自動車の大さから分類する方法を併用する。

一、貨物自動車運送事業について乗車定員十人以上の自動車と九人以下の自動車を併用する事業とを分ち、前者を一般貨物自動車運送事業とし、後者を一般乗用自動車運送事業とする。

一、貨物自動車運送事業について最大積載量一屯以下の自動車のみを使用する事業を、独立の一事業とし一般小型貨物自動車運送事業とする。

特定自動車運送事業は、乗車定員十人以上の自動車運送事業と九人以下の自動車運送事業とを分ち、前者を一般貨物自動車運送事業とし、後者を一般乗用自動車運送事業とする。

(参考)

	現行法	改正法案
一般	一、乗合旅客自動車運送事業 二、貨物自動車運送事業 三、乗合貨物自動車運送事業 四、貨物自動車運送事業	一、乗合旅客自動車運送事業 二、貨物自動車運送事業 三、乗用旅客自動車運送事業 四、路線貨物自動車運送事業 五、区域貨物自動車運送事業 六、小型貨物自動車運送事業
特定	一、乗合旅客自動車運送事業 二、貨物自動車運送事業 三、乗合貨物自動車運送事業 四、貨物自動車運送事業	一、旅客自動車運送事業 二、貨物自動車運送事業

一、自動車運送事業免許法施行法の施行  
 現在の運輸省告示による免許基準を新たに法律に規定するとともに、

その事業を統合し、並し必要不可欠の財源なる次のような若きとし、  
運輸連行政の民主化を図る。なお、その他の許可、認可等につい  
ても処分の基準を明定する。

1. 当該事業の開始が一般又は特定の需要に適合するものであること。  
2. 当該事業の開始が公益の利便を増進するものであること。

3. 当該事業の開始によつて当該地区における供給能力が当該需要  
に對し著しく不均衡とならぬものであること。  
4. 当該申請に係る事業を適確に遂行するに足る計画及び能力を有す  
るものであること。

5. 当該事業に使用する輸送施設が当該地区における輸送需要の性質  
に適合するものであること。

自動車運送事業の運営及び料金制度の明確化  
運輸方面よりの地味示唆及び米國の例に倣し、公共企業の性格に  
み、運営及び料金について定額制及び現払制を確立し、事業運営の  
中心たる運賃料金制度を明確且つ合理化するとともに、利用者知

する不当な差別的取扱を排除し事業者間における公正なる競争を促  
進せしめ、もつて事業の健全なる発展を図る。

1. 定額制に關しては、認可を受けた運賃及び料金より高額若しくは  
運額の運賃及び料金の收受の禁止並びに收受した運賃及び料金の  
戻戻の禁止をもつてその内容とする。

2. 現払制に關しては、旅客運送の終了又は運送物品の引渡まで運  
賃及び料金の收受支払をなすことをもつてその根本原則とし、各  
令で定める一定期間及び收受支払の猶予の許可を受けた場合に限  
り、例外として收受支払の延期が許されるものとする。

自動車運送及び自動車運送事業に關する法律の適正化  
自動車運送事業につき、次のように免許を法律化し事業の中心た  
る使用料金制度に關して定額制及び現払制を確立し、供用開始前の工  
事完成検査及び添造設備検査を規定し、主務大臣による路線等の公示  
制を採用し、使用料及び使用條件の公示義務を法律化する外その

現行の法律は、  
運輸連行政の民主化  
の趣旨に照らし、  
必要に応じて、  
法律の適正化  
を期すべし。

運輸連行政の民主化  
の趣旨に照らし、  
必要に応じて、  
法律の適正化  
を期すべし。

企業競争力  
の向上に  
資する  
こと

施設、設備及び管理についても専ら自動車を含めて法規制を明確化し、もつて自動車交通事業法当時向移の現行法規制を一掃せしめ

- 1. 当該事業の開始が公衆の利便を増進するものであること。
  - 2. 当該路線の選定が事業開始の目的に適合するものであること。
  - 3. 当該事業の開始による供給交通力が当該地区における交通需要の増及び性質に適合するものであること。
4. 当該申請に於る事業を適確に遂行するに足る計画及び能力を有するものであること。

一昨年度(昭和10年度)に於ては、自動車交通事業法に於ける事業の開始に關する規制の適正化

五 區の經營する自動車交通事業及び自動車運送事業に關する規制の適正化  
 區管事業の特殊性格中公共企業たる日本國有鉄道の企業的性格の相当程度強化された事情に於て、一般民營事業との懸差を限り公正

なる競争を促進するため、これらについての特別(法適用除外條項)を減少せしめ適切な規制を強化する。

運用除外に關する事項  
 國有法の適用命令を  
 行つて、  
 理由は何にあり

- 1. 査及び臨検検査
- 2. 運賃及び料金
- 3. 事業の休止及び隣止

理由(國有法)の條  
 及至るの國有法(9)  
 為る(10)にありハス。  
 表(11)の(12)にありハス。  
 表(13)の(14)にありハス。  
 表(15)の(16)にありハス。  
 表(17)の(18)にありハス。  
 表(19)の(20)にありハス。  
 表(21)の(22)にありハス。  
 表(23)の(24)にありハス。  
 表(25)の(26)にありハス。  
 表(27)の(28)にありハス。  
 表(29)の(30)にありハス。  
 表(31)の(32)にありハス。  
 表(33)の(34)にありハス。  
 表(35)の(36)にありハス。  
 表(37)の(38)にありハス。  
 表(39)の(40)にありハス。  
 表(41)の(42)にありハス。  
 表(43)の(44)にありハス。  
 表(45)の(46)にありハス。  
 表(47)の(48)にありハス。  
 表(49)の(50)にありハス。  
 表(51)の(52)にありハス。  
 表(53)の(54)にありハス。  
 表(55)の(56)にありハス。  
 表(57)の(58)にありハス。  
 表(59)の(60)にありハス。  
 表(61)の(62)にありハス。  
 表(63)の(64)にありハス。  
 表(65)の(66)にありハス。  
 表(67)の(68)にありハス。  
 表(69)の(70)にありハス。  
 表(71)の(72)にありハス。  
 表(73)の(74)にありハス。  
 表(75)の(76)にありハス。  
 表(77)の(78)にありハス。  
 表(79)の(80)にありハス。  
 表(81)の(82)にありハス。  
 表(83)の(84)にありハス。  
 表(85)の(86)にありハス。  
 表(87)の(88)にありハス。  
 表(89)の(90)にありハス。  
 表(91)の(92)にありハス。  
 表(93)の(94)にありハス。  
 表(95)の(96)にありハス。  
 表(97)の(98)にありハス。  
 表(99)の(100)にありハス。

- 4. 自動車運送に於ける運賃の適正
- 但し、日本國有鉄道の經營する場合は、右の外左に掲げる事項も適用除外とする。
- 1. 事業計画の變更
- 2. 運輸に關する規定
- 3. 事業の譲渡

六 道路運送事業法に關する規制及び經營の適正化  
 道路運送審議会設置の義務に關し、その委員定数の減少、任命方法



の改正、関係事業からの補給その他公職会諸体についての整備の法  
律化等をなし、運輸運送審議会組織及び運営を適正化する。

委員定数の減少に即しては、現行各都府県から二人づつ（北海道  
にあつては七八）合計九十七人を約半減して各都府県から二人づつ  
（北海道にあつては四八）合計四十八人とする。

任命方法の改正に即しては、現行各都府県知事二八（北海道にあ  
つては七八）推薦二八（北海道にあつては七八）任命制を改め、  
各都府県知事は、委員定数の二倍の数の委員候補者の推薦を行  
い、運輸大臣においてそのうちから半額を選任する方法とする。

3. 関係事業からの補給に即しては、運輸運送に即する事業者団体へ  
の加入、運輸運送に即する事業の役員等の兼任、経営参加、報酬  
交付、投資等を原則的に禁止する。

4. 公職会の補償に即しては、現行即借対主義を改め、一定の割合  
に限定して即借し得ることとする。

七 自動車運送取扱事業の法制化

貨物自動車運送取扱事業に即する自動車運送取扱事業（取扱及び代弁）  
の運送界における社会的経済的地位の重要性及びこれらを利用する  
一般公衆の保護の必要性に鑑み、自動車運送取扱事業及び自動車運送取  
扱事業の健全なる発達を図るため、新たにこれらを次のように法  
制する。

1. 自動車運送取扱事業とは、他人の需要に依り、対價を得て、貨物  
自動車運送の取扱及び代弁を行う事業とする。即ち、旅客自動車  
運送の取扱等及び貨物自動車運送事業の代行利用運送、乗賃運送  
を含まない。

2. 本事業を登録事業とし、取扱料その他の料金の設定を官庁認可  
とする。

3. 事業の開始、休止、廃止等には、届出を必要とし、一定の割合に、

事業の停止、登録の取消を命令し得る等その他の規制を法整備す  
る。

八 自家用自動車に関する使用の適正化

トウワケ等や  
自家用、使用目的を  
明らかにし、小乗用車等  
が、  
東南洋の關係は  
切らず。

自家用自動車の使用をより適正化し、事業類似行為を排除するため、  
自家用自動車の有償運送、共同使用の制限及び禁止等につき法整備  
を明確化し、使用の届出制を法律に規定する。

自家用自動車の有償運送に關しては、自動車運送事業を對價を待  
て行ふ事業とする改正に對照してこれを嚴重に禁止することとし、  
公共の福祉を確保するためやむを得ない事項のある場合をその例  
外とする。

2 自家用自動車の共同使用は、許可事項とする。

3 自家用自動車の使用の制限及び禁止の要件を具体的に列挙する。  
4 自家用自動車の使用に關し、对人的規制に於いて規制する方法を  
とる。

九 車両保安法規の制定

最近の車両事故(自動車事故)の急激な増加、自動車の高速化、車  
令の老朽化、座位登録の増大、大規模事故の頻発等に對し、現行  
の車両規則を整備拡充し、第八章車両の検査、整備及び登録の法定  
を道路運送法に盛り込み、加えて車両保安法(道路運送車関係法)  
を新行法として制定し、自動車の構造、設備及び性能に關する保安  
を強化するとともに、運送設備の質的向上を図る。

十 法律の表現形式の民衆化

最近の立法傾向及び実定法に於ける「法の支配」の原理に徴し、行  
政処分に關する基準の法整備、委任立法の目的回遡、損失補償の  
明定等表現形式を民衆化し、事業に對する規制の民主化とともに法  
文の平易化を図る。

十一 その他

1 道路交遊事業関係の法定

最近の金融事情に對し、事業の一体的準備の活用、不当金融の撲

似等により公共企業たる自動車運送事業及び自動車運送事業の発達をより健全化し、これらに合理的金融の差を閉かためるため、事業財団の制度を設け、当社の目的となしうるよう法制化する必要があるかこれについては行政法たる道路運送法とは別個に特殊法を制定する。

#### ふ自動車賠償責任保障制度の設定

最近の自動車の交通の激増に伴う自動車事故の頻発は、甚大な事故防止方法の策定によつてもなおその発端を断し難い現状にある。かかる現状及び国外諸国の例に鑑み、自動車による人的物的事故の社会的不安から公衆を救済することと、一旦発生した事故による損害に反する紛争を円滑に解決するため、道路運送法全部改正とに於ては自動車賠償責任保障制度を法制化する。

昭和二十六年一月二十日

道路法 (第四次)

道路法目録

二六三二

目次

第一章	總則
第二章	自動車運送事業
第三章	自動車運送及び自動車運送事業
第四章	運賃目録運送事業及び自動車運送事業
第五章	自動車運送取締事業
第六章	軽自動車運送事業
第七章	自動車目録運送の優待
第八章	道路運送事業協会
第九章	總則
第十章	罰則
附則	

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、道路に於ける交通の秩序の確立、道路運送事業に  
おける公正な競争の確保及び道路運送事業の健全な発展並びに道路  
の使用の適正化を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的と  
する。

(定義)

第二條 この法律における用語の意義は、左の通りとする。

- 一 「道路運送事業」とは、自動車運送事業、自動車運送事業、自動車運送事業及び船舶運送事業をいう。
- 二 「自動車運送事業」とは、他人の需要に感じ、対償を得、自動車を使用して旅客又は貨物を運送する事業をいう。
- 三 「自動車運送事業」とは、一歩自動車運送をもつばら自動車の交通

の用に供する事業をいう。

四 「自動車運送取扱事業」とは、他人の需要に感じ、対償を得て  
左に掲げる行為を行う事業をいう。

イ 自己の名をもつてする自動車運送事業による物品運送の取扱  
又は送送物品の自動車運送事業からの受取  
ロ 他人の名をもつてする自動車運送事業への物品の運送の取扱  
又は送送物品の自動車運送事業からの受取

五 「船舶運送事業」とは、他人の需要に感じ、対償を得、船舶  
を使用して旅客又は貨物を運送する事業をいう。

六 「船舶」とは、自動車及び軽便車をい、  
陸運送車前法（昭和二十六年法律第 号）による自動車及び  
S、「船舶」とは、道路運送車前法による自動車及び  
軽便車をいう。

七 「道路」とは、道路法（大正八年法律第五十八号）による道路  
並びに自動車道及び一般交通の用に供する場所をいう。

八 「自動車道」とは、もつねら自動車の交通の用に供することを目的として開設された道をいい、「一般自動車道」とは、専ら自動車道以外の自動車道をいい、「専ら自動車道」とは、自動車送送乗者をもつばらその乗客が自動車の用に供することを目的として開設された道という。

第二章 自動車送送事業

(自動車送送事業の種類)

第三條 自動車送送事業は、一般自動車送送事業及び特定自動車送送事業とする。

2 一般自動車送送事業(特定自動車送送事業以外の自動車送送事業)の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 一般乗合旅客自動車送送事業(旅客を運送する一般自動車送送事業であつて、第二号及び第三号の自動車送送事業以外のもの)
- 二 一般貸切旅客自動車送送事業(一箇の契約により一車以上の乗車定員十人以上の自動車を貸出して旅客を運送する一般自動車送送事業)
- 三 一般乗用旅客自動車送送事業(一箇の契約により一車以上の乗車定員九人以下の自動車を貸出して旅客を運送する一般自動車送送事業)

- 四 一般路線貨物自動車運送事業（一定の路線により自動車を使用して物品を運送する一般自動車運送事業であつて、第六号の自動車運送事業以外のもの）
- 五 一般区接貨物自動車運送事業（一定の事業区域において自動車を使用して物品を運送する一般自動車運送事業であつて、第六号の自動車運送事業以外のもの）
- 六 一般小型貨物自動車運送事業（最大容積一立方メートル以下の自動車のみを使用して物品を運送する一般自動車運送事業）
- 3 特定自動車運送事業（特定の若の需要に及び、一定の範囲の旅客又は物品を運送する自動車運送事業）の種類は、左に掲げるものとする。
  - 一 特定旅客自動車運送事業（一定の範囲の旅客を運送する特定自動車運送事業）
  - 二 特定貨物自動車運送事業（一定の範囲の物品を運送する特定自動車運送事業）

（免許）

- 第四條 自動車運送事業を営もうとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。
- 2 自動車運送事業の免許は、路線又は事業区域並びに前條第二項各号及び第三項各号に掲げる自動車運送事業の種類について行う。
- 3 自動車運送事業の免許は、運送の需要者、運送する旅客又は物品その他業務の範囲を限定して行うことかできる。
- 4 自動車運送事業の免許は、経営する期間を指定して行うことかできる。

（免許申請）

第五條 自動車運送事業の免許を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

- 一 検査しようとする自動車運送事業の種類
- 二 予定する路線又は営業区画
- 三 自動車の種類及び数、運行回数、運行回数その他運輸省令で定めらるる營業計画

四 自動車運送事業を經營することと必要とする理由

2 左の各号の一に該当する者は、申請書に前項に掲げる事項の外、当該各号に掲げる事項をあわせて記載しなければならぬ。

- 一 特定自動車運送事業の免許を受けようとする者にあつては、運送の需要者の氏名又は名称及び住所並びに検査しようとする旅客又は物品の範囲
  - 二 業務の範囲を限定する免許を受けようとする者にあつては、送の需要者、送しようとする旅客又は物品その他業務の範囲
  - 三 検査する期間を指定する免許を受けようとする者にあつては、検査しようとする期間
- 3 申請書には、營業の地区、運輸政文局長その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

4 運輸大臣は、申請者に対し、前三項に規定するものの外、營業登記簿の原本その他必要な書類の提出を求めるところとすることができる。

(免許基準)

第六條 運輸大臣は、前條に規定する申請書を受け取つたときは、その申請が左の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該事業の開始が一歳又は特定の需要に対し適切なるものであること。
  - 二 当該事業の開始が公衆の利益を増進するものであること。
  - 三 当該事業の開始によつて当該地区又は營業区域における旅客運送業務に対し著しく不均衡とならないものであること。
- 四 当該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。



五 当該事業に使用する輸送施設が当該陸境又は島嶼区域における輸送需要の性質に適合するものであること。

六 運輸大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が前項の基準に適合していると認めるときは、左の各条を採いて、自動車運送事業の免許をしなければならぬ。

一 免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過してない者であるとき。

二 免許を受けようとする者が自動車運送事業の免許の取消を受け、取消の日から二年を経過してない者であるとき。

三 免許を受けようとする者が営業に就し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者である場合において、その法定代理人か前二号の二に該当する者であるとき。

四 免許を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員（如何なる名称によるかを問わず、これと同等以上の職務又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）か前二号の二に該当する者であるとき。

第七條 自動車運送事業の免許を受けた者は、運輸大臣の指定する期間内に運輸を開始しなければならない。

八 天災その他やむを得ない事由により、前項の期間内に運輸を開始することのできないときは、運輸大臣は、申請により期間を延長することができる。

（運賃及び料金の認可）

第八條 自動車運送事業の免許を受けた者（以下「自動車運送事業者」という。）は、旅客又は物品の運賃その他運輸に關する料金を定

ることを要する。

（運賃及び料金の認可）

第八條 自動車運送事業の免許を受けた者（以下「自動車運送事業者」という。）は、旅客又は物品の運賃その他運輸に關する料金を定

ることを要する。

め、海軍大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。

2 海軍大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならぬ。

- 一 能率的な給官の下における適正な原價を払い、且つ、適正な利潤を含むものであること。
- 二 特定の旅客又は荷主に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

三 旅客又は物品の運賃及び料金を負担する能力にかんがみ、旅客又は荷主が当該乗船を利用することを困難にする虞がないものであること。

四 他の自動車運送事業者との間に不当な競争をひきおこすこととなる虞がないものであること。

（運賃及び料金の遵守）

第九條 自動車運送事業者は、前條の認可を受けたる運賃及び料金より高率若しくは包額の運賃及び料金を收受してはならず、又は收受した運賃及び料金の割戻をしてはならない。

（運賃及び料金の收受支払）

第十條 物品を運送する自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）は、物品を荷受人に引き渡すまでに、当該物品運送に対する運賃及び料金を現金（即時現金となしうる有價証券を含む。）で收受しなければならぬ。

2 運賃及び料金の支払義務を有する者は、荷受人が運送品の引渡を受けるまでに、当該物品運送に対する運賃及び料金を現金（即時現金となしうる有價証券を含む。）で支払わなければならない。

3 会計手続その他総務上のやむを得ない事由がある場合は、前二項の規定にかかわらず、経理手続で定める範囲内限り、経費及び資金の収支及び支払を通知することかできる。

4 第一項及び第二項の規定は、経費及び資金の支払義務を有する者か因、地方公共団体その他公法上の法人である場合には、これを通知しない。

（経費及び資金の収支支払の権限）

第十一條 経費目録申請送附業者は、あらかじめ、最高限額に達する経費及び資金の収支の権限を定め、申請大臣の許可を受けることかできる。

2 申請大臣は、前項の許可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならぬ。

一 当該経費目録申請送附業者の通常の取引分野における常識に

より必要やむを得ないものであること。

二 特定の顧客又は債主に對し不当な差別的取扱をするものでないこと。

三 他の目録申請送附業者との間に不当な競争をひきおこす虞がないものであること。

3 経費及び資金の支払義務を有する者は、経費目録申請送附業者か第一項の許可を受けた場合は、前條第二項の規定にかかわらず、第一項の許可を受けた期間の満了するまでの間は経費及び資金の支払を通知することかできる。

（送附約款）

第十二條 目録申請送附業者は、送附約款を定め、申請大臣の許可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

2 送附約款は、前項の許可をしようとするときは、左の基準によつ

- て、これをしなければならぬ。
- 一 公衆の正当な利益を害する虞がないものであること。
- 二 少くとも運賃及び利益の増進並びに自動車運送事業者の責任の  
重なる事項が明確に定められていなければならないこと。

（事業計画等の揭示）

第十三條 自動車運送事業者は、運輸系統、運行回数その他運輸命令  
で定められた事業計画、運賃及び料金並びに運送約款を官署所その他の  
事業所において公衆に見易いように揭示しなければならない。

2 自動車運送事業者は、前項の揭示を必要とする事項を変更しよ  
うとするときは、実施前に、その旨を官署所その他の事業所において  
公衆に見易いように揭示しなければならない。

（物品の種類及び性質の確認）

第十四條 自動車運送事業者は、物品運送の申込があつたときは、そ  
の物品の種類及び性質を報告することを申込者に求めることのでき  
る。

2 自動車運送事業者は、前項の場合において、物品の種類及び性質  
につき申込者が告げたことに疑があるときは、申込者の同意を得て  
、その立合の上で、これを点検することのできる。

3 自動車運送事業者は、前項の規定により点検をした場合において  
、物品の種類及び性質が申込者の報告したところと異ならないとき  
は、これかためにした報告の賠償をしなければならない。

4 自動車運送事業者が前二項の規定により点検をした場合において  
、物品の種類及び性質が申込者の報告と異なるときは、申込者は点  
検に要した費用を負担しなければならない。

(送引文書)

第十五條 自動車送引文書は、左の場合を除いては、送送の引受を拒絶してはならない。

- 一 当該送送の申込が第十二條の規定により認可を受けた送送約款によらないものであるとき。
- 二 申込者が前條第一項の規定による警告をせず、又は前條第二項の規定による原検の同意を与えないとき。
- 三 当該送送に適する設備がないとき。
- 四 当該送送に際し申込者から特別の負担を求められたとき。
- 五 当該送送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 六 天災その他やむを得ない事由による送送上の支障があるとき。
- 七 前各号に掲げる場合の外、運輸令で定める正当な事由のあるとき。

(送送の順序)

第十六條 自動車送送業者は、送送の申込を受けた順序により、旅客又は物品の送送をしなければならぬ。但し、緊急を要する場合その徳正當な事由があるときは、この限りでない。

(送送計画の変更)

第十七條 自動車送送業者は、送送計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。但し、営業所の名称その他の運輸令で定める事項を除く変更については、この限りでない。

第十八條 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつ

て、これをしなければならぬ。

一 事業計画の変更によつて公衆の利便を害することとなる虞がないものであること。

二 事業計画の変更によつて当該路線又は事業区域における供給線送力か輸送需要に対し著しく不均衡となる虞がないものであること。

三 第一項但書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

(運輸に関する協定)

第十八條 自動車運送事業者は、他の運送事業者又は郵便事業者と連絡運輸又は共同経営に関する契約その他運輸に関する協定をしよう

とするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

二 運輸大臣は、当該契約又は協定が公衆の利便を増進するものであるときは、前項の認可をしなければならない。

(私的独占禁止法の適用除外)

第三十二條

第十九條 前條の認可を受けて行う正当な行為及び第一項(他の運送事業者又は郵便事業者との連絡運輸、共同経営及び運輸に関する協定に関する部分に限る。)の規定による命令によつて行う正当な行為には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は適用しない。

(運転)

第二十條 自動車運送事業者及び自動車運送事業用自動車の運転者は、自動車の運転の保安に關し、運輸省令で定める必要な事項に従わなければならない。

2 自動車運送事業者は、天災、交通事故その他のやむを得ない事由により自動車の運転を中断したときは、旅客に対し、必要な便宜を与え若しくは保護をし、又は運送品に対し、保管その他適切な措置を講じなければならない。

(運転事故の報告)

第二十一條 自動車運送事業者は、その事業用自動車が転落し、火災を起しその他運輸省令で定める重大な事故をひきおこしたときは、

遅滞なく事故の種類、原因その他運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。

(従業員)

第二十二條 一般乗合旅客自動車運送事業者は、その運転者、車掌その他公衆に接する従業員に対し、一定の制服を着用させ又はその他の方法により従業員であることを表示させなければ、その職務に従事させてはならない。

2 前項の従業員は、酒氣を帯びて職務に従事し、又は事業用自動車に乗務中喫煙してはならない。

(運転者)

第二十三條 自動車送車業者は、年齢、運転の経歴その他運輸省令で定めらる一定の資格要件を備ふる者でなければ、その事業用自動車の運転に従事させてはならない。

2 自動車送車業者は、その事業用自動車の運転者を運輸省令で定める従業時間をこえて勤務に従事させてはならない。但し、災害の救助その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(自動車に關する表示)

第二十四條 自動車送車業者は、その事業用自動車の外側に、事業者の名称又は記号、自動車の行先その他運輸省令で定める事項を公衆に見易いように表示しなければならない。

2 一般乗合旅客自動車送車業者は、その事業用自動車の内部に、運賃及び料金その他運輸省令で定める事項を旅客に見易いように表示しなければならない。

(乗車券及び荷物切符)

第二十五條 一般乗合旅客自動車送車業者は、旅客を送送しようとするときは、運輸省令で定める事項を記載した乗車券を発行しなければならない。

2 貨物自動車送車業者は、積口の物品を混載して送送しようとするときは、運輸省令で定める事項を記載した荷物切符を発行しなければならない。



（小児の無賃運送）

第二十六條 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の同伴する四歳未満の小児で座席をふさかないものについては、旅客一人につき少くとも一人まで無賃をもつて運送しなければならぬ。

（混乗及び混載の禁止）

第二十七條 一般乗合旅客自動車運送事業者は、伝染病患者を他の旅客と同一の自動車で運送してはならない。

2 貨物自動車運送事業者は、火薬類、不潔な物品その他運輸省令で定める物品を他の物品と同一の車室に積載して運送してはならない。

（旅客の禁止行為）

第二十八條 旅客は、火薬類その他運輸省令で定める物品を自動車内に持ち込んではいない。

2 旅客は、自動車の進行中乗降し、自動車内でみだりに喫煙しその他運輸省令で定める行為をしてはならない。

3 従業員は前二項の行為をする旅客かその制止に従わなかつたときは、これを降車させることができる。

4 前項の場合においては、旅客は、既に支払つた乗賃及び料金の払戻を請求することかできない。

5 旅客は、従業員から乗車券の点検又は回収のため乗車券の呈示又は交付を求められたときは、これを拒むことかできない。

6 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の規定に違反して乗車券

の早示又は交付を怠んだ旅客又は無効の乗車券を行使した旅客に対し、その旅客が乗車した区間に對する相当運賃及び料金の外、これと同額の罰金運賃及び罰金料金を請求することができる。

( 運送營業 )

第二十九條 自動車運送營業者は、安全、迅速且つ正確に、旅客又は物品を運送しなければならぬ。

2 この法律に定めぬもの外、自動車運送營業者の運送營業について必要な事項は、運輸省令でこれを定める。

(会計)

第三十條 自動車運送事業者は、その営業年度、勘定科目の分類、帳簿管理の様式その他の会計に関する手続について運輸省令で定めるところに従い、その会計を処理しなければならない。

(公共の福祉に反する行為の禁止)

第三十一條 自動車運送事業者は、事業計画に定める自動車の運行を意り、不当な運送條件によることを求めその他公共の福祉に反する行為をしてはならない。

2 自動車運送事業者は、自動車運送事業の健全な発達を阻害する虞を生ずるような競争をしてはならない。

3 自動車運送事業者は、特定の旅客又は荷主に対し、不当な差別的取扱をしてはならない。

4 運輸大臣は、前三項に規定する行為があるときは、自動車運送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることのできる。

(事業改善の命令)

第三十二條 運輸大臣は、自動車運送事業者の事業について公共の福祉を阻害している事実があるときは、認めるときは、自動車運送事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることのできる。

一 事業計画を変更すること。

- 二 運賃、料金又は運送約款を変更すること。
  - 三 自動車その他の運送機械を保管すること。
  - 四 他の運送事業者又は運送事業者と設備の共用、連絡運輸、共同経営又は運輸に關する協定をすること。
  - 五 運輸事故を防止するための必要な措置を講ずること。
  - 六 旅客又は物品の運送に關し生ずることあるべき損害につきその損害賠償責任を保険に付すること。
  - 七 事業の経営を確保ならしめるための必要な措置を講ずること。
- 2 前項第四号の場合において、事業者が取得し又は負担すべき金額その他協定の細目は、当事者間の協議により定める。
- 3 前項の協議がととのわなるとき又は協議することができないときは、運輸大臣は、申請によりこれを裁定する。
- 4 前項の規定による裁定中当事者が取得し又は負担すべき金額について不慮のある者は、その裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができる。但し

、裁定のあつた日から一年を経過したときは、訴を提起することができない。

5 前項の訴においては、協定の他の当事者を被告とする。

(一) 運送に關する命令

- 第三十三條 運輸大臣は、当該運送が災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要であり、且つ、当該運送を行つた者がない場合又は著しく不足する場合に限り、自動車運送事業者に対し、運送すべき旅客若しくは物品、運送すべき区間、これに使用する自動車、及び運送条件を指定して運送を命じ、又は旅客若しくは物品の運送の停止を命じて、これによるべきことを命ずることができる。
- 2 前項の規定による命令で天候の規定による損失の補償を伴うものは、これによつて必要となる補償金の額額が国会の議決を経た予算

の金額をこえない範囲内でこれをしなければならぬ。

(損失の補償)

第三十四條 前條第一項の規定による命令により損失を受けた者に対しては、その損失を補償する。

2 前項の規定による補償の額は、当該自動車運送事業者がその業務を行つたことにより通常生ずべき損失及びその命令を受けなかつたならば通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失の額とする。

3 前二項に定めるものの外、損失の補償に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

(名義の利用、事業の貸渡等)

第三十五條 自動車運送事業者は、その名義を他人に自動車運送業務のため利用させてはならない。

2 自動車運送事業者は、事業の貸渡その他の如何なる方法をもつてするかを問はず、自動車運送業務を他人にその名において経営させてはならない。

(事業用自動車貨渡)

第三十六條 自動車送付業者は、その事業用自動車の貨渡をしようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、その貨渡によつて当該事業の経営が阻害される虞があることを認めるときは、前項の許可をしなければならない。

(事業の管理の委託)

第三十七條 自動車送付業者の管理の委託及び委託については、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

- 一 当該事業を継続して経営するため必要であること。
- 二 委託者が当該事業を管理するのに適している者であること。

(事業の譲渡及び譲受)

第三十八條 自動車送付業者の譲渡及び譲受は、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 自動車送付業者たる法人の合併は、運輸大臣の許可を受けなければならない。その効力を生じない。但し、自動車送付業者たる法人と自動車送付業者を営まない法人が合併する場合において、自動車送付業者たる法人が存続するときは、この限りでない。

3 第六條の規定は、第一項又は第二項の認可について準用する。

4 自動車送付業者たる法人の合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、免許に基く権利義務を承継する。

(相続)

第三十九條 自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該自動車運送事業を承継すべき相続人を定めた場合はその者)が被相続人の経営していた自動車運送事業を引き継ぎ経営しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、その認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受けるまでは、被相続人に対してした自動車運送事業の免許は、相続人に対してしたものとみなす。

3 第六條の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた者は、被相続人に係る免許に基く権利義務を承継する。

(事業の休止及び廃止)

第四十條 自動車運送事業者は、事業の全部又は一部を休止又は廃止しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。運輸大臣は、当該休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害される虞があると認めるときは、前項の許可をしない。運輸大臣は、道路幅員等の損壞に基く場合その他正当な理由がある場合を除き、当該休止が引き続く一年をこえるときは、これを許可してはならない。

4 自動車運送事業者は、事業の全部又は一部を休止又は廃止しよう

とするときは、実施前にその旨を管業所その他の事業所において公衆に見易いように掲示しなければならない。

(法人の解散)

第四十一條 目録呈送事業者たる法人の解散の決議又は締社員の意思は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。  
前條第二項本文の規定は、前項の認可について準用する。

(事業の停止及び免許の取消)

第四十二條 運輸大臣は、目録呈送事業者が左の各号の一に該当するときは、期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ又は免許の全部若しくは一部を取り消すことができる。  
一 この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分又は免許、許可若しくは認可に附した制限又は條件に違反したとき。  
二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。  
三 第六條第二項各号の一に該当することとなつたとき。



(免許の失効)

第四十三條 左の場合には、自動車運送事業の免許は、その効力を失う。

- 一 第七條の期間内に運輸を開始しないとき。
- 二 事業の停止の許可を受けたとき。
- 三 事業の免許に附した期間が満了しよ<sup>た</sup>まき。

(一般乗合旅客自動車運送事業者の特則)

第四十四條 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に附して、少量の郵便物、新聞紙その他の物品を運送することかできる。但し、火薬類その他の危害を及ぼす虞がある物品は、この限りでない。

2 臭気を発する物品又は不潔な物品は、旅客と同一の車室に積むことかできない。

(一般路線貨物自動車運送事業者の特則)

第四十五條 一般路線貨物自動車運送事業者は、運輸大臣が事業区域を指定したときは、その事業区域について当該一般路線貨物自動車運送事業により運送される物品の集貨及び配達ののためにする一般路線貨物自動車運送事業の免許を受けた者とみなす。

(特定自動車運送事業者の特別)

第二十六條 特定自動車運送事業には、第十二條から第十六條まで、第二十五條第二項、第二十七條第二項、第四十條及び第四十三條の規定を適用しない。

2 特定自動車運送事業者は、事業を休止し、又は廃止したときは、三十日以内その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

3 左の場合には、特定自動車運送事業の免許は、その効力を失う。

一 第七條の期間内に運輸を開始しないとき。

二 特定の者の需要がなくなつたとき。

三 事業の廃止の届出があつたとき。

四 事業の免許に附した期間が満了したとき。

(普通事業者の特別)

第四十七條 自動車を使用して普通事業を営むことの免許を受けた者又は普通事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)第十三條の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者は、運輸大臣が事業区域を指定したときは、第四條第一項、第十八條から第二十一條まで、第二十三條、第二十四條、第二十七條第二項、第二十九條、第三十二條第一項第四号及び第二項から第五項まで、第三十五條から第三十七條まで、第四十二條、第四十三條第二号並びに第四十六條の規定の適用については、その事業区域について普通事業のためのする一枚区検査自動車運送事業の免許を受けた者とみなす。

第三章 自動車道及び自動車道事業

(免許)

第四十八條

自動車道事業を営しようとする者は、運輸大臣及び建設大臣の免許を受けなければならない。

建設大臣の免許を受けなければならない。

2 自動車道事業の免許は、路線について行う。

3 自動車道事業の免許は、通行する自動車の範囲を限定して行うことかである。

(免許申請)

第四十九條

自動車道事業の免許を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣及び建設大臣に提出しなければならない。

一 予定する路線

二 員数、設計速度、設計重量その他の省令で定める事業計画

三 当該事業のための工事の要否

四 自動車道事業を営むことを必要とする理由

2 通行する自動車の範囲を限定する免許を受けようとする者は、申請書に前項に掲げる事項の外、通行せしめようとする自動車の範囲をあわせて記載しなければならない。

3 申請書には、一般自動車の予測図、事業の施設、事業收支見込みの他省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

4 建設大臣及び建設大臣は、申請者に対し、前三項に規定するものの外、商業登記簿の原本その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(免許基準)

第五十條 運輸大臣及び建設大臣は、前條に規定する申請書を受理したときは、その申請が左の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該事業の開始が公衆の利便を増進するものであること。
- 二 当該事業の路線の選定が当該事業の経営の目的に適合するものであること。
- 三 当該一路目動車道の規模が当該地区における交通需要の量及び性質に適合するものであること。
- 四 当該事業を適確に遂行するに足る計画及び財力を有するものであること。
- 五 運輸大臣及び建設大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が前項の基準に適合していると認めたる時は、左の場合を除いて、自動車道事業の免許をしなければならぬ。

- 一 免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることなくなつた日から二年を経過してゐない者であるとき。
- 二 免許を受けようとする者が自動車道事業の免許の取消を受け、取消の日から二年を経過してゐない者であるとき。
- 三 免許を受けようとする者が禁錮に課し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁錮者である場合において、その法定代理人が前二号の任一に該当する者であるとき。
- 四 免許を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前三号の任一に該当する者であるとき。

(工事施行)

第五十一條 自動車道事業の免許を受けた者(以下「自動車道事業者

「という。」は、一般自動車道の構造及び設備についての工事方法を定め、運輸大臣及び建設大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。但し、当該事業の用に供する一般自動車道が工事を必要としない場合は、この限りでない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の申請があつたときは、その工事方法が事業計画及び省令で定める技術上の基準に適合しないと認められる場合を除く外、工事の着手及び完成の期間を指定して前項の認可をしなければならない。

3 天災その他やむを得ない事由により、第一項の期間内に認可を申請することかできないときは、運輸大臣及び建設大臣は、申請により期間を延長することかできる。

(工事の着手)

第五十二條 自動車道事業者は、工事施行の認可を受けたときは、運輸大臣及び建設大臣の指定する期間内に、一般自動車道の工事に着手しなければならない。

2 前條第三項の規定は、前項の期間に準用する。

3 自動車道事業者は、第一項の工事に着手したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

(路線等の公示)

第五十三條 運輸大臣及び建設大臣は、第五十一條第一項の規定により一般自動車道の工事施行の認可をしたときは、路線、幅員その他省

令で定める事項を公示しなければならない。

(工事方法の変更)

第五十四條 自動車運送事業者は、工事方法を変更しようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。但し、積断曲線の改良、路肩の幅員の拡張その他省令で定める軽微な工事方法の変更については、この限りでない。

2 オレ工 第五十五條 第二項の規定は、前項の工事方法の変更に準用する。

3 第一項但書の工事方法の変更をしたときは、遅滞なくその旨を運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

(工事方法変更の命令)

第五十五條 運輸大臣及び建設大臣は、工事の施行中、第五十一條第一項の工事施行の認可の際予測することができなかつたような急激な生じたことにより自動車の運行に支障を生ずる虞があると認めるときは、自動車運送事業者に対し、当該工事方法の変更を命ずること  
かできる。

(工事の完成)

第五十六條 自動車運送事業者は、運輸大臣及び建設大臣の指定する

間内に一般自動車道の工事を完成しななければならない。

2 第五十一條第三項の規定は、前項の期間に準用する。

(工事の完成検査及び供用開始)

第五十七條 自動車道事業者は、一般自動車道の工事を完成したときは、遅滞なく運輸大臣及び建設大臣の検査を受けなければならない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の検査の結果、当該一般自動車道が工事施行の認可(第五十五條の工事方法変更の命令を含む。)のとおり、履行されており、且つ、事業計画及び第五十二條第一項の規定により省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、これを合格としな

ければならない。

3 自動車道事業者は、一般自動車道について前項の検査の合格があつたときは、遅滞なくその供用を開始しなければならない。

4 自動車道事業者は、一般自動車道の供用を開始したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

(工事の一部完成検査及び供用開始)

第五十八條 自動車道事業者は、一般自動車道の一部につき工事を完成したときは、運輸大臣及び建設大臣の検査を受けることができる。

- 2 前條第二項の規定は、前項の検査の場合に準用する。
- 3 前條第三項及び第四項の規定は、前項の検査の合格があつた場合及び供用を開始があつた場合に準用する。

(海防設備の検査及び供用開始)

- 第五十九條 自動車運轉業者は、一般自動車道の工事を必要としなるときは、一般自動車道の構造及び設備が事業計画及び第五十一條第二項の規定により省令で定める技術上の基準に適合するかどうかにつき、遅滞なく運輸大臣及び建設大臣の検査を受けなければならぬ。
- 2 第五十七條第三項及び第四項の規定は、前項の検査の合格があつ

た場合及び供用の開始があつた場合に準用する。

(事業の再開検査及び供用開始)

- 第六十條 自動車運轉業者は、現に休止している自動車運轉業の全部又は一部を再開しようとするときは、一般自動車道の構造及び設備が事業計画及び第五十一條第二項の規定により省令で定める技術上の基準に適合するかどうかにつき、運輸大臣及び建設大臣の検査を受けなければならぬ。
- 2 第五十七條第三項及び第四項の規定は、前項の検査の合格があつた場合及び供用の開始があつた場合に準用する。



（使用料金の認可）

第六十一条 自動車道事業者は、一般自動車道の使用料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

一 昨年の経営の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。

二 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

三 使用者の使用料金を負担する能力にかんがみ、使用者が当該事業を利用することを困難にする虞がないものであること。

3 第一項の使用料金は、定額をもつて明確に定められなければならない。

（供用約款）

第六十二条 自動車道事業者は、供用約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 第十二條 第二項の規定は、前項の認可について準用する。

（保安上の供用制限）

第六十三条 自動車道事業者は、施行する自動車の速度及び重量その他省令で定める保安上の供用制限を定め、運輸大臣及び建設大臣の

認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。

- 2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならぬ。
- 一 自動車通行に對し危険を生ずる虞がないものであること。
  - 二 一般自動車道の保全を困難にする虞がないものであること。
  - 三 自動車通行効率の著しい低下を来さないものであること。

(使用料金等の指示)

第六十四條 自動車道事業者は、使用料金、使用約款及び保安上の使用制限を官業所その他の事務所において公表の見易いように、指示

しなければならぬ。

- 2 第十三條第二項の規定は、前項の指示を必要とする事項を變更しようとする場合に準用する。

(供用契約)

第六十五條 自動車道事業者は、左の場合を除いては、一般自動車道の供用を拒絶してはならない。

- 一 当該供用の申込が第六十二條の規定により認可を受けた使用約款又は第六十三條の規定により認可を受けた保安上の使用制限に適合しないとき。
- 二 当該供用に關し使用者から特別の負担を求められたとき。

- 三 当該採用により他の自動車道の通行に著しく支障を及ぼす虞があるとき。
- 四 当該採用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 五 天災その他やむを得ない事由により自動車道の通行に支障があるとき。

（事業計画の変更）

第六十六條 自動車道事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。但し、管轄所の名称その他省令で定める軽微な事項に係る変更については、

- この限りでない。
- 2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしななければならない。
  - 一 事業計画の変更によつて公衆の利便を害することとなる虞がないものであること。
  - 二 事業計画の変更によつて当該一般自動車道の規模が当該地区における交通需要の量及び性質に適合しなくなる虞がないものであること。
  - 3 第一項但書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

（構造又は設備の変更）

第六十七條 第五十四條の規定は、自動車道事業者が一般自動車道の

構造又は設備の変更をする場合に準用する。

(一般自動車道の管理)

第六十八條 自動車道事業者は、一般自動車道とその構造及び設備が事業計画及び第五十一條第二項の規定による省令で定める技術上の基準の範囲内で省令で定める状態に適合するように常に維持しなければならない。

2 自動車道事業者は、省令で定める管理の方法に従い、一般自動車道の路面及び工作物を検査し、これらを完全な状態において保全しなければならない。

3 自動車道事業者は、天災その他の事故により自動車道の通行に支障を生じたときは、直ちにその通行の禁止その他適切な危害予防の指

針を講ずるとともに、その復旧をしなければならない。

4 自動車道事業者は、天災その他の事故が生じたときは、事故の発生日時、場所、種類その他省令で定める事項を遅滞なく運輸大臣及び建設大臣に報告しなければならない。

(土地の立入及び使用)

第六十九條 自動車道事業者は、一般自動車道に関する測量、実地調査又は工事のため必要あるときは、都道府県知事の許可を受け、他人の土地に立ち入り、又はその土地を一時材料置場として使用することができる。

2 自動車道事業者は、前項の規定により立入又は使用をしようとするときは、やむを得ない事由がある場合を除く外、あらかじめ、土

地の占有者にその旨を通知しなければならない。

3 第一項の規定による立入又は使用によつて生じた損害は、立入又は使用の後、遅滞なく当該事業者においてこれを補償しなければならない。

4 前項の規定に基いて補償すべき損害は、第一項の規定による立入又は使用により通常生ずべき損害とする。

5 第三項の規定による補償について協議がととのわなるとき又は協議することかできないときは、都道府県知事は、申請によりこれを裁定する。

6 前項の規定による裁定に係る補償金額について不服のある者は、その裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することかできる。但し、裁定のあつた日から一年を経過したときは、訴を提起することかできない。

7 前項の訴においては、当該事業者又は補償を受くべき者を被告とする。

(事業改替の命令)

第七十條 運輸大臣及び建設大臣は、自動車道事業者の事業について公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、自動車道事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画又は保安上の技術制限を変更すること。

二 一般自動車道の構造又は設備を改善すること。

2 運輸大臣は、自動車道事業者の事業について公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、自動車道事業者に対し、使用料金又は使用約款の変更を命ずることかできる。

(免許の失効)

第七十一條 左の場合には、自動車運転免許の免許は、その効力を失う。

- 一 第五十一條の期間内に工事施行の認可を申請しないとき。
- 二 第五十一條第一項の規定による申請に対し不認可の処分を受けるとき。

三 第五十二條第一項の期間内に工事に着手しないとき。

四 第五十九條の規定による検査により不合格の処分を受けたとき。

(準用規定)

第七十二條 自動車運転免許には、第九條、第三十條、第三十一條、第

三十五條、第三十七條から第三十九條まで、第四十條第一項、第三十二項及び第四項、第四十一條並びに第四十二條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは、「運輸大臣及び建設大臣」と読み替えるものとする。

(専用自動車)

第七十三條 専用自動車には、第五十一條から第六十條まで、第六十三條及び第六十七條から第七十條までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「運輸大臣及び建設大臣」とあるのは、「運輸大臣」と読み替えるものとする。

第四章 国営自動車運送事業及び国営自動車運送事業

(自動車運送事業の経営)

第七十四條 国において自動車運送事業を経営しようとするときは、当該官庁は、運輸大臣に協議をし、その承認を得なければならぬ。

2 第五條の規定は、前項の協議について準用する。

(補償)

第七十五條 路線を定める自動車運送事業を国において経営したため、これと路線を共同にする自動車運送事業者が、その部分につき事業を継続することかできなくなつたとき、又は著しく収益を減少するようになつたときは、国は、法令の定めるところにより、その事業者が受けた損失を補償することかできる。残存路線のみにつき基

業を継続することかできなくなつたときも同様とする。

(自動車運送事業の経営)

第七十六條 国において自動車運送事業を経営しようとするときは、当該官庁は、運輸大臣及び建設大臣に協議をし、その承認を得なければならぬ。

2 第四十九條の規定は、前項の協議について準用する。

(適用除外)

第七十七條 国において経営する自動車運送事業及び自動車運送事業に

は、第四條から第七條まで、第十二條、第十七條（輕微な事項に係る事業計画の変更であつて運輸省令で定めるものに限る。）、第十八條、第十九條、第三十條から第三十九條まで、第四十一條から第四十三條まで、第四十七條から第五十二條まで、第五十四條から第六十條まで、第六十二條、第六十三條、第六十七條、第七十條、第七十一條、第七十二條（第九條並びに第四十條第一項、第二項及び第四項の規定の準用に関する部分を除く。）、第七十三條（第五十三條、第六十八條及び第六十九條の規定の準用に関する部分を除く。）及び第二百二十三條の規定を適用しない。

2 圖において標官する自動車運送事業及び自動車道事業について適用される規定中「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替へるものとする。

#### 第五章 自動車運送取扱事業

##### （登録）

第七十八條 自動車運送取扱事業を営しようとする者は、運輸大臣の行方登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、第二條第四号イ及びロの種別について行方。

##### （登録の申請）

第七十九條 自動車運送取扱事業の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 第二條第四号イ又はロの種別



- 二 主たる事務所その他の営業所の名称及び所在地
  - 三 事業の経営上使用する商号及び記号
  - 四 事業の相手方となる目録並に送呈事業者の氏名又は名称及び住所
  - 五 運輸省令で定める物品の取扱に必要な施設の所在地及び面積
  - 六 法人である場合においては、その役員の名
- 2 申請書には、事業の施設、事業收支見積その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（登録の異議及び登録の通知）

第八十條 運輸大臣は、前條の規定による登録の申請があつた場合において、次條第一項の規定により登録を拒否する場合を除く外、左に掲げる事項を目録並に送呈取扱事業者登録簿（以下「登録簿」と

いう。）に登録しなければならない。

一 前條第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日

三 その者の氏名又は名称及び住所

2 運輸大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第八十一條 運輸大臣は、登録の申請者が左の各号の一に該当する場合、又は登録の申請書若しくはその添付書類中に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者
  - 二 自動車運転免許取消の登録を改り消され、その取消の日から二年を経過していない者
  - 三 官禁に服し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者で、その法定代理人が前二号の一に該当するもの
  - 四 法人で、その役員のうち前二号の一に該当する者があるもの
  - 五 運輸省令で定める物品の取扱に必要な施設を有しないもの
- 2 運輸大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録手数料)

第八十二條 登録の申請者は、千円以下の範囲内において政令で定める額の手送料を納めなければならない。

(官禁の開始の届出)

第八十三條 自動車運転免許取消者は、官禁を開始したときは、運輸大臣にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(料金)

第八十四條 自動車運転免許取消の登録を受けた者(以下「自動車運転免許取消者」という。)は、官禁に係る料金を定め、運輸大臣の

認可を交付しなければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。

2 第八條第二項の規定は、同項の認可について準用する。

(取扱約款)

第八十五條 自動車運送取扱事業者は、取扱約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。

2 第十二條第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(料金及び取扱約款の指示)

第八十六條 自動車運送取扱事業者は、事業に係る料金及び取扱約款を主たる事務所その他の営業所において公然に見易いように指示しなければならぬ。

2 第十三條第二項の規定は、前項の指示を必要とする事項を變更し、ようとする場合に準用する。

(登録事項の變更)

第八十七條 自動車運送取扱事業者は、第七十九條第一項各号に掲げる事項について變更があつたときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

2 第八十條及び第八十一條の規定は、前項の規定による變更の届出があつた場合に準用する。

（禁止行為）

第八十八條 自動車運送取扱事業者は、第八十條第一項の規定により登録簿に登録された自動車運送事業者以外の者と第二條第四号イ又はロに掲げる行為をしてはならない。

（公共の福祉に反する行為の禁止）

第八十九條 自動車運送取扱事業者は、荷主又は運賃の相手方たる自動車運送事業者に対し不当な条件によることを求め、特定の荷主に對し不当な差別的取扱をしその他公共の福祉に反する行為をしてはならない。

2 運輸大臣は、前項に規定する行為があるときは、自動車運送取扱事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（運賃改善の命令）

第九十條 運輸大臣は、自動車運送取扱事業者の運賃について公共の福祉を阻害している運賃があると認めるときは、自動車運送取扱事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 運賃に係る料金又は取扱約款を変更すること。
- 二 物品の取扱に必要な施設を改善すること。

（事業の停止、廃止等の届出）

第九十一条 自動車運送取扱事業者は、事業を停止したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 自動車運送取扱事業者は、事業を廃止し又は事業の全部を譲渡したときは、三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 自動車運送取扱事業者たる法人が左の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

一 法人が合併により消滅した場合においては、その業務を執行する役員であつた者

二 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合においては、その清算人

4 自動車運送取扱事業者が死亡したときは、相続人は、遅滞なく運輸大臣に届け出なければならない。

5 自動車運送取扱事業者が死亡した場合において、相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に登録の申請をしたときは、その登録があつた旨又は登録を拒否する旨の通知を受けるまでは、被相続人に対してした自動車運送取扱事業者の登録は、相続人に対してしたものとみなす。

（事業の停止及び登録の取消）

第九十二条 運輸大臣は、自動車運送取扱事業者が左の各号の一に該当するときは、期間を定めて事業の停止を命じ又は当該事業者の登録を取り消すことができる。

一 この法律は若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分

に違反し、とき。

- 二 正当な理由がないのに認可を受けた事項を実施しないとき。
- 三 第八十一條第一項各号の一に該当することとなつたとき。
- 四 登録を交付した日から三月以内の事務を開始しないとき。
- 五 引き続き三月以上事務を休止したとき。

(登録の抹消)

第九十三條 運輸大臣は、第九十一條第二項、第三項及び第九十四條の規定による届出があつたとき又は前條の規定による登録の取消をした場合には、登録簿につき、当該自動車運送取扱事業者の登録を抹消しなければならない。

2 第八十條第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

(附帯業務)

第九十四條 第八十四條から第八十六條まで、第八十九條及び第九十條の規定は、自動車運送取扱事業者が当該業務に附帯して行つた物品の荷造及び仕分、代金の取立及び立替その他非常自動車運送取扱業務に附帯する業務について準用する。

(年用規定)

第九十五條 自動車運送取扱事業には、第三十五條の規定を準用する。

第六章 陸軍兩運送事業

(事業に關する届出)

第九十六條 陸軍兩運送事業を經營しようとする者は、左に掲げる事項を行政庁に届け出なければならぬ。

- 一 經營しようとする事業の種類(旅客陸軍兩運送事業又は貨物陸軍兩運送事業の別)
- 二 事業の經營上使用する番号及び記号

三 路線又は事業区域

四 陸軍兩の種別及び数、運送系統、運行回数その他運輸省令で定める事業計画

五 賠償及び料金

六 事業開始の年月日

2 前項の届は、事業の施設、事業收支見解その他運輸省令で定める事項を記載した書類を添附してしなければならない。

3 陸軍兩運送事業の届出をした者(以下「陸軍兩運送事業者」という。)は、第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、行政庁に届け出なければならぬ。

(事業停止の命令)

第九十七條 行政庁は、陸軍兩運送事業者がこの法律若しくはこの法

律に基く命令又はこれらに基く処分を違反したときは、期間を定めて事業の停止を命ずることかできる。

2 行政庁は、前項の命令を受けた者が事業の停止の期間内に当該事業を廃止し再び軽重兩邊事業を經營しようとするときは、その届出を受理してはならない。

(車庫規定)

第九十八條 輕重兩邊事業には、第三十一條、第三十二條及び第九十一條第一項から第四項までの規定を準用する。この場合に於いて、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは、「行政庁」と読み替えるものとす。

第七章 目家用自動車の使用

(使用の届出)

第九十九條 自動車運送事業用自動車以外のも自動車(以下「目家用自動車」という。)を使用しようとする者は、運輸省令で定める事項について運輸大臣に届け出なければならぬ。

2 目家用自動車を使用する者は、前項の規定により届出をした事項を変更しようとするときは、運輸大臣に届け出なければならぬ。

3 目家用自動車を使用する者は、目家用自動車の使用を廃止しようとするときは、運輸大臣に届け出なければならぬ。



(共同使用の許可)

第百一十條 自家用自動車を使用しようとする者は、運輸大臣の許可を受けなければならない。

運輸大臣は、その共同使用の態様か自動車運送事業の経営に類似する虞があると認めるときは、前項の許可をしななければならない。

(有償運送の禁止及び貨物の制限)

第百一十條 自家用自動車は、対價を得てこれを運送の用に供してはならない。但し、災害のため緊急を要する場合その福公共の福祉を確保するためやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自家用自動車は、運輸大臣の許可を受けなければ、対價を得てこれを貸し出してはならない。

3 前條第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(使用の制限及び禁止)

第百一十二條 運輸大臣は、自家用自動車を使用する者が左の各号の一に該当するときは、期間を定めて自家用自動車の使用を制限し又は禁止することができる。

一 免許を受けないで、自家用自動車を使用して自動車運送事業を営んだとき。

- 二 許可を受けないうで、自家用自動車を共同の使用に供し又は対償を待て貸し渡したとき。
- 三 対償を待て自家用自動車を送の用に供したとき（前條第二項但書の場合を除く。）。
- 四 次條の規定による表示をしないうで、自家用自動車を使用したとき。

（自家用自動車に關する表示）

第百三條 自家用自動車（自家用自動車、乗車定員九人以下の自家用乗用自動車及び自家用特殊自動車を除く。）を使用する者は、その自家用自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他運輸令で定める事項を見易いように表示しなければならない。

第八章 道路運送審議会

(設置)

第百四條 道路運送審議会は、国務局ごとく、これを置く。

2 道路運送審議会の名称は、左の通りとする。

- 東京道路運送審議会
- 名古屋道路運送審議会
- 大阪道路運送審議会
- 広島道路運送審議会
- 高松道路運送審議会
- 福岡道路運送審議会
- 新潟道路運送審議会
- 仙台道路運送審議会
- 札幌道路運送審議会

(諮問事項)

第百五條 国務局長は、その権限に属する左に掲げる事項については、道路運送審議会にはかり、その決定を尊重して、これをしなければならない。

一 自動車運送事業の免許

二 自動車運送事業の停止及び免許の取消

三 自動車運送事業に關する第七十四條第一項の協議に対する承認

2 前項各号に掲げる事項のうち、道路運送審議会が軽微なものと認めらるものについては、国務局長は、道路運送審議会にはからずしてこれをを行うことができる。

(雑説)

第百六 條 道路運送審議会は、道路運送の改善に關し、關係行政庁に建議をすることかできり。

(組織)

第百七 條 東京道路運送審議会は委員八人、名古屋道路運送審議会及び福岡道路運送審議会は委員各七人、大阪道路運送審議会は委員六人、広島道路運送審議会は委員五人、高松道路運送審議会、新潟道路運送審議会、仙台道路運送審議会及び札幌道路運送審議会は委員各四人をもつて組織する。

(委員の任命)

第百八 條 委員は、道路運送審議会が置かれる郵便局の管轄区域をそれぞれの区域とする都道府県について当該都道府県知事が推薦する候補者のうちから、都府県にあつては一人ずつを、北海道にあつては四人を郵政大臣が任命する。

2 各都道府県知か推薦する候補者の数は、任命されるべき委員の数の二倍でなければならぬ。

(委員の任期等)

第百九 條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることかできる。

(事業からの隔離)

第百十條 委員は、任期中、いかなる形式においても道路運送に關する事業者団体に加入してはならず、且つ、道路運送に關する事業の役員となり、これらの事業の経営に参加し、これらの事業の報酬を受け、又はこれらの事業の経営に影響を及ぼす虞があるほどの投資をしてはならない。但し、これらの事業が当該委員の居る道路運送審議会が置かれる国連後の管轄区域内において業務を行わない場合には、これらの事業から報酬を受け又はこれらの事業に投資することを妨げない。

(委員の罷免)

第百十一條 運輸大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められる場合においては、当該道路運送審議会の意見を徴し、これを罷免することかできる。

(会長)

第百十二條 道路運送審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理す。

3 道路運送審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

(議決方法)

第百十三條 道路運送審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 道路運送審議会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 特定の事案につき特別の利害關係を有する委員は、道路運送審議会の決議があつたときは、当該事案に係る議決に参加することができな

くない。

4 道路運送審議会は、關係行政庁の職員をその会議に出席させて必要な説明を求めることができ。

(議事の記録)

第百十四條 道路運送審議会の議事の概要は、これを記録しなければならない。

(公聴会)

第百十五條 道路送達審議会は、左に掲げる事項について必要があると認めるときは、公聴会を開くことができる。

一 第百五 條第一項の規定により附設された事項

二 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第五十五條第

二項の規定により運輸審議会から情報、資料若しくは意見の提出、報告又は調査を求められた事項

2 道路送達審議会は、前項第一号に掲げる事項につき運輸局長の指

示若しくは道路送達審議会の定める利害關係人の申請又は同項第二号に掲げる事項につき運輸審議会の要求があつたときは、公聴会を開催しなければならぬ。

3 公聴会において取り扱われた事項は、できるだけ速記の方法によりこれを正確に記録しなければならぬ。

(記録)

第百十六條 第百十四條及び前條第三項の規定する記録は、一筆からの申出があつたときは、これを調査に供しなければならぬ。

(調査等)

第百十七條 道路送達審議会は、その職務を行うため、必要があると認めるときは、左の各号に掲げる事項を行うことができる。

一 公務所又は道路送達事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めらるること。

二 関係人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告を提出すること。

2 前項第二号の規定により出頭を求められた関係人又は参考人は、  
政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することかできる。

(庶務等)

第百十八條 道路運送審議会の庶務は、陸運局においてこれを処理す  
る。

第百十九條 この法律に規定するものの外、道路運送審議会の議事  
則その他道路運送審議会に關し必要な事項は、運輸省令でこれを  
定める。



第九章 雜則

(免許等の條件)

第二百十條 免許、許可又は認可には條件を附し、及びこれを変更することかできる。

2 前項の條件は、公衆の利益を増進し、又は免許、許可若しくは認可に於ける事項の確實な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、且つ、当該道路建設事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

(訴訟)

第二百十一條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政庁のした処分に不服のある者は、訴訟をすることかできる。

(職權の委任等)

第二百十二條 この法律に規定する運輸大臣又は運輸大臣及び運輸大臣の職權の一部は、政令の定めるところにより、左の各号の区分に従い、各々その号の定める下級の行政庁に委任することかできる。  
一 第二章、第四章、第五章及び第七章に規定する職權については、運輸局長又は都道府県知事  
二 第三章に規定する職權については、運輸局長又は陸運局長及び都道府県知事

道庁長知事

2

第六軍に規定する行政庁は、左の各号に定める区分による。

一 旅客自動車運送事業に關する事項については都知事(都の區の府する區域に限る。一又は市町村長

二 貨物自動車運送事業に関する事項については都道府県知事

(地方公共団体の区域内における一般乗合旅客自動車運送事業)  
第二百二十三條 運輸大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業につき第四  
條、第十八條、第三十八條、第四十條又は第四十一條の規定による  
処分をしようとする場合であり、且つ、その路線が東京都の区に存  
する区域内又は政令で定める市の区域内にある場合には、都知事又  
は当該市長の意見を徴しなければならぬ。

(事業等の報告書)

第二百二十四條 道路運送事業者又は車両を使用する者は、事業又は車  
輛の使用に関する報告書を作成し、当該行政庁に提出しなければならない。  
2 前項の報告書の様式及びその提出の時期は、省令で定める。

(報告及び検査)

第二百五條 当該行政庁は、第一條の目的を達成するため必要がある  
と認めるときは、道路運送事業者その他車両を所有し若しくは使  
用する者又はこれらの者の組織する団体に、事業又は車両の所有者  
若しくは使用者に対し、報告をさせることとできる。  
2 当該行政庁は、第一條の目的を達成するため必要があると認め  
るときは、道路運送事業者の事業場、車両の所在する場所その他の  
所にその職員を派遣して、事業若しくは車両の所有若しくは使用の  
状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は質問させること

- とができる。この場合においては、当該行政庁は、その職員をして一時車庫の操縦を停止させることができる。
- 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があつたときは、これを早示しなければならぬ。
- 4 第二項の検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十章 罰則

第二百二十六條 左の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処す。

- 一 第三條第一項の規定に違反して自動車運送事業を営んだ者
- 二 第三十五條（第七十二條）において適用する場合を含む。一の規定に違反した者
- 三 第三十九條第一項（第七十二條）において適用する場合を含む。一の規定に違反して自動車運送事業を営んだ者
- 四 第四十八條第一項の規定に違反して自動車運送事業を営んだ者

第二百二十七條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処す。

- 一 第八條第一項又は第六十一條第一項の規定により認可を受けてし

なければならぬ事項を認可を受けなかつた者

二 第九條の規定に違反して罰金及び料金の増戻をした者

三 第四十二條（第七十二條）において準用する場合を含む。一の規定による禁煙の停止の処分を違反した者

四 第七十八條第一項の規定に違反して自動車運取扱事務を經營した者

五 第十條又は第九十五條において準用する第三十五條の規定に違反した者

第百二十八條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金、拘留又は科料に處する。

一 第十二條第一項、第十七條第一項、第十八條第一項、第三十六

條第一項、第三十七條第一項（七十二條）において準用する場合を含む。一、第四十條第一項（七十二條）において準用する場合を含む。一、第五十條（第七十三條）において準用する場合を含む。一、第六十二條第一項、第六十三條第一項（第七十三條）において準用する場合を含む。一、第六十六條第一項、第六十七條（第七十三條）において準用する場合を含む。一、第八十五條第一項又は第九十一條第二項の規定により許可又は認可を受けてしなればならぬ事項を許可又は認可を受けなかつた者

二 第三十二條第一項（第九十八條）において準用する場合を含む。

一、第三十三條第一項、第三十五條（第七十三條）において準用する場合を含む。一、第七十條（第七十三條）において準用する場合を含む。一又は第九十條の規定による命令に違反した者

三 第十五條、第十六條、第六十五條、第八十八條又は第九十一條第一項の規定に違反した者

- 四 第三十一條第四項（第七十二條及び第九十八條において準用する場合を含む。）、第八十九條第二項、第九十二條、第九十七條第一項又は第九十八條の規定による処分を違反した者
- 五 第九十六條第一項及び第三項の規定による届出をしなけれなければならない事項を届出をしないでした者
- 六 第二百二十條第一項の規定により附した條件又はその條件に基いてした処分に違反した者
- 七 第二百二十四條第一項の規定による報告書の提出を怠り、又は虚偽の報告書を提出した者
- 八 第二百二十五條第一項の規定による報告を怠り又は虚偽の報告をした者
- 九 第二百二十五條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述せず若しくは虚偽の陳述をし、又は車輦の操縦の停止に従わなかつた者

第二百二十九條 第五十七條第一項、第五十九條第一項（第七十三條において準用する場合を含む。）又は第六十條の規定による自動車等の工事の完成又は構造及び設備の検査を受けないうて供用を開始した者は、三ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三百三十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は所有し若しくは使用する車輦に關し、第二百二十六條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

第百三十一條 自動車道若しくはその道路標識、防護柵等の保安設備を損壊し、又はその他の方法で自動車道における自動車の往來の危険を生ぜしめた者は、これを五年以下の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、これを罰する。

第百三十二條 人の現在する一乗乗合旅客自動車運送事業用自動車を強奪させ、又は破壊した者は、これを十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯しよつて人を傷けた者は、これを一年以上の有期懲役に処し、死亡させた者は、これを無期又は三年以上の懲役に処する。

3 第一項の未遂罪は、これを罰する。

第百三十三條 第百三十一條の罪を犯し、よつて自動車を転倒させ又は破壊した者も前條の例による。

第百三十四條 過失により第百三十一條第一項又は第百三十二條第一項の罪を犯した者は、これを三千元以下の罰金に処する。その業務に従事する者が犯したときは、これを一年以下の禁錮又は五千元以下の罰金に処する。

第百三十五條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の乗務員の職務の執行を妨げた者

二 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車に石類を投げつけた者

第百三十六條 左の各号の一に該当する者は三万円以下の過料に処する。

一 第十三條、第二十四條、第四十條第四項（第七十二條において準用する場合を含む。）、第六十四條又は第六十六條の規定による掲示若しくは表示をせず、又は虚偽の掲示若しくは表示をしたとき。

二 第百條第一項の規定により許可を受くべき事項を受けないでし  
たとき。

三 第六十八條第一項（第七十三條において準用する場合を含む。）  
の規定に基いて発する命令による届出若しくは報告を怠り、又は  
虚偽の届出若しくは報告をしたとき。

四 第二十條から第二十三條まで、  
第二十五條

から第二十八條まで、第三十條（第七十二條において準用する場  
合を含む。）、第四十六條第二項又は第六十八條第一項（第七十三  
條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五 第九十一條第二項（第九十八條において準用する場合を含む。）  
又は第九十九條の規定による届出をしななければならない事項を  
届出をしなないでした者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行す。但し、附則第四項及び附則第五項の規定は、昭和二十六年五月三十一日から、第十條の規定は、昭和二十六年九月一日から施行す。

(道路運送法の廃止)

2 道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号。以下「旧法」といふ。)は、廃止する。

(道路運送審議会委員の任命のための準備措置)

3 第八條の規定による道路運送審議会委員の任命のために必要な行為は、附則第一項の規定にかかわらず、昭和二十六年六月一日以前においても行うことができ。

(無償自動車運送事業の免許の失効)

4 無償の自動車運送事業の免許は、旧法第三十一條の規定にかかわらず、昭和二十六年五月三十一日においてその効力を失うものとする。

(道路運送審議会委員の兼任)

5 昭和二十六年五月三十一日において道路運送審議会委員であつた



者は、旧法第八條第八項、第十項及び第十一項の規定にかかわらず、その日において命令をなしたことなくその責を免ぜられるものとする。

6 この法律施行の際現に存する自動車交用事業財産及びこの法律施行前にした行為に対する前則の適用については、旧法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

(運賃及び料金の収支支払の特例)

7 第十條の規定は、この法律施行の際現に貨物自動車運送事業(一般路線貨物自動車運送事業を除く。)を經營する者及びこの法律施行後一箇年以内に貨物自動車運送事業(一般路線貨物自動車運送事業を除く。)の免許を受けた者については、第十條の規定施行の日から一箇年を限り適用しない。

(一定の資格要件を備える運転者の特例)

8 第二十三條の規定は、この法律施行の際現に自動車運送事業を經營する者については、この法律施行の日から一箇年を限り適用しない。

(現に休止中の自動車運送事業の特例)

9 第四十條 第三項の規定は、この法律施行の際現に休止している自動車運送事業については、この法律施行の日から一箇年を限り適用しない。

(供用約款及び供用上の供用制限の特例)

10 第六十二條及び第六十三條の規定は、この法律施行の際現に自動車運送事業を經營する者については、この法律施行の日から三箇月間を限り適用しない。この期間内に認可の申請をした場合においてその申請に対する認可又は不認可のある日まで同様とする。

(経過規定)

11 旧法又は旧法に基く規定によりした処分、手續その他の行為は、この法律中これに相当する規定がある場合には、この法律によりしたものとみなす。

12 この法律施行の経過に... 一 一般小座貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業を... 二 三箇月以内の限り、第八條、第九條、第七十二條において運用する... 及び第三十八條の規定による認可を受け... ことかできる。この期間内... 可の申請をした場合においてその... 日まで向後とする。

13 前項の規定は、この法律施行の経過に一般区域貨物自動車運送事業、一般小座貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を... 管する者について... であるのは、「一年」と読み替えるものとする。

14 この法律施行の経過に... 一 国土交通省の審議官... 二 国土交通大臣又は国土交通大臣及び建設大臣に通知しなればならぬ。

15 この法律施行の経過に... この法律施行の日から三箇月以内の限り、第七十八條の規定による... ことかできる。この期間内... 又は登録の拒否の日まで... とする。

16 この法律施行の際既に自家用自動車を持する者は、この法律施行の日から三月以内に移り、第百條の規定による許可を交付ないでも自家用自動車を夫向して使用することかできる。この期間内に許可の申請をした場合においてその申請に対する許可又は不許可のある日まで満期とする。

(他の法律の改正)  
 17 土地収用法(昭和三十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

18 第二條第五号中「専ら自動車」を「自動車」に改める。  
 道路交差取除法(昭和二十二年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項を次のように改める。  
 自動車とは、もつぱら自動車の交通の用に供することを目的として建設されたものをいう。

19 毒藥者団律法(昭和二十三年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

うに改正する。

第七條第二号を次のように改める。

二 道路運送法(昭和二十六年法律第 号)第十八條及び第三十

一條第一項(他の運送事業者又は運送事業者との設備の共用、客運、貨物、共同運送及び共同運送)に於ける「客」に「乗客」を加ふる。

20 日本國有鉄道法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第六十三條中「道路運送法(昭和二十二年法律第百九十一号)」を「道路運送法(昭和二十六年法律第 号)」に改める。

21 道路運送法(昭和二十六年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 自動車運送取扱事業を営み、及び自動車運送取扱事業の業務(附帯業務を含む。)に於て認可すること。

第四條第四十号中「道路運送法(昭和二十二年法律第百九十一号)

一を「遺囑送法（昭和二十六年法律第... 号）」に改める。  
第四條第十四号中「自動車送法、」の下に「自動車送法取扱  
法、」を加える。

第二十八條第一項第五号の次に次の一号を加える。  
四の二 自動車送法取扱法の増修、改善及び調整に關すること。

第五十一條第六号の次に次の二号を加える。  
六の二 自動車送法取扱法に關する記録又は認可に關すること。

22

本法の第一章を次のように改正する。  
第十五條中「遺囑送法（昭和二十二年法律第百九十一号）第十  
條」を「遺囑送法（昭和二十六年法律第... 号）第三條」に改め  
る。

23

外国人の事業活動に關す。政令（昭和二十五年政令第三号）の一  
部を次のように改正する。  
第三條第一項第三号中「遺囑送法、」を「自動車送法、  
」に改める。

この法に於ける秩序の確立及び運輸事業の健全な発達並びに  
この法の改正の適正化を図り、よつて公共の福祉を増進するため、この  
法を改正し、新たに運輸法及び運輸事業法に關する規程を定  
める必要がある。これか、この法律案を提出する塩田である。

昭和二十六年二月十一日

道路運送法案

運輸省自動車局

目次

第一章	總則（第一條・第二條）
第二章	自動車運送事業（第三條―第四十六條）
第三章	自動車道及び自動車道事業（第四十七條―第七十五條）
第四章	國營自動車運送事業及び國營自動車道事業（第七十六條―第七十九條）
第五章	自動車運送取扱事業（第八十條―第九十六條）
第六章	輕車兩運送事業（第九十七條―第九十九條）
第七章	家用自動車の使用（第一百條―第一百三條）
第八章	道路運送審議會（第一百四條―第二十條）
第九章	雜則（第二百一十一條―第二百二十七條）
第十章	罰則（第二百二十八條―第三百三十八條）
附則	

第一章 總 則

(目的)

第一條 この法律は、道路運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保するとともに、道路運送に関する秩序を確立することにより道路運送の総合的な發達を圖り、もつて公共の福を促進することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「道路運送事業」とは、自動車運送事業、自動車道事業、自動車運送取扱事業及び軽車両運送事業をいう。

2 この法律で「自動車運送事業」とは、他人の需要に應じ、自動車をを使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。

3 この法律で「自動車道事業」とは、一般自動車道をもつばら自動車の交通の用に供する事業をいう。

4 この法律で「自動車運送取扱事業」とは、他人の需要に應じ、有償で左に掲げる行爲を行う事業をいう。

一 自己の名をもつてする自動車運送事業者（自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。）による貨物運送の取次又は運送貨物の自動車運送事業者からの受取

二 他人の名をもつてする自動車運送事業者への貨物の運送の委託又は運送貨物の自動車運送事業者からの受取

三 自動車運送事業者の行う運送を利用してする貨物の運送

5 この法律で「軽車両運送事業」とは、他人の需要に應じ、軽車

兩を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。

6 この法律で「自動車」とは、道路運送車兩法（昭和二十六年法律第 號）による自動車をいい、「軽車兩」とは、同法による原動機付自轉車及び輕車兩をいう。

7 この法律で「道路」とは、道路法（大正八年法律第五十八號）による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道をいう。

8 この法律で「自動車道」とは、もつばら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道をいい、「一般自動車道」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「専用自動車道」とは自動車運送事業者がもつばらその事業用自動車（自動車運送事業

者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。



## 第二章 自動車運送事業

(種類)

第三條 自動車運送事業は、一般自動車運送事業及び特定自動車運送事業とする。

2 一般自動車運送事業(特定自動車運送事業以外の自動車運送事業)の種類は、左に掲げるものとする。

一 一般乗合旅客自動車運送事業(旅客を運送する一般自動車運送事業であつて、第二號及び第三號の自動車運送事業以外のもの)

二 一般貸切旅客自動車運送事業(一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般自動車運送事業)

三 一般乗用旅客自動車運送事業(一個の契約により乗車定員九人以下の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般自動車運送事業)

四 一般路線貨物自動車運送事業(一定の路線により自動車を使用して貨物を運送する一般自動車運送事業であつて、第六號の自動車運送事業以外のもの)

五 一般区域貨物自動車運送事業(一定の事業区域内において路線を定めないうで、自動車を使用して貨物を運送する一般自動車運送事業であつて、第六號の自動車運送事業以外のもの)

六 一般小型貨物自動車運送事業(最大積載量一トン以下の自動車のみを使用して貨物を運送する一般自動車運送事業)

3 特定自動車運送事業（特定の者の需要に應じ、一定の範囲の旅客又は貨物を運送する自動車運送事業）の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 特定旅客自動車運送事業（一定の範囲の旅客を運送する特定自動車運送事業）
- 二 特定貨物自動車運送事業（一定の範囲の貨物を運送する特定自動車運送事業）

（免許）

第四條 自動車運送事業を經營しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

- 2 自動車運送事業の免許は、路線又は事業區域並びに前條第二項各號及び第三項各號に掲げる自動車運送事業の種類について行う。
- 3 自動車運送事業の免許は、運送の需要者、運送する旅客又は貨物その他業務の範囲を限定して行うことができる。
- 4 一時的な需要のための自動車運送事業の免許は、期間を限定して行うことができる。

（免許申請）

第五條 自動車運送事業の免許を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

- 一 經營しようとする自動車運送事業の種類
- 二 予定する路線又は事業區域
- 三 自動車運送事業の種類ごとに運輸省令で定める事業計畫

四 當該事業の經營が運輸上必要である理由

2 左の各號の一に該當する者は、申請書に前項に掲げる事項の外當該各號に掲げる事項をあわせて記載しなければならぬ。

一 特定自動車運送事業の免許を受けようとする者にあつては、運送の需要者の氏名又は名稱及び住所並びに運送しようとする旅客又は貨物の範圍

二 前條第三項の規定により業務の範圍を限定する免許を受けようとする者にあつては、運送の需要者、運送しようとする旅客又は貨物その他業務の範圍

三 前條第四項の規定により期間を限定する免許を受けようとする者にあつては、その期間

五

3 申請書には、事業の施設、事業收支見積その他運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

4 運輸大臣は、申請者に對し、前三項に規定するものの外、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

(免許基準)

第六條 運輸大臣は、前條に規定する申請書を受理したときは、その申請が左の各號に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 當該事業の開始が運送需要に對し適切なるものであること。

二 當該事業の開始が公衆の利便を増進するものであること。

三 當該事業の開始によつて當該路線又は事業區域における供給輸送力が輸送需要量に對し著しく不均衡とならないものである。

こと。

四 當該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

五 當該事業に使用する輸送施設が當該路線又は事業區域における輸送需要の性質に適應するものであること。

二 運輸大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、左の場合を除いて、自動車運送事業の免許をしなければならない。

一 免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁この刑に處せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

六

二 免許を受けようとする者が自動車運送事業の免許の取消を受け、取消の日から二年を経過していない者であるとき。

三 免許を受けようとする者が營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者である場合において、その法定代理人が前二號の一に該當する者であるとき。

四 免許を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員（いかなる名稱によるかを問わず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）が前三號の一に該當する者であるとき。

（運輸開始）

第七條 自動車運送事業の免許を受けた者は、運輸大臣の指定する

期日又は期間内に運輸を開始しなければならない。

2 天災その他やむを得ない事由により、前項の期日又は期間内に運輸を開始することができないときは、運輸大臣は、申請により期日を延期し、又は期間を伸長することができる。

(運賃及び料金の認可)

第八條 自動車運送事業者は、旅客又は貨物の運賃その他運輸に関する料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

一 能率的な經營の下における適正な原價を償い、且つ、適正な

利潤を含むものであること。

二 特定の旅客又は荷主に對し不當な差別的取扱をするものでないこと。

三 旅客又は貨物の運賃及び料金を負擔する能力にかんがみ、旅客又は荷主が當該事業を利用することを困難にするおそれがないものであること。

四 他の自動車運送事業者との間に不當な競争をひきおこすこととなるおそれがないものであること。

3 第一項の運賃及び料金は、定額をもつて明確に定められなければならない。

(運賃又は料金の割戻の禁止)

第九條 自動車運送事業者は、旅客又は荷主に對し、收受した運賃又は料金の割戻をしてはならない。

(運賃及び料金の收受)

第十條 第三條第二項第四號から第六號まで及び同條第三項第二號の自動車運送事業を經營する者(以下「貨物自動車運送事業者」という。)は、運送貨物を荷受人に引き渡すまでに、當該貨物運送に對する運賃及び料金を收受しなければならない。

2 貨物自動車運送事業者は、荷主の經理上の手續その他やむを得ない事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、運賃及び料金を收受しないで運送貨物を荷受人に引き渡してもよい。この場合においては、貨物自動車運送事業者は、運輸省令で定める期間内

に、その運賃及び料金を收受しなければならない。但し、天災その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(運賃及び料金の收受の猶予)

第十一條 貨物自動車運送事業者が、特定の者の需要に應じ反復的に行う運送に對する運賃及び料金の收受の猶予期間を定め、運輸大臣の許可を受けた場合は、前條第一項の規定にかかわらず、運賃及び料金を收受しないで運送貨物を荷受人に引き渡してもよい。この場合においては、貨物自動車運送事業者は、猶予期間内に、その運賃及び料金を收受しなければならない。但し、天災その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、左の基準によ

つて、これをしなければならぬ。

一 運送の都度運賃及び料金を收受することが著しく煩雑であること。

二 特定の荷主に對し不當な差別的取扱をするものでないこと。

三 他の貨物自動車運送事業者との間に不當な競争をひきおこすこととなるおそれがないものであること。

(運送約款)

第十二條 自動車運送事業者は、運送約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によ

つて、これをしなければならぬ。

一 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少くとも運賃及び料金の收受並びに自動車運送事業者の責任に關する事項が明確に定められているものであること。

(運賃及び料金等の揭示)

第十三條 自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を營業所その他の事業所において公衆に見易いように揭示しなければならない。

2 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者(以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。)は、前項に掲げるものの外、運輸省令の定めるところにより、運行系統、運行回数その他の事項

を營業所その他の場所において公衆に見易いように掲示しなければならぬ。

3 自動車運送事業者は、前二項の規定により掲示した事項を變更しようとするときは、あらかじめ、その旨を營業所その他の場所において公衆に見易いように掲示しなければならぬ。

(貨物の種類及び性質の確認)

第十四條 自動車運送事業者は、貨物運送の申込があつたときは、その貨物の種類及び性質を明告することを申込者に求めることができる。

2 自動車運送事業者は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑があるときは、申込者の同意を得て、その立合の上で、これを點検することができる。

3 自動車運送事業者は、前項の規定により點検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の明告したところと異なるるときは、これがため生じた損害の賠償をしなければならぬ。

4 自動車運送事業者が第二項の規定により點検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の明告と異なるときは、申込者は點検に要した費用を負担しなければならぬ。

(運送引受義務)

第十五條 自動車運送事業者は、左の場合を除いては、運送の引受を拒絶してはならぬ。

一 當該運送の申込が第十二條の規定により認可を受けた運送約



款によらないものであるとき。

二 申込者が前條第一項の規定による明告をせず、又は同條第二項の規定による點檢の同意を與えないとき。

三 當該運送に適する設備がないとき。

四 當該運送に關し申込者から特別の負擔を求められたとき。

五 當該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

七 前各號に掲げる場合の外、運輸省令で定める正當な事由があるとき。

(運送の順序)

第十六條 自動車運送事業者は、運送の申込を受けた順序により旅客又は貨物の運送をしなければならない。但し、急病人又は腐敗し易い貨物を運送する場合その他正當な事由がある場合は、この限りでない。

(引渡不能の貨物の寄託)

第十七條 貨物自動車運送事業者は、その責に歸すべからざる事由により貨物の引渡をすることができないときは、荷主の費用をもつて、これを倉庫營業者に寄託することができる。

2 貨物自動車運送事業者は、前項の規定により貨物を寄託したときは、遅滞なくその旨を荷主に通知しなければならない。

3 貨物自動車運送事業者は、第一項の規定により貨物を寄託した

場合において倉庫證券を作らせたときは、その證券の交付をもつて貨物の引渡に代えることができる。

(事業計画の変更)

第十八條 自動車運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。但し、營業所の名稱その他運輸省令で定める輕微な事項に係る変更については、この限りでない。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

一 事業計画の変更によつて公衆の利便を害することとなるおそれがないものであること。

一

二 事業計画の変更によつて當該路線又は事業區域における供給輸送力が輸送需要量に對し著しく不均衡となるおそれがないものであること。

3 自動車運送事業者は、第一項但書の事項について事業計画を変更したときは、遲滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(事業計画に定める業務の確保)

第十九條 自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

2 運輸大臣は、自動車運送事業者が前項の規定に違反していると

認むるときは、當該自動車運送事業者に對し、事業計畫に従い業務を行ふべきことを命ずることが出来る。

(運輸に關する協定)

第二十條 自動車運送事業者は、他の運送事業者又は通運事業者と設備の共用、連絡運輸又は共同經營に關する契約その他運輸に關する協定をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。

運輸大臣は、當該契約又は協定が公衆の利便を増進するものであるときは、前項の認可をしなければならぬ。

(私的獨占禁止法の適用除外)

第二十一條 前條の認可を受けて行ふ正当な行爲及び第三十三條第

三

一項(他の運送事業者又は通運事業者との設備の共用、連絡運輸共同經營及び運輸に關する協定に關する部分に限る。)の規定による命令によつて行ふ正当な行爲には、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四號)の規定は適用しない。

(郵便物等の運送)

第二十二條 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に附隨して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することが出来る。

(路線により運送する貨物の集貨及び配達)

第二十三條 一般路線貨物自動車運送事業を經營する者は、運輸大

臣が事業區域を指定したときは、第四條の規定にかかわらず、その事業區域内においてその者が路線により運送する貨物を自動車を使用して集貨し及び配達することができる。

(事業區域外の運送)

第二十四條 事業區域を定める自動車運送事業を經營する者は、その事業區域内と事業區域外とを通ずる區間において運送をする場合には、その都度運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、當該運送が旅客又は荷主の利便を確保するため必要であり、且つ、當該區間において免許を有する自動車運送事業者によることが困難かどうかを審査しなければならない。

1B

(事故の報告)

第二十五條 自動車運送事業者は、その事業用自動車が轉覆し、火災を起し、その他運輸省令で定める重大な事故をひき起したときは、遲滞なく事故の種類、原因その他運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。

(従業員)

第二十六條 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般貸切旅客自動車運送事業を經營する者は、自動車の運轉者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員に制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が従業員であることを表示させなければならない、その者をその職務に従事させてはならない。

2 前項に規定するものの外、同項の従業員の服務について必要な事項は、運輸省令で定める。

(運轉者)

第二十七條 第三條第二項第一號から第三號までの自動車運送業を經營する者は、年齢、運轉の經歷その他運輸省令で定める一定の資格を備える者でなければ、その事業用自動車の運轉に従事させてはならない。但し、當該運轉が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

2 前項の自動車運送事業者は、その事業用自動車の運轉者を運輸省令で定める従業時間をこえて、勤務に従事させてはならない。

(小兒の無賃運送)

二五

第二十八條 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の同伴する六歳未満の小兒については、旅客一人につき少くとも一人まで無賃で運送しなければならない。

(旅客の禁止行爲)

第二十九條 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、他の旅客に危害を及ぼすおそれがある物品若しくは他の旅客の迷惑となるおそれがある物品であつて運輸省令で定めるものを自動車内に持ち込み、又は自動車内で自動車の運轉装置に手を觸れその他運輸省令で定める行爲をしてはならない。

2 前項の旅客は、自動車の車掌その他の従業員から乗車券の點檢又は回收のため乗車券の呈示又は交付を求められたときは、これ

を拒むことができない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の規定に違反して乗車券の呈示又は交付を拒んだ旅客又は有効の乗車券を所持しない旅客に對し、その旅客が乗車した區間に對應する運賃及び料金並びにこれと同額の割増運賃及び割増料金の支拂を求めることができ  
る。

(省令への委任)

第三十條 この法律に規定するものの外、自動車運送事業者の交付すべき乗車券又は荷物切符、事業用自動車に掲示すべき事項その他旅客又は荷主の利便の確保のために自動車運送事業者の遵守すべき事項は、運轉省令で定める。

一六

(會計)

第三十一條 自動車運送事業者は、その事業年度、勘定科目の分類、帳簿書類の様式その他の會計に關する手續について運輸省令で定めるところに従い、その會計を處理しなければならない。  
(公衆の利便を阻害する行爲の禁止等)

第三十二條 自動車運送事業者は、旅客又は荷主に對し、不當な運送條件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行爲をしてはならない。

2 自動車運送事業者は、自動車運送事業の健全な發達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

3 自動車運送事業者は、特定の旅客又は荷主に對し、不當な差別

的取扱をしてはならない。

- 4 運輸大臣は、前三項に規定する行為があるときは、自動車運送事業者に対し、當該行為の停止又は変更を命ずることができる。
- 5 運輸大臣は、前項の命令をしようとするときは、當該自動車運送事業者に対し、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聽聞をしなければならぬ。聽聞に際しては、當該自動車運送事業者に対し、意見を述べ、及び證據を提出する機會が與えられなければならない。

(事業改善の命令)

第三十三條 運輸大臣は、自動車運送事業者の事業について公共の福祉を阻害している事實があると認めるときは、自動車運送事業

一七

者に対し、左に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計畫を変更すること。
  - 二 運賃、料金又は運送約款を変更すること。
  - 三 自動車その他の輸送施設を改善すること。
  - 四 他の運送事業者又は通運事業者と設備の共用、連絡運送、共同経営又は運輸に關する協定をすること。
  - 五 運轉事故を防止するための必要な措置を講ずること。
  - 六 旅客又は貨物の運送に關し支拂うべきことあるべき損害賠償のため保險契約を締結すること。
- 2 前項第四號の場合において、當事者が取得し、又は負擔すべき金額その他協定の細目は、當事者間の協議により定める。

3 前項の協議がととのわないうとき又は協議することができないときは、運輸大臣は、申請によりこれを裁定する。

4 前項の規定による裁定中當事者が收得し、又は負擔すべき金額について不服のある者は、その裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができ、但し、裁定のあつた日から一年を経過したときは、この限りではない。

5 前項の訴においては、協定の他の當事者を被告とする。  
(運送に關する命令)

第三十四條 運輸大臣は、當該運送が災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要であり、且つ、當該運送を行う者がない場合

一八

又は著しく不足する場合に限り、自動車運送事業者に對し、運送すべき旅客若しくは貨物、運送すべき區間、これに使用する自動車及び運送条件を指定して運送を命じ、又は旅客若しくは貨物の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令で次條の規定による損失の補償を伴うものは、これによつて必要となる補償金の總額が國會の議決を経た予算●金額をこえない範圍内でこれをしなければならない。

(損失の補償)

第三十五條 前條第一項の規定による命令により損失を受けた者に對しては、その損失を補償する。

2 前項の規定による補償の額は、當該自動車運送事業者がその運



送を行つたことにより通常生ずべき損失及びその命令を受けなかつたならば通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失の額とする。

3 前二項に定めるものの外、損失の補償に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

(名義の利用、事業の貸渡等)

第三十六條 自動車運送事業者は、その名義を他人に自動車運送事業のため利用させてはならない。

2 自動車運送事業者は、事業の貸渡その他いかなる方法をもつてするかを問はず、自動車運送事業を他人にその名において經營させてはならない。

一九

(事業用自動車の貸渡)

第三十七條 自動車運送事業者は、その事業用自動車の貸渡しを行うときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、その貸渡によつて公衆の利便を害することとなるおそれがあると認める場合を除く外、前項の許可をしなければならない。

(事業の管理の受委託)

第三十八條 自動車運送事業の管理の委託及び受託については、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、左の基準によつてこれを行ななければならない。

- 一 當該事業を繼續して運営するため必要であること。
- 二 受託者が當該事業を管理するのに適している者であること。

(事業の譲渡及び譲受等)

第三十九條 自動車運送事業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 自動車運送事業者たる法人の合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない、但し、自動車運送事業者たる法人と自動車運送事業を經營しない法人が合併する場合において、自動車運送事業者たる法人が存続するときは、この限りでない。

3 第六條の規定は、前二項の認可について準用する。

4 自動車運送事業者たる法人の合併があつたときは、合併後存続  
二〇

する法人又は合併により設立された法人は、免許に基く權利義務を承継する。

(相續)

第四十條 自動車運送事業者が死亡した場合において、相續人(相續人が二人以上ある場合においてその協議により當該自動車運送事業を承継すべき相續人を定めたときは、その者)が被相續人の經營していた自動車運送事業を引き續き經營しようとするときは、被相續人の死亡後六十日以内に、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

2 相續人が前項の認可の申請をした場合においては、被相續人の死亡の日からその認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受

ける日までは、被相続人に對してした自動車運送事業の免許は、その相続人に對してしたものとみなす。

3 第六條の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた者は、被相続人に係る免許に基く権利義務を承継する。

(事業の休止及び禁止)

第四十一條 自動車運送事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廢止しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

2 運輸大臣は、當該休止又は廢止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除く外、前項の許可をしな

ければならぬ。

3 第一項の事業の休止の許可は、一年をこえる期間についてすることができない。

4 前二項の規定は、道路又は橋りょうの損壞その他正當な事由に基く事業の休止又は廢止については適用しない。

5 自動車運送事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廢止しようとするときは、あらかじめ、その旨を營業所その他の事業所において公衆に見易いように掲示しなければならぬ。

(法人の解散)

第四十二條 自動車運送事業者たる法人の解散の決議又は總社員の同意は、運輸大臣の許可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前條第二項及び第四項の規定は、前項の認可について準用する。

(事業の停止及び免許の取消)

第四十三條 運輸大臣は、自動車運送事業者が左の各號の一に該當するときは、六箇月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く處分又は免許、許可若しくは認可に附した條件に違反したとき。

二 正當な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を實施しないとき。

三 第六條第二項第一號、第三號又は第四號に該當することとなつたとき。

二二

(免許の失効)

第四十四條 左の場合には、自動車運送事業の免許は、その効力を失う。

一 第七條の期日又は期間内に運輸を開始しないとき。

二 事業の廢止の許可を受けたとき。

三 第四條第四項の規定により限定した期間が満了したとき。

(特定自動車運送事業の特則)

第四十五條 特定自動車運送事業には、第十二條から第十六條まで、第四十一條及び第四十四條第二號の規定を適用しない。

2 特定自動車運送事業を經營する者は、事業を休止し、又は廢止したときは、その日から三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出

なければならぬ。この場合においては、免許は、事業の廢止の届け出があつたときにその効力を失う。

(通運事業者の特則)

第四十六條 自動車を使用して通運事業を經營することの免許を受けた者又は通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一號)第三條の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者は、第四條第一項、第二十條、第二十一條、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十三條第一項第四號及び第二項から第五項まで、第三十六條、第三十七條及び第四十三條の規定の適用については、運輸大臣の指定する種類及び事業區域について通運事業のためにする貨物自動車運送事業の免許を受けた者とみなす。

第三章 自動車道及び自動車道事業

(免許)

第四十七條 自動車道事業を經營しようとする者は、運輸大臣及び建設大臣の免許を受けなければならない。

2 自動車道事業の免許は、路線について行う。

3 自動車道事業の免許は、通行する自動車の範囲を限定して行うことができる。

(免許申請)

第四十八條 自動車道事業の免許を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣及び建設大臣に提出しなければならない。

二

一 豫定する路線

二 省令で定める事業計画

三 当該事業の經營が運輸上必要である理由

四 当該事業の開始のための工事の要否

2 前條第三項の規定により通行する自動車の範囲を限定する免許を受けようとする者は、申請書に前項に掲げる事項の外、通行させようとする自動車の範囲をあわせて記載しなければならない。

3 申請書には、一般自動車道の路線圖及び事業の施設、事業收支見積その他省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

4 運輸大臣及び建設大臣は、申請者に對し、前三項に規定するも

のの外、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

(免許基準)

第四十九條 運輸大臣及び建設大臣は、前條に規定する申請書を受理したときは、その申請か左の各號に適合するかどうかを審査しなければならぬ。

- 一 當該事業の開始が公衆の利便を増進するものであること。
- 二 當該事業の路線の選定が當該事業の經營の目的に適合するものであること。
- 三 當該一般自動車道の規模が當該地區における交通需要の量及び性質に適合するものであること。

二五

四 當該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

五 前各號に掲げるものの外、當該事業の計画が當該事業の長期にわたる經營の遂行上適切なものであること。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、左の場合を除いて、自動車道事業の免許をしなければならぬ。

- 一 免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に處せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。
- 二 免許を受けようとする者が自動車道事業の免許の取消を受け、

取消の日から二年を経過していない者であるとき。

三 免許を受けようとする者が營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者である場合において、その法定代理人が前二號の一に該當する者であるとき。

四 免許を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前三號の一に該當する者であるとき。

(工事施行)

第五十條 自動車道事業の免許を受けた者(以下「自動車道事業者」という。)は、一般自動車道の構造及び設備についての工事方法を定め、運輸大臣及び建設大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。但し、當該事業の用に供する一般

二五

自動車道が工事を必要としない場合は、この限りでない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の申請があつたときは、その工事方法が事業計画及び次條に規定する基準に適合しないと認める場合を除く外、工事の着手及び完成の期間を指定して前項の認可をしなければならない。

3 天災その他やむを得ない事由により、第一項の期間内に認可を申請することができないときは、運輸大臣及び建設大臣は、申請により期間を伸長することができる。

(一般自動車道の技術上の基準)

第五十一條 一般自動車道は、道路、鐵道又は軌道と平面交差をすることができない。但し、交通の量が少ない場合その他特別の事



由がある場合であつて省令で定める設備を設けるときは、この限りでない。

2 一般自動車道は、その幅員、こうばい、曲線、見とおし距離、標識、通信設備その他の構造及び設備について省令で定める技術上の基準に従わなければならない。

(工事の着手)

第五十二條 自動車道事業者は、工事施行の認可を受けたときは、第五十條第二項の工事の着手の期間内に一般自動車道の工事に着手しなければならない。

2 第五十條第三項の規定は、前項の期間に準用する。

3 自動車道事業者は、第一項の工事に着手したときは、遅滞なく

その旨を運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。  
(路線等の公示)

第五十三條 運輸大臣及び建設大臣は、第五十條第一項の規定により一般自動車道の工事施行の認可をしたときは、路線、幅員その他省令で定める事項を公示しなければならない。  
(工事方法の変更)

第五十四條 自動車道事業者は、工事方法を變更しようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。但し、路肩の幅員の擴張その他省令で定める輕微な工事方法の變更については、この限りでない。

2 第五十條第二項の規定は、前項の工事方法の變更に準用する。

3 自動車道事業者は、第一項但書の工事方法の変更をしたときは、  
遅滞なくその旨を運輸大臣及び建設大臣に届け出なければなら  
ない。

(工事方法変更の命令)

第五十五条 運輸大臣及び建設大臣は、工事の施行中、第五十條第  
一項の工事施行の認可の際豫測することができなかつたような事  
態が生じたことにより自動車の通行に支障を生ずるおそれがある  
と認めるときは、自動車道事業者に對し、工事方法の変更を命ず  
ることができる。

(工事の完成)

第五十六條 自動車道事業者は、第五十條第二項の工事の完成の期

二八

間内に一般自動車道の工事を完成しなければならぬ。

2 第五十條第三項の規定は、前項の期間に準用する。

(工事の完成検査及び供用開始)

第五十七條 自動車道事業者は、一般自動車道の工事を完成したと  
きは、遅滞なく運輸大臣及び建設大臣の検査を受けなければなら  
ない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の検査の結果、當該一般自動車  
道の構造及び設備が、第五十條第一項の工事方法（第五十四條又  
は第五十五條の規定による変更があつたときは、変更があつたも  
の）に合致し、且つ、工事を要しなかつた部分につき事業計画及  
び第五十一條の基準に適合すると認めるときは、これを合格とし

なければならぬ。

3 自動車道事業者は、一般自動車道について前項の検査の合格があつたときは、遅滞なくその供用を開始しなければならない。

4 自動車道事業者は、一般自動車道の供用を開始したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。  
(構造設備の検査及び供用開始)

第五十八條 自動車道事業者は、一般自動車道の工事を必要としな  
いときは、免許の際運輸大臣及び建設大臣が指定する期間内に、  
一般自動車道の構造及び設備が事業計画及び第五十一條の基準に  
適合するかどうかについて、遅滞なく運輸大臣及び建設大臣の検  
査を受けなければならない。

二九

2 前條第三項及び第四項の規定は、前項の検査の合格があつた場  
合及び供用の開始があつた場合に準用する。

(一部検査及び供用開始)

第五十九條 自動車道事業者は、一般自動車道の一部について運輸  
大臣及び建設大臣の検査を受けることができる。

2 第五十七條第二項の規定は、前項の検査の場合に準用する。

3 第五十七條第三項及び第四項の規定は、前項の検査の合格があ  
つた場合及び供用の開始があつた場合に準用する。

(事業の再開検査及び供用開始)

第六十條 自動車道事業者は、現に休止している自動車道事業の全  
部又は一部を再開しようとするときは、一般自動車道の構造及び

設備が事業計画及び第五十一條の基準に適合するかどうかについて、運輸大臣及び建設大臣の検査を受けなければならない。

2 第五十七條第三項及び第四項の規定は、前項の検査の合格があつた場合及び供用の開始があつた場合に準用する。

(使用料金)

第六十一條 自動車道事業者は、一般自動車道の使用料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

一 能率的な經營の下における適正な原價を償い、且つ、適正な

利潤を含むものであること。

二 特定の使用者に對し不當な差別的取扱をするものでないこと。

三 使用者の使用料金を負擔する能力にかんがみ、使用者が當該事業を利用することを困難にするおそれがないものであること。

3 第一項の使用料金は、定額をもつて明確に定められなければならない。

(供用約款)

第六十二條 自動車道事業者は、供用約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

2 第十二條第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(保安上の供用制限)

第六十三條 自動車道事業者は、通行する自動車の重量その他省令で定める保安上の供用制限を定め、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならぬ。

一 自動車の通行に對し危険を生ずるおそれがないものであること。

二 一般自動車道の保安を困難にするおそれがないものであること。

三一

三 自動車の通行効率の著しい低下を來さないものであること。

(使用料金等の揭示)

第六十四條 自動車道事業者は、使用料金、供用約款及び前條の規定により認可を受けた事項を營業所その他の事業所において公衆の見易いように揭示しなければならない。

2 第十三條第三項の規定は、前項の規定により揭示した事項を變更しようとする場合に準用する。

(供用義務)

第六十五條 自動車道事業者は、左の場合を除いては、一般自動車道の供用を拒絶してはならない。

一 當該供用の申込が第六十二條の規定により認可を受けた供用

約款に適合しないとき。

二 第六十三條の規定により認可を受けた保安上の供用制限に該當するとき。

三 當該供用に關し使用者から特別の負擔を求められたとき。

四 當該供用により他の自動車の通行に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 當該供用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六 天災その他やむを得ない事由により自動車の通行に支障があるとき。

(事業計画の変更)

三二

第六十六條 自動車道事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。但し、營業所の名稱その他省令で定める輕微な事項に係る變更については、この限りでない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならぬ。

一 事業計画の変更によつて公衆の利便を害することとなるおそれがないものであること。

二 事業計画の変更によつて當該一般自動車道の規模が當該地區における交通需要の量及び性質に適合しなくなるおそれがないものであること。

3 自動車道事業者は、第一項但書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならぬ。

(構造又は設備の変更)

第六十七條 第五十四條の規定は、自動車道事業者が一般自動車道の構造又は設備の変更をする場合に準用する。

(一般自動車道の管理)

第六十八條 自動車道事業者は、一般自動車道をその構造及び設備が事業計画及び第五十一條の基準に適合するように維持しなければならぬ。

2 自動車道事業者は、省令で定める方法に従い、一般自動車道を

三三

検査しなければならない。

3 自動車道事業者は、一般自動車道が天災その他の事由により自動車通行に支障を生じたときは、直ちにその通行の禁止その他適切な危害豫防の措置を講ずるとともに、その復舊をしなければならぬ。

4 自動車道事業者は、前項の場合には、省令で定める事項を遅滞なく運輸大臣及び建設大臣に報告しなければならない。  
(土地の立入及び使用)

第六十九條 自動車道事業者は、一般自動車道に関する測量、實地調査又は工事のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受け、他人の土地に立ち入り、又はその土地を一時材料置場として

使用することができる。

2 自動車道事業者は、前項の規定により立入又は使用をしようとするときは、やむを得ない事由がある場合を除く外、あらかじめ、土地の占有者にその旨を通知しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入又は使用によつて生じた損失は、立入又は使用の後、遅滞なく当該事業者においてこれを補償しなければならぬ。

4 前項の規定に基いて補償すべき損失は、第一項の規定による立入又は使用により通常生ずべき損失とする。

5 第三項の規定による補償について協議がととのわなるとき又は協議することができないときは、都道府県知事は、申請によりこ

三四

れを裁定する。

6 前項の規定による裁定に係る補償金額について不服のある者は、その裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができる。但し、裁定のあつた日から一年を経過したときは、この限りでない。

7 前項の訴においては、当該事業者又は補償を受くべき者を被告とする。

(事業改善の命令)

第七十條 運輸大臣及び建設大臣は、自動車道事業者の事業について公共の福祉を阻害している事實があると認めるときは、自動車道事業者に對し、左に掲げる事項を命ずることができる。



- 一 事業計画又は第六十三條の費用制限を変更すること。
  - 二 一般自動車道の構造又は設備を改修すること。
  - 三 運輸大臣は、自動車道事業者の事業について公共の福祉を阻害してゐる事實があると認めるときは、自動車道事業者に対し、使用料金又は供用約款の変更を命ずることができ、
- (免許の失効)

第七十一條 左の場合には、自動車道事業の免許は、その効力を失う。

- 一 第五十條第一項及び第三項の期間内に工事施行の認可を申請しないとき。

- 二 第五十條第一項の規定による申請に對し不認可の處分を受け

三五

たとき。

- 三 第五十二條第一項の期間内に工事に着手しないとき。

- 四 第五十八條の規定による検査により不合格の處分を受けたとき。

- 五 事業の廢止の許可を受けたとき。
- (準用規定)

第七十二條 自動車道事業に於て、第九條、第三十一條、第三十二條、第三十六條、第三十八條から第四十條まで、第四十一條第一項、第二項及び第五項、第四十二條並びに第四十三條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中、「運輸大臣」とあるのは、「建設大臣及び建設大臣」に読み替へらるゝとする。

(一般自動車道に接続する道路等の造設)

第七十三條 國又は國の許可を受けた者が、一般自動車道に接続し、若しくは近接し、又はこれを横断して道路法による道路、自動車道、河川、運河、鐵道、軌道及び索道を造設しようとするときは、自動車道事業者は、當該一般自動車道の効用が妨げられる場合を除き、これを拒むことができない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の場合において、公共の福祉を確保するため必要があると認めるときは、自動車道事業者に對し、構造若しくは設備の変更又は設備の共用を命ずることができ、  
3 前二項の場合において、その實施及びその方法並びに費用の負擔につき協議がととのわなるときは、運輸大臣及び建設大臣は、

三六

申請によりこれを裁定する。自動車道事業者が受けた損失の補償についても同様とする。

4 第六十九條第三項及び第四項の規定は第一項及び第二項の場合に、同條第六項及び第七項の規定は、前項の場合に準用する。  
(道路等に接続する一般自動車道の造設)

第七十四條 自動車道事業者は、道路法による道路、河川又は運河の管理者の許可を受けて道路法による道路、河川又は運河に接続し、若しくは近接し、又はこれを横断して一般自動車道を造設することができる。

2 前項の管理者は、當該公共物の効用を妨げない限りこれを許可しなければならない。

3 前條第三項前段並びに第六十九條第六項及び第七項の規定は、  
第一項の場合に準用する。

(専用自動車道)

第七十五條 専用自動車道には、第五十條から第六十條まで、第六十三條、第六十七條から第七十條まで、第七十三條及び前條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「運輸大臣及び建設大臣」とあるのは、「運輸大臣」と読み替えるものとする。

三七

#### 第四章 國營自動車運送事業及び國營自動車道事業

(自動車運送事業の經營)

第七十六條 國において自動車運送事業を經營しようとするときは、  
當該官廳は、運輸大臣の承認を受けなければならない。

2 第四條第三項から第四項まで及び第五條の規定は、前項の承認  
について準用する。

(補償)

第七十七條 路線を定める自動車運送事業を國において經營したた  
め、これと路線を共通にする自動車運送事業を經營する者が、そ  
の路線を共通にする部分につき事業を繼續して經營することがで  
きなくなつたとき、又は著しく収益を減少することとなつたとき

は、國は、政令の定めるところにより、その自動車運送事業者が受けた損失を補償することができ、その者がその路線を共通にしない部分につき事業を繼續して經營することができなくなつたときも同様とする。

(自動車道事業の經營)

第七十八條 國において自動車道事業を經營しようとするときは、當該官廳は、運輸大臣及び建設大臣の承認を受けなければならぬ。

2 第四十七條第二項及び第三項並びに第四十八條の規定は、前項の承認について準用する。

(適用除外)

三八

第七十九條 國において經營する自動車運送事業及び自動車道事業には、第四條から第七條まで、第十二條、第十八條(重要な事項に係る事業計画の変更であつて運輸省令で定めるものを除く。)、第十九條第二項、第二十條、第二十一條、第三十一條、第三十二條第四項及び第五項、第三十三條から第四十條まで、第四十二條、第四十三條、第四十六條から第五十條まで、第五十二條、第五十四條から第六十條まで、第六十二條、第六十三條、第六十七條、第七十條、第七十二條(第九條並びに第四十一條第一項、第二項及び第五項の規定の準用に關する部分を除く。)、第七十五條(第五十一條、第五十三條、第六十八條、第六十九條、第七十三條及び第七十四條の規定の準用に關する部分を除く。)、及び第百二

十四條の規定を適用しない。

2 國において經營する自動車運送事業及び自動車道事業について適用される規定中「免許」、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

## 第五章 自動車運送取扱事業

### (登録)

第八十條 自動車運送取扱事業を經營しようとする者は、運輸大臣の行う登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、第二條第四項各號の種別について行う。

### (登録の申請)

第八十一條 自動車運送取扱事業の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

- 一 第二條第四項各號の種別
- 二 主たる事務所その他の營業所の位置

三 事業の經營上使用する商號及び記號

四 第二條第四項各號の行爲の相手方となる自動車運送事業者の氏名又は名稱及び住所

五 法人である場合においては、その役員の氏名

2 申請書には、事業の施設、事業收支見積その他運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

(登録の實施)

第八十二條 運輸大臣は、前條の規定による登録の申請があつた場合においては、次條第一項の規定により登録を拒否する場合を除く外、左に掲げる事項を自動車運送取扱事業者登録簿に登録しなければならぬ。

四〇

一 前條第一項各號に掲げる事項

二 登録年月日

三 その者の氏名又は名稱及び住所

2 運輸大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第八十三條 運輸大臣は、登録の申請者が左の各號の一に該當する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 三年以上の懲役又は禁この刑に處せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過してない者

二 自動車運送取扱事業の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過していない者

三 營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者で、その法定代理人が前二號の一に該當するもの

四 法人で、その役員のうち前三號の一に該當する者があるもの

五 事業に必要な施設であつて運輸省で定めるものを有しない者

2 運輸大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録手数料)

第八十四條 登録の申請者は、千圓以下の範囲内において政令で定

める額の手數料を納めなければならない。

(營業開始の届出)

第八十五條 自動車運送取扱事業を經營する者(以下「自動車運送取扱事業者」という。)は、營業を開始したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(運賃及び料金)

第八十六條 自動車運送取扱事業者は、事業に係る運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

2 第八條第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(取扱約款)

第八十七條 自動車運送取扱事業者は、取扱約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

2 第十二條第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(運賃、料金及び取扱約款の掲示)

第八十八條 自動車運送取扱事業者は、運賃及び料金並びに取扱約款を主たる事務所その他の営業所において公衆に見易いように掲示しなければならない。

2 第十三條第二項の規定は、前項の規定により掲示した事項を變更しようとする場合に準用する。

(登録事項の變更等)

四二

第八十九條 自動車運送取扱事業者は、第八十一條第一項各號に掲げる事項について變更があつたときは、その日から三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 第八十二條の規定は、前項の規定による變更の届出があつた場合に準用する。

3 自動車運送取扱事業者は、事業の施設であつて運輸省令で定めるものを變更したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(禁止行爲)

第九十條 自動車運送取扱事業者は、自動車運送取扱事業者登録簿に登録された自動車運送事業者以外の者と第二條第四項各號に掲



げる行爲をしてはならない。

(事業施設確保の命令)

第九十一条 運輸大臣は、自動車運送取扱事業者が第八十三条第一項第五號の規定により運輸省令で定める事業の施設を有しなくなつたときは、これを備うべきことを命ずることができる。

(事業の休止、廢止等の届出)

第九十二条 自動車運送取扱事業者は、事業を休止したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 自動車運送取扱事業者は、事業を廢止し、又は事業の全部を譲渡したときは、その日から三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

三

3 自動車運送取扱事業者たる法人が左の各號の一に掲げる場合に該當することとなつたときは、當該各號に掲げる者は、その日から三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

一 法人が合併により消滅した場合においては、その業務を執行する役員であつた者

二 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合においては、その清算人

4 自動車運送取扱事業者が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡後三十日以内に運輸大臣に届け出なければならない。

5 自動車運送取扱事業者が死亡した場合において、相続人が、被相続人の死亡後六十日以内に登録の申請をしたときは、被相続人

の死亡の日からその登録があつた旨又は登録を拒否する旨の通知を受ける日までは、被相続人の受けた自動車運送取扱事業の登録は、相続人が受けたものとみなす。

(事業の停止及び登録の取消)

第九十三條 運輸大臣は、自動車運送取扱事業者が左の各號の一に該當するときは、三箇月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は當該自動車運送取扱事業の登録を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く處分に違反したとき。

二 正當な理由がないのに認可を受けた事項を実施しないとき

三 第八十三條第一項第一號、第三號又は第四號に該當することとなつたとき

2 第三十二條第五項の規定は、運輸大臣が前項の行爲をしようとする場合に準用する。

(登録のまつ消)

第九十四條 運輸大臣は、第九十二條第二項、第三項及び第四項の規定による届出があつたとき、又は前條の規定により登録の取消をしたときには、當該自動車運送取扱事業の登録をまつ消しなればならない。

2 第八十二條第二項の規定は、前項の規定により登録をまつ消した場合に準用する。

(附帯業務)

第九十五條 第八十六條から第八十八條までの規定は、自動車運送取扱事業者が當該事業に附帯して行う貨物の荷造及び仕分、代金の取立及び立替その他通常自動車運送取扱事業に附帯する業務について準用する。

(準用規定)

第九十六條 自動車運送取扱事業には、第三十二條第一項及び第三項から第五項まで並びに第三十六條の規定を準用する。

第六章 輕車兩運送事業

(事業に關する届出)

第九十七條 輕車兩運送事業を經營しようとする者は、運輸省令で定める手續に従い、その旨を行政廳に届け出なければならぬ。輕車兩運送事業を經營する者(以下「輕車兩運送事業者」という。一)が、届出をした事項を變更しようとするときも同様とする。(事業停止の命令)

第九十八條 行政廳は、輕車兩運送事業者がこの法律又はこの法律に基く處分に違反したときは、三箇月以内において期間を定めて事業の停止を命ずることができる。

第三十二條第五項の規定は、行政廳が前項の命令をしようとする

る場合に準用する。

(準用規定)

第九十九條 輕車兩運送事業には、第三十二條第一項及び第九十二條第一項から第四項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは、「行政廳」と讀み替へるものとする。

## 第七章 自家用自動車の使用

(使用等の届出)

第百條 事業用自動車以外の自動車(以下「自家用自動車」という。)を使用しようとする者は、運輸省令で定める手續に従い、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。自家用自動車を使用する者が、届出をした事項を變更しようとするときも同様とする。

2 自家用自動車を使用する者は、自家用自動車の使用を廢止したときは、その日から三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(共同使用の許可)

第百一條 自家用自動車を共同で使用しようとする者は、運輸大臣

の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、自家用自動車の共同使用の態様が自動車運送事業の經營に類似していると認める場合を除く外、前項の許可をしな  
ければならない。

(有償運送の禁止及び賃貸の制限)

第百二條 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。

但し、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保する  
ためやむを得ない場合であつて運輸大臣の許可を受けたときは、  
この限りでない。

2 自家用自動車は、運輸大臣の許可を受けなければ、有償で貸し  
渡してはならない。

四二

3 前條第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(使用の制限及び禁止)

第百三條 運輸大臣は、自家用自動車を使用する者が左の各號の一  
に該當するときは、六箇月以内において期間を定めて自家用自動  
車の使用を制限し、又は禁止することができる。

一 第四條の免許を受けないで、自家用自動車を使用して自動車  
運送事業を經營したとき。

二 第百一條の許可を受けないで、自家用自動車を共同の使用に  
供したとき。

三 有償で自家用自動車を運送の用に供したとき(前條第一項但  
書の場合を除く。)

四 前條第二項の許可を受けないで、自家用自動車を貸し渡したとき。

二 第三十二條第五項の規定は、運輸大臣が前項の行爲をしようとする場合に準用する。

第八章 道路運送審議會

(設置)

第百四條 道路運送審議會は、陸運局ごとに、これを置く。

2 道路運送審議會の名稱は、左の通りとする。

東京道路運送審議會

名古屋道路運送審議會

大阪道路運送審議會

広島道路運送審議會

高松道路運送審議會

福岡道路運送審議會

新潟道路運送審議會

仙台道路運送審議會

札幌道路運送審議會

(諮問事項)

第百五條 陸運局長は、その権限に属する左に掲げる事項については、道路運送審議會にはかり、その決定を尊重して、これを行ななければならない。

一 自動車運送事業の免許

二 自動車運送事業の停止及び免許の取消

2 前項各号に掲げる事項のうち、道路運送審議會が輕微なものと認めらるものについては、陸運局長は、道路運送審議會にはからな

いでこれを行うことかできる。

(建議)

第百六條 道路運送審議會は、道路運送の改善に關し、關係行政廳に建議をすることかできる。

(組織)

第百七條 東京道路運送審議會は委員八人、名古屋道路運送審議會及び福岡道路運送審議會は委員各七人、大阪道路運送審議會は委員六人、廣島道路運送審議會は委員五人、高松道路運送審議會、新潟道路運送審議會、仙台道路運送審議會及び札幌道路運送審議會は委員各四人をもつて組織する。

(委員の任命)

五〇

第百八條 委員は、道路運送審議會が置かれる陸運局の管轄区域をそれぞれの区域とする都道府縣について當該都道府縣知事が推薦する候補者のうちから、都府縣にあつては一人ずつを、北海道にあつては四人を運輸大臣が任命する。

各都道府縣知事が推薦する候補者の数は、任命されるべき委員の数の二倍以上でなければならぬ。

(委員の欠格事由)

第百九條 國會議員又は地方公共團體の議員の議員は、委員であることができない。

(委員の任期)

第百十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、



前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることのできる。

(事業からの隔離)

第百十一條 委員は、任期中、いかなる形式においても道路運送に關する事業者團體に加入してはならず、且つ、道路運送に關する事業の役員となり、これらの事業の經營に参加し、これらの事業から報酬を受け、又はこれらの事業の經營に影響を及ぼすおそれがあるほどの投資をしてはならない。但し、これらの事業が當該委員の屬する道路運送審議會が置かれる陸運局の管轄区域内において業務を行わない場合には、これらの事業から報酬を受け、又はこれらの事業に投資することを妨げない。

五

(委員の罷免)

第百十二條 運輸大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、當該道路運送審議會の意見を徴し、これを罷免することのできる。

(會長)

第百十三條 道路運送審議會に會長を置き、委員の互選により選任する。

2 會長は、職務を總理する。

3 道路運送審議會は、あらかじめ、委員のうちから、會長に事故がある場合に會長の職務を代行する者を定めて置かなければなら

なり。

(議決方法)

- 1 第百十四條 道路運送審議會は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 2 道路運送審議會の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、會長の決するところによる。
- 3 特定の事案につき特別の利害關係を有する委員は、道路運送審議會の決議があつたときは、當該事案に係る議決に参加することができない。
- 4 道路運送審議會は、關係行政廳の職員をその會議に出席させて必要な説明を求めることができる。

五二

(議事の記録)

第百十五條 道路運送審議會の議事の概要は、これを記録しなければならない。

(公聴會)

第百十六條 道路運送審議會は、左に掲げる事項について必要があるとき認めるときは、公聴會を開くことができる。

- 1 第百五條第一項の規定により附設された事項
- 2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七號)第五十五條第二項の規定により運輸審議會から、情報、資料若しくは意見の提出、報告又は調査を求められた事項
- 3 道路運送審議會は、前項第一號に掲げる事項につき陸運局長の

指示若しくは道路運送審議會の定める利害關係人の申請又は同項第二號に掲げる事項につき運輸審議會の要求があつたときは、公聴會を開かなければならない。

3 公聴會において取り扱われた事項は、できるだけ速記の方法により正確に記録しなければならぬ。

(記録の閲覧)

第百十七條 第百十五條及び前條第三項に規定する記録は、一般からの申出があつたときは、その閲覧に供しなければならぬ。

(調査等)

第百十八條 道路運送審議會は、その職務を行うため、必要があると認めるときは、左の各號に掲げる事項を行うことができる。

五三

一 公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体その他の關係者に對し、必要な報告、情報又は資料を求めること。

二 關係人又は参考人に對し、出頭を求めてその意見又は報告を徴すること。

2 前項第二號の規定により出頭を求められた關係人又は参考人は、政令の定めるところにより、旅費及び手當を請求することができる。

(庶務)

第百十九條 道路運送審議會の庶務は、陸運局において處理する。

(省令への委任)

第百二十條 この法律に規定するものの外、道路運送審議會の議事

規則その他道路運送審議会に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第九章 雜 則

(免許等の條件)

第二百一十一條 免許、許可又は認可には條件を附し、及びこれを變更することができる。

2 前項の條件は、公衆の利益を増進し、又は免許、許可若しくは認可に係る事項の確實な實施を圖るため必要な最少限度のものに限り、且つ、當該道路運送事業者に不當な義務を課することとならないものでなければならぬ。

(訴願)

第二百二十二條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政廳のした處分に不服のある者は、訴願をすることが出来る。

(職權の委任等)

第二百二十三條 この法律に規定する運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣の職權の一部は、政令の定めるところにより、左の各號の区分に従い、各々その號の定める下級の行政廳に委任することができる。

一 第二章、第五章及び第七章に規定する職權については陸運局長又は都道府縣知事

二 第三章に規定する職權については陸運局長又は陸運局長及び都道府縣知事

第六章に規定する行政廳は、左の各號に定める区分による。

一 旅客自動車兩運送事業に関する事項については都知事(特別区

五五

の存する区域に限る。)又は市町村長

二 貨物自動車兩運送事業に関する事項については都道府縣知事

(地方公共團體の区域内における一般乗合旅客自動車運送事業)

第二百二十四條 運輸大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業につき第

四條、第十八條(自動車の運行系統及び運行回数の變更に係るものに限る。)、第二十條、第四十一條又は第四十二條の規定による處分をしようとする場合において、その路線が特別区の存する区域内又は政令で定める市の区域内にあるときは、その区域内の路線につき該都知事又は市長の意見を徴しなければならない。

(道路運送に関する団体)

第二百二十五條 道路運送事業者その他の自動車若しくは自動車兩を使

用する者が道路運送の振興を圖るため組織する団体は、その成立の日から三十日以内に省令に定める事項について運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の団体が解散し又は前項の規定により届出をした事項に変更を生じたときは、その解散又は変更の日から三十日以内にその旨を運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならぬ。

3 前二項の規定は、事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一號）の規定の適用に影響を及ぼすものと解釋してはならない。

（報告及び検査）

第二百二十六條 當該行政廳は、第一條の目的を達成するため必要が

五六

あると認めるときは、道路運送事業者その他の自動車若しくは軽車両を所有し若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、省令で定める手続に従い、事業又は自動車若しくは軽車両の所有若しくは使用に關し、報告をさせることができる。

2 當該職員は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、道路運送事業者の事業場、自動車若しくは軽車両の所在する場所又は自動車に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は關係者に質問することができる。

3 前項の場合には、當該職員は、その身分を示す證票を携帯し、且つ、關係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釋してはならない。

(自動車に関する表示)

第二百二十七條 自動車(自家用自動車たる軽自動車、乗車定員九人以下の乗用の自家用自動車、自家用自動車たる特殊自動車その他運輸省令で定めるものを除く。)を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記號その他の運輸省令で定める事項を見易いように表示しなければならない。

三七

#### 第十章 罰 則

第二百二十八條 左の各號の一に該當する者は、二十万圓以下の罰金に處する。

- 一 第四條第一項の規定に違反して自動車運送事業を經營した者
- 二 第三十六條(第七十二條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 三 第四十七條第一項の規定に違反して自動車道事業を經營した者

第二百二十九條 左の各號の一に該當する者は、五万圓以下の罰金に處する。

- 一 第八條第一項又は第六十一條第一項の規定により認可を受け

てしなけれはならない事項を認可を受けないでした者

二 第九條（第七十二條において準用する場合を含む。）の規定に違反して選賃又は料金の割戻をした者

三 第四十三條（第七十二條において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の處分に違反した者

四 第八十條第一項の規定に違反して自動車運送取扱事業を經營した者

五 第十條又は第十一條の規定に違反した者

六 第九十六條において準用する第三十六條の規定に違反した者  
第百三十條 左の各號の一に該当する者は、三万円以下の罰金、拘留又は科料に處する。

三八

一 第十二條第一項、第十八條第一項、第二十條第一項、第二十四條第一項、第三十七條第一項、第三十八條第一項（第七十二條において準用する場合を含む。）、第四十一條第一項（第七十二條において準用する場合を含む。）、第五十四條第一項（第七十二條において準用する場合を含む。）、第六十二條第一項、第六十三條第一項（第七十五條において準用する場合を含む。）、第六十六條第一項、第八十六條第一項（第九十五條において準用する場合を含む。）、第八十七條第一項（第九十五條において準用する場合を含む。）、第百一十條第一項又は第百一十二條第二項の規定により許可又は認可を受けてしなけれはならない事項



を許可又は認可を受けないうでした者

- 二 第十九條第二項、第三十三條第一項、第三十四條第一項、第五十五條（第七十五條において準用する場合を含む。）、第七十條（第七十五條において準用する場合を含む。）又は第九十條の規定による命令に違反した者
- 三 第十五條、第十六條、第六十五條、第九十條又は第二百二條第一項の規定に違反した者
- 四 第三十二條第四項（第七十二條及び第九十六條において準用する場合を含む。）、第九十八條第一項又は第三百三條第一項の規定による處分に違反した者
- 五 第九十三條第一項の規定による事業の停止の處分に違反した者

多九

者

- 六 第九十七條の規定により届出をしなければならぬ事項を届出をしないてした者
  - 七 第二百二十六條第一項の規定による報告を怠り又は虚偽の報告をした者
  - 八 第二百二十六條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對し陳述せず若しくは虚偽の陳述した者
- 第三百十一條 第五十七條第一項（第七十五條において準用する場合を含む。）、第五十八條第一項（第七十五條において準用する場合を含む。）又は第六十條第一項（第七十五條において準用する場合を含む。）の規定による検査を怠りないで自動車道の供用を

開始した者は、三箇月以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。  
但し、第五十九條第一項（第七十五條において準用する場合を含む。）の規定により自動車道の一部につき検査を受けた者がその部分につき供用を開始した場合は、この限りでない。

第三百二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は所有し若しくは使用する自動車若しくは軽車両に關し、第二百二十八條から前條までの違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

第三百二十三條 自動車道若しくはその標識を損壞し、又はその他の方法で自動車道における自動車の往來の危険を生ぜしめた者は、

これを五年以下の懲役に處する。

2 前項の未遂罪は、これを罰する。

第三百三十四條 人の現在する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車を轉覆させ、又は破壞した者は、これを十年以下の懲役に處する。

2 前項の罪を犯し因つて人を傷けた者は、これを一年以上の有期徒刑に處し、死亡させた者は、これを無期又は三年以上の懲役に處する。

3 第一項の未遂罪は、これを罰する。

第三百三十五條 第三百三十三條の罪を犯し因つて自動車を轉覆させ、又は破壞した者も前條の例による。

第三百三十六條 過失に因り第三百三十三條第一項又は第三百三十四條第

一項の罪を犯した者は、これを三千圓以下の罰金に處する。その禁務に従事する者が犯したときは、これを一年以下の禁こ又は五千圓以下の罰金に處する。

第百三十七條 左の各號の一に該當する者は、これを五千圓以下の罰金に處する。

一 一級乗台旅客自動車運送事業用自動車の乗務員の職務の執行を妨げた者

二 一級乗台旅客自動車運送事業用自動車に石類を投げつけた者  
第百三十八條 左の各號の一に該當する者は、三萬圓以下の過料に處する。

一 第十三條、第四十一條第五項（第七十二條において準用する

六一

場合を含む。）、第六十四條、第八十八條（第九十五條において準用する場合を含む。）又は第百二十七條の規定による掲示若しくは表示をせず、又は虚偽の掲示若しくは表示をしたとき。

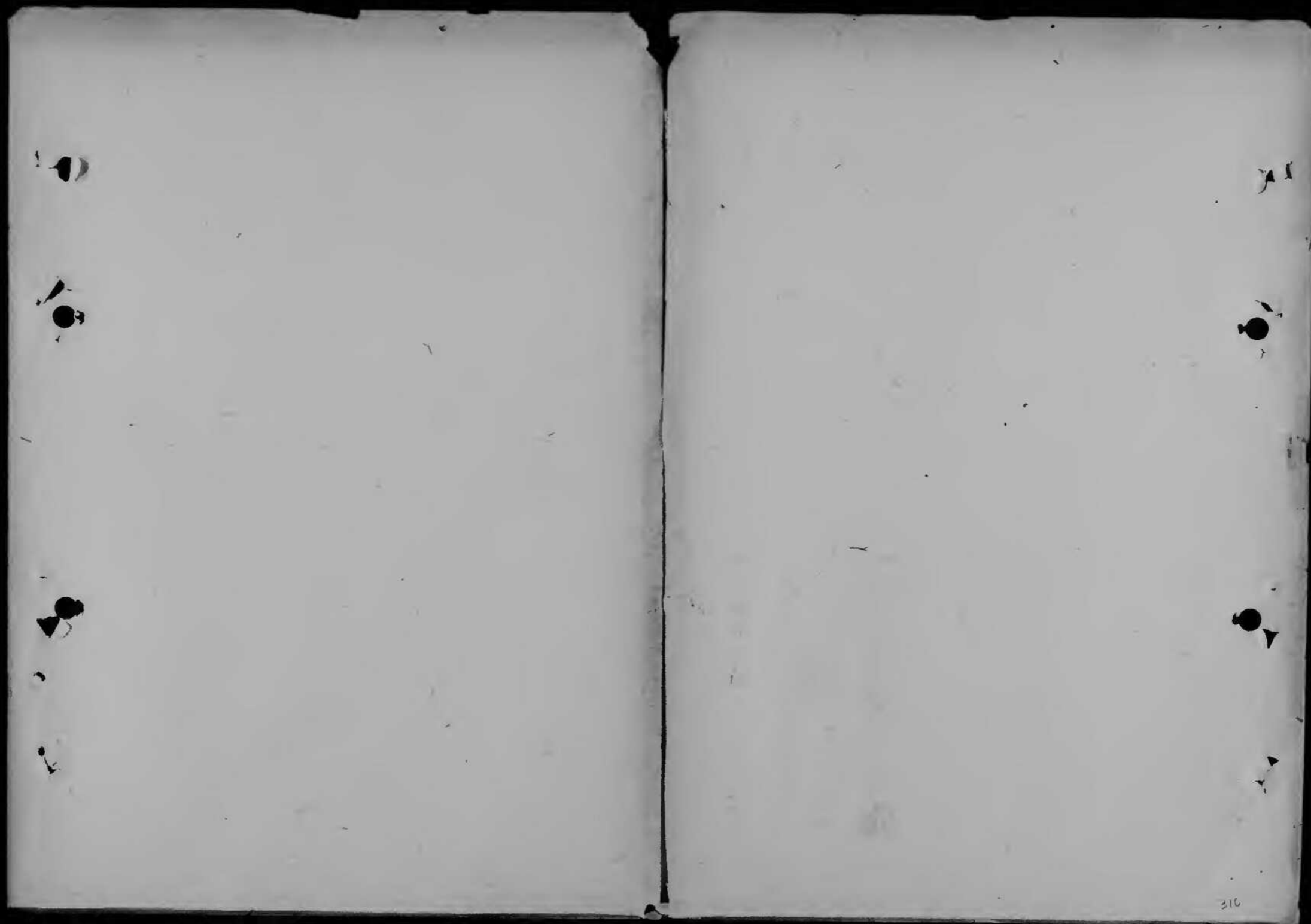
二 第二十五條、第二十六條第一項、第二十七條、第二十八條、第二十九條第一項、第四十五條第二項、第六十八條第四項（第七十五條において準用する場合を含む。）、第八十九條第一項、第九十二條第二項から第四項まで（第九十九條において準用する場合を含む。）、第百條又は第百二十五條の規定に違反したとき。

附 則

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。但し、第十條及び第十一條の規定は、昭和二十六年十月一日から施行する。

理 由

道路運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保するとともに、道路運送に関する秩序を確立することにより道路運送の総合的な発達を圖り、もつて公共の福祉を増進するため、道路運送法を開止し、新たに道路運送及び道路運送事業に関する規律を定める必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。



昭和二十六年三月

日

道路運送法案  
道路運送法施行法案  
說明資料

運輸省

内 容

- 第一 道路運送法及道路運送法施行法案提出理由説明（一頁）
- 第二 道路運送法案要綱（三頁）
- 第三 道路運送法施行法案要綱（一二頁）
- 第四 道路運送法案及道路運送法施行法案引用及参照條文（一四頁）
- 第五 道路運送法案及道路運送法施行法案參考資料（一八〇頁）

第一、道路運送法案及び道路運送施行法案の提出理由説明

只今より道路運送法案及び道路運送施行法案の提出理由を御説明申し上げます。

現行道路運送法の実施以来、三箇年の経験に鑑みまして、その不備欠陥を是正して、道路運送事業の適正な運営と公正な競争を確保するとともに、道路運送の秩序を確立して、道路運送の総合的な発達をはかる目的をもつて、所定案を提出致しました。その骨子とするところは次の通りであります。

第一に、自動車運送事業の種類を實際に即應するように改めました。現在、運送契約の形式を基準とする分類をとつてをりますすが、貨物自動車事業につきましても、實際に適合しないものがあるため、路線と區域という、事業の地理的運送形態による分類をとりました。このために旅客貨物とも、自動車の大きさによる分類をも併用致しました。このため、一般事業は現在四種類でありますのが大種類になります。第二に、各種の免許、許可、認可等についての基準を、法律に明記することに

定めました。就中、免許基準については、現在の運輸者告示によるものに検討を加えまして、必要不可欠のものを法律に定めて、行政の民主化を図りました。

第三には、運賃料金を關して新しい制度を採り入れたことにより、即ち先づ自動車運送事業全般について運賃料金を定額を以て明確に定められ、運賃料金を定額に統一し、次に貨物自動車運送事業について運送物量を引渡すまでに運賃料金を收受しなればならないこと、致しました。これは共に利用者の個々に對する不当な差別的取扱を防止し、業者間の不当な競争を防止する見地から、是非とも必要であります。物価統制令との關係を考慮して、同令による運賃統制が廃止された後に実施することに致して居ります。

第四に、従業者令で規定して居りました、従業員の服務、旅客の禁止行為、その他の特項を自動車運送事業の公営的運送を確保するために新に法律事項としたこととなりますが、目標の激省から旅客事業の運送者の資格等前記、事項をもつて加えて規定致しました。



第五に、自動車道路関係の制度でありますが、高速道路交通に対する保安のため、検査管理等の制度を整備する外、概ね自動運送事業に準じて改正致して居ります。

第六には、國の經營する自動車運送事業等につきまして、日本国有鐵道が公共企業体に転移した事情等を勘案して、運賃の認可等も事業計画の変更の認可等、或る事業との調整をかけるたの必要事項を、新たに適用することに致しました。

第七は、自動車運送取扱事業に関する制度を新たに設けた事であり、これは、路線貨物自動車運送事業に附随するあつせん業であります。路線貨物自動車運送事業の発達に伴つて、大都市において急速に発達しつつ、ありますので、一般公衆の利益の保護の見地から、登録制を採用致しました。

第八は、自家用自動車の、共同使用、有償運送等の制度に所定の改正を加へまして、自家用車の営業類似行為を取締り、輸送秩序の維持を期待致して居る事であり、

第九は、道路運送審議会制度であります。現在の組織も、運営は必ずしも適正ではないので、委員定数を三十三名の九十七名から四十九名に減少せしめ、その任命方法も、都道府県知事及び警察局長の推薦の方法を採る外、委員が道路運送に關連する事業の経営に參加したり、報酬を受けたり、投資したりすることを禁止する等、所定の修正を加へて居ります。

第十は、車両の整備に關する事項を、別個に、道路運送車輛法として、本法から独立させた事があります。

以上が道路運送法案の大意であります。この法律を施行するたのの経過措置を、道路運送法施行法案として規定致しました。

なお現行の道路運送法は、本法案が成立すれば廃止されることになつて居ります。

以上で道路運送法案及び道路運送法施行法案の提出理由の御説明を終ります。道路運送の総合的な発達を期し、もつて公共の福祉を増進致しますには、是非ともこの両法案が必要であります。何卒充分な御審議を御願ひ致す次第であります。

第二 道路運送法条要綱

目次  
一 主旨  
二 要目

- (一) 免許基準の明示等
- (二) 自動車運送事業の種類の実態化
- (三) 運賃、料金制度の公正化
- (四) 旅客、荷主の利益の確保
- (五) 自家用自動車の適正使用
- (六) 自動車道及び自動車運送事業の保安度の向上
- (七) 國の經營する自動車運送事業と民營自動車運送事業との調整
- (八) 自動車運送取扱事業の登録
- (九) 道路運送審議会制度の適正化
- (十) 道路運送車両法との関連

道路運送法条要綱

主旨

道路運送法（昭和二十五年法律百九十一号、昭和二十三年一月一日施行）を實施してから三ヶ年を経過したが、その間における我が國社会経済情勢の著しい変化に伴つて、道路運送の面においても、聯合自動車運送事業の急速なる發展、あるいは観光自動車運送事業の勃興、貨物自動車における、東京、名古屋間の如き長距離路線事業の出現、小型貨物自動車の激増、及び自家用自動車の増加等、急激なる進歩を遂げ、法運用の上にも幾多の問題を生ずるに至つた。よつて、これらの実情に對應して、法の不備欠陥を修正し、道路運送における利用者公衆の利便の増大と道路運送の総合的且つ健全な發展を圖ることにより、道路運送における公共の福祉を更に増進する措置が必要であるので、ここに同法を全面的に改正することにした。

要目

免許基準の明示等

従来国民の権利義務に密接な関係を有する免許の基準は、告示に依つていたのであるがこれを法律に明示し（第六條）、規定のなかつた許可、認可等の基準もあつて支障に規定した。

四) 自動車運送事業の種類の更張

最近に於ける観光大型自動車の新業により、一般旅客自動車運送事業を東急旅客自動車運送事業の外に、東急従業員十人を境に貸切旅客（大型貸切）と貸用旅客（タクシー、ハイヤー）とに区別し、一般貨物自動車運送事業を長距離路線事業の発着に對應して、路線事業と区別事業とに区別し、更に小型貨物自動車運送事業を独立の事業種別とした。（第三條）

三) 運賃、料金制度の公正化

交通規制の公正性にかんがみ、鉄道、運賃料金制度の如く、一定額の運賃料金を明確に定め（第八條）、更に貨物自動車運送事業において、運送賃金を荷受人に引き渡すまでに、運賃、料金を收受しなればならない、ことにして（第十條）、利用者の困乏に對する不当な差別待遇を禁止した。

運賃を禁止した。

なお、右の制度は運賃料金を均して物価統制令による統制額が存在する間は、適用し得ないこと、すると共に（附則）、適用後においても、わが国の商慣習と、世経済界に及ぼす影響等を考慮して、貨物自動車運送事業において、一定路線事業の例外、万が一、互同並期することにし

四) 旅客、荷物の便益の確保

自動車運送事業者に對しては、運賃料金制度を公正にすることを外、運賃料金の及び各種運送条件等の揭示（第十三條）、自動車に對する商号其他の表示（第一百二十七條）、従業員の職務規程（第二十六條）等の義務を法律に規定すると共に、最近における貸切旅客自動車の重大事故にかんがみ、特にこの事業の運転者の年令、経験その他の資格要件等について規定を設け（第二十七條）、利用者の便益を確保することにした。

なお、事業の休止については、資料事情も好転を見たので、道路損

環等項にやむを得ない場合の外は、一年を最大限度とすることにし  
た(第四十一條)。

(五) 自家用自動車の改正使用

免許事業として従多の義務を負担する事業用自動車との取替かの  
見く、これと同値する面においては、自家用自動車の使用にも、必  
要なる範囲において、規制を緩げる要があるの故、所轄行爲の禁止  
を明確にする(第一百一條)とともに、共同で使用する場合に日許可  
を受けなければならぬことにした。(第一百條)。

(六) 自動車道及び自動車道事業の保安度の向上

自動車道及び自動車道事業については、自動車道送事業に引する  
改正の趣旨に準じて措置すると共に、特に保安度の向上を図る必要  
から技術的見地を考慮を用いた。(第五十一條、第五十七條、第六十  
條まで、第六十三條)。

(七) 国の運営する自動車道送事業と民営事業との調整

特に国有鉄道の運営する自動車道送事業は、公共企業体への移行と

三、内

とも、その性格を企業的に改めるに到つたので、従来除外してい  
た事業計画、運賃料金等に肉する規定を新たに適用することとし、(第  
七十七條)、民営事業との調整を計つた。

(八) 自動車道送取扱事業の登録

実路取扱物自動車道送事業の急激なる発達に伴い、その末端にお  
いて、自動車道送事業者と荷主の間に立つ斡旋業者、特に大都市に  
おいて著しい発達を示すに到つたので、これを登録事業とし、(第  
八十條)その運賃料金(第八十五條)及び取扱約款(第八十六條)等  
を認可事業として、荷主の保護を図ることとした。

(九) 道路運送審議会制及び道正化

二の制度の簡素化して公正なる運営を図るため、委員定数を従来  
九十七名から四十九名に半減する(第九十二條)と大に、任命方法  
において、二名以上の推薦の中から一名を任命するより改めた(第  
九十七條)ほか、国会議員及び地方公共団体の議員を欠格者とし、(第  
百八條)、道路運送に附連する事業からの附離について、嚴格

(十) 自動車の検査、整備及び登録に関する規定は、別に道路運送車両法を制定するのでこれに譲り、この法型からの削除した。

第三 道路運送法施行法案要綱

一 主旨

道路運送法の実施のため、他の法令の改廃や経過措置を定める必要があるが、道路運送法施行法を制定するに比した。

二 要目

一 他法令の改廃

現行の道路運送法は、新法施行の際廃止する(第一條)。道路運送法に特に関係の深い運輸自設法等については、部分的に技術的の一部の修正を行う(第二條から第七條まで)。

二 道路運送審議会に関する経過措置

現行法に基づく道路運送審議会は、一應解散する建前をとり、新法施行の際、現行法に基づく道路運送審議会委員は、法令を用いることなく免職することにした。(第九條)。

新委員の任命のための推薦等は、新法施行前にも行えること  
にして（第八條）、制度切替の困難を期しくする。

(三) その他の経過措置

現行法による処分等は、原則として新法によつたものとみな  
すことにした。（第十一條）

運賃定額制、自動車運送取扱垂業等の新制度実施のためには  
概ね三箇月の猶予期間を設けて（第十、十一、十二條）、その  
間に認可申請、登録申請等をさせて、それらに対する認可、  
登録等の通知を受ける日からの新制度の適用を及ぼさせること  
とした。

区域を定める貨物自動車運送事業については、運賃の定額制  
と現払制の実施について一年の猶予期間を設け、この制度の  
開始後を日かるとした。（第十五條、第十六條）

第四 道路運送法案及び道路運送法施行法案  
引用及び参照條文

内 容

- 一、道路運送法
- 二、道路運送法施行令
- 三、道路運送法施行規則
- 四、道路運送法施行に關する取扱方
- 五、自動車運送事業免許基準
- 六、自動車運送事業運輸規程
- 七、自動車造備設備管理規程
- 八、自動車運送事業補償規則
- 九、通運事業法（抄）
- 十、通運事業法施行規則（抄）
- 十一、運輸省設置法（抄）
- 十二、道路運送車両法案（抄）
- 十三、道路法（抄）
- 十四、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（抄）

1/5

- 十五、 道路交通取締法 (抄)
  - 十六、 道路交通取締令 (抄)
  - 十七、 一般取の取員の給与に關する法律 (抄)
  - 十八、 人車院規則及び人車院細則 (抄)
  - 十九、 地方自治法 (抄)
  - 二十、 地方自治法施行規程 (抄)
  - 二十一、 刑 法 (抄)
  - 二十二、 物価統制令 (抄)
  - 二十三、 物価統制令施行規則 (抄)
  - 二十四、 土地收用法 (抄)
  - 二十五、 事業者団体法 (抄)
  - 二十六、 日本国有鉄道法 (抄)
  - 二十七、 郵便物運送委託法 (抄)
  - 二十八、 外国人の事業活動に關する政令 (抄)
- 別表 道路運送法、道路運送法条文対照

以上

一七

○道路運送法

(昭和二十二年十二月十六日法律第百九十一号)

改正 昭三三七八一法一三、昭三三三三三法一五七、昭三三三三三法一四一、昭三三三三三法一六六。

道路運送法目次

- 第一章 総 則
- 第二章 監 理
- 第三章 自動車運送事業
- 第四章 軽車両運送事業
- 第五章 自動車道及び自動車道事業
- 第六章 国営自動車運送事業及び国営自動車道事業
- 第七章 自家用自動車の使用
- 第八章 車 両
- 第九章 罰 則
- 附 則
- 第一章 総 則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、道路運送に關する秩序の確立及び事業の健全な発達並びに車両の整備及び使用の適正化を図り、以て道路運送における公共の福祉を確保することを目的とする。



(定義)

第二條 この法律で、道路運送事業とは、自動車運送事業及び軽車両運送事業をいい、自動車運送事業とは、他人の需用に依り自動車を使用して旅客又は物品を運送する事業をいい、軽車両運送事業とは、他人の需用に依り軽車両を使用して旅客又は物品を運送する事業をいう。この法律で、車両とは、自動車及び軽車両をいい、自動車とは、原動機により道路上を運行する用具で命令の定めるものをいい、軽車両とは、人力又は畜力により道路上を運行する用具で命令の定めるものをいい、道路とは、道路法による道路並びに自動車道及び一般交通の用に供する場所をいう。

この法律で、自動車道事業とは、一般自動車道を開設し、これを専ら自動車の一般交通の用に供する事業をいう。

この法律で、自動車道とは、専ら自動車の一般交通の用に供する道路(一般自動車道)及び自動車運送事業者が専らその事業用自動車の用に供する道路(専用自動車道)をいふ。

第二章 監理

(行政庁)

第三條 行政庁は、この法律の規定するところに従い、道路運送に關し、第一條の目的を達成するため必要な監理をする。

第四條 この法律中主務大臣とあるのは、自動車道事業に關しては運輸大臣及び建設大臣、その他に關してはこの法律に別段の定めのある場合を除いて、運輸大臣とする。

この法律に規定する主務大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、左の各号の区

分に従い、各々その号に定める下級の行政庁に委任することができる。

一 第三章及び第七章の規定する職権については陸運局長又は都道府県知事

二 第五章の規定する職権については陸運局長及び都道府県知事

第四條 第五章及び第八章の規定する行政庁は、政令の定める場合を除いて、左の各号に定める区からによる。

一 貨物軽車両運送事業に關する事項及び自動車に關する第八條の規定する事項については陸運局長

二 旅客軽車両運送事業に關する事項及び旅客軽車両に關する第八章の規定する事項については都の区の長又は市町村長

三 自動車道の工事のためとする土地の立入及び使用に關する事項については都道府県知事(免許等の條件)

第五條 免許、許可又は認可には、條件を附することができる。前項の條件は、公共の福祉を確保するため必要があるときは、これを変更することができる。

(調査及び晒検査)

第六條 当該行政庁は、必要があるときは、道路運送事業者その他車両を所有し、若しくは使用する者、自動車運送事業者又はこれらの者の組織する団体は、事業又は車両の所有若しくは使用に關し、届出をさせ、報告をさせ、又は書類を提出させることができる。当該行政庁は、必要があるときは、当該官吏又は職員に事業場その他の場所を晒検査し

事業若しくは車両の所有若しくは使用の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査せしめ、又は真向をさせることが出来る。

前項の場合には、当該官吏又は職員は、その身分を示す證件を携帯しなくてはならない。

(車両検査官)  
第七條 当該行政庁は、所部の官吏又は職員の中から車両検査官を命じ、第八條の規定による職権の行使を補助させることが出来る。

車両検査官は、必要があるとき、車庫その他の車両の所在すると認める場所へ囑検し、車両を検査し、又は真向をすることが出来る。

前項の場合には、車両検査官は、その身分を示す證件を携帯しなくてはならない。

(道路運送審議会)  
第八條 この法律の適正な運用を図るため、道路運送審議会を置く。

道路運送審議会は、陸運局ごとに、これを置く。

道路運送審議会は、委員若干人をもつて、これを組織する。

道路運送審議会に委員の互選による委員長を置く。

道路運送審議会の委員は、各都道府県知事の推薦に基く運輸大臣の申出により、内閣総理大臣が、これを命ずる。

前項の各都道府県知事の推薦すべき人員は、都府県にあっては二人、北海道にあっては若干人とする。

官吏又は職員であつた者は、その退職後一年間は道路運送審議会の委員となることが出来ない。

道路運送審議会の委員の任期は、三年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任されることを妨げない。

道路運送審議会の委員は、在職中道路運送審議会の承認及び運輸大臣の同意がある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事し、又は商業を営みその他の金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

道路運送審議会の委員が現に経営中の道路運送事業につき著しい経済的な利害関係を有し、又は道路運送事業に關し他の者と競争的若しくは対立的立場にあると認められる場合において、当該道路運送審議会においてその委員を罷免すべき旨の議決をしたときは、運輸大臣の申出により、内閣総理大臣が、これを解任する。

道路運送審議会の委員が自身の故障のため職務を執ることができず、又はその職務を怠り、若しくはその職務に對し不正の行爲をしたと認められる場合において、当該道路運送審議会においてその委員を罷免すべき旨の議決をしたときは、運輸大臣の申出により、内閣総理大臣が、これを解任する。

道路運送審議会の委員の報酬及び旅費については、命令でこれを定める。

陸運局長は、左の事項で重要なるものは、道路運送審議会の意見を徴し、その意見を尊重してこれをしなければならぬ。

一 自動車運送事業の免許

二 自動車運送事業の停止及び免許の取消

三 自動車運送事業に係る第五十條第一項の協議に對する承諾  
 道路運送審議會は、道路運送の改善に關し、關係行政庁に建議をすることのできる。  
 道路運送審議會は、その職務を行うため必要があるときは、公務所又は道路運送事業  
 者若しくはその組織する団体その他の関係者に對し、必要な報告、情報又は資料を求め  
 ることのできる。

道路運送審議會は、その職務を行うため必要があるときは、公務所、道路運送事業者  
 若しくはその組織する団体又は学識経験ある者若しくは必要を調査を囑託することのできる。  
 道路運送審議會は、第十三條の規定による職務を行うには、事件関係人又は参考人  
 對し、出頭を求めてその意見又は報告を徴し得なければならない。

この法律に規定するものの外、道路運送審議會の組織、運用その他道路運送審議會に  
 關し必要な事項は、政令でこれを定める。

(附屬)

第九條 この法律又はこの法律に基いて発する命令に規定する事項につき行政庁のした処分は  
 不服のある者は、訴願をすることのできる。

第三章 自動車運送事業

(自動車運送事業の種類)

第十條 自動車運送事業の種類は、左に掲げるものとする。  
 一 一般自動車運送事業(特定自動車運送事業以外の自動車運送事業)  
 二 一般乗合旅客自動車運送事業

34 2内

(一) 一般貨切旅客自動車運送事業

(二) 一般積合貨物自動車運送事業

(三) 一般貨切貨物自動車運送事業

二 特定自動車運送事業(特定の者の需用に應じ特定の旅客又は物品を運送する自動車運送事  
 業)

(一) 特定乗合旅客自動車運送事業

(二) 特定貨切旅客自動車運送事業

(三) 特定積合貨物自動車運送事業

(四) 特定貨切貨物自動車運送事業

(免許)

第十一條 自動車運送事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより、事業計画を  
 定め、主務大臣の免許を受けなければならない。

前項の免許は、前條に掲げる種類ごとく、これを受けなければならない。

(通運事業者の特則)

第十一條の二 自動車を使用して通運事業を經營することの免許を受けた者又は通運事業法  
 (昭和二十四年法律第二百四十一号)第一三條の規定により新たに自動車を使用することの  
 認可を受けた者は、主務大臣が第十條に掲げる種類を指定したときは、第十一條第一項、  
 第二十三條、第二十四條第一項第二号、第二十七條、第三十條、第三十一條第四号及び第三  
 十二條の規定の適用については、その種類について通運事業のためにする貨物自動車運送事  
 業の免許を受けた者とみなす。

114

(免許基準)

第十二條 主務大臣は、自動車運送事業の免許に關し、相當な基準を定め、これを公示し、なければならぬ。

主務大臣は、前項の基準に適合する申請があつたときは、左の場合を除いては、事業の免許をしなければならぬ。

- 一 事業を經營しようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に處せられた者でその執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないものであるとき。
- 二 事業を經營しようとする者が事業の免許の取消を受けた者でその取消の日から二年を経過しないものであるとき。
- 三 事業を經營しようとする者が破産の宣告を受け復権を得ない者であるとき。
- 四 事業を經營しようとする者が法人である場合において、その法人の役員は前三号の一種に屬する事由のあるとき。
- 五 事業を經營しようとする者の資力信用が不充分なため事業の確實な經營が著しく困難であると認められるとき。
- 六 当該事業の經營は因り公衆の福祉に反する結果を生ずるような競争がひきおこされる虞のあるとき。

(物品の附屬運送)

第十三條 旅客自動車運送事業者は、命令の定めるところにより、旅客の運送に附屬して物品を運送することができぬ。

34 3外

(運賃及び料金)

第十四條 自動車運送事業の運賃及び料金については、命令の定めるところにより主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(運送約款)

第十五條 貨物自動車運送事業者は、命令の定めるところにより運送約款を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

運送約款においては、少くとも運賃、料金その他の運送条件及び運送に關する事業者の責任に關する事項を定めなければならぬ。

(運送条件及び運送約款の公示)

第十六條 運賃、料金その他の運送条件及び運送約款は、命令の定めるところにより、これを公示しなければならぬ。

(運輸開始)

第十七條 自動車運送事業の免許を受けた者は、主務大臣の指定する期間内に運輸を開始しなければならぬ。

専用自動車運送事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより、工事方法を定め、主務大臣の指定する期間内に工事執行の認可を申請しなければならぬ。

天災その他やむを得ない事由に因り、第一項の期間内に運輸を開始することができないときは、主務大臣は、申請を、又は前項の期間内に同項の認可を申請することができないときは、主務大臣は、申請を

因り期間を伸長することができる。

(公共の福祉に反する行爲の禁止)

第十八條 自動車運送事業者は、事業計画に定める自動車の運行を怠り、不当な運送条件によることを求めその他公共の福祉に反する行爲をしてはならない。

自動車運送事業者は、自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

主務大臣は、前二項に規定する行爲があるときは、自動車運送事業者に対し、当該行爲の取止その他公共の福祉を確保するため必要な措置を命ずることが出来る。

(運送引受業務)

第十九條 自動車運送事業者は、左の場合を除いては、運送の引受を拒絶してはならない。

一 当該運送に關し旅客又は荷送人から特別な負担を求められたとき。

二 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

三 天災その他やむを得ない事由に因る運送上の支障のあるとき。

四 前各号に掲げる場合を除いて、命令の定める正当な事由のあるとき。

(物品運送の順序)

第二十條 物品の運送は、その申込の順序により、これをしななければならない。但し、正当な事由があるときは、この限りでない。

(事業計画等の変更)

第二十一條 自動車運送事業者は、事業計画、運送約款又は専用自動車運送の工事方法を及更しよ

うとするときは、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(運輸及び会計)

第二十二條 自動車運送事業者は、自動車の使用、運輸施設の整備その他運輸に關し必要な事項及び經理の合理化、帳簿書類の整理保存その他会計に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(運輸に關する協定)

第二十三條 自動車運送事業者は、他の運送事業者若しくは通運事業者と連絡運輸若しくは共同經營に關する契約その他運輸に關する協定をし、又はこれを及更する時は、主務大臣の認可を受けなければならない。

(事業改善の命令)

第二十四條 主務大臣は、公共の福祉を確保するため必要があるときは、自動車運送事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることが出来る。

一 事業計画、運賃、料金その他の運送条件、運送約款又は専用自動車運送の工事方法を及更すること。

二 他の運送事業者又は通運事業者と設備の共用、連絡運輸、共同經營又は運輸に關する協定をすること。

三 旅客又は物品の運送に關する損害につき保険に付すること。

四 前各号に掲げるものを除いて、事業の改善をすること。

前項第二号の場合において、その実施方法又は各事業者が取得し、若しくは負担すべき金

願につき協議が調われないときは、主務大臣は、申請を西りこれを裁定する。

前項の規定による裁定に係る金額に不服のある者は、他の事業者に対し、裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内、訴を以てその金額の増減を請求することができる。但し、裁定のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第二十五条 第二十三条の認可を受けて行う正当な行爲及び前条第一項(他の運送事業者又は通運事業者との連絡運輸、共同経営及び運輸に関する規定に關する部分に限る。)の規定による命令によつて行う正当な行爲には、昭和二十二年法律第五十四号の規定を適用しない。(運送に関する命令)

第二十六条 主務大臣は、旅客又は物品の運送を確保するため必要があるときは、自動車運送事業者に対し、運送すべき旅客若しくは物品及び運送条件を定めてその運送を命じ、又は旅客若しくは物品を定めてその運送を制限し、若しくは禁止することができる。

主務大臣は、旅客又は物品の運送を確保するため必要があるときは、自動車運送事業者に対し、旅客又は物品の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができる。(右表の利用、事業及び車輛の管理並びに事業の管理の受委託)

第二十七条 自動車運送事業者の名義は、自動車運送事業を經營するため、他人がこれを利用し、又は他人にこれを利用させてはならない。

自動車運送事業者は、これを貸借してはならない。  
自動車運送事業の管理の委託及び受託並びに自動車運送事業用自動車の貸渡については、

24

主務大臣の許可を受けなければならない。

前項の管理の委託及び受託に關し必要な事項は、命令でこれを定める。  
(事業の譲渡等)

第二十八條 自動車運送事業の譲渡は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。自動車運送事業を經營する会社の合併又は解散に關する株主総会若しくは社員総会の決議若しくは社員の同意は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

自動車運送事業を經營する会社の合併があつたときは、合併後存続する会社又は合併により設立された会社は、免許に基く權利義務を承継する。

自動車運送事業者が死亡したときは、相続人は、免許に基く權利義務を承継する。自動車運送事業者は、主務大臣の許可を受けなければならない。その事業の全部又は一部を休止し又は廃止してはならない。

(地方公共団体の区域内における乗合旅客自動車運送事業)

第二十九條 主務大臣は、事業区域が東京府の区に存する区域内又は政令で定める市の区域内に限られる乗合旅客自動車運送事業につき第十一條、第十四條、第二十一條、第二十三條、第二十七條第三項又は前条第一項、第二項若しくは第五項の規定による処分をするには、都府市長の意見を徴しなければならない。

(事業の停止及び免許の取消)

第三十條 自動車運送事業者が左の各号の一に該当するときは、主務大臣は、自動車運送事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は免許の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- 一 この法律に基く命令若しくは処分又は免許、許可若しくは認可に附し且條件に違反したとき。
- 二 許可又は認可を受け且事項を故なく実施しないとき。
- 三 前二号の場合を除いて、公共の福祉に及する行為をしたとき。
- 四 事業経営の不確実又は質屋状態の著しい不良その他、事由に因り事業を継続するの不適当と認めるとき。

(免許の失効)

- 第三十一条 左の場合には、自動車運送事業の免許は、その効力を失う。
  - 一 第十七条第一項の期間内に運輸を開始しないとき。
  - 二 第十七条第二項の期間内に同項の認可を申請しないとき。
  - 三 第十七条第二項の規定による申請に対し不認可の処分を受けたとき。
  - 四 事業の廃止の許可を受けたとき。

(特定自動車運送事業)

第三十二条 特定自動車運送事業には、第十五条乃至第十七条、第十九条、第二十条、第二十一条(事業計画に関する部分を除く。)、第二十八条第五項及び前条の規定を適用しない。特定自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくこれを主務大臣に届け出なければならぬ。この場合においては、免許は、事業の廃止の届出があった時にその効力を失う。

第四章 軽車両運送事業

(事業に関する届出)

第三十三条 軽車両運送事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより、事業計画を備えて行政庁に届け出なければならぬ。事業計画を変更しようとするときも同様とする。

第三十四条 軽車両運送事業者は、左の場合には、命令の定めるところにより、遅滞なくこれを行政庁に届け出なければならぬ。

- 一 他の運送事業者と連絡運輸若しくは共同經營に關する契約その他運輸に關する協定をし、又はこれを変更したとき。
- 二 事業を譲り受けるとき。
- 三 会社の合併又は解散があつたとき。
- 四 相対に因る事業の承継があつたとき。
- 五 事業を休止し、又は廃止したとき。

(事業停止の命令)

第三十五条 軽車両運送事業者が公共の福祉に反する行為をしたときは、行政庁は、命令の定めるところにより、その事業の停止を命ずることができらる。

(準用規定)

第三十六条 軽車両運送事業には、第十八条及び第二十四条乃至第二十六条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは、「行政庁」と読み替へるものとする。

第五章 自動車道及び自動車道事業

(免許)

第三十七條 自動車道事業を経営しようとする者は、命令の定めるところにより、事業計画を定め、主務大臣の免許を受けなければならない。

(一般自動車道の使用料金)

第三十八條 一般自動車道の使用料金については、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(一般自動車道の工事)

第三十九條 自動車道事業の免許を受けた者は、一般自動車道の工事を必要とするときは、工事方法を定め、主務大臣の指定する期間内に工事執行の認可を申請しなければならない。天災その他のやむを得ない事由により前項の期間内に認可を申請することができないときは、主務大臣は、申請に四り期間を延長することができる。

第四十條 自動車道事業者は、工事執行の認可を受けるときは、主務大臣の指定する期間内に一般自動車道の工事に着手し、これを完成しなければならない。前項の期間の申長には、前条第二項の規定を準用する。

(自動車道の工事の止めにする土地の立入及び使用)

第四十一條 自動車道に關する工事のため必要があるときは、自動車道事業者又は自動車運送事業者は、行政庁の許可を受け、沿道の土地に立ち入り、又はその土地を一時的材料置場として使用することができる。

又、又

前項の規定により立入又は使用をしようとするときは、やむを得ない事由がある場合を除いて、予め土地の占有者に対する通知をしなければならない。

第一項の規定による立入又は使用は四つて止むべき原因は立入又は使用の後、運搬、事故その他においてこれを補償しなければならない。

前項の規定に基づいて補償すべき損害は、第一項の規定による立入又は使用は四り運搬、事故その他による損害とする。

第三項の規定による補償については協議が調わないときは、行政庁は、申請に四りこれを裁断する。

前項の規定による裁断に係る補償金額に不服のある者は、裁断のあった日から起算して十日から六箇月以内、訴を以てその金額の増減を請求することができる。但し、裁断のあった日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

前項の訴においては、事業者又は補償を受けるべき者を被告とする。

(自動車道の供用開始)

第四十二條 自動車道は、主務大臣の認可を受けなければならない。その供用を開始してはならない。

(一般自動車道の供用義務)

第四十三條 自動車道事業者は、命令の定める正当な事由のある場合を除いては、一般自動車道の供用を拒絶してはならない。

(事業計画及び工事方法の変更)

第四十四條 自動車道事業者は、事業計画又は一般自動車道の工事方法を変更しようとするとき

三三



きは、主務大臣の認可を受けなければならない。  
(自動車道の構造・設備及び管理)

第四十五條 自動車道の構造・設備及び管理に關し必要な事項は、命令でこれを定める。  
(事業改善の命令)

第四十六條 主務大臣は、公共の福祉を確保するため必要があるときは、自動車道事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることが出来る。  
一 事業計画又は一般自動車道の使用料金若しくは工事方法を変更すること。  
二 一般自動車道又はその附屬物件の改善をすること。  
(免許の失効)

第四十七條 左の場合には、自動車道事業の免許は、その効力を失う。  
一 第三十九條第一項の期間内に同項の認可を申請しないとき。  
二 第三十九條第一項の規定による申請に対し不認可の処分を受けたとき。  
三 事業の廢止の許可を受けたとき。

(準用規定)  
第四十八條 自動車事業者は、第十六條(運送条件に關する部分に限る。)、第二十二條(会計に關する部分に限る。)、第二十七條、第二十八條及び第三十條の規定を準用する。  
(自動車道に接続する道路等の施設)

第四十九條 政府又は政府の許可を受けた者が、自動車道に接続し、若しくは接近し、又はこれと接して道路法による道路、自動車道、橋、川、運河、鉄道、軌道、索道等を建設しよ

うとするときは、自動車道事業者又は自動車運送事業者は、これを拒むことが出来ない。  
主務大臣は、前項の場合において、公共の福祉を確保するに必要があるときは、自動車道事業者又は自動車運送事業者に対し、設備の使用又は変更を命ずることが出来る。

前二項の場合において、その実施方法及び費用の負担につき協議が調わないときは、主務大臣は、申請に因りこれを裁定する。自動車道事業者又は自動車運送事業者が受ける損害の補償については同様とする。

第一項及び第二項の場合には、第四十一條第三項及び第四項の規定を、前項の場合には、第四十一條第六項及び第七項の規定を準用する。

第六章 國營自動車運送事業及び國營自動車道事業。  
(事業の経営)

第五十條 國において自動車運送事業又は自動車道事業を經營しようとするときは、当該官庁は、主務大臣に協議をしなければならない。

國において經營する自動車運送事業及び自動車道事業には、第六條、第十一條、第十二條、第十四條、第十五條、第十七條、第十八條、第二十一條、第二十二條(会計に關する部分に限る。)、第二十三條乃至第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十二條、第三十七條乃至第四十條、第四十二條、第四十四條、第四十六條、第四十七條及び第四十八條(第六條の規定の準用に關する部分を除く。の)の規定を適用しない。

(補償)  
第五十一條 路線を定める自動車運送事業を國において經營したため、これと路線を共通にす

るに關するときは、自動車運送事業者又は自動車道事業者は、これを拒むことが出来ない。  
主務大臣は、前項の場合において、公共の福祉を確保するに必要があるときは、自動車道事業者又は自動車運送事業者に対し、設備の使用又は変更を命ずることが出来る。

前二項の場合において、その実施方法及び費用の負担につき協議が調わないときは、主務大臣は、申請に因りこれを裁定する。自動車道事業者又は自動車運送事業者が受ける損害の補償については同様とする。

第一項及び第二項の場合には、第四十一條第三項及び第四項の規定を、前項の場合には、第四十一條第六項及び第七項の規定を準用する。

第六章 國營自動車運送事業及び國營自動車道事業。  
(事業の経営)

第五十條 國において自動車運送事業又は自動車道事業を經營しようとするときは、当該官庁は、主務大臣に協議をしなければならない。

國において經營する自動車運送事業及び自動車道事業には、第六條、第十一條、第十二條、第十四條、第十五條、第十七條、第十八條、第二十一條、第二十二條(会計に關する部分に限る。)、第二十三條乃至第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十二條、第三十七條乃至第四十條、第四十二條、第四十四條、第四十六條、第四十七條及び第四十八條(第六條の規定の準用に關する部分を除く。の)の規定を適用しない。

(補償)  
第五十一條 路線を定める自動車運送事業を國において經營したため、これと路線を共通にするに關するときは、自動車運送事業者又は自動車道事業者は、これを拒むことが出来ない。  
主務大臣は、前項の場合において、公共の福祉を確保するに必要があるときは、自動車道事業者又は自動車運送事業者に対し、設備の使用又は変更を命ずることが出来る。

前二項の場合において、その実施方法及び費用の負担につき協議が調わないときは、主務大臣は、申請に因りこれを裁定する。自動車道事業者又は自動車運送事業者が受ける損害の補償については同様とする。

る自動車運送事業者が、その部分につき事業を継続することができなくなつたとき、又は著しく収益を減少するようになつたときは、政府は、政令の定めるところにより、その事業者が受けた損失を補償することができ、戦時路線のみならず事業を継続することができなくなつたときは、政府は、政令の定めるところにより、その事業者が受けた損失を補償することができる。或る路線のみにつき事業を継続することができなくなつたときも同様とする。

第七章 家用自動車の使用

(有償運送の禁止及び貸借の制限)

第五十二條 自動車運送事業用自動車以外の自動車（以下家用自動車という）は、対価を得てこれを運送の用に供してはならない。

家用自動車は、主務大臣の許可を受けなければ、対価を得てこれを貸し渡してはならない。

(使用の制限及び禁止の処分)

第五十三條 主務大臣は、家用自動車（命令の定める乗車定員を有する乗用自動車を除く）の使用がこの法律の目的に限らし適正でないとき認めるときは、その使用を制限し、又は禁止することができる。

第八章 車両

(車両の検査)

第五十四條 自動車及び旅客の運送の用に供する軽車両（以下旅客軽車両という）は、命令の定めるところにより、使用に適する構造、装置及び性能を有するかどうかについて、行政

の検査を受けなければならぬ。

行政庁は、前項の検査の結果車両が使用に適すると認めるときは、命令の定める場合を除いて、車両検査證を交付し、且つ、車両番号を指定しなければならない。

第一項に規定する車両は、命令の定めるところにより、車両検査證を備え付け、且つ指定された車両番号を表示したものでなければ、これを使用してはならない。

車両検査證及び車両番号の指定の有効期間は、命令でこれを定める。

(車両の整備)

第五十五條 自動車及び旅客軽車両については、命令の定める整備をしなければならない。

行政庁は、前項に規定する車両が使用に適しないと認めるときは、必要な整備を命ずることができ、

行政庁は、前項の規定による命令に従わない者は当該車両の使用を制限し、若しくは禁止し、又は車両検査證の提出若しくは返還を命じ、又は車両番号の指定を取り消すことができる。

行政庁は、前項の規定による命令に従わない者は当該車両の使用を制限し、若しくは禁止し、又は車両検査證の提出若しくは返還を命じ、又は車両番号の指定を取り消すことができる。

(自動車の登録)

第五十六條 自動車を所有する者は、当該自動車につき行政官庁の登録を受けなければならない。

行政官庁は、前項の登録を申請した者が当該自動車の真正な所有者であると認めるときは、命令の定めるところにより、登録をした後、その者に自動車登録證を交付しなければならぬ。自動車登録證を交付するに、当該自動車の自動車登録證を携帯しなければならぬ。本条に定めるものの外、登録並びに自動車登録證の書換、再交付及び返納は、別に、要する事項は、命令でこれを定める。

第九章 罰則

第五十七條 第十一條又は第三十七條の規定に違反して事業を経営した者は、これを一萬円以下の罰金に処する。

第五十八條 左の各号の二に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第二十八條第一項（第四十八條において準用する場合を含む。）の規定を受けずに事業を営み、又は譲り受けた者

二 第三十條（第四十八條において準用する場合を含む。）の規定による停止の処分違反した者

第五十九條 左の各号の二に該当する者は、これを三千円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一 第五條の規定に準じ、附した条件又はその条件に基いてした処分を違反した者

332

二 第六條第一項の規定による届出、報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の届出若しくは報告をし、若しくは虚偽の記載をした書類を提出した者

三 第六條第二項又は第七條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

四 第十四條、第十五條第一項、第十九條乃至第二十一條、第二十三條、第二十七條第三項（第四十八條において準用する場合を含む。）、第三十三條、第三十八條、第四十三條、第四十四條又は第五十二條の規定に違反した者

五 第十八條第三項（第三十六條において準用する場合を含む。）、第二十四條第一項（第三十六條において準用する場合を含む。）、第二十六條（第三十六條において準用する場合を含む。）、第三十五條、第四十六條、第四十九條第二項又は第五十三條の規定による処分を違反した者

六 第五十四條第五項又は第五十六條第四項の規定に基いて発する命令に違反した者

第七 第五十六條第三項の規定に違反した者

第六十條 左の各号の二に該当する者は、これを三箇月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

一 第五十四條第三項の規定に違反した者

二 第五十五條第三項の規定に違反した者

三九

第六十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する車両に關し、第五十七條乃至前條（第五十九條第七号を除く。）の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人が対しても、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

第六十二條 自動車道若しくはその敷設を損壞し、又はその他の方法で自動車道における自動車の往來の危険を生ぜしめたる者は、これを五年以下の懲役に處する。

前項の未遂罪は、これを罰する。

第六十三條 人の現在する乗合旅客自動車運送事業用自動車を竊奪させ、又は破壞した者は、これを十年以下の懲役に處する。

前項の罪を犯し四つて人を傷けた者は、これを一年以上の有期懲役に處し、死亡させたる者は、これを無期又は三年以上の懲役に處する。

第六十四條 第六十二條の罪を犯し四つて自動車を竊奪させ、又は破壞した者も前條の例による。

第六十五條 運失し四り第六十二條第一項又は第六十三條第一項の罪を犯した者は、これを三百円以下の罰金に處する。その業務に従事する者が犯したときは、これを一年以上の禁錮又は五百円以下の罰金に處する。

第六十六條 左の各号の任一に該当する者は、これを五百円以下の罰金に處する。

一 乗合旅客自動車運送事業用自動車の乗務員の職務の執行を妨げた者

二 乗合旅客自動車運送事業用自動車の石類を投げつけた者

第六十七條 道路運送事業者及び自動車事業者は、左の各号の任一に該当するときは、これを三千円以下の科料に處する。

一 第十六條（第四十八條）において準用する場合を含むこの規定による公示をせず、又は虚偽の公示をしたとき。

二 第二十二條（第四十八條）において準用する場合を含むこの規定に基づいて發する命令により許可を受くべき事項をこれを受けないでしたとき。

三 第二十二條（第四十八條）において準用する場合を含むこの規定に基づいて發する命令による届出若しくは報告を怠り、又は虚偽の届出若しくは報告をしたとき。

四 第三十二條第二項又は第三十四條の規定に違反したとき。

附則  
第一條 第一條乃至第三條、第四條第二項乃至第四項及び第六項（第八條に關する部分に限る）、第六條（車両の所有及び使用に關する部分に限る）、第七條、第九條、第五十四條乃至第五十六條、第五十九條第二号第三号第六号第七号、第六十條、第六十一條附則第三條第一項（昭和八年内務省令第二十三号自動車取締令に關する部分に限る）並びに第四條の規定は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第八條の規定施行の期日は、この法律公布の日から四十五日を超えない期間内において、政令でこれを定める。但し、運賃及び料金は別令の立案、制定及び改正についての第九條第十三項第一号の施行の期日は、物価統制令が効力を失う日の翌日とする。

前二項の規定はより施行する規定以外の規定は、昭和二十三年三月十五日から、これを施行する。但し、第二十九條中第十四條の規定による処分に関する部分の施行の期日は、物価統制令が効力を失う日の翌日とする。

第二條 自動車交通事業法は、これを廃止する。

第三條 旧法に基いて発する命令又は昭和八年内務省令第二十三号自動車取締令により、しつこく手続その他の行爲は、この法律中これに相当する規定がある場合には、命令の規定するところにより、この法律によりこれをしたものとみなす。

第三十三條の規定施行の除現に自動車運送事業を經營する者は、同條の規定施行後三箇月以内、同條の規定による届出をすれば足りる。

第四條 自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合連合会は、解散する。

第五條 自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合連合会の清算及び課税、附則第二條の規定施行の際現に存する自動車交通事業財団並びに同條の規定施行前に行爲に對する罰則の適用については、旧法は、同條の規定施行後でも、なおその効力を有する。

第六條 陸上交通事業調整法の一部を次のように改正する。  
第一條中、「旅客自動車運輸事業」を「路線自動車運輸事業」に改める。

第九條中「自動車交通事業法」を「道路運送法」に改める。

第七條 国有鉄道事業特別会計法の一部を次のように改正する。

第八條 商工組合中央金庫法の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「貿易組合聯合会、自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合会」を「及貿易組合聯合会」に改める。

第三條第一項中「自動車運送事業組合聯合会」を削り、同條第三項及び第四項中「貿易組合聯合会」を「及貿易組合聯合会」に改める。

第七條第一項中「貿易組合聯合会、自動車運送事業組合」を「及貿易組合聯合会」に改める。

第二十七條第一項但書中「貿易組合及自動車運送事業組合」を「及貿易組合」に改める。  
第二十八條第一項第六号及び第二十九條第一項第三号中「自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合会」を削る。

第九條 登録税法第十九條第七号中「自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合会」及び「自動車交通事業法」を削る。

清算中の自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合聯合会の課税については、なお従前の例による。

第十條 第八條の規定施行後最初その地位に就く道路運送委員会の委員の任期は、政令の定めるところにより、これを二年未満に短縮することができる。

附則(昭二三・七・八一法一一三、建設省設置法附則)  
 この法律は、昭和二十三年七月十日から、これを施行する。  
 附則(昭二四・五・三一法一五七、運輸省設置法附則)  
 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。以下略。  
 附則(昭二四・二・二七法二四二、通運事業法附則)  
 この法律は、昭和二十五年二月一日から施行する。  
 附則(昭二四・二・二二法二六〇)  
 この法律は、公布の日から施行する。

必 8 外

○道路運送法施行令 (昭和二十二年十二月二十九日)  
 政令第三百二十号

改正 昭二三・五・七一政令一〇六、昭二三・七・二六政令一六六、昭二四・五・三一政令一七〇、昭二四・八・二五政令三三〇、昭二四・一〇・二八政令三五九、昭二四・二・二七政令四〇九、昭二五・一・三一政令一七

第一章 施行期日

第一条 道路運送法第八條の規定は、昭和二十三年一月二十日から、これを施行する。

第二章 削除

第二条 第五條 削除

第三章 道路運送審議会

第六条 道路運送審議会の名稱及び委員の数は、左の通りとする。  
 府県道路運送審議会 十六人  
 東海道路運送審議会 十四人  
 近畿道路運送審議会 十二人  
 中国道路運送審議会 十人  
 四國道路運送審議会 八人  
 九州道路運送審議会 十四人  
 信越道路運送審議会 八人

四二

東北海道運送審議会

八人

北海道運送審議会

七人

道庁運送法第八條第六項の規定により北海道知事の推薦すべき人数は、七人とする。

第七條 道庁運送審議会（以下審議会という。）は、必要があるときは、道庁運送に關する政策

につき調査審議し、陸運局長はその意見を提出することができる。

審議会は、必要があるときは、陸運局長に道庁運送法の施行に關し正に掲げる事項につき

その意見を提出することができる。

一 免許、許可若しくは認可又はこれらの処分取消若しくは変更

二 公共の福祉に反する行爲の取止その他公共の福祉を確保するため必要な措置

三 事業改善の命令、運送に關する命令又は事業停止の命令

第八條 勅令

第九條 委員長は、審議会の議事を整理し、秩序を保持し、その他会務を総理する。

審議会は、予め委員のうちから、委員長が事故のある場合には委員長を代理する者を定めて

おこななければならない。

第十條 審議会の招集は委員長が、これを行う。

委員長は、審議会を招集する時は、少くとも一週間前までに議案を具えて日時及び場所を委員

に通知するとともに、陸運局長にこれを通告しなければならない。

第十一條 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければならない。

審議会の議事は、出席者の過半数を以てこれを決する。可否同数のときは、委員長の決する

こととする。

特定の議案につき特別の利害關係を有する委員は、審議会の決議があつたときは、当該議

決に参加することができない。

第十二條 陸運局長は、審議会の同意を得て、審議会に出席して意見を述べ、又は部下の官吏

を審議会に出席させて意見を述べさせることができる。

第十三條 審議会の議事の記録は、これを記録しなければならない。

第十四條 審議会は、その議案となつた事項については、部内關係事項を除いて、公庁会を關

わなければならない。

前項の場合には、委員長は少くとも一週間前には、公庁会において意見を聴こうとする事項

並びに公庁会を關し日時及び場所を公告するとともに、陸運局長にこれを通告しなければならない。

公庁会の経過は、逐記の方法によりこれを記録しなければならない。

第十五條 第十三條及び前條第三項の規定による記録は、一般の申出があつたときは、これを

閲覧に供し得なければならない。

第十六條 この政令に定めるものの外、審議会の議事規則は、審議会において、これを定める。

第十七條 審議会の職務は、陸運局においてこれを掌る。

第十八條 職種の委任

第十九條 自動車運送事業に關する道庁運送法の規定による運輸大臣の職務に左に掲げるもの

は、陸運局長にこれを委任する。

四九

- 一 臨時の必要に因り一月以内の期間を限り経営する路線を定める自動車運送事業に關するもの（運賃及び運送に關する料金は關するものを除く。）
- 二 運送約款の設定又は変更の認可
- 三 運輸開始及び専用自動車道の工事施行の認可申請期間の伸長
- 四 専用自動車道の供用の開始の認可
- 五 事業計画の変更で左に掲げるものの認可
  - イ 主なる事務所的位置の変更
  - ロ 営業所の新設若しくは廃止又はその位置の変更
- ハ 自動車の種類の変更（乗車定員七人以下のものを八人以上のものに変更する場合を除く。）
- ニ 應當所間の新程の変更
  - ホ 一年を通じて継続して運輸をするもので日と夜の運輸をする期間の変更
  - ヘ 運送事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第十五條の規定により取扱取の指定を受けた者が主として集積配達は使用すべき自動車の数の変更
- 六 運送事業法施行令（昭和二十五年政令第十七号）第一條第一号又は第二号の規定により陸運局長が行う自動車を採用して運送事業を経営することと關する運送事業法第四條の免許を受けた者又は運送事業法第十三條の規定により、新たに自動車を採用することの認可を受けた者に対して道路運送法第十一條の二の規定により行う種類の指定

- 七 専用自動車の工事方法の変更の認可
- 八 一般貸切旅客自動車運送事業（乗車定員七人以下の自動車を採用して経営するものに限る。）及び特定自動車運送事業に關する事項で前各号、次項各号及び第三項に掲げる事項以外のもの（運賃及び運輸に關する料金は關するものを除く。）
- 九 次項に掲げる事項で二以上の都府県の区域及び北海道にあつては二以上の陸運事務所、地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）第七十四條の二に規定する陸運事務所をいう。）の管轄区域にわたるもの
- 自動車運送事業に關する道路運送法の規定による運輸大臣の職權で左に掲げるもののうち前項に掲げる事項以外のものは、都道府県知事に委任する
  - 一 事業計画の変更（自動車の変更で乗車定員七人以下のものを八人以上のものに変更する場合を除く。）の認可
  - 二 事業用自動車の貸渡の許可
  - 三 事業の休止の許可
- 自動車運送事業に關する道路運送法の規定による運輸大臣の職權で左に掲げるものは、当該大臣の許可を要する事項に關するものを除いて、陸運局長もこれを行使することができ
  - 一 同法第十八條第三項の命令
  - 二 事業改善の命令
  - 三 運送に關する命令

五〇



第十九條 貨物軽車両運送事業に關する道路運送法の規定による行政庁は、左に掲げる事項に關しては、同法第四條第三項第一号の規定による外、都道府県知事とする。

- 一 同法第三十六條において準用する同法第十八條第三項の命令
- 二 運送に關する命令
- 三 事業停止の命令

貨物軽車両運送事業に關する道路運送法の規定による行政庁は、左に掲げる事項に關しては、都道府県知事とする。

- 一 同法第三十三條又は第三十四條の届出
- 二 事業改善の命令

第二十條 自動車運送事業に關する道路運送法の規定による運輸大臣及び建設大臣の職権で左に掲げるものは、陸運局長及び都道府県知事へこれを委任する。

- 一 一般自動車道の工事施行の認可申請期間の伸長
- 二 一般自動車道の工事完成期間の伸長
- 三 一般自動車道の供用の開始の認可
- 四 事業計画の変更の認可
- 五 一般自動車道の工事方法の変更の認可
- 六 事業の休止の許可

自動車運送事業に關する道路運送法の規定による事業改善の命令は、当該大臣の許可を要する事項に關するものを除いて、陸運局長及び都道府県知事もこれを行使することができる。

九〇

第二十一條 自家用自動車の貸渡並びに使用の制限及び禁止に關する道路運送法の規定による運輸大臣の職権は、都道府県知事にこれを委任する。

第二十一條之二 自動車に關する道路運送法第八章の規定による行政庁は、都道府県知事とする。

第二十二條 陸運局長及び都道府県知事は、この政令の規定により処分をしたときは、命令の定めるところにより、遅滞なく運輸大臣にこれを報告しなければならない。

第五章 地方公共団体  
第二十三條 道路運送法第二十九條の規定による市は、左に掲げるものとする。  
大阪市、京都市、名古屋市、横浜市、神戸市、福岡市、仙台市

第六章 事業の補償  
第二十四條 四において路線を定める自動車運送事業を經營したため、これと路線を共通にする自動車運送事業者がその部分につき事業を継続することのできなくなつて廃止した場合における補償金額は、事業者の当該部分における利益の半額を基礎としその七分以内において運輸大臣の定めるところにより計算して、一時これを交付する。但し、事業者の同意があつた場合は、分割して三年以内これを交付することができる。

前項の場合において、事業者の決算に基いて運輸大臣の査定した当該部分の興業費から残存物件の価額を控除し残額があるときは、当該残額の範囲内において運輸大臣の決定した額を、前項の規定による交付金額に加算することができる。  
前二項の規定は、残存路線だけで事業を継続することのできなくなつて廃止した場合にお

ける補償金の交付は、これを準用する。

前各項の規定による補償金の交付を受けようとする者は、国の経営する路線を定める自動車運送事業の運輸開始の日から一年以内、その事業の廃止の許可を申請しなければならぬ。

第二十五條 国において路線を定める自動車運送事業を経営したため、これと路線を共通にする事業者がその部分につき着しく運輸収入を減少するようになつた場合における補償金額は、国の経営する路線を定める自動車運送事業に転嫁したと認められる運輸数量に付する事業者の利益の減少額の範囲内において運輸大臣の定めるところにより計算してこれを交付する。前項の規定による補償の期間は、国の経営する路線を定める自動車運送事業の運輸開始の日から三年以内とする。

第一項の規定による補償金は、前條の規定による補償金を交付する場合に、これを交付しない。

第二十六條 前二條の利益は、運輸収入から営業費を控除した残額をいう。但し、第二十四條の場合において、残額が運輸収入の百分の五に達しないときは、当該収入の百分の五に相当する額とする。

第二十四條の興業費及び残存物件の価額は、事業廃止の日における額による。

第二十七條 前三條の興業費、残存物件の価額、運輸収入及び営業費の計算につき必要なる事項は、運輸大臣がこれを定める。

附 則

第二十八條 この政令は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。但し、第三章及び第

二十一條の規定は、同日二十日から、これを施行する。

第二十九條 自動車運送事業組合は、これを廃止する。

第三十條 自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合聯合会の清算については、旧令は、第

二十七條、第三十四條及び第四十二條の規定を除いては、前條の規定施行後でも、なおその効力を有する。

自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合聯合会の清算人は、民法第七十四條乃至第

七十七條及び第八十三條の規定を準用する。

第三十一條 道路運送法附則第十條の規定する委員の任期は、半数（委員の数が奇数の委員会

にあっては一人を減じた数の半数）の委員につき、これを一年六箇月とする。

前項の規定により任期を短縮されるべき者は、都道府県知事が、推薦の際これを指定する。

第三十二條 運輸省官制の一部を次のように改正する。

第十六條第三号中「自動車交通事業」を削り、「陸運の業務の下に」（道路運送ニ係ルモノヲ除ク）を加ふる。

第十八條中「專任二千九百三十五人、二級」を「專任二千八百十五人、二級」に、「專任

八百六十六百五十四人、三級」を「專任八百六十四百四十四人、三級」に改める。

第三十三條 運輸部内臨時職員等設置制の一部を次のように改正する。

第一條第一項第五号中「專任三百四十三人」を「專任八百八十三人」に改める。  
專任四百九十五人」に改める。

第二條ノ二 臨時勸業需給調整法ニ基ク指定生産資材等ノ割當ニ關スル事務ニ從事セシムル風道路運送臨時事務所ニ在リ職責ヲ擔ヒ

專任 百二十人  
兼任 三十人  
三級

附則 (昭二三・五政令第一〇六号)  
この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年三月十五日から、これを適用する。  
自動車交通事業法施行令は、これを廢止する。  
陸上交運事業調整法施行令の一部を次のように改正する。  
第二條第一項第三号及び第三條第四号中「旅客自動車運輸事業」を「路線ヲ定ムル一級乘合旅客自動車運送事業」に改める。

附則 (昭二三・七政令第一六六号)  
この政令は、公布の日から、これを施行し、建設省設置法施行の日(昭和二十三年七月十日)から、これを適用する。

附則 (昭二四・五政令第一七〇号)  
この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則 (昭二四・八政令第三一四号)  
この政令は、公布の日から施行し、昭和二十四年八月一日から適用する。

附則 (昭二四・一〇政令第三五九号)  
この政令は、昭和二十四年十一月一日から施行する。

附則 (昭二四・一二政令第四〇九号)  
この政令は、公布の日から施行する。但し、第六條から第八條まで、第十條、第十二條、第十四條、第十六條及第十七條の改正規定は、昭和二十五年一月一日から施行する。

五六

五五

附 則 (昭二五・一政令第一七号)

この政令は、法施行の日から施行する。

増置ス

運輸事務官又は運輸技官

尋任 百六十八 二級

尋任 三百十八人 三級

### ○道路運送法施行規則

(昭和二十三年五月七日)  
総理府運輸省令第二號

改正 昭二五・七の一 運輸令一、昭二四・六の二 運輸令一七、昭二四・八の二七  
運輸令四六、昭二四・一三の二九 運輸令七六、昭二五・二の二 運輸令一〇

(定義)

第一條 この命令で道路とは、この命令中別段の定めがある場合を除いて、道路法による道路、自動車道及び一般交通の用に供する場所をいう。

#### 第二章 監理

(事件の管轄)

第二條 この命令の規定により提出すべき申請書及び届書は、この命令中別段の定めのある場合を除いて、道路運送法第四章及び同法施行令第四章の規定により権限を有する行政庁にこれを提出しなければならない。但し、自動車運送事業の運賃及び運輸に關する料金並びに一般自動車道の使用料金に關する書類は、物価統制令が施行せられる間は物価庁長官に提出しなければならない。

前項但書の書類を物価庁長官に提出するときは、同時にその写を、自動車運送事業にあつては運輸大臣に、自動車道事業にあつては運輸大臣及び建設大臣に提出しなければならない。第一項本文の書類の権限行政庁が中央行政官庁以外の行政庁であるときは、その書類は、

(41)

五八

五七

当該事件の向する土地を管轄する権限行政庁にこれを提出しなければならぬ。この場合において事件が二以上の行政庁の管轄区域にわたるときは、その事件の主として向する土地を管轄する行政庁にこれを提出しなければならぬ。

(書類の経由)

第三條 この命令の規定により運輸大臣、陸運局長、運輸大臣及び建設大臣又は物産庁長官に提出すべき申請書及び届書は、夫々当該事件の向する土地を管轄する都道府県知事又は地方物産事務所長を経由してこれを提出しなければならぬ。この場合には、前條第三項後段の規定を準用する。

都道府県知事は、この命令の規定により、自動車道事業に關し運輸大臣及び建設大臣に提出すべき申請書及び届書を受理したときは、各別に運輸大臣又は建設大臣に提出しなければならぬ。

(商議)

第四條 行政庁が第二條第三項後段の書類を受け付けた場合において、当該事件が処分を要するものであるときは、關係行政庁に商議し、その他のものであるときは、關係行政庁に通知しなければならぬ。

(報告)

第五條 陸運局長及び都道府県知事は、左の場合においては、左の各号に規定するところにより

内一

リ、遅滞なくこれを上級の行政官庁に報告しなければならぬ。  
一 陸運局長において左に掲げるものに關し許可の処分をし、又は届出を受理したときは運輸大臣

(山) 自動車運送事業につき第十四條、第二十一條又は第二十二條へ主たる事務所又は営業所の位置及び運輸期間の変更に向する部分に關する書類

(2) 一般貨物旅客自動車運送事業(乗車定員八人以上の自動車を使用して經營するものを除く)及び特定自動車運送事業につき第八條、第十五條、第二十六條、第二十七條、第三十一條から第三十四條まで又は第三十六條の書類

(3) 自動車道事業につき第六十條、第六十一條又は第七十條の書類  
(4) 次号の書類で二以上の都府県の区域及び北海道にあつては二以上の陸運事務所の管轄区域にわたるもの

二 都道府県知事において自動車運送事業につき第二十二條(自動車教、運転系統及び營業所別配置車両数の変更)に關する部分に關する書類、及び第三十五條の書類に關し許可の処分をし、又は届書を受理したときは運輸大臣

三 都道府県知事において自動車道事業につき第六十條、第六十一條又は第七十條の書類に關し許可の処分をし、又は届出を受理したときは建設大臣  
前項第二号の場合においては、第三條第三項の規定を準用する。

(検査員証)

第六條 道區運送法第六條第三項の規定による証票(検査員証)は第一号様式に規定するとこ

九九

るによる。

(車両検査官証)

第七條 道路運送法第七條第三項の規定による証票(車両検査官証)は、第二号様式に規定するところによる。

第三章 自動車運送事業

(免許申請書)

第八條 自動車運送事業の経営の免許申請書には左の事項を記載しなければならない。

一 本籍、住所及び氏名(法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名、その団体にあつては、団体構成員の本籍、住所及び氏名並びに事業の本據、名称及び最高責任者の氏名、以下同様とする。)

二 経営しようとする事業の種類

三 路線又は主たる事業区域

(一) 路線、路線図を以て明示するとともに、左の事項を記載すること。

(二) 起点及び終点の地名及び地番、通称があるときはこれを附記すること。

(三) 延長

(四) 主たる経過地

(五) 専用自動車道を開設するものにあつてはその区間

(六) 主たる事業区域、主として営業を営む地域を記載すること。但し、事業区域を定める事業で特定の地を限つて運行するものにあつては、基地、目的地及びこれら相互間の距離

四 軌道及び主な経過地を記載するとともに、これらを示す略図を添附すること。

五 特定の運送需用者及び取扱旅客又は物品(特定自動車運送事業に限る。)特定の運送需用者の住所及び氏名又は名称及びその経営する事業の概要並びに特定の旅客又は物品の種類

六 申請の理由

前項の申請書には左の書類を添附しなければならない。

一 興業費概算書、興業費の総額及び内訳並びに資金の調達方法を明にすること。

二 事業施設

三 運輸收支概算書

四 運賃表、運賃算定の基礎を明にすること。

五 推定に係る一年間の取扱旅客又は物品の種類及び運輸数量算出の基礎を説明すること。

六 申請者が公共団体以外の法人であるときは、現に自動車運送事業を経営する者を除く外、定款及び登記簿の謄本並びに最近の財産目録及び貸借対照表、公共団体以外の法人を設立

しようとするものであるときは定款の謄本

七 申請者が現に自動車運送事業を経営するものであるときは、その事業の種類及び事業計画の概要

八 申請者が法人であるときは、免許申請に關する意思の決定を証する書類

(事業計画書)  
第九條 自動車運送事業の事業計画書には左の事項を記載しなければならない。

一 主たる事務所及び営業所の名称及び位置  
二 自動車

(1) 車両数、車両總数並びに自動車の種類、車名、型式、年式、原動機の種類、燃料の種類、乗車定員、旅客定員（立席及び座席別）及び最大積載量を明にすること。  
(2) 路線を定め定期に運行する事業にあっては常用車予備車別両数

三 運 転  
(1) 路線を定める事業にあっては左の事項を記載すること。  
(イ) 道糸系統、系統が複雑なときは、系統図を添附し、往路、復路の別があるときは、その区間及び方向を記載すること。  
(ロ) 各系統における経路、停留所名、停留所間の経路、待避所並びに配置常用車及び予備車両数

(ハ) 運行回数、定期に運行するもので運行回数がひんぱんなものにあつては、運行回数、始発及び終発の時刻、運転間隔の概要並びに最少運転時刻を、その他のものにあつては、運行回数及び主な停留所における発着時刻を記載すること。  
(ニ) 事業区域を定める事業にあっては左の事項を記載すること。

(1) 営業所別配置車両数  
(2) 待避の場所を明して運行するものに於ては、(1)に掲げる事項の外、車両の運行順  
(3) 一年を通じて継続して運転をするものでないときは、運転をする期間

内一二

五 運送事業法（昭和二十四年法律第百四十一号）第十五條の規定により取扱の指定を受けた者にあつては、主として旅客運送に充てるべき貨物自動車数

免許申請の際前項第二号（山中車両總数）以外の事項を記載することの出来ない場合において、当該車両の原車定員が八人以上であるかどうかを明にするときは、これらの事項の記載を省略することができる。この場合において免許の得るまでに進捗することができなかつたときは、当該事項につき別に陸運局長の認可を受けなければならぬ。

路線の延長又は事業区域の拡張の免許を申請する場合において既免許事業を通じて事業計画を変更しようとするときは、その關係を明示し、新旧を対照した書類及び図面を添附し、該変更に関する手続を省略することができる。

（路線図）  
第十條 自動車運送事業の路線図は縮尺五万分の一以上の平面図とし、左の事項を記載し縮尺及び方位を示さなければならぬ。

一 路線  
二 停留所の位置、名称及び特に待避所を設けるときはその位置

三 道路法に道路（種類）を明示すること。（自動車道及び一般交通の用に供する場所の別並びにその種別毎の経路及び有効幅員、往路、復路の別があるときはその区間及び方向）

四 路線における学校、工場その他の他所旧蹟等貨物の多数積載する場所  
第十條の二 道路運送法第十一條の二の規定により貨物自動車運送事業の種類の指定を受けようとする者は、運送事業法施行規則（昭和二十五年運輸省令第九号）第二條又は第十條の規

定による申請書を出したときは、産親の指定申請の手續を省略することができる。

(免許申請書の送達)

第十一條 陸運局長が自動車運送事業(乗車定員七人以下の自動車を使用して経営する一般貨物旅客自動車運送事業及び特定自動車運送事業を除く。)の免許申請書を受け付けたときは、左の事項に関する調査書を添え、これを送達しなければならない。

- 一 申請者の資産及び信用の程度
- 二 事業の成否及び效用
- 三 路線を定める事業にあつては当該申請に係る道路の適否
- 四 附近の運送事業者及びこれに及ぼす影響
- 五 附近における運送事業の出振があるときは、その種類、区向、申請者その他申請書の受付年月日等

大 申請書における指定運輸装置の適否

七 その他必要と認められる事項

(道路管理上の意見の徴収)

第十二條 陸運局長は、路線を定める自動車運送事業の経営の免許申請書を受け付けたときは、道路管理上に対し、免許申請書の写を添え、当該申請に係る道路に対し、管理上の意見を徴しなければならない。

(運賃料金設定の認可申請)

第十三條 自動車運送事業の運賃及び運輸に関する料金の設定の認可申請書には左の事項を記

外一三

載しなければならぬ。

- 一 本籍、住所及び氏名
- 二 事業の種類

三 運賃及び運輸に関する料金

(1) 運賃 その設けるところにより、均一運賃、区間制運賃(各区間の運賃及び料程を記載するとともに、運賃区界を記入した図面を添付すること。)、料制運賃、定期券運賃、回数券運賃、貨物制運賃、附随物品運賃、重電運送料制運賃その他割増運賃を記載するとともに、その算出の基礎を明にすること。

(2) 運輸に関する料金 その設けるところにより、急行料金、特料金、積卸料金又は保管料金を記載するとともに、その算出の基礎を明にすること。

四 申請の事由

(運送約款設定の認可申請書)

第十四條 自動車運送事業の運送約款の設定の認可申請書には左の事項を記載しなければならない。

- 一 本籍、住所及び氏名
- 二 事業の種類
- 三 運賃及び運輸に関する料金並びにその收受方法
- 四 運送の引受に関する事項



- 五 積込及び取卸に關する事項
- 六 引取、引渡及び保管に關する事項
- 七 運送責任の始期及び終期
- 八 死傷に關する事項
- 九 損害賠償に關する事項
- 十 その他運送契約に關し必要な事項

(運輸開始後)

第十五條 自動車運送事業の経営の免許を受けた者は、運輸を開始したときは、運輸なく免許を受けた行政官庁にその旨を届け出なければならぬ。免許を受けた者が公共団体以外の法人を設立しようとするものにあつては、前項の届には、その登記簿の謄本を添附しなければならない。

路線を定める自動車運送事業にあつては、当該免許に係る道路が自動車の運行に適しないときは、運輸を開始してはならない。

(工事施行の認可申請書)

- 第十六條 専用自動車道の工事施行の認可申請書には左の書類を添附しなければならない。
- 一 工事方法書
- 二 工事費計算書(第三号様式)
- 三 免許を受けた者が公共団体以外の法人を設立しようとするものであるときは、定款及び

内一三

登記簿の謄本

工事の着手及び完成の予定時期を記載した書面

(工事方法書)

第十七條 専用自動車道の工事方法書には、左の事項を記載し、実測図を添附しなければならない。

- 一 工事を実施する区間の起點及び終點の地名及び地番並びに延長
- 二 橋梁及び路床の構造並びに路面の横断勾配
- 三 橋、トンネルその他の工作物の構造、主なものについては耐力計算書を添附すること。
- 四 排水設備
- 五 道路との連絡又は交叉の方法及び鉄道、軌道等との交叉の方法、交叉に關する協定の要領を記載すること。

前項第三号乃至第五号の事項

については構造寸法を示す設計図を添附しなければならない。設計図の縮尺は、一般図にあつては二百分の一以上、詳細図にあつては五十百分の一以上の細線にあつては十五百分の一以上としなければならない。

(実測図)

第十八條 専用自動車道の实測図は、左の三種とする。

- 一 平面図 縮尺は、二千五百分の一以上とし、左の事項を記載し、縮尺及び方位を示すこと。
- 二 但し、市街地にあつては、縮尺五百分の一以上の平面図を別に編製して添附すること。

- (1) 起点及び終点の地名及び地番並びに経過市町村名及びその境界線
  - (2) 中心線から左右各々二十米以上に在る区域内地形及び地物
  - (3) 二十米毎へ地形により短縮することができる。この割合及び百米毎の追加距離を示した中心線
  - (4) 曲線の起点、終点、半径及び交角
  - (5) 総幅員線、各地境界線及び自動車の運行のため必要な沿道の土地の境界線
  - (6) 橋、トンネルその他の主要な工作物の名称及び位置
  - (7) 道路との連絡又は交叉の位置及び位置
  - (8) 停留所、待避所等の名称及び位置
- ニ  
縦断面図 縮尺は、横を平面図、縦を横断面図と同一とし、左の事項を記載すること。
- (1) 測点番号、測点間の距離及び追加距離
  - (2) 測点毎の中心線の地面、施工基面、盛土の高さ及び切土の深さ
  - (3) 勾配及びその延長
  - (4) 縦断面線の位置及び延長
  - (5) 曲線の起点、終点、半径及び方向
  - (6) 橋、トンネルその他の工作物の名称及び位置、橋にあつてはその種類及び枚数、径間の長さ及び教、トンネルにあつては長さを明示すること。
  - (7) 道路との連絡又は交叉の位置及び鉄道、軌道等との交叉の位置

六九

- (8) 停留所、待避所等の名称及び位置
- 三 横断面図 縮尺は、二百分の一以上とし、二十米毎へ地形により伸縮することができる。に専用自動車道の敷地境界線から左右各五米以上に至る区間の横断面を示し、左の事項を記載すること。
- (1) 測点番号
  - (2) 施工基面の幅
  - (3) 盛土及び切土の斜面の勾配
  - (4) 縦断面における路幅の片勾配
  - (5) 敷地の境界及び自動車運行のため必要な沿道の土地の境界線
- (工事施行の分割申請)
- 第十九條 専用自動車道の全部につき工事施行の認可を一時に申請することができないときは、その理由を記載し、分割して認可を申請することができる。
- (専用自動車道の伏用開始の認可申請書)
- 第二十條 専用自動車道の伏用開始の認可申請書には伏用を開始しようとする区間及び年月日を記載しなければならない。
- (運輸開始期間の伸長及び工事施行の認可申請期間の伸長の認可申請書)
- 第二十一條 自動車運送業の運輸開始期間及び専用自動車道の工事施行の認可申請期間の伸長の認可申請書には伸長の趣意並びに伸長の期間及び事由を記載しなければならない。

七〇

(事業計画変更の認可申請書)

- 第二十二條 自動車運送事業の事業計画の変更の認可申請書には、事業の種類並びに変更しようとする事項及び事由を記載し、新旧を対照した書類及び図面を添付しなければならない。
  - 自動車運送事業の事業計画の変更で左に掲げる場合に於ては、認可を受けなくても届出を以て足りる。この場合においては、事業の種類並びに変更した事項、事由及び実施の年月日を記載し、新旧を対照した書類及び図面を添付し、変更後滞りなく、都道府県知事に届け出なければならない。
  - 一 自動車の座席定員（立席及び座席別）及び最大積載量を変更したとき。
  - 二 路線を定め定期に運行する事業に於ては常用車予備車別両数を変更したとき。
  - 三 各系統における配置常用車及び予備車両数を変更したとき。
  - 四 待避所を新設し、廃止し又はその位置を変更したとき。
  - 五 路線を定め定期に運行するもので運行回数がひんぱんなものにあつては始発及び終発の時刻、運賃間隔の大半並びに最少運賃時分を、その他のものにあつては主な停留所における発着時刻を変更したとき。
  - 六 事業区域を定める事業に於ては営業別配置車両数を変更したとき。
- 自動車運送事業の事業計画の変更で左に掲げる場合においては、その変更に関する手続を省略することができる。
- 一 主たる事務所及び営業所の名称を変更したとき。

内一四

- 二 自動車の車名、型式、年式、原動機の種類又は燃料の種類を変更したとき。
  - 三 路線を定める事業に於ては往路復路の別がある場合におけるその方向又は方向を変更したとき。
  - 四 事業区域を定め特定の場所を限つて運行する事業に於ては運行順路を変更したとき。
  - 五 停留所の名称を変更し又は道路の工事に因り臨時に停留所の位置を変更したとき。
- 運送事業法第十五條の規定により取扱取の指定を受けようとする者は、同法施行規則第十條の規定による申請書を提出したときは主として集貨配達に充てるべき貨物自動車数についての変更認可申請の手続を省略することができる。

(運賃料金変更の認可申請書)

第二十三條 自動車運送事業の運賃及び運輸に關する料金の変更の認可申請書には、事業の種類並びに変更しようとする事項及び事由を記載し、新旧を対照した書類及び図面を添付しなければならない。

(運送約款変更の認可申請書)

第二十四條 自動車運送事業の運送約款の変更の認可申請書には、事業の種類並びに変更しようとする事項及び事由を記載し、新旧を対照した書類を添付しなければならない。

(工事方法変更の認可申請書)

第二十五條 専用自動車道の工事方法の変更の認可申請書には、事業の種類並びに変更しようとする事項及び事由を記載し、新旧を対照した書類及び図面を添付しなければならない。

七二

七一

専用自動車道の工事方法の変更の認可を申請する場合において自動車運送事業の事業計画を改訂しようとするときは、その関係を明示し、新旧を対照した書類を提出し、該変更に関する手続を省略することができる。

専用自動車道の工事方法の変更は、左に掲げる場合に限り、認可を受けなくても届出を以て足りる。この場合においては、事業の進捗並びに変更した事項、事由及び実施の年月日を記載し、新旧を対照した書類及び図面を添付し、変更後遅滞なく陸運局長に届け出なければならぬ。

- 一 継断勾配を緩にし、又は二十分の一まで急にしたとき。
  - 二 施工基面の高さの変更で路端の高さを増加し、へ淡水泥濘区域を除く。又は水流水面の最高水位上三十厘米まで低下したとき。
  - 三 視距を伸ばし、又は八十米まで短縮したとき。
  - 四 路肩の幅員を拡張したとき。
  - 五 曲線の半径を伸ばし、又は百メートルまで短縮したとき。
  - 六 路面上の有効高を大にし、又は四・五米まで短縮したとき。
  - 七 橋桁の下端と最高水位との間隔を大にしたとき。
  - 八 既認可の設計と同一の設計により、橋又はトンネル等を新設するとき。
- 専用自動車道の工事方法の変更は、左に掲げる場合においては、その変更に関する手続を省略することができる。

- 一 継断曲線を変更したとき。
  - 二 盛土又は切土の斜面の勾配を緩にしたとき。
  - 三 屈曲部の両端における緩和区間を伸ばしたとき。
- (運輸に関する協定の認可申請書)

第二十六條 自動車運送事業の連絡運輸、共同経営及び運輸協定の認可申請書には左の事項を記載しなければならない。

- 一 当事者の本籍、住所及び氏名
  - 二 当該運送機関及び相手方の運送機関
  - 三 連絡運輸、共同経営又は運輸協定を行う区間又は区域、区間については別に図示すること。
  - 四 連絡運輸にあつては取扱旅客又は物品の範囲及び収入の割賦割合、共同経営にあつては経営の方法並びに収入の割賦及び経費の分担の割合、運輸協定にあつては協定の運搬及び方法
  - 五 契約又は協定の期間
  - 六 契約又は協定の事由
- 前項の申請書には左の書類を添付しなければならない。
- 一 契約書又は協定書の写
  - 二 共同経営の認可申請書にあつては、申請者が法人であるときは、共同経営に関する意思

七五

の決定を証する書類

自動車運送事業の連絡運輸、共同経営又は運輸協定の認可を申請する場合において事業計画を変更しようとするときは、その関係を明示し、新旧を対照した書類及び図面を提出し、故変更に関する手続を省略することが出来る。

自動車運送事業の連絡運輸、共同経営又は運輸協定の変更の認可申請書には、当該運送機関並びに変更しようとする事項及び事由を記載し、新旧を対照した書類及び図面を添附しなければならない。この場合には前二項の規定を準用する。

自動車運送事業の連絡運輸、共同経営又は運輸協定が終了したときは、当該運送機関の廃止を明にし、遅滞なくこれを届け出なければならない。

(管理の受委託の許可申請書)

第二十七條 自動車運送事業の管理の委託及び受託の許可申請書には、

- 一 委託者及び受託者の本籍、住所及び氏名
- 二 事業の種類
- 三 管理の委託及び受託の区域又は区域、区域については別に図示すること。
- 四 管理の方法及び報酬、収入金の保管及び引継、報酬の額並びに報酬及び管理費用の支拂方法を記載すること。
- 五 管理の委託及び受託の期間

内一五

七六

六 管理の委託及び受託の事由

前項の申請書には左の書類を添附しなければならない。

- 一 管理契約書の写
- 二 申請者が法人であるときは、管理の委託及び受託に関する意思の決定を証する書類

自動車運送事業の管理の委託及び受託の許可を申請する場合には、前二項の規定を準用する。

自動車運送事業の管理の委託及び受託が終了したときは、事業の種類を明にし、遅滞なくこれを届け出なければならない。

(管理の受委託をした事業に関する書類)

第二十八條 管理の委託及び受託をした自動車運送事業に関する許可の申請、届、報告その他の手続は、委託者及び受託者が連署してこれを行わなければならない。

管理の委託及び受託をした自動車運送事業に関する帳簿、乗車券その他帳表等には受委託関係を明示する文言を表示しなければならない。

(管理の受委託の公告)

第二十九條 自動車運送事業の管理の受署を開始しようとするときは、事業者は、豫め管理の委託及び委託の区画又は区域及び期間を公告しなければならぬ。  
 公告した事項を変更したとき又は管理の委託及び委託が終了したときも同様とする。  
 (事業用自動車の貸渡の許可申請書)

第三十條 自動車運送事業用自動車の貸渡の許可申請書には、左の事項を記載し、当事者がこれに捺印しなければならない。

- 一 貸渡人及び借受人の本籍、住所及び氏名
- 二 当該車両の所屬する事業の種類
- 三 借受の目的及びその経営する事業の概要
- 四 貸渡す自動車の車両番号、種類、車名、年式、型式、原動機の種類、燃料の種類及び旅客定員又は最大積載量
- 五 貸渡の期間
- 六 貸渡の事由

前項の申請書には貸渡契約書の写を添付しなければならない。  
 自動車運送事業用自動車の貸渡の許可を申請する場合には、当該自動車の貸借に伴い変更する事業計画を明示し、新旧を対照した書類を提出し、該変更に関する手続を省略することができる。

自動車運送事業用自動車の貸渡契約の変更の許可申請書には、変更しようとする事項及び

事由を記載しなければならない。この場合には前二項の規定を準用する。  
 自動車運送事業用自動車の貸渡人は、自動車の返還を受けたときは、遅滞なくこれを届け出なければならない。

(事業譲渡の認可申請書)

第三十一條 自動車運送事業の譲渡の認可申請書には、左の事項を記載し、当事者がこれに捺印しなければならない。

- 一 譲渡人及び借受人の本籍、住所及び氏名
- 二 譲渡する事業の種類
- 三 譲渡する事業の範囲及び譲渡価格、隠蔽を定める事項にあっては路線を明示すること。
- 四 譲渡する事由

前項の申請書には左の書類を添付しなければならない。

- 一 譲渡契約書の写及び譲渡価格説明書
  - 二 当該事業の最近の興業費明細書及び最近一箇年間の運輸收支表
  - 三 譲渡人が公共団体以外の法人であるときは、現に自動車運送事業を経営する者を除く外、定款及び登記簿の謄本並びに最近の財産目録及び貸借対照表、公共団体以外の法人を設立しようとするものであるときは、定款の謄本
  - 四 申請者が法人であるときは、事業の譲渡及び譲受に関する意思の決定を証する書類
- 自動車運送事業の譲渡の認可申請をする場合において、事業計画を変更しようとするときは、譲渡人及び借受人は、その関係を明示し、新旧を対照した書類及び図面を提出し、該変更

併する手続を省略することができる。  
譲渡人は、自動車運送事業を譲り受けたときは、遅滞なくこれを届け出なければならぬ。  
自動車運送事業の譲受の認可を受けた者が公共団体以外の他人を設立しようとするものであるときは、前項の届書にはその登記簿の原本を添付しなければならない。  
(会社合併の決議の認可申請書)

第三十二條

自動車運送事業を経営する会社の合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議又は総社員の同意の認可申請書には、左の事項を記載し、当事者が連署しなければならない。  
一 合併する会社及び合併により設立する会社の住所及びその代表者の姓名  
二 合併する会社の事業の種類  
三 合併の方法及び条件  
四 合併の事由

前項の申請書には左の書類及び図面を添付しなければならない。  
一 路線を定める事業にあつては路線図  
二 合併契約書の写及び合併比率説明書  
三 合併する会社の最近の財産目録、貸借対照表、興業費用細書及び最近一年間の運輸収支表

第四

合併後存続する会社にあつては現に自動車運送事業を経営する者を除く外、定款及び登記簿の写、合併に因り設立する会社にあつては定款の原本  
五 合併に因する株主総会若しくは社員総会の議事及び決議の写、原簿又は無限責任社員若しくは

内一六

しくは総社員の同意書の写

会社の合併の認可を申請する場合において事業計画を変更しようとするときは、合併後存続する会社は、その関係を明示し、新旧を対照した書類及び図面を提出し、該変更に関する手続を省略することができる。  
合併後存続する会社又は合併に因り設立する会社は、合併をしたときは、登記簿の原本を添付し、遅滞なくこれを届け出なければならない。  
(会社解散の決議等の認可申請書)

第三十三條

自動車運送事業を経営する会社の解散に関する株主総会若しくは社員総会の決議又は総社員の同意の認可申請書には、解散の事由を記載し、株主総会若しくは社員総会の議事及び決議の要領書又は無限責任社員若しくは総社員の同意書の写を添付しなければならない。  
会社の解散の認可を受け、又はその他の事由に因り、会社が解散したときは、登記簿の原本を添付し、遅滞なくこれを届け出なければならない。  
(相続に因る事業承継の届)

第三十四條

自動車運送事業者が死亡したため、その事業を相続した相続人は、事業の種類を記載し、戸籍謄本を添付し、遅滞なく運輸大臣(乗車定員七人以上の家用自動車を供用して経営する一般貸切旅客自動車運送事業及び特定自動車運送事業にあつては監運局長)にその旨を届け出なければならない。  
(事業休止の許可申請書)

第三十五條

自動車運送事業の休止の許可申請書には、事業の種類並びに休止しようとする区

向（路線の一部を休止しようとするものにあつては路線回を添附すること。）又は区域、方向及び事由を記載しなければならぬ。  
自動車運送事業の休止の許可を申請する場合において事業計画を変更しようとするときは、その關係を明示し、新旧を対照した書類及び図面を提出し、該変更に關する手續を省略することができる。

自動車運送事業の休止期間の伸長の許可申請書には、第一項の規定を準用する。  
許可を受けた期間内に自動車運送事業を再開したときは、臺灣なくその旨を届け出なければならぬ。

特定自動車運送事業の休止届には、第一項、第三項及び前項の規定を準用する。但し、第一項及び第三項中「許可申請書」とあるのは「届書」と、前項中「許可を受けた期間」とあるのは、「届け出た期間」と読み替えるものとする。

（事業廃止の許可申請書）

第三十六條 自動車運送事業の廃止の許可申請書には、事業の種類並びに廃止しようとする区向（路線の一部を廃止しようとするものにあつては路線回を添附すること。）又は区域及び事由を記載しなければならぬ。

申請者が法人であるときは、前項の申請書には、事業の廃止に關する意思の決定を証する書類を添附しなければならない。

自動車運送事業の一部の廃止を申請する場合において事業計画を変更しようとするときは、その關係を明示し、新旧を対照した書類及び図面を提出し、該変更に關する手續を省略すること

ことができる。

特定自動車運送事業の廃止届には、第一項及び第二項の規定を準用する。但し、第一項中「許可申請書」とあるのは「届書」と、第二項中「申請者」と及び「申請書」とあるのは、夫々「届出人」と及び「届書」と読み替えるものとする。

（その他）

第三十七條 自動車運送事業者は、左に掲げる場合においては、その事業の種類並びに変更する年月日及び事由を記載し、臺灣なく運輸大臣（京車定員七人以下の京用自動車を使用して經營する一般貨物旅客自動車運送事業及び特定自動車運送事業にあつては該運送局長）に届け出なければならぬ。

- 一 路線を定める事業において路線の起終若しくは終点へ專用自動車道の起終及び終点を合む。の地若しくは地畧又は主な経路地名に、事業区域を定める事業で特定の地を隔つて運行するものにおいて基地、目的地又は主な経路地の地名に変更があつたとき。
- 二 主たる事務所又は營業所の所在場所の地名又は地畧に変更があつたとき。
- 三 本籍、住所又は氏名を変更したとき。
- 四 事業者が法人である場合においてその名称、主たる代表者、資本金又は興業資を変更したとき。
- 五 特定自動車運送事業にあつては特定の運送需用者の住所、氏名又は名称に変更があつたとき。

第三十八條 削除

第四章 輕車両運送事業  
（事業經營の届書）

二



第三十九條 輕車両運送事業の經營の届書には左の事項を記載しなければならない。

- 一 本籍、住所及び氏名
  - 二 興業費
  - 三 事業の種類
  - 四 路線又は主たる事業区域
    - (1) 路線 路線図を以て明示するとともに、左の事項を記載すること。
      - (イ) 起点及び終点の地名及び地番、通称あるときはこれを附記すること。
      - (ロ) 延長
      - (ハ) 主な經過地
    - (2) 主たる事業区域 主として營業を営む地域を記載すること。
  - 五 事業計画
  - 六 運賃表
  - 七 事業開始の年月日
- 前項の届書には、法人にあつては、公共団体を除いて、定款の原本を添附しなければならない。

(事業計画書)

- 第四十條 輕車両運送事業の事業計画書には左の事項を記載しなければならない。
- 一 主たる事務所及び營業所の名称及び位置
- 二 事業の種類
- 三 特定の者の需用に依り特定の旅客又は物品を運送するものにあつては特定の需用者の氏名

内一七

名及び住所並びに特定の旅客又は物品の種類

- 四 輕車両、車両數、車両の種類、旅客定員(七席及び座席別)及び最大積載量を明にすること。
- 五 牛馬等を使用するものにあつてはその種類別頭數
- 六 運賃

(1) 路線を定める事業にあつては左の事項を記載すること。

- (イ) 運送系統、系統が複雑であるときは系統図を添附し、往路、復路の別があるときはその方向及び方向を記載すること。
- (ロ) 各系統における幹線、停留所名及び停留所向の幹線

(2) 運行回数、定期に運行するもので運行回数が五人乗客のものにあつては、運行回数、始発及び終発の時刻、運賃向額並びに最小運賃時分を、そのものにあつては、運行回數及び主な停留所における発着時刻を記載すること。

- (3) 事業区域を定める事業にあつては營業所別配置車両數を記載すること。
- 七 一年を通じて継続して運輸をするものでないときは運輸をする期間

ハ 申請者が運送事業者又は運送事業を經營しようとする者であるときは、前各号に掲げる事項の外、その取扱駅及び主として乗客配達に充てるべき貨物輕車両數

(事業計画変更の届書)

第四十一條 輕車両運送事業の事業計画の変更の届書には、事業の種類並びに変更しようとする事項、事由及び實施の年月日を記載し、新旧を対照した書類及び図面を添附しなければならない。(運輸に關する協定の届書)

第四十二條 輕車両運送事業の連絡運輸、共同経営及び運輸協定の届書には左の事項を記載しななければならない。

- 一 当事者の本籍、住所及び氏名
- 二 当該運輸機関及び相手方の運輸機関
- 三 連絡運輸、共同経営又は運輸協定を行う区域又は区域
- 四 連絡運輸にあつては取扱旅客又は物品の受取及び収入の割賦割合、共同経営にあつては経営の方法並びに収入の割賦及び経費の分担割合、運輸協定にあつては協定の種類及び方法
- 五 契約又は協定の期間
- 六 契約又は協定の事由

前項の届書には契約書又は協定書の写を添附しなければならない。

輕車両運送事業の連絡運輸、共同経営又は運輸協定の変更の届書には、当該運送機関並びに変更した事項及び事由を記載し、新旧を対照した書類及び図面を添附しなければならない。輕車両運送事業の連絡運輸、共同経営又は運輸協定が終了したときは、当該運送機関の存続を明にし、運滞なくこれを届け出なければならない。

(事業譲受の届書)

第四十三條 輕車両運送事業の譲受の届書には左の事項を記載しなければならない。

- 一 譲受人及び譲渡人の本籍、住所及び氏名
- 二 譲り受けた事業の種類
- 三 譲り受けた事業の範囲及び譲受価格
- 四 譲受の年月日
- 五 譲受の事由

前項の届書には左の書類を添付しなければならない。

- 一 譲渡契約書の寫及び譲渡価格説明書
- 二 当該事業の最近の興業費明細書及び最近一箇年間の運輸収支表
- 三 譲渡人が公共団体以外の法人であるときは、現に輕車両運送事業を經營する者を除く外、定款の原本

(会社合併の届書)

第四十四條 輕車両運送事業を經營する会社の合併の届書には左の事項を記載しなければならない。

- 一 合併した会社及び合併に因り設立する会社の住所及び名称並びに代表者の氏名
- 二 合併した会社の事業の種類
- 三 合併の方法及び條件
- 四 合併の年月日
- 五 合併の事由

前項の届書には左の書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 図説を定める事業にあつては路線図
- 二 合併契約書の寫及び合併の事業説明書
- 三 合併した会社の最近の財産目録、貸借対照表、興業費明細書及び最近一箇年間の運輸収支表
- 四 合併後存続する会社（合併に際し現に輕車両運送事業を經營するものを除く）又は合併

（シ）

に因り設立した会社にあつては定款の原本、

(会社解散の届書)

第四十五條 輕軌兩運送事業を經營する会社の解散の届書には、事業の總額並に解散の年月日及び事業を記載し、登記簿の原本を添付しなければならない。

(相競に因る事業承継の届書)

第四十六條 相競に因る輕軌兩運送の承継の届書には、承継の總額を記載し、登記簿原本を添付しなければならない。

(事業休止の届書)

第四十七條 輕軌兩運送事業の休止の届書には、事業の休止する区間、路線の一部を休止するものにあつては路線圖を添付すること、又は区間、路線及び事業を記載し、添付しなければならない。

輕軌兩運送事業の休止期間の伸長の届書には前項の規定を適用する。

(事業停止の届書)

第四十八條 輕軌兩運送事業の廃止の届書には事業の種別並に廃止した区間(路線の一部を廃止したものにあつては路線圖を添付すること)又は区間、年月日及び事業を記載しなければならない。

第四十九條

輕軌兩運送事業者は、左に掲げる場合には、その事業の種別並に変更の年月日及び事由を記載し、遅滞なく届け出なければならない。

- 一、路線を定める事業において路線の起点若しくは終点の地名若しくは主要な通過地名に変更があつたとき。
- 二、主たる事務所又は營業所の所在場所の地名又は電話番号に変更があつたとき。
- 三、本題、住所又は氏名を変更したとき。
- 四、事業者が法人である場合においてその名称、主たる代表者、資本金又は純資産を変更したとき。

第五十條 運送事業者がこの命令の規定によつてする届書には、この章中別段の規定がある場合を除いて、運送事業者の届書を附記しなければならない。

第五章 自動車道及自動軌道事業

(免許申請書)

第五十一條 自動車道事業經營の免許申請書には左の事項を記載しなければならない。

- 一、本題、住所及び氏名
- 二、区間、区間圖を以て明示するとともに、左の事項を記載すること。
  - (1) 一般自動車道の起点及び終点の地名及び地番、通称があるときはこれを附記すること。
  - (2) 一般自動車道の延長及び一般の有効幅員
  - (3) 主たる通過地

三、事業計画

四 事業經營の事項

前條の申請書には左の書類及び図面を添付しなければならぬ。

- 一 一般自動車道の概測図
- 二 事業費概算書(第四号様式)
- 三 事業施設
- 四 事業収支概算書
- 五 使用料金表 使用料金算定の基礎を明にすること。
- 六 推定に係る一車両の交通量 算定の基礎を明にすること。
- 七 申請者が公共団体以外の法人であるときは、現に自動車道事業を經營する者を除く外、定款及び登記簿の謄本並びに設立の政経目録及び対債対照表、公共団体以外法人を設立しようとするものであるときは定款の謄本
- 八 申請者が法人であるときは定款申請書に附して意思の決定を遂げる書類

(事業計画書)

第五十二條 自動車道事業の事業計画書には左の事項を記載しなければならない。

- 一 主たる事務所及び營業所の名称及び位置
- 二 道の道路との連絡関係

使用料金徴収所、駐車場、給油所、事務員駐在所等の名称及び位置

(概測図)

第五十三條 一般自動車道の概測図は、縮尺五萬分の一以上の平面図とし、一般自動車道の起

点、終点、中心線、一杯毎の追加距離、經過市町村名及び地形地物を記載し、縮尺及び方位を示さなければならぬ。

(使用料金設定の認可申請書)

第五十四條 一般自動車道の使用料金の設定の認可申請書には左の事項を記載しなければならない。

- 一 本籍、住所及び氏名
- 二 使用料金 どの設けることにより、均一使用料金、区別使用料金(各區間の使用料金及び付帯を記載すること)、使用料金区別を記入した図面を添付すること、定期制使用料金又は回数制使用料金を記載する外、自動車の重量、増設装置、乗車定員その他積載量等により使用料金を差異を設けるものにあつては、その旨を記載し、その算出の基礎を明にすること。

三 申請の事由

(免許申請書の送達)

第五十五條 陸運局長及び都道府県知事は、自動車道事業の免許申請書を受け付けたときは、左の事項に関する調査を施し、免許に関する意見を附し、各別に夫々運輸大臣及び建設大臣にこれを送達しなければならない。

- 一 申請書の積産及び倍用の程度
- 二 事業の成否及び効用
- 三 附近における道路の現状及びその交通状態並びに道路の新設及び改良計画
- 四 自動車道事業、自動車運送事業、鉄道、軌道、索道等(未開業のものを含む)に反ぼす

し。

影響

五、附近における自動車道事業、自動車運送事業、鉄道、軌道、索道等の出願があるときは、その種類、区画、申請者その他申請書の後付年月日等

六、その他必要と認める事項

(工事施行の認可申請書)

第五十六條 一般自動車道の工事施行の認可申請書には左の書類を添付しなければならない。

- 一、工事方法書
- 二、工事費計算書(第五号様式)
- 三、免許を受けた者が公共団体以外の法人を設立しようとするものであるときは、定款及び登記簿の謄本
- 四、工事の着手及び完成の予定時期を記載した書面

(工事方法書)

第五十七條 一般自動車道の工事方法書には、左の事項を記載し、実測図を添付しなければならない。

- 一、工事を施行する区間の起点及び終点の地名及び地番並びに延長
- 二、耐圧限界
- 三、縦断図配
- 四、施行断面高
- 五、視距

- 六、盛土及び切土の斜面の勾配
  - 七、有効幅員及び路肩の幅員
  - 八、補装及び路床の構造並びに路面の横断図配
  - 九、曲線の半径
  - 十、屈曲部の両端における緩和区間の延長
  - 十一、工区物の構造、橋、トンネルその他の主要な工区物にあつては耐力計算書及び地質調査書を添付すること。
  - 十二、排水設備
  - 十三、道路との連絡又は交叉の方法及び鉄道、軌道等との交叉の方法、交叉に關する協定の要領を記載すること。
  - 十四、駐車場の位置、面積及び構造
  - 十五、通信、信号、標識、保安又は照明の設備
- 前項第六号の事項については横断定規図を、第八号乃至第十五号の事項については構造寸法を示す設計図を添付しなければならない。
- 横断定規図は、幅尺を五十分の一以上とし、路面の横断図配、盛土及び切土の斜面の勾配(高さ又は地盤に於ける斜面の勾配を記載すること)並びに排水設備の位置及び断面を記載しなければならない。
- 設計図は、幅尺を一般図にあつては二百分の一以上、詳細図にあつては五十分の一以上(欄幅にあつては十五分の一以上)としなければならない。但し、簡易な工区物に於ては定

埋設管、又はこれに代えることが出来る。  
(実測図)

第五十八條 一般自動車道の実測図は、左の三種とする。

一 平面図 幅又は、二千五百分の一以上とし、左の事項を記載し、幅尺及び方位を示すこと。  
二 断面図 幅尺は、二千五百分の一以上の断面図を別に記載し、これを添付すること。

- (1) 起点及び終点の地名及び地番並びに経路市町村名及び境界線
  - (2) 中心線から左右各二十米以上に至る区域内地形及び地物
  - (3) 二十米毎（地形により短縮することがある。）の測点及び百米毎の追加距離を示した中心線
  - (4) 曲線の起点、終点、半径及び交点
  - (5) 飛越線、敷地境界線及び自動車の通行のため必要な沿道の二方の境界線
  - (6) 橋、トンネルその他の主要な工作物の名称及び位置
  - (7) 道路との連絡又は交叉の位置及び鉄道、軌道等との交叉の位置
  - (8) 通信、信号、標識、保線又は利用の設備及びその位置
- 二 縦断面図 幅尺は、横を平面図、縦を横断面図と同一とし、左の事項を記載すること。
- (1) 測点番号、測点間距離及び追加距離
  - (2) 測点等の中心線の地面、施工基面、盛土の高さ及び切土の深さ
  - (3) 勾配及びその延長
  - (4) 縦断面線の位置及び延長

第五十九條 一般自動車道の全部につき工事施行の認可を一時に申請することができなるときは、その事由を記載し、分割して認可を申請することができる。

第六十條 一般自動車道の工事施行の認可申請期間及び一般自動車道の完成期間の伸長の認可申請書は、伸長の期間及び事由を記載しなければならぬ。

(一般自動車道の採用開始の認可申請書)

第六十一條 一般自動車道の供用開始の認可申請書に使用を開始しようとする区画及び年月日を記載しなければならぬ。  
一般自動車道の供用を開始したときは、運輸省若くはこれを運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

(申請対象の変更の認可申請書)

第六十二條 自動車道等車の事業計画の変更の認可申請書には、変更しようとする事項及び事業を記載し、新舊を対照した書類及び図面を添付しなければならない。  
自動車道等車の事業計画の変更を在り得る場合に於ては、認可を受けなくても届出を以て足りる。この場合においては、変更した事項及び事業並に実施の年月日を記載し、新舊を対照した書類及び図面を添付し、変更後遅滞なく、第一号の場合においては運輸大臣及び建設大臣に、第二号の場合においては陸運局長及び都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 主たる事務所又は営業所の位置を変更したとき。
- 二 供用料金の徴収所、停車場、給油所、事務所、駐在所等の位置を変更したとき。
- 三 自動車道等車の事業計画の変更を在り得る場合においては、その変更に関する手續を省察することである。
- 四 主たる事務所又は営業所の名称を変更したとき。
- 五 供用料金を徴収所、停車場、給油所、事務所、駐在所等の名称を変更したとき。
- 六 使用料金を変更の認可申請書。

第六十三條 一般自動車道の使用料金の変更の認可申請書には、変更しようとする事項及び事業を記載し、新舊を対照した書類及び図面を添付しなければならない。

(工事方法及び認可申請書)

第六十四條 一般自動車道の工事方法及び変更の認可申請書には、変更しようとする事項及び事業を記載し、新舊を対照した書類及び図面を添付しなければならない。  
一般自動車道の工事方法及び変更の認可を申請する場合において、事業計画を変更しようとするときは、その関係を示し、新舊を対照した書類及び図面を提出し、該変更に関する手續を省察することである。

- 一 一般自動車道の工事方法及び変更を在り得る場合に於ては、認可を受けなくとも届出を以て足りる。この場合においては、変更した事項及び事業並に実施の年月日を記載し、新舊を対照した書類及び図面を添付し、変更後遅滞なく、陸運局長及び都道府県知事に届け出なければならない。
- 二 従前図配を破にし、又は二十分の一まで縮小したとき。
- 三 施工面の高さの変更を路端の高さを増加し(洪水氾濫区域を除く)、又は水没水面の最高水位を三十センチメートル以下にしたとき。
- 四 視距を伸ばし、又は百三十センチメートル短縮したとき。
- 五 路肩の幅を拡張したとき。
- 六 曲線の半径を伸ばし、又は三百センチメートル短縮したとき。
- 七 路面上の有効幅を大にし、又は四・五メートル短縮したとき。

九二

七 橋桁の下端と最高水位との間隔を大にしたとき、  
 八 新認可の設計と同一の設計により、橋又はトンネル等を新設するとき、  
 九 橋梁、橋号、標識、扉架又は照明の設備の改良又は些少の変更をしたとき、  
 自動車道の工事方法の変更で左に掲げる場合においては、その変更に関する手続を省略することができる。

- 一 敷設曲線を変更したとき、
- 二 盛土又は切土の斜面の勾配を緩にしたとき、
- 三 屈曲部の両端における緩和区間を伸ばしたとき、

(管理の受委託の許可申請書)

第六十五條 自動車道事業の管理の委託及び受託の許可申請書には、左の事項を記載し、当事者がこれに連署しなければならない。

- 一 委託者及び受託者の本籍、住所及び氏名
  - 二 管理の委託及び受託の区間、区間については別に図示すること
  - 三 管理の方法及び報酬、収入金の保管及び引継、報酬の徴収及び管理費用の支拂方法を記載すること。
  - 四 管理の委託及び受託の期間
  - 五 管理の委託及び受託の事由
- 前項の申請書には左の書類を添付しなければならない。
- 一 管理契約書の寫
  - 二 申請者が法人であるときは管理の委託及び受託に関する意思の決定を要する書類

自動車道事業の管理の委託及び受託の変更の許可申請書には、変更しようとする事項及び事由を記載し、新旧を対照した書類及び図面を添付しなければならない。この場合には前項の規定を準用する。

自動車道事業の管理の委託及び受託が終了したときは遅滞なくこれを届け出なければならない。自動車道事業の管理の委託及び受託には第二十八條及び第二十九條の規定を準用する。

(事業譲渡の認可申請書)

第六十六條 自動車道事業の譲渡の認可申請書には、左の事項を記載し、当事者がこれに連署しなければならない。

- 一 譲渡人及び譲受人の本籍、住所及び氏名
  - 二 譲渡する事業の範囲及び譲渡価格、譲渡区間を明示すること。
  - 三 譲渡の事由
- 前項の申請書には左の書類を添付しなければならない。
- 一 譲渡契約書の寫及び譲渡価格説明書
  - 二 管領事業の最近の興業費明細書及最近一箇年間の運輸収支表
  - 三 譲受人が公共団体以外の法人であるときは、現に自動車道事業を經營する者を除く外、定款及び登記簿の謄本並びに最近の財産目録及び貸借対照表、公共団体以外の法人を設立しようとするものであるときは定款の謄本
  - 四 申請者が法人であるときは事業の譲渡及び譲受に関する意思の決定を要する書類
- 譲受人は、自動車道事業を譲り受けるときは、遅滞なくこれを届け出なければならない。自動車道事業の譲受の認可を受けた者が公共団体以外の法人を設立しようとするものがあるときは、前項の届書にはその登記簿の謄本を添付しなければならない。



(会社合併の決議等の認可申請書)

第六十七條 自動車道事業を經營する会社の合併に關する株主總會若しくは社員總會の決議又は  
 取締役の同意の認可申請書には左の事項を記載し、当事者が連署しなければならない。  
 一 合併する会社及び合併に因り設立する会社の住所及び名称並びに代表者の氏名  
 二 合併の方法及び條件  
 三 合併の事由

前項の申請書には左の書類及び図面を添附しなければならない。  
 一 区画図  
 二 合併契約書の写及び合併比率説明書  
 三 合併する会社の最近の財産目録、貸借対照表、興業費明細書及び最近一箇年間の事業収  
 支表

四 合併後存続する会社にあつては現に自動車道事業を經營する者を除く外、定款及び登記  
 簿の謄本、合併に因り設立する会社にあつては定款の謄本  
 五 合併に關する株主總會若しくは社員總會の議事及び決議の要領書又は無限責任社員若しくは  
 総社員の同意書の寫  
 六 合併後存続する会社又は合併により設立する会社は合併をしたときは、登記簿の謄本を添  
 附し、遅滞なくこれを届け出なければならない。  
 (会社解散の決議等の認可申請書)

第六十八條 自動車道事業を經營する会社の解散に關する株主總會若しくは社員總會の決議又

二五

は總社員の同意の認可申請書には、解散の事由を記載し、株主總會若しくは社員總會の議事  
 及び決議の要領書又は無限責任社員若しくは總社員の同意書の寫を添附しなければならない。  
 会社の解散に關する株主總會若しくは社員總會又は總社員の同意の認可を受け、又はその  
 他の事由に因り、会社が解散したときは、登記簿の謄本を添附し、遅滞なくこれを届け出な  
 なければならない。

(相続に因る事業承継の届)

第六十九條 自動車道事業者が死亡したため、その事業を相続した相続人は、戸籍謄本を添附  
 し、遅滞なく運輸大臣及び建設大臣にその旨を届け出なければならない。

(事業休止の許可申請書)

第七十條 自動車道事業の休止の許可申請書には、休止しようとする区画(区画図を添附す  
 ること)の期間及び事由を記載しなければならない。

自動車道事業の休止期間の伸長の許可申請書には前項の規定を準用する。  
 許可を受けたる期間内に自動車道事業を再開したときは遅滞なくその旨を届け出なければな  
 らない。

(事業廃止の許可申請書)

第七十一條 自動車道事業の廃止の許可申請書には、廃止しようとする区画(区画図を添附す  
 ること)及び事由を記載しなければならない。

申請者が法人であるときは、前項の申請書には、事業の廃止に關する意思の決定を證する  
 書類を添附しなければならない。

九九

(その他)

第七十二條 自動車道事業者は、左に掲げる場合においては、その事由及び年月日を記載し、運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならぬ。

一 一般自動車道の起点若しくは終点の地名若しくは地番又は主な経過地名に変更があつたとき。

二 主たる事務所又は営業所の所在場所の地名又は地番に変更があつたとき。

三 本題、住所又は氏名を変更したとき。

四 事業者が法人である場合においてその名称、主たる代表者、資本金又は興業費を変更したとき。

### 第六章 自家用自動車

(自家用自動車の届出)

第七十三條 自家用自動車を使用しようとする者は、左の事項を記載し、都道府県知事に届け出なければならぬ。

一 本題、住所及び氏名

二 使用の目的及びその經營する事業の概要

三 使用する自動車の車両番号、種類、車名、年式、型式、原動機の種類、燃料の種類及び

車両定員又は最大積載量  
四 現に使用中の自動車数、自家用自動車、貨物自動車の別及び車両定員又は最大積載量を明らかにするもの。

(自家用自動車の貸渡の許可申請書)

第七十四條 自家用自動車の貸渡の許可申請書には、左の事項を記載し、当業者がこれに連署しなければならぬ。

一 借渡人及び借受人の本籍、住所及び氏名

二 借渡の目的及びその經營する事業の概要

三 貸し渡す自動車の車両番号、種類、車名、年式、型式、動力の種類、燃料の種類、乗車定員又は最大積載量

四 貸渡の期間

五 貸渡の事由

前項の申請書には、貸渡契約書の寫を添付しなければならぬ。

自家用自動車の貸渡契約の変更の許可申請書には、変更しようとする事項及び事由を記載しなければならぬ。この場合には前項の規定を準用する。

自家用自動車の借渡人は、自動車の返還を受けるときは、遅滞なくこれを用け出なければならぬ。

(制限外の自家用自動車)

第七十五條 道路運送法第五十三條の車両定員は、これを七人以下とする。

附 則

第一條 この命令は、昭和二十三年三月十五日から、これを適用する。

第二條 左に掲げる省令は、これを廃止する。

- 一、昭和八年鉄道、内務省令自動車交通事業法施行規則
- 二、昭和十六年鉄道省令第六号特定旅客自動車運送業規則
- 三、昭和八年鉄道省令第四号旅客自動車運輸事業基準規程
- 四、昭和八年鉄道、内務省令自動車交通事業法第三十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件
- 第五條 昭和十九年運輸通則省令第七十三号運輸省感運前原許可認可等臨時措置令施行規則の  
一部を次のように改正する。

第八條 削除

第四條 昭和十九年運輸通則、内務省令第一号運輸省感運前原許可認可等臨時措置令施行規則の一部を次のように改正する。

第五條 削除

第五條 この命令施行の際現に自動車交通事業法又はこれに基いて発する命令（以下本條中舊法と総稱する。）により自動車運送事業又は特定旅客自動車運送業を經營する者は、左の区分に従つて道路運送法（以下本條中新法という。）により自動車運送事業を經營するものとみなす。

- 一、舊法の旅客自動車運輸事業及び路線旅客自動車運送事業は、新法の一般旅客自動車運送事業
- 二、舊法の団体旅客自動車運送事業及び普通旅客自動車運送事業は、新法の一般貸切旅客自動車運送事業

二二 丙

- 三、舊法の区間貨物自動車運送事業を積合運送とするものは、新法の一般積合貨物自動車運送事業
  - 四、舊法の区間貨物自動車運送事業を貸切運送とするものは、新法の一般貸切貨物自動車運送事業
  - 五、舊法の特定旅客自動車運送事業を二以上の運送契約による特定旅客の集合運送とするものは、新法の特定集合旅客自動車運送事業
  - 六、舊法の特定旅客自動車運送事業を貸切運送とするものは、新法の特定貸切旅客自動車運送事業
  - 七、舊法の特定貨物自動車運送事業を二以上の運送契約による特定物品の積合運送とするものは、新法の特定積合貨物自動車運送事業
  - 八、舊法の特定貨物自動車運送事業を貸切運送とするものは新法の特定貸切貨物自動車運送事業
- 前項の事業者は、この命令施行後三月以内、昭和八年鉄道、内務省令自動車交通事業法施行規則による事業計画又は昭和十六年鉄道省令第六号特定旅客自動車運送業規則第三條の規定による書類を添へ、第八條の規定に準じ作成した書類を提出し、自動車運送事業の免許の確認を申請しなければならない。
- 前項の申請につき確認を得られない者又は訂正を加え確認を交付せられた者は、正規の手続により救済を受けることができない限り、その事業又は訂正を加えられた事項を継続して行うことができない。

100

103

第二項の期間内に同項の確認の申請をしない自動車運送事業者は、この期間経過後は、その事業を經營することができない。

第六條 道路運送法によつて、新に認可を受けるべきものとなつた申請は、この命令施行の際現に存するものは、この命令施行後三箇月以内にこの命令の規定による手続をしなければならない。

第七條 昭和八年鉄道、内務省令自動車交通事業法施行規則によりした申請その他の手続は、この命令中これに相当する規定がある場合においては、この命令によつてこれをしたものとみなす。

附 則 (昭二五・七・一〇一) 運令一

この省令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭二四・六・一) 運令一七

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭二四・八・二七) 運令四六

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年八月一日から適用する。

附 則 (昭二四・八・二七) 運令四六  
附定自動車運送事業の特定の運送需用若くは取扱旅客又は物岳の種類の変更に関し、この省令施行の際、既に申請計画変更の認可を受け、又は認可申請中のものについては、舊規定は、なおその効力を有する。

附 則 (昭二四・一・二九) 運令七六

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年十二月二十七日から適用する。

附 則 (昭二五・二・一) 運令一〇

この省令は、公布の日から施行する。

第一号様式から、第五号様式まで 省略

○ 道路運送法施行に關する取扱方

改正 昭二四・一三・二九一訓令四

(昭和二十四年九月二十二日) 運輸省訓令 第三号

- 第一條 陸運局長及び都道府県知事は、道路運送法の適用に當つては、道路運送に係る公共の福祉を確保することを旨とし、職務遂行に當り、その適正、確實及び迅速を期さなければならぬ。
- 第二條 都道府県知事は、自動車運送事業又は自動車運送事業につき運輸大臣又は陸運局長の処分を受ける書類を受理し、そのときは、受理年月日を記載した受理證を發行し、申請者に交付するものとし、五日以内陸運局長に送達しなければならぬ。
- 第三條 陸運局長は、運輸大臣の処分を受ける前項の書類については、受理後すみやかに事實を調査し、道路運送法施行規則に規定するところにより、調査書を付して五日以内に送達しなければならぬ。但し、調査書の作成が五日以内不可能のときは、申請書のみを期前内に送達し、調査書をすみやかに調査を了して送達することができる。陸運局長は、調査書の作成に當り、必要の調査を都道府県知事にさせることができる。
- 第四條 陸運局長は、前項の書類を送達する場合において、当該事項が二以上の陸運局長の管轄区域にわたる事項に關するものであるときは、關係の陸運局長に商議しなければならぬ。
- 第五條 陸運局長は、道路運送法の規定により他の陸運局長の管轄区域にわたる事項につき処分するとき、連名をこれをしなければならぬ。

二 三 四

分するときは、連名をこれをしなければならぬ。

- 第六條 陸運局長は、運輸大臣の処分を受ける自動車運送事業の免許申請書を受理したときは、事業の重要度及び競願関係等を勘案し、運輸審議会に對する重要事項及び取扱手続の区分に關する意見を第一條第三項に規定する調査書に對して運輸大臣に送達しなければならぬ。
- 第七條 陸運局長は、自己の処分を受ける自動車運送事業の免許申請書を受理したときは、すみやかにその寫しを關係道路運送審議会に送附しなければならぬ。
- 第八條 陸運局長は、前項の事業の重要度及び競願関係を勘案し、道路運送審議会の意見を尊重して、事業を道路運送審議会に對する諮問事項と運送手続に区分し、次の各号に規定するところによりすみやかに処置しなければならぬ。

- 一 諮問事項
  - (1) 調査書及び意見書添えて、道路運送審議会に諮問し、答申を受けたときは、その意見を尊重してすみやかに処分すること。この場合事業が全面的関連性のあるもの、その他特に重要又は異例と認められるものであるときは、処分前自動車局長に連絡すること。
  - (2) 道路運送審議会からの答申に基いて処分したときは、すみやかに列表により自動車局長に報告すること。
- 二 連絡事項
  - (1) 処分後すみやかに道路運送審議会に報告すること。また、列表により自動車局長に報告すること。

第五條 陸運局長は、一般貨物旅客自動車運送事業（乗車定員七人以下の自動車を使用して經

497

送すものに限る。以下同様とする。及び特定自動車運送事業の経営を委託しようとするときは、左の各号によつてこれをしななければならない。

- 一 公共団体を除く外、会社その他の法人を設立して事業を經營しようとする者について、は免許の効力をこれらの法人の設立の登記にかからしめること。
- 二 道路運送法第十七條第一項の規定による一般貨物旅客自動車運送事業の運輸開始の期日は四箇月とすること。
- 三 特定自動車運送事業の經營の免許をしようとするときは、必分後六箇月以内に運輸開始の意思のない限り、これをしなくてはならない。

第六條 陸運局長は、自動車運送事業の臨時經營の免許を、恒久的事業經營の免許の暫定措置としてこれをしはならない。

第七條 陸運局長は、陸運を定めて經營する自動車運送事業以外のものについては、事業の臨時經營の免許をしはならない。

第七條 陸運局長は自動車運送事業の經營の免許につき処分を、又は運輸大臣の職権に属する自動車運送事業經營の免許申請書に違反する場合及び前道府県知事が自動車運送事業又は代替につき処分をする場合には、当該自動車の入手が確實で、且つ正当な権限によるかどうかを正確にしなければならない。

第八條 前道府県知事は、やむを得ない事由の存する場合を除いて、自動車運送事業用自動車又は自家用自動車の一箇月以上にわたる貸渡を許可してはならない。

第九條 前項の自動車の一箇月以上にわたる貸渡の許可をするに當つては、借受人につき車両規則に

二五

498

より使用者の変更手続をとりしめる外、借渡人又は借受人が自動車運送事業高である場合には、事業計画の変更として減車又は増車の手続をとりしめなければならない。

第九條 陸運局長は、一般貨物旅客運送事業及び特定自動車運送事業における運輸開始、共同經營、運輸協定及び管理の委託の契約又は協定の当事者の変更については、及び左の各契約又は協定の許可をとりて処理しなければならない。

第十條 陸運局長は、一般貨物旅客自動車運送事業又は特定自動車運送事業に關し、管理の委託及び受託の許可をしようとするときは、左の條件を附さなければならない。

- 一 陸運局長が事業の管理の委託及び受託をした事業に關し、事業上の報告をさせ、書類を提出させ又は検査を命じて事業の状況を検査させようとするときは、受託者は、これを拒むことができないこと。
- 二 陸運局長が、道路運送法に基き命令を發したときは、受託者は、その実施につき委託者とともにその責に任すべきこと。
- 三 委託者又は受託者が管理の委託及び受託をした事業の經營に關し、法令、法令に基いてした処分又は処分を附した條件に違反しその他公衆の福祉を害する行為をしたときは、陸運局長は、管理の委託及び受託の許可を取り消すことがあること。陸運局長が受託者の事業の管理が不確實又は資金状態が著しく不良その他の事由に因り事業の管理の委託を継続するのに適しなないと認めることも同様とするべきこと。

第十一條 陸運局長は、左に掲げる処分をしたときは運輸大臣にその旨を報告しなければならない。

110

- 一 道路運送法第十八條第三項の命令
  - 二 運送に關する命令
  - 三 事業改善の命令
  - 四 事業停止の命令
  - 五 免許の取消
- 二 都道府県知事は、前項第一号から第四号までに掲げる処分並びに道路運送法第五十三條の規定による自家用自動車の使用の制限及び禁止の処分をしたときは、陸運局長を経由して運輸大臣にその旨を報告しなければならない。
- 第十二條 都道府県知事は、自動車運送事業運輸規定第二十五條の規定により事故の報告を受けた場合において、当該事業が重大なものであるときは、陸運局長にこれを陸運局長を経由して運輸大臣に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和二十四年八月一日から適用する。

道路運送法の施行に關し取扱方に關する件（昭和二十三年六月六日運輸省訓令第二号）は、秀二丁まで

附 則

この訓令は公布の日から施行し、昭和二十四年十二月二十七日から適用する。但し、第四條及び別表の改正規定は、昭和二十五年一月一日から施行する。

別 表 省 昭

○ 自動車運送事業免許基準

（昭和二十三年六月五日）  
運輸省告示第六十四号

- 一 自動車運送事業の公共性の鑑み、これが免許のその必要性、合理性及び緊要性において社会的需用に即応するものであること
- 二 免許することによつて当該地区における自動車運送にかゝる公共の福祉を著し増進し得るものであること
- 三 沿街の結集当該地区における供給輸送力が輸送需用に対し著しく供給過剩とならないこと
- 四 当該事業の路線又は事業区域は、経済的企業經營地位を形成すること
- 五 自動車運送事業における供給輸送力は、輸送需用に対し均衡のとれたものであつて、且つ適切なるものであること
- 六 自動車運送事業の規模は、事業の基礎が鞏固であつて、企業責任の所在が明らかであり、且事業費及び事業計画が企業全体として供給輸送力と均衡のとれたものであること
- 七 路線を定める自動車運送事業に於ては、公共の特殊性に適合する運行計画を有すること
- 八 特定自動車運送事業にあつては、第一号乃至第六号の條件を具備する外、左に掲げることによらること
- 九 当該事業が特定の旅客又は荷主に特に専従する必要があること
- 十 当該事業における特定の旅客又は荷主の輸送需用が社会的又は経済的に見て重要であること

(3) 当該の特定の旅客又は荷主の責任範囲が疊固を以つて、特定の旅客又は荷主の範囲が適  
 正且つ明確であること。  
 之、小運送業のため経営する貨物自動車運送事業における供給輸送力は、当該小運送業のため  
 にする物品の集配需用に相当するものであること。

○ 自動車運送事業運輸規程

改正 昭二四、六、一—運令一七、昭二四、八、二七—運令  
 四六、昭二四、一、二九—運令七六  
 (昭和二十三年五月七日  
 運輸省令 第十一号)

第一章 總 則

第一條 自動車運送事業の運輸は、この省令の定めるところによらなければならない。  
 陸運局長及び都道府県知事は、必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対し、別  
 段の運輸を命ずることが出来る。  
 第二章 車 庫  
 第二條 自動車運送事業における運輸に従事する係員は、運輸につき安全、確實及び迅速を旨  
 として旅客又は荷送人に対し、公平且つ懇切にその職務を行わなければならない。  
 第三條 一般旅客自動車運送事業における運転士、車掌その他旅客又は公衆に接する係員は、  
 一定の制取、制端、腕章、徽章等により、その係員であることを表示しなければならない。  
 第四條 旅客自動車により多客を運送するときは車掌互乗務させなければならない。  
 第五條 自動車運送事業における運転士及び車掌は、酒類を帯びて自動車に乘務し、又は乗務  
 中喫煙してはならない。  
 第六條 旅客又は荷送人は、係員の職務上の指図に従わなければならない。



第三章 運送營業

第七條 一般自動車運送事業の運賃、運輸に関する料金その他の運送条件は、公示した後で右  
に記す、これを実施してはならない。

前項の公示は、主たる事務所、営業所及び停留所等において公衆の見易い箇所にこれをし  
なければならぬ。

第八條 一般自動車運送事業を休止し、又は廃止しようとするときは、実施前にこれを公示し  
なければならぬ。

一般自動車運送事業の路線を定期に運行するものにおいて、運輸系統を変更し、自動車の  
運転を休止し、又は運転時刻を変更しようとするときは、実施前にこれを公示しなければな  
らぬ。

第九條 自動車運送事業で事業区域を定めるものは、変合又は積合による運送を目的として運  
送することなきをい。但し、停車場、船着場、市場、倉庫その他旅客又は物品の多数集散  
する場所に入入するものを運送する場合は、この限りでない。

前項但書の場合においても、臨時一定の路線により自動車を運行して変合又は積合による  
運送をしようとするものは、路線を定める変合旅客自動車運送事業又は積合貨物自動車運送  
事業の経営の免許を受けない限り、かかる運送をしてはならない。

第十條 自動車運送事業における自動車には、その外観の番号の箇所に、事業者の名称、称号  
又は徽章を表示しなければならぬ。  
自動車運送事業で路線を定めるもの又は特定の場所を限つて運行するものにおける自動車

については、前項の規定による外、車両の外観の見易い箇所に、行先及び運行区画を表示し  
なければならぬ。

第十一條 自動車運送事業における営業所及び停留所には、これらの名称及び事業者の名称又  
は称号を表示する外、左の各号により運輸營業の概要を公示しなければならぬ。

一、路線を定める旅客自動車運送事業における営業所及び主要な停留所にあつては路線、運  
転系統、運転時刻及び運賃料金

二、路線を定める貨物自動車運送事業における営業所にあつては、前号に掲げる事項の外、  
当該事業における営業所の所在地及び物品の集配区域

三、事業区域を定める自動車運送事業における営業所にあつては主たる事業区域及び運賃料  
金

第十二條 自動車運送事業における主要な停留所、営業所又は駐車場で旅客又は物品の取扱上  
必要があるときは、係員を駐在させ、又は旅客符合所若しくは物品保管所を設けなければな  
らぬ。

第十三條 自動車運送事業者は、当該事業につき左の事項を整理しなければならぬ。  
一、自動車の走行行及び種類別燃料消費量

二、運輸数量、運送行（人行又は死行）及び運輸収入

第十四條 貨物自動車運送事業者で重量制により運賃を徴するものは、営業所にヤ秤その他運  
送品の重量測定に必要を計器を備へなければならぬ。

第十五條 乗合旅客自動車運送事業にあつては、旅客の同伴する四才未満の小児を座席を占め

は、いものは、無償でこれを運送しなればならない。  
第十六條 道路運送法第十二條の規定により旅客の運送に附随して運送することのできる物品は、郵便物、新聞紙、雜誌その他旅客の運送を目的とする自動車に積載することのできる少量のものに限る。但し、火薬類及び他に危害を及ぼす虞がある物品は、これを運送することのできない。

第十七條 貨物自動車には、運送品の看守又は積卸に必要なもの外、乗車させることができない。  
第十八條 自動車運送事業者は、特約のある場合を除いて、運賃又は料金を收受したときは、領收書を発行しなければならない。

第十九條 規定による乗車券及び荷物切符は、これを前項の領收書とみなす。  
第二十條 乗合旅客自動車運送事業者は、積合貨物自動車運送事業者が乗合又は積合による運送營業をするには、夫々一定の様式による乗車券又は荷物切符を発行しなければならない。乗車券には、運賃料金、通用の区間及び期間その他必要な事項を、荷物切符には、荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所並びに物品の品名、荷姿、個数及び重量、運賃料金、運送区間、運送受付年月日、取扱營業所名その他必要な事項を記載しなければならない。自動車運送事業者は、その額の表紙に、回数券は、表紙に一箇をなれば、これを行使できない旨を記載しなければならない。

第二十條 自動車運送事業者は、天災その他已むを得ない事由により、自動車の運転を中断しなればならない。

第二十一條 自動車運送事業者は、道路運送法第十九條に別段の規定がある場合の外、左の場合には、運送の引受を拒絶することができる。  
一、旅客自動車運送事業にあつては左に掲げる場合  
（一）重病者及び精神病者が附添人がなくして乗車しようとするとき  
（二）泥酔し、又は不潔な服装をした者が乗車しようとするとき  
（三）その他旅客の迷惑を及ぼす虞のある者が乗車しようとするとき  
二、貨物自動車運送事業（旅客自動車運送事業において物品の附随運送をする場合を含む）にあつては運送に適する設備がないとき  
旅客自動車運送事業者は、伝染病患者を他の旅客と同乗させてはならない。  
貨物自動車運送事業者は、物品の積台運送をするときは、火薬類その他危険品、不潔な物品、漏水その他活水の漏洩に因り他の物品に損害を及ぼす虞がある物品は、一般の物品と同積載してはならない。

第二十二條 左に掲げる物品は、旅客自動車の車内に持ち込むことができない。  
一、犬その他の動物で旅客の迷惑となる虞があるもの  
二、品類、容器等により、旅客の迷惑となる虞があるもの  
三、火薬類、少量の鋭用火薬類又は酸液等火薬を除く、その他旅客に危害を及ぼす虞があるもの

もの。

- 第二十三條 旅客は左の行爲をしてはならない。
  - 一、自動車の機械装置に手を触れること
  - 二、自動車の進行中乗降すること
  - 三、自動車の進行中乗降台に乗りし、乗降用扉を閉け、又は肢體を車外に出すこと。
  - 四、自動車の進行中運転士に話しかけること
  - 五、物田を車外に投棄すること。
  - 六、車内において喫煙をし、その他旅客の迷惑となる行爲をすること。

第二十四條 旅客は、乗車券又は手荷物の荷物切符（以下手荷物切符という）の検札又は回収のため係員から乗車券又は手荷物切符の呈示又は交付を求められたときは、これを拒むことが出来ない。

前項の規定に反し、乗車券又は荷物切符の呈示又は交付を拒んだ旅客に対しては、該当部分につき普通運賃及び料金の外、これと同額の罰金運賃及び料金を請求することが出来る。

無効の乗車券又は手荷物切符を行渡した旅客についても同様とする。

第四 章 事 故

二 六 内

第二十五條 自動車運送事業者は、その自動車が悪路、転覆し、衝突し、火災を起しその乗入畜に重大な傷害を与えたときは、左に掲げる事項を記載し、遅滞なくこれを都道府県知事に報告しなければならない。

- 一、事故の種類
- 二、原因
- 三、事故発生日時
- 四、事故発生場所
- 五、当該自動車、車輛番号、車輛の種類、車名、型式及び年式を記載すること。
- 六、現場の状況及び当時の処置
- 七、損害の程度

第五 章 国 營 自 動 車 運 送 事 業

第二十六條 国營自動車運送事業には、第一條第二項及び前條の規定を適用しない。

附 則

- この省令は、昭和二十三年三月十五日から、これを適用する。
- 左に掲げる省令は、これを廃止する。
  - 一、昭和八年鉄道省令第六号旅客自動車運輸事業運輸規程
  - 二、昭和十六年鉄道省令第五号貨物自動車運送事業運輸設備會計規程
- この省令施行の際第十條、第十一條又は第十九條第二項（荷物切符に關する部分に限る）の事項を実施していない自動車運送事業者は、この省令施行の日から三箇月以内にこれを実

施しなればならない。第十九條第四項（荷物切符に関する場合は限る）の事項についても同様とする。

附 則 （昭二四、六、一、運令一七）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭二四、八、二七、運令四六）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年八月一日から適用する。

附 則 （昭二四、一、二九、運令七六）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年十二月二十七日から適用する。

○ 自動車道構造設備管理規程

（昭和二十三年五月七日）  
総理府運輸省令第三号

改正 昭二三、一、一〇一、運、建令一

第一章 総 則

第一條 自動車道の構造、設備及び管理は、この命令の定めるところによらなければならない。但し、特別の事由がある場合において主務大臣（一般自動車道にあつては運輸大臣及び建設大臣、専用自動車道にあつては運輸大臣、以下同様とする）の許可を受けたときは、この命令の規定によらないことができる。

自動車道事業者又は自動車運送事業者は、前項の許可を受けたときは、その許可を受けた事項を自動車道の工事方法に関するものであるときは、当該事項については、道路運送法第十七條第三項、第三十條第三項又は第四十條の規定による自動車道の工事方法に関する認可は、これを受けることがない。

自動車道事業者又は自動車運送事業者は、第一項の規定により許可を受けた事項を実施したときは、遅滞なく主務大臣にこれを届け出なければならない。

主務大臣は、必要があるときは、自動車道の管理者に対し、特別の構造、設備又は管理を命ずることが出来る。

第二章 一般自動車道

第一節 構造

一三三

405)

404)

- 第二條 一般自動車道は、二車線以上の有効車道を有しなければならぬ。
- 一般自動車道の一車線の幅員は、三米とする。但し、四車線以上とする場合においては、一車線の幅員を二、七五米とすることができる。
- 第三條 一般自動車道の有効路面の両側には幅員五十種以上の路肩を設けなければならぬ。
- 第四條 一般自動車道の横断勾配は、二十分の一より急であつてはならぬ。但し、特殊の箇所では相当の距離ごとに緩やかな勾配を有する区間を設ける場合はこの限りではない。
- 第五條 一般自動車道の縦断勾配が変移する箇所には於ては、相当の縦断曲線を設けなければならぬ。
- 第六條 一般自動車道の曲線の半径は、三百米以上としなければならぬ。但し特殊の箇所においては、百米までこれを短縮することができる。
- 第七條 一般自動車道の視距は、百三十米以上としなければならぬ。但し、特殊の箇所においては、八十米までこれを短縮することができる。
- 第八條 一般自動車道の路面には左右対照の横断勾配をつけなければならぬ。
- 第九條 一般自動車道の曲線の半径五百米以下の箇所においては、屈曲部の内側において有効幅員を相当放大きくするとともに、路面の横断勾配は、これを片勾配としなければならぬ。
- 一般自動車道の片勾配は、十二分の一より急とすることができない。
- 第十條 前條の場合においては、屈曲部の両端に相当の長さの緩和区間を設けなければならぬ。
- 第十一條 一般自動車道の曲線の背向する箇所においては、両曲線間に相当の長さの直線部を設けなければならぬ。

設けなければならぬ。

- 第十二條 一般自動車道の有効路面、橋その他の工作物は、十三度又は二十度の自動車の通過に耐ゆる構造としなければならぬ。
- 第十三條 一般自動車道の有効路面は、適當な材料を以て鋪装しなければならぬ。
- 第十四條 トンネル及び上部橋樑を有する橋の路面上の有効高は、四、五米以上としなければならぬ。
- 第十五條 一般自動車道の測溝の深さ及び底巾は、三十種以上としなければならぬ。
- 第十六條 一般自動車道の路端の高さは、特殊の箇所を除いて、水流水面の最高水位三十種以上としなければならぬ。
- 第十七條 一般自動車道は、道路法による道路、自動車道、一般交通の用に供する場所、鉄道軌道等と平面交叉をすることができない。但し、特殊の事由がある場合において適當な原安設備を設けたときはこの限りではない。
- 第十八條 駐車場、給油所、使用料金徴収所、事務所駐在所その他の工作物は、一般自動車道の有効路面外に設けなければならぬ。

第二節 設備

- 第十九條 一般自動車道の車線の限界には限界線を設けなければならぬ。
- 前項の限界線は路面と異なる色でこれを表示しなければならぬ。
- 第二十條 一般自動車道の交叉点には、交通の状況に依り、踏切器、信号機その他の必要な施設

をしなければならぬ。

一般自動車道の断崖、橋、屈曲部、坂路その他の交通上危険な箇所には、交通の状況に依り防護柵、警戒標、制限標その他の指導標等の標識を設けなければならない。

前項の標識の様式及び設置に關しては、昭和十七年内務省令第二十四号の規定を準用する。

第二十一條 一般自動車道には、前條による外、交通上危険な箇所には、信号及び照明の設備をしなければならぬ。

第二十二條 一般自動車道には、適當な距離毎に、通信設備を、駐車場、給油所、事務員駐在所その他の必要な箇所との通信を容易ならしめなければならぬ。

第三章 新管理

第二十三條 一般自動車道の管理者は、自動車の交通の安全を確保するため、常にその改修、保全及び清掃に留意し、これを完全な状態において保持しなければならない。

第二十四條 一般自動車道の管理者は、一般自動車道につき改修その他の工事等を行うときは、努めて自動車の交通を阻害しないよう留意するとともに、交通の危険を予防するため必要な指標の設置その他の適當な措置を講じなければならない。

天災その他の事故により一般自動車道の通行に支障を及ぼしたときは、その管理者は、直にその通行を禁止しその他の適當な危険予防の措置を講ずると共に、その復舊に努めなければならない。

第三章 専用自動車道

二十八

第二十五條 専用自動車道の有効巾員は、三米以上としなければならない。

有効巾員が六米未満の専用自動車道にあつては必要に応じて待避所を設けなければならない。

第二十六條 専用自動車道の曲線の半径は、百米以上としなければならない。但し、特殊の箇所においては五十米までこれを短縮することができる。

第二十七條 専用自動車道の視距は、八十米以上としなければならない。但し、特殊の箇所においては六十米までこれを短縮することができる。

第二十八條 専用自動車道の曲線の半径が三十米以下の箇所においては、屈曲部の内側において有効巾員を相當拡大し路面の横断勾配は、片側としなければならない。

専用自動車道の片側既成は、十二分の一より急な傾斜を講ずることができない。

第二十九條 専用自動車道の有効路面、~~橋~~その他の工作物は、運搬すべき自動車の通過に耐ゆる構造としなければならない。

第三十條 専用自動車道には第三條乃至第五條、第八條、第十條、第十一條、第十三條乃至第十七條及び第二十條乃至第二十四條の規定を準用する。

附 則

この命令は、昭和二十三年三月十五日から、これを適用する。

左に掲げる省令は、これを廃止する。

一、昭和八年内務、鉄道省令一般自動車道構造令

三三

三、昭和八年鉄道省令第八号専用自動車道設備規程

この命令施行の際現に舊令の規定により供用中の一般自動車道は、第十二條の規定に適合しなくともこれが供用を継続することが出来る。

三七

○ 自動車運送事業補償規則

(昭和二十三年五月七日) 運輸省令 第十三号

第一條 道路運送法施行令(以下施行令という)第二十四條第一項及び第三項の規定による補償金の交付を受けようとする者は、同條第四項の規定により、事業廃止の許可を申請して補償金の交付を運輸大臣に申請しななければならない。

施行令第二十五條第一項の規定による補償金の交付を受けようとする者は、國の經營する路線を定める自動車運送事業の運輸開始の日から一年を経過した後、自動車運送事業の營業年度による一年毎に、營業年度経過後六箇月以内に、補償金の交付を運輸大臣に申請しななければならない。但し、当初分に限り、營業年度の満了に因り一年以上の期間について申請しても差支えない。

第一項の補償金の交付申請書には、事業廃止の許可について監督官庁にした申請書の寫及び許可のおつた場合においては、監督官庁の證明のある許可書の寫を添付しなければならない。

第二條 補償金計算の場合における興業費、残存物件の価額、運輸収入及び營業費は、左の各号による。

- 一、興業費は、事業者の決算に基いて、これを現物、帳簿及び謄本より書類等に對照し相當の財産価額を控除して査定した額。
- 二、残存物件評価額は、事業の廃止の日における有形財産の処分価額について査定した額。

三七

三、運輸収入及び營業費は、國の經營する路線を定める自動車運送事業の運輸開始の日以後の營業年度の營業年度の前營業年度末からその日の前日までの間に、既に三年度における実績を基礎として常態と認められる年額、但し、これにより難い場合には、判明した実績を基礎として査定した年額

第三條 施行令第二十四條第一項及び第三項の規定による利益の年額の七五分は、年利五分五厘のホフマン式計算により利益の年額に六、一六四を乗じてこれを計算する。

第四條 施行令第二十四條の規定による補償金は、事業者が路線を定める自動車運送事業の全部を廃止しない場合に限り、分割してこれを交付する。

第五條 前條により補償金の分割交付をする場合における毎營業年度の交付金額は、第三條の規定により計算した金額に施行令第二十四條第二項の規定による金額を加算したものを均等に分割してこれを交付する。

第六條 施行令第二十五條第一項の規定による補償金は、一年毎にこれを計算する。

前條の補償金は、事業者の營業年度による一年につき、当該一年間の利益金額と合せ、同期間における毎月末算出の月割平均額の百分の五に相当する金額を算出することができない。

前各條の補償金を計算する期間に一年未満の期間があるときは、その期間に応じて計算する。

第七條 補償金を受ける権利は、これを譲渡することできない。

附則

二の指令は、昭和二十三年三月十五日から、これを適用する。昭和十四年鉄道省令第一号旅客自動車運輸事業及び区間貨物自動車運送事業補償規則は、これを廢止する。

二九、外

○ 通運事業法（抄）

昭和二十四年十二月七日  
法律第二百四十一号

（定義）

第二條 この法律で「通運」とは、他人の需要に応じてする左に掲げる行為をいう。

一 日ごの物をしつてする鉄道、軌道及び日本国有鉄道の經營する鐵路を含む。以下同じ。

二 鉄道により運送される物品の他人の名をもつてする鉄道への託送又は鉄道からの受取

三 鉄道により運送される物品の集積又は配達（海上におけるものを除く。）

四 鉄道により運送される物品の鉄道の車輛（日本国有鉄道の經營する鐵路の船舶を含む。）への積込又は取卸

五 鐵道を利用してする物品の運送

二の法律で、「通運事業」とは、營利を目的とするとき限りとを問はず、通運を行う事業（四の行う郵便の事業を除く。）をいう。

第四條 通運事業を經營しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

二 通運事業の免許は、取扱取扱及び第二條第一項各号の種別につき行う。

三 通運事業の免許は、荷主、取扱物品の種類又は作業場所を指定し、その營業務の範圍を限

1311

1311



定して行うこととする。

第六條 運輸大臣は、前條に規定する申請書を受理したときは、左の基準によつて、一覽を添付しなければならない。

- 一 当該事業の開始の一年の間に適合するものがあること。
- 二 当該事業の開始の公衆の利益を促進するものがあること。
- 三 当該申請に係る事業が適確に遂行する能きものであること。
- 四 当該事業の開始の効率の向上に資するものがあること。

運輸大臣は、前條の規定により審査した結果、その申請が、同條の基準に適合しつゝと認めるときは、左の聯合を採り、通過事業の免許をしなければならない。

- 一 免許を受けようとするものが一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終りたる執行を受けようとするものが二年を経過しなかり有るとき。
- 二 免許を受けようとする者が免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しなかり有るとき。
- 三 免許を受けようとする者が去人である場合において、その去人の改良が前二号の一に該当する者があるとき。

(自動車の新規使用)

第七條 通過事業のため自動車を使用しつゝなり通過事業若しくは通過事業のために新設の自動車を採用しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

二九内

運輸大臣は、前條に規定する申請書を受理した場合には、当該申請が左の基準に適合しつゝと認めるときは、二條を適用し得る。

- 一 採用しようとする自動車の性能が、当該事業に対する物品の集積配達の需要と均等であることを認むること。
- 二 自動車を使用するに必要と認められる運送の運送を回すための必要があること。

(貨物自動車運送事業の特則)

第十五條 道路運送法(昭和二十二年法律百九十一号)第十條に規定する貨物自動車運送事業の免許を有する者は、運輸大臣が取扱費を指定したときは、第四條第一項、第九條、第十條、第十四條、第十六條、第十七條、第二十條から第二十二條まで、第二十六條及び第二十七條の規定の適用については、第二條第一項第三号の行為を行う事業については通過事業の免許を受けた者とみなす。

(免許の失効)

第十六條 左の場合には、通過事業の免許は、当該範囲について、その効力を失う。

- 一 取扱費が物運送の営業を停止したとき。
- 二 取扱物品の種類を限定した通過事業の免許を受けた場合において、取扱費がその物品の運送の営業を停止したとき。
- 三 事業の停止の許可を受けるとき。

三三

○ 通運事業法施行規則（抄）

昭和二十五年二月一日  
運輸省令第九号

（自動車の新規使用、認可申請）

第十條 法第十三條の規定により、自動車の新規使用の認可申請をしようとする者は、左に掲げる事項を記載して自動車新規使用認可申請書四通を所轄陸運局長に提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 通運事業の種類、取扱状況の業務の範囲
- 三 道路運送法第十一條の二の規定により指定を受けようとする種類
- 四 第一種第一号ニのイに規定する事項
- 五 新たに自動車を採用することを必要とする理由

2 前項の認可申請をする場合において、事業計画を変更しようとするときは、申請者は、その内容を明記し、新旧を対照した書類を提出し、その変更に関する法第十二條の規定による手続を遵守することとせらる。

3 申請者は、自動車を新たに使用したときは、遅滞なくその旨を所轄陸運局長に届出するものとする。

（貨物自動車運送事業者に対する取扱状の指定）

第十一條 法第十五條の規定による取扱状の指定を受けようとする貨物自動車運送事業者は、

左に掲げる事項を記載した取扱状指定申請書四通を所轄陸運局長に提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 道路運送法第十一條の規定により免許を受けた貨物自動車運送事業の種類、免許に附した条件、免許の年月日及び番号
- 三 主たる事業区域又は路線
- 四 特定貨物自動車運送事業者にあつては、特定の運送需要者の氏名又は名称及び特定の物の種類
- 五 指定を受けようとする取扱状
- 六 鉄道業に兼営し常時使用する貨物自動車の取扱い種類別配置両数
- 七 一年間の集配予想数量の推定

一三四

○運輸省設置法(抄)

(昭和二十四年五月三十一日法律第百五十七號)

一三五

改正

昭二四一法一七四、昭二四一法一八七

昭二四一法二二六、昭二四一法二四一

昭二四一法二五二、昭二四一法二七九

昭二四一法二八四

昭二五一法四八、昭二五一法一五九

昭二五一法二五五、昭二五一法二六九

(運輸省の権限)

第四條 運輸省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。

但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む)に従つてなされなければならない。

三十 日本国有鉄道を監督すること。

三十八 自動車運送事業及び自動車運送事業を免許し、及び自動車運送事業の業務に關し許可し、

三十九 輕車輛運送事業者に対し、事業計画、運送條件又は運送約款の変更を命じ、その位必要命令をすること。

三十九

四十 道路運送法(昭和二十二年法律第百九十一號)の目的に適合するようにならば、自動車の使用を調整すること。

四十一 自動車及び旅客輕便車等の整備を命じ、又はその検査及び登録をすること。

四十四 鉄道、軌道、索道、無軌道電車、自動車運送事業、自動車運送事業、通運事業及び通運計算事業における運賃又は料金に關し、認可し、又はその変更を命ずること。

(設置)

第五條 運輸省に、公共の利益を確保するため次條第一項に掲げる事項に、いって公平且つ合理的な決定をさせるため、運輸審議会を常置する。

(諮問事項)

第六條 運輸大臣は、左に掲げる事項について必要の措置をする場合には、運輸審議会にはかり、その決定を尊重して、これをしなければならない。

一 日本国有鉄道における基本的な運賃及び料金の設定若しくは変更又はこれらに關する認可。

二 地方鉄道、軌道、自動車運送事業、通運事業及び通運計算事業における基本的な運賃及び料金に關する認可又は変更の命令。

三 郵便物の運送委託法(昭和二十四年法律第百八十四號)第五條第三項の規定による郵便物の運送料金の基準の設定。

七 自動車運送事業の免許若しくはその取消又はその事業の停止。

一三六

- 十 日本国有鉄道、地方鉄道及び軌道の営業線の休止又は廃止の許可
- 十一 地方鉄道、軌道及び自動車運送事業における会社の合併、事業の譲受若しくは譲渡又は事業の管理の委託若しくは受託の許可又は認可
- 十二 前各号に掲げる処分に関する訴訟の裁決
- 2 前項各号に掲げる事項のうち、運輸審議会が裁断すべきものについては、運輸大臣は、運輸審議会にはからないでこれを行うことができる。

(自動車局の事務)

第二十八條 自動車局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 自動車運送事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
- 二 自動車運送事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
- 三 通運事業（対岸業務を含む。以下同じ。）及び通運計算事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
- 四 前三号に掲げる事業の運賃及び料金に関すること。
- 五 軽車輛運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 六 道路運送に関する輸送の施設の計画、調整及び監査に関すること。
- 七 自家用自動車の使用の調整に関すること。
- 八 前各号に掲げるものの外、道路運送に関する事業、通運事業及び通運計算事業の発達、改善及び調整に関すること。

三十一

- 九 自動車の流通及び消費の増進、改善及び調整並びに軽車輛及び自動車代燃装置の生産流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 十 自動車の登録に関すること。
- 十一 自動車及び旅客乗車の整備及び検査に関すること。
- 十二 自動車の保安並びに軽車輛の保安及び技術上の改善に関すること。
- 十三 自動車燃料油脂の使用に関する技術上の改善に関すること。
- 十四 自動車運送事業の補償に関すること。
- 十五 自動車局の所掌に係る事業の職務及び労働に関すること。
- 2 自動車局においては前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務を掌る。
  - 一 軽車輛運送事業の運賃及び料金に関すること。
  - 二 自動車局の所掌に係る事業に従事する者の労働物資に関すること。
  - 三 自動車の割当に関すること。
  - 四 自動車用タイヤ、チューブ（前車用のものを除く。）の割当及び監査に関すること。
  - 五 自動車用石油製品の割当及び監査に関すること。
  - 六 道路運送事業及び通運事業の用に供する指定生産資材等並びに自動車、軽車輛及び自動車用代燃装置その他の道路運送及び通運事業の用に供する機械器具に関する指定生産資材等（自動車の製造に関するものを除く。）の割当及び監査に関すること。
- 3 業務部においては、第一項第一号から第八号まで及び第二項第一号に掲げる事務を、整備部においては、第一項第九号から第十三号まで及び第二項第二号から第六号までに掲げる

一三七

一三七

争務をつかさどる。

(所掌争務)

- 第五十一條 陸運局は、本省の所掌争務のうち、左の争務を分掌する。
- 五 自動車運送事業に関する免許、許可又は認可に関する事。
  - 六 自動車運送事業に関する免許、許可又は認可に関する事。
  - 七 通運事業及び通運計算法に関する免許、許可又は認可に関する事。
  - 八 軽便輸送事業の發達、改善及び調整に関する事。
  - 九 道路運送に関する輸送の實施の計画、調整及び監督に関する事。
  - 十 自家用自動車の使用の調整に関する事。
  - 十七 所掌争務に係る事業の運賃及び料率に関する事。
  - 十八 所掌争務に関する職務に関する事。
  - 十九 所掌争務に係る事業の労働に関する事。
  - 二十 所掌争務に関する買収及び補償に関する事。
  - 二十一 前各号に掲げるものの外、鉄道、軌道、道路運送事業、通運事業、通運計算法事業その他陸運の發達、改善及び調整に関する事。

第二項 省界

(名義、位置及び管轄区域)

第五十二條 陸運局の名稱及び管轄区域は、左の通りとする。

三十一の内

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌陸運局	札幌市	北海道
仙台陸運局	仙台市	宮城県 福島県 岩手県 青森県
新潟陸運局	新潟市	新潟県 長野県 山形県 秋田県
東京陸運局	東京都	神奈川県 埼玉県 群馬県 千葉県 茨城県 栃木県 東京都
名古屋陸運局	名古屋市	愛知県 静岡県 岐阜県 三重県 福井県 石川県 富山県
大阪陸運局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県
広島陸運局	広島市	広島県 鳥取県 島根県 岡山県 山口県
高松陸運局	高松市	香川県 徳島県 愛媛県 高知県
福岡陸運局	福岡市	福岡県 長崎県 大分県 佐賀県 熊本県 宮崎県 鹿児島県

2 鉄道、軌道及び通運事業については、特に必要がある場合において、運輸省令で前項の管轄区域を定めることとできる。

(道路運送審議会)

第五十五條 道路運送審議会は、陸運局の附属機関として置かれるものとし、その目的、組織、所掌争務、委員その他の職員については、道路運送法（これに基づく命令を含む）に別段の規定がある場合の外、政令で定める。

2 運送審議会は、その職務を行うため必要があるときは、道路運送審議会に対し、報告をさせ、情報若しくは資料の提出を求め、調査を命じ、又は意見を徴することができる。

2 鉄道、軌道及び通運事業については、特に必要がある場合において、運輸省令で前項の管轄区域と異なる管轄区域を定めることができる。

(道路運送審議会)

第五十五條 道路運送審議会は、陸運局の附属機関として置かれるものとし、その目的、組織、所掌事務、委員その他の取組については、道路運送法（これに基く命令を含む。）に別段の規定がある場合の外、政令で定める。

2 運輸審議会は、その取組を行うため必要があるときは、道路運送審議会に対し、報告をさせ、情報若しくは資料の提出を求め、調査を命じ、又は意見を徴することができる。

○ 道路運送車両法案（抄）

(定義)

昭和二十六年  
法律第 号

第二條 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌條若しくは架線を用いないもの又はこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3 この法律で「原動機付自転車」とは、運輸省令で定める総重量又は定額出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌條若しくは架線を用いないもの又はこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

4 この法律で「軽車両」とは、人刀若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌條若しくは架線を用いないもの又はこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、政令で定めるものをいう。

5 この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとし、いかにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に依り用いること（道路以外の場所のみに於いて用いることを除く。）をいう。

6 この法律で「道路」とは、道路法（大正八年法律第五十八号）による道路、道路運送法（昭和二十六年法律第 号）による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。

1151

7 この法律で「自動車運送事業者」又は「軽車両運送事業者」とは、道路運送法による自動車運送事業者又は軽車両運送事業者をいふ。  
 (自動車の種別)  
 第三條 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車及び特殊自動車は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び給排気装置又は発給出力を基準として運輸省令で定める。

四二

○ 道路法 (抄)

改正 大一一法三 昭二二法五四  
 昭二四法一六八

(大正八年四月十一日  
 法律第五十八号)

第一章 總則  
 第一條 本法ニ於テ道路ト稱スルハ一般交通ノ用ニ供スル道路ニシテ行政廳ニ於テ第二章ニ依ル認定ヲ受シタルモノヲ謂フ  
 第八條 道路ヲ分ケテ九ノ四種トス

- 一 國道
- 二 府縣道
- 三 市道
- 四 町村道

第十七條 國道ハ府縣知事、其ノ他ノ道路ハ其ノ路線ノ認定者ヲ以テ管理者トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其ノ市内ノ国道及府縣道ハ市長ヲ以テ管理者トス  
 第十八條 道路ニシテ行政区劃ノ境界ニ係ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依ル管理タル關係行政廳ノ一ヲ以テ管理者ト爲スコトヲ得  
 道路ト称スル工作物ト被用ラザル場合ニ於テハ其ノ道路及工作物ノ管理ニ付前項ノ規定ヲ適用ス但シ私人ヲ管理者ト爲スコトヲ得ス

四二

第十九條 道路ノ区画ハ管理者之ヲ定ム  
 第二十條 道路ノ新設、改築、修繕及維持ハ管理者之ヲ異スハシ  
 主務大臣ハ専アリト認ムルトキハ國道ノ新設又ハ改築ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ是路管  
 理者ノ権限ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣之ヲ行フ

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十二日）  
 法律第五十四号  
 文正 昭二二一法九一、法一九五、昭二二一法二〇七、法二六八、  
 昭二四一法一〇三、法二一四  
 法律第五十四号

- 第三條 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならぬ。
- 第四條 事業者は共同して左の各号の一に該当する行為をしてはならぬ。
  - 一 新価を決定し維持し、又は引き上ること。
  - 二 生産数量又は販売数量を制限すること。
  - 三 技術、製品、販路又は顧客を制限すること。
  - 四 設備の新設若しくは拡張又は新技術若しくは新生産方式の採用を制限すること。
- 前項の規定は、一定の取引分野における競争に対する当該共同行為の影響が問題とする程  
 度に至らぬものである場合には、これを適用しない。
- 第七條 第三條、第四條第一項、第五條又は前條第一項若しくは第三項の規定に違反する行為  
 があるときは、公正取引委員会は、第八條第二條に規定する手続に従い、事業者に対し、履  
 出を命じ、又は当該行為の差止、営業の一時的譲渡その他のこれらの規定に違反する行為を排  
 除するために必要な措置を命ずることができる。



第五 章 不正な競争方法

第十九條 事業者は、不正な競争方法を用いてはならない。  
第二十條 前條の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該行為の差止めを命ずることができる。

第六 章 適用除外

第二十一條 この法律の規定は、鉄道事業、電気事業、瓦斯事業その他その性質上当然に独占と見る事業若しくは者の行う生産、販賣又は供給に用いる行為であつてその事業に固有のものにのつては、これを適用しない。

第二十二條 この法律の規定は、特定の事業にのつて特別の法律がある場合において、事業者が、その法律又はその法律に基づく命令によりて行う正当な行為には、これを適用しない。前項の特別の法律は、別に法律を以てこれを指定する。

○ 道路交通取締法（抄）

改正 昭二二・三・六一法一、昭二四・五・二六法一〇七

（昭和二十二年十一月八日法律第百三十一号）

第一條 この法律は、道路における危険防止及びその他の交通の安全を図ることを目的とする。

第二條 この法律における用語の意味は、次の通りとする。  
道路とは、道路法による道路、自動車道及び一般交通の用に供する他の場所をいう。  
自動車道とは、専ら自動車の一般交通の用に供する道路及び自動車運送事業者が専らその事業用自動車の用に供する道路をいう。  
車馬とは、牛馬及び蹄車をいう。牛馬とは、交通運輸に使用される家畜をいひ、蹄車とは、人力、畜力その他の動力により運転する軌道車又は小児車以外の車をいう。但し、そのほかこれに請車とみ出す。

第五條 道路を通行する歩行者、車馬又は軌道車は、命令のあるところにより、信号機、道路標識若しくは区画線の表示又は当該警察官若しくは警察人員の指示に従わなければならない。

信号機、道路標識及び区画線の設置、設置及び管理にのつて必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十七條 みにだりに信号機を操作し、若しくは道路標識を被欺し、又は信号機、道路標識若しくは区画線を破壊して道路における交通の危険を生ぜしめたる者は、これを三年以下の懲役又は五百円以下の罰金に處する。

第二十九條 左の各号の一に該当する者は、これを三ヶ月以下の罰金又は料料に處する。  
 二 第五條、第十二條第一項、第十四條第一項乃至第三項、第十五條、第十六條第三項、第十七條、第十八條、第十八條の二第一項若しくは第二項若しくは第十九條第一項又は第十九條の二の現定の違反となるような行爲をした者

○ 道路交通取締令（抄）

改正

昭和二十二年十二月十三日  
内務省令第四号

第一條 道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十三号、以下「法」といふ。）およびこの省令における用語の意義は次の通りとする。  
 道路標識とは、道路の交通に關し、警戒、禁止、指導、指示または案内を表示する標識をいふ。

以下省略

第四條 道路標識または区画線を設置し、これを管理する者は、公安委員会又はその委任を受けた者に限る。但し、道路法による道路に關する道路標識又は区画線については、道路の管理若しくは公安委員会とする。

第六條 道路を通行する歩行者、車馬または軌道車は、信号機、道路標識若しくは区画線の表示または当該警察官または警察長官の指示に従わなければならない。

当該警察官または警察長官は特別の必要があるときは、信号機、道路標識または区画線の表示と異なる指示をすることができる。

この場合は、歩行者、車馬または軌道車は当該警察官又は警察長官の指示に従わなければならない。

○ 一般取の取戻の給与に関する法律(抄)

改正 昭二五、一、二、二七、法律第ニ九九号

昭和二十五年四月三日  
法律第九十五号

- (非常勤職員の給与)
- 第二十二條 専責、顧問若しくは参与の職に在る者又は人事院の指示するこれらに準ずる職に在る者で、常勤を要しない職員のついでに、勤務、一日につき千八百五十円をこえない範囲内において、各府の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。
- 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、各府の長は、常勤の職員の給与との差額を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。
- 前二項の常勤を要しない職員には、他の法律に別段の定めがない限り、これらの項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

○ 人事院規則一六

改正 昭二四・九・一五  
昭二五・六・二四

(昭和二十四年六月十六日施行)

- 人事院の専責等の職務と責任の特殊性に基く法の特別
- 法附則第十三條の規定に基き、次に掲げる職員については、その職務と責任の特殊性により、この規則に定める範囲において法の適用を除外する。(昭和二十四年九月十五日施行)
- 一 中央労働委員会委員(昭和二十四年九月十五日施行)
- 二 船員中尺労働委員会委員及び船員地方労働委員会委員(昭和二十四年九月十五日施行)
- 三 行政監察委員(昭和二十四年九月十五日施行)
- 四 道路運送審議会委員(昭和二十四年九月十五日施行)
- 五 新聞出版用紙割当審議会委員(昭和二十四年九月十五日施行)
- 六 公職者選挙権審査委員会委員(昭和二十五年六月二十四日施行)
- 七 法第三十三條、第三十五條から第三十七條まで、第四十二條から第五十四條まで、第五十六條から第六十一條まで、第七十二條第三項、第七十四條第二項、第七十五條、第七十七條から第八十條まで、第八十二條から第八十八條まで、第九十條から第九十二條まで、第九十三條、第九十四條、附則第九條及び附則第十條並びにこれらの條項に係る罰則の規定は、前項に定める職員には、その適用を除外する。但し、その職員が任命権者又は所管府の長としてその職務を行うについては、この限りでない。(昭和二十四年九月十五日施行)

一五二

3 考へ職に定める職員の任命方法、進級、在職期間その他前項に掲げる法の条項の規定の適用除外に併い必要な事項は、別に法律又はそれらに基く命令の定めるところによる。(昭和三十四年九月十五日施行)

4 職員が第一項に定める職員の職を兼ねる場合においては、第二項の規定は、第一項に定める職員としての資格についてののみ、当該職員に適用するものとする。(昭和三十四年九月十五日施行)

○ 人事院規則 八一七

非常勤職員の任用

(昭和二十四年五月三十一日施行)

- 1 非常勤職員の任用については、法律又は規則で別段の定めのない限り、この規則の定めるところによる。
- 2 非常勤職員の官職は、人事院細則の定めるところにより、任用においてあらかじめ人事院の承認を要する官職と承認を要しない官職とに分く。
- 3 任用においてあらかじめ人事院の承認を要する非常勤職員の官職にのいても、任命権者は、緊急なを待たない場合に限り、六十日をこえない範囲内で、あらかじめその承認を経ることなく、臨時に職員を任命することができる。この場合においては、正式の承認申請書を附して、直ちにその旨を人事院に報告しなければならない。
- 4 任用にのいて人事院の承認を要しない非常勤職員の官職にのいては、任命権者は、その定めるところにより選考によつて職員を任用することができる。
- 5 非常勤職員にのいては、あらかじめ人事院の承認を経ないで昇任させ若しくは転任させ又は常勤の官職に任命することはできない。
- 6 この規則の規定に従つて任用された職員の分限については、法第七十五條、第七十八條から第八十條まで及び第八十九條から第九十二條までの規定は適用しない。

○人事院規則第二号(抄)

(昭和二十四年六月一日施行)

改正  
昭二四・六・三〇 人事院規則四、昭二四・九・五 人事院規則一、昭二四・一〇・二 人事院規則一、昭二四・一〇・二 人事院規則一、昭二四・一〇・二 人事院規則一、昭二四・一〇・二

人事院規則八一七に定める非常勤職員の官職

- 1 人事院は必要と認める場合又は所轄庁の長の申請に基づき、この規則の規定の一部若しくは全部を変更し若しくは廃止し又は新たに規程を追加することができる。
- 2 任用において、あらかじめ人事院の承認を要する官職は、次に掲げるものとする。
  - (1) 各機関に共通な官職(略)
  - (2) 各機関に特殊な官職(略)
- 3 任用において人事院の承認を要しない官職は、次に掲げるものとする。
  - (1) 各機関に共通な官職(略)
  - (2) 各機関に特殊な官職(略)
- 4 地方道路運送審議会委員  
以下略

○人事院規則一五―四

(昭二四・五・三十一日施行)

改正  
昭二五・二・八

非常勤職員の勤務時間及び休暇

- 1 非常勤職員の勤務時間は、日々雇入れらるる職員については一日につき八時間をこえなない範囲内において、その他の職員については非常勤職員の一回回の勤務時間の四分の三をこえない範囲内において、任命権者の任意に定めるところによる。(昭二五年二月八日施行)
- 2 非常勤職員については、有給休暇は認めない。

一五五

一五五

○ 地方自治法 (抄) (昭和二十二年四月十七日) (法律第六十七号)

改正 昭三二・一・一・一法一六九、一・一・一七〇法一九六、昭三三・三・三・一法一四、五・一法一三二、六・三・一法五三、七・七法一〇九、七・二五法一七〇、七・二〇一法一七九、法一八〇、七・三九法一九五、一・二・一法二二六、一・二・三法二八〇、昭三四・五・三・一法一六一、法一六九、六・一〇一法二〇七

附則

第八條 政令で定める事務に従事する都道府県の職員は、第七十二條、第七十三條及び第七十四條の規定にかかわらず、当分の間、なお、これを官吏とする。この場合において必要事項は、政令でこれを定める。

○ 地方自治法施行規程 (抄) (昭和二十二年五月三日) (政令第十九号)

改正 昭二二・六・一政令八九、八・一政令七九、一・一政令二四、一・二政令二六、一・二政令三三、一・二政令三五、昭二三・四・一政令九五、五・一政令一六、六・一政令一三五、八・一政令二三九、九・一政令三〇七、昭二四・四・一政令七五、五・一政令二二八、一・二九、一〇・一政令三五八、昭二五・一・一政令六一、昭二五・三・一政令九、昭三五・四・一政令八、昭二五・五・一政令一三、一一九

第六十條 地方自治法附則第八條の事務は、左の通りこれを指定する。  
一 第一五号 略

六 運輸省所轄に係る臨時物資供給調整法の施行に關する事務及び道路運送法の施行に關する事務  
第七十條 第四項 前條第六号の事務に従事させるため、都道府県を通じて地方事務官、地方技官、産員及び傭人を置き、その定員は千六百二十六人とする。

○ 刑法 (抄)

改正 大正一〇法七七、昭和一六法六一、昭和二二法一一四

(明治四〇・四・二四) (法第四五号)

第十一章 往來ヲ妨害スル罪

第一二四條 陸路、水路又ハ橋梁ヲ損壞又ハ壅塞シテ往來ノ妨害ヲ生セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處断ス

第一二五條 鉄道又ハ其線路ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ汽車又ハ電車ノ往來ノ危険ヲ生セシメタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

陸路又ハ浮標ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ船舶ノ往來ノ危険ヲ生セシメタル者亦同シ

第一二六條 人ノ現在スル汽車又ハ電車ヲ顛覆又ハ破壞シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

人ノ現在スル船舶ヲ覆没又ハ破壞シタル者亦同シ

前二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第一二七條 第一百二十五條ノ罪ヲ犯シ因テ汽車又ハ電車ノ顛覆若ハ破壞又ハ船舶ノ覆没若ハ破壞ヲ致シタル者本前條ノ例ニ同シ

第一二八條 第二百二十四條第一項、第二百二十五條及ヒ第二百二十六條第一項、第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第一二九條 過失ニ因リ汽車、電車又ハ船舶ノ往來ノ危険ヲ生セシメ又ハ汽車、電車ノ顛覆若

一五八

ハ破産又ハ破産ノ後破産者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
其業務ニ従事スル者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ罰金又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一五九

○物価統制令（抄）

（昭和二十一年三月三日  
勅令 第百十八号）

改正 昭二一八一勅令三八二、昭二二四一勅令一三三、昭二三七一法律一一〇、昭二三  
一、昭二四一政令三一七、昭二四二一政令三六、昭二四五一法一六四、昭二五五一法一  
六一、昭二五七一政二一五

第二條 本令ニ於テ酒類等トハ酒類、運送賃、保管料、保険料、賃賃料、加工賃、修繕料其、  
他給付ノ対価タル財産的給付ヲ謂フ

第三條 酒類等ニ付第四條及第七條ニ規定スル統制額アルトキハ酒類等ハ其ノ統制額ヲ超エテ  
之ヲ契約シ、又私ヒスハ受領スルコトヲ得ズ但シ第七條第一項ニ規定スル統制額ニ係ル場合  
ヲ除ク、外経済安定本部令ノ定ムル所ニ依リ酒類等ノ受領者ニ於テ物価庁長官ノ  
許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

酒類等ニ對スル給付ノ為ナル地区ニ於ケル統制額ト他ノ地区ニ於ケル当該酒類等ノ統制額  
トガ異ル場合ニ於テハ当該給付ニ付テハ経済安定本部總裁別段ノ定ヲ差シタル場合ヲ除ク、  
外当該給付ノ為ナル地区ニ於ケル統制額ヲ以テ前項ノ場合ニ於ケル統制額トス

第四條 物価庁長官ハ第七條ニ規定スル場合ヲ除ク、外経済安定本部令ノ定ムル所ニ依リ酒類  
等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

第五條 酒類等ニ付此ノ法令ニ定ムル額又ハ他ノ法令ニ基ク行政機関及都道府県知事ノ決定  
命令、許可、認可其、他ノ處分アリタル額アルトキハ之ヲ当該酒類等ノ統制額トス  
前項ニ規定スル額が指定ノ看ノ為ス給付ニ對スル酒類等ニ限り適用アルモノナル場合ニ於テ

1500

1101

八同項ニ規定スル額ハ物価庁長官ニ於テ別改ノ定ラズ場合ヲ除クノ外當該特定ノ届以外ノ  
届ノ爲メ同種ノ給付ニ対スル価額等ニ付テモ本其ノ統制額トス  
第一項ノ他ノ法令ハ經濟安定本部令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 昭和三十一・八一勅令三三二

物価統制令第七條ニ規定する他の法令に基き価額等についてなす決定、命令、許可、認可  
その他の処分は、その法令の規定にかかはらず、物価統制令の施行されておる間は、物価庁  
長官がこれをなすものとする。但し、經濟安定本部令で特別の定をなした場合にはその定に  
従ふものとする。

經濟安定本部總裁は、その定めるところにより、前項の規定による物価庁長官の取捨の一  
部を、都道府県知事その他地方事務官衙の長に行はせることができる。

外

○ 物価統制令施行規則（抄）（昭和三十一年三月三日）  
大藏省令第二十五号

- 改正 昭二一八一勅令七三、昭二一一一勅令八九、昭二一一一勅令八五、昭二  
 二一一一總理府令二六、昭二三四一總理府令二二、昭二三七一總理府令四一、昭二  
 二三一一總理府令五八、昭二四二一總理府令八、昭二四五―總理府令二八、昭二  
 五五經本令八、昭二五六―經本令一五、昭二五八一經本令一七、一九、昭二五二  
 〇一經本令三一、昭二五二一―經本令二二、昭二五二二―經本令二二、昭二六二  
 經本令一

第八條 統制令第七條第三項ノ規定ニ依リ法令ヲ定ムルコトモ如シ

道路運送法

他法令は省略

1151



○ 土地收用法 (抄)

(明治三十三年三月七日  
法律第二十九号)

改正 六三―法一五、昭二四―法三九、昭六四―法五三、昭二一―勅七一、昭二二―  
二―法二三九

第二條 土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ左ノ各号ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス

一 鐵道、軌道、索道、專用自動車道、道路、橋梁、河川、堤防、砂防、運河、用水水路、

溜池、船渠、港灣、埠頭、水道、下水、国立公園、市場、官氣核區、瓦斯核區又ハ火葬場

ニ關スル事業

一―三 五省略

第二條ノ二 現ニ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ノ用ニ供マル土地ハ特別ノ必要アル  
場合ニ非アレハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ス

○ 事業者、団体法 (抄)

(昭和二十三年七月二十九日  
法律第九十一号)

改正 昭二二―法一三、昭一九三、昭二二―法二〇、昭二二―法二二、昭二四―五―  
法一一一、昭二四―法一八一、昭二四―法一八七、昭二四―法一九六、法  
二四一、昭二五―政三四三

(適用除外行巻)

第七條 第五條の規定は、事業者団体が法令の規定を左に掲げるモノ又はその法令の規定に基  
く命令によつて行フ正當な行巻には、これを適用しない。

二 道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号)第三十三條及公第三十四條第一項(此の  
運送事業者又は通運事業者との設備の共用、連絡運輸、共同經營及公運輸に關する協定に  
關する部分に限る。  
一―二の二―九省略

○ 日本国有鉄道法

改正 昭二四・三一法一五、昭二四・五一法一八、昭二四・六一法一九二、昭二四・二一法

二六二、昭二五・五一法一五九、一六〇、昭二五・七一法二二六

第五章 監督

(監督者)

第五十二條 日本国有鉄道は、運輸大臣が監督する。

(監督事項)

第五十三條 左に掲げる事項は、運輸大臣の許可又は認可を受けなければならない。

一 鉄道新線の建設及び他の運輸事業の譲受

二 日本国有鉄道に關連する連絡船航路又は自動車運送事業の開始

三 營業線の休止及び廢止

(監督上の命令及び報告)

第五十四條 運輸大臣は、公共の福祉を増進するため特に必要があるときは、日本国有鉄道に対し監督上必要な命令をすることができ、

運輸大臣は、監督上必要があると認めるときは、日本国有鉄道に対し報告をさせることができる。

(他の法令の適用)

第六十三條 道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号)、電気事業法(昭和六年法律第六

K

十一号)、二七收用法(明治三十三年法律第二十九号)その他の法令(国の利害に關係のある訴訟)についての法律總裁の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)及び財政法、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)等國の会計を規律することを目的とする法令を除く。)の適用については、この法律又は別に定める法律をもって別段の定をした場合を除く。外、日本国有鉄道と國と、日本国有鉄道總裁と運輸大臣とみなす。

155

155

○ 郵便物運送委託法（抄）

（昭和二十四年十二月二十六日）  
法律第二百八十四号）

（運送料金の基準）

第五條 第八條第一項に掲げる者が前二條の規定により郵便物を運送する場合における運送料金は、郵便物の運送原価に公正妥当な利潤を加えた金額を基準としなければならない。但し、その者が、資本金の全額を政府が出資する運送事業店又は地方公共団体であるときは、郵便物の運送料金は、その運送原価を基準としなければならない。

二 前項の運送料金の基準は、運輸大臣があらかじめ郵政大臣に協議して、運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）第五條の規定する運輸審議会にはかり、その決定を尊重して定める。

運輸大臣は、運送料金の基準の変更について運輸省設置法第七條の規定に基いて運輸審議会から勧告を受けたときは、その勧告を尊重し、郵政大臣に協議してこれを変更することができる。（運送に関する法令による用途外使用の制限に関する特例）

第六條 郵便物の運送等のための必要とする種類の運送施設により一定の区間に運送事業を営む者がない場合においては、その区間に自己の用に供するため当該運送施設を運送する者は、郵政大臣と第三條又は第四條の契約を締結して郵便物の運送等の業務を行ふことができる。郵政大臣は、前項の契約をしようとするときは、あらかじめ運輸大臣に協議しなければならない。（運送に関する要求）

第八條 左に掲げる者（以下「運輸業者」という。）は、この節に定めるところにより、郵政大臣の要求があるときは、郵便物の運送をし、又は郵便物の運送に關し必要な行為をしなければならない。

- 一 路線を定め、一故自動車運送事業を営む者
- 二 前各号に掲げるものを除いて、一般交通の用に供するため軌路又は路線を定め定期に舟車を運行して運送業を営む者
- 三 一、四、大略略
- 四 第二項以下省略

（自動車の郵便物積載場所等の供給）

第十二條 路線を定める一般自動車運送事業を営む運送業者（以下「自動車運送業者」という。）は、郵政大臣の要求があるときは、定期に運行する旅客自動車又は貨物自動車の一定部分を郵便物を積載する場所に充て、郵便物を運送しなければならない。

二 前項の場合において、郵政大臣は、郵便物を積載する場所の床面積がその自動車ごとに、旅客自動車に於ては定員の五分の一に相当する床面積、貨物自動車に於ては貨物を積載する床面積の三分の一をこえるような要求をすることができない。

三 自動車運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、第一項の郵便物を積載する場所に郵便物の取扱のため必要な設備をし、且つ、その取扱に支障のないようにこれを維持しなければならない。

一三八

一三九

○ 外国人の事業活動に関する政令

(昭和二十五年一月十四日)  
政令 第三三号

(事業活動)

- 第三條 国又は地方公共団体の機関は、外国人に対して左に掲げる事業活動の開始につき他の法令の規定により免許し、許可し、又は免許若しくは許可をしない旨の処分をする場合には、外資委員会の意見を徴さなければならぬ。
- 三 運送業(地方鐵道事業、軌道事業、道路運送事業、船舶運航事業その他物品及び旅客を運送する業並びに当該事業について代理、媒介又は取次をする業をいう。)
- 二 四、五 省略
- 二 外国人は、日本において左の各号に掲げる事業活動を開始しようとするときは、外資委員会の許可を受けなければならない。
- 一 前項各号に掲げる事業活動であつてその開始につき他の法令の規定により国又は地方公共団体の機関の免許又は許可を要しないもの
- ニ 省略
- 三 前項の規定による許可は、当該事業活動の遂行のため必要な物資、施設又は用役の取得その他の取引又は行為について他の法令の規定により必要とされる認可、許可その他の処分を排除するものではない。

別表 道路運送法案道路運送法條文対照

道 路 運 送 法 案	道 路 運 送 法	参 照 法 令
第一章 總則		
第一條 (目的)	第一條	施規(第一章第二章)
第二條 (定義)	第二條	律(三三)道(一)由五五、 施規(第三章) 五六九)
第二章 自動車運送事業		
第三條 (種類)	第十條	通(十五)
第四條 (免許)	第十一條	運規(六)
第五條 (免許申請)	第十二條	施規(八一)
第六條 (免許基準)	第十三條	免甚
第七條 (運輸開始)	第十四條	施規(十五、二)
第八條 (運賃及び料金の認可)	第十五條	施規(十三、二)
第九條 (運賃又は料金の削減禁止)	第十六條	
第十條 (運賃及び料金の收受)	第十七條	
第十一條 (運賃及び料金の收受の猶予)	第十八條	
第十二條 (運送約款)	第十九條	施規(十四、三)
第十三條 (運賃及び料金の等の揭示)	第二十條	運規(七、十一)

第十四條 (貨物の種類及び性質の確認)  
 第十五條 (運送引受義務)  
 第十六條 (運送の順序)  
 第十七條 (引渡不能の貨物の寄託)  
 第十八條 (事業計画の変更)  
 第十九條 (事業計画に定める業務の確信)  
 第二十條 (運輸に関する協定)  
 第二十一條 (私的供出禁止及びの適用除外)  
 第二十二條 (郵便物等の運送)  
 第二十三條 (路線により運送する貨物の集貨及び配達)  
 第二十四條 (事業区域内の運送)  
 第二十五條 (事故の報告)  
 第二十六條 (従事員)  
 第二十七條 (運搬者)  
 第二十八條 (小児の乗換運送)  
 第二十九條 (旅客の禁止行為)  
 第三十條 (省令への委任)  
 第三十一條 (会計)  
 第三十二條 (公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

第十九條 運(十九)  
 第二十條 運(二十)  
 第二十一條 運(二十一)  
 第二十二條 運(二十二)  
 第二十三條 運(二十三)  
 第二十四條 運(二十四)  
 第二十五條 運(二十五)  
 第二十六條 運(二十六)  
 第二十七條 運(二十七)  
 第二十八條 運(二十八)  
 第二十九條 運(二十九)  
 第三十條 運(三十)  
 第三十一條 運(三十一)  
 第三十二條 運(三十二)

第三十三條 (事業改善の命令)  
 第三十四條 (運送に関する命令)  
 第三十五條 (損失の補償)  
 第三十六條 (名義の利用、事業の譲渡等)  
 第三十七條 (事業用自動車の貸渡)  
 第三十八條 (事業の管理の受委託)  
 第三十九條 (事業の譲渡及び譲受等)  
 第四十條 (均等)  
 第四十一條 (事業の休止及び廃止)  
 第四十二條 (法人の解散)  
 第四十三條 (事業の停止及び免許の取消)  
 第四十四條 (免許の失効)  
 第四十五條 (特定自動車運送事業の特別)  
 第四十六條 (通運事業の特別)  
 第三章 自動車運送事業  
 第四十七條 (免許)  
 第四十八條 (免許申請)  
 第四十九條 (免許基準)  
 第五十條 (工事施行)

第三十三條 運(三十三)  
 第三十四條 運(三十四)  
 第三十五條 運(三十五)  
 第三十六條 運(三十六)  
 第三十七條 運(三十七)  
 第三十八條 運(三十八)  
 第三十九條 運(三十九)  
 第四十條 運(四十)  
 第四十一條 運(四十一)  
 第四十二條 運(四十二)  
 第四十三條 運(四十三)  
 第四十四條 運(四十四)  
 第四十五條 運(四十五)  
 第四十六條 運(四十六)  
 第四十七條 運(四十七)  
 第四十八條 運(四十八)  
 第四十九條 運(四十九)  
 第五十條 運(五十)

- 第五十一條 (一般自動車道の技術上の基準)
- 第五十二條 (工事の着手)
- 第五十三條 (路線等の公示)
- 第五十四條 (工事方法の変更)
- 第五十五條 (工事方法変更の命令)
- 第五十六條 (工事の完成)
- 第五十七條 (工事の完成検査及び供用開始)
- 第五十八條 (橋梁設備の検査及び供用開始)
- 第五十九條 (一部検査及び供用開始)
- 第六十條 (事業の再開検査及び供用開始)
- 第六十一條 (使用料金)
- 第六十二條 (供用約款)
- 第六十三條 (保安上の供用制限)
- 第六十四條 (使用料金等の揭示)
- 第六十五條 (供用義務)
- 第六十六條 (事業計画の変更)
- 第六十七條 (構造又は設備の変更)
- 第六十八條 (一般自動車道の管理)
- 第六十九條 (土地の立入及び使用)

- 第四十五條 構規
- 第四十條 構規(三十四)
- 第四十條 構規(六三)
- 第三十八條 施規(五十四、六三)
- 第四十三條 施規(六三)
- 第四十四條 構規
- 第四十五條 構規
- 第四十一條 構規

- 第七十條 (事業改善の命令)
- 第七十一條 (免許の失効)
- 第七十二條 (準用規定)
- 第七十三條 (一般自動車道に接続する道路等の建設)
- 第七十四條 (道路等に接続する一般自動車道の建設)
- 第七十五條 (専用自動車道)
- 第四章 国営自動車運送事業及び国営自動車道事業
- 第七十六條 (自動車運送事業の経営)
- 第七十七條 (新備)
- 第七十八條 (自動車道事業の経営)
- 第七十九條 (適用除外)
- 第五章 自動車運送取扱事業
- 第八十條 (登録)
- 第八十一條 (登録の申請)
- 第八十二條 (登録の実施)
- 第八十三條 (登録の拒否)
- 第八十四條 (営業開始の届出)
- 第八十五條 (運賃及び料金)
- 第八十六條 (取扱約款)

- 第四十六條 施規(六十五、七十一)
- 第四十七條 施規(六十五、七十一)
- 第四十八條 施規(六十五、七十一)
- 第四十九條 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第一項 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第二項 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第三項 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第四項 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第五項 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第六項 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第七項 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第八項 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第九項 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第十項 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第十一项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第十二项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第十三项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第十四项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第十五项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第十六项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第十七项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第十八项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第十九项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第二十项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第二十一项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第二十二项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第二十三项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第二十四项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第二十五项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第二十六项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第二十七项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第二十八项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第二十九项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第三十项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第三十一项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第三十二项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第三十三项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第三十四项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第三十五项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第三十六项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第三十七项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第三十八项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第三十九项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第四十项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第四十一项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第四十二项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第四十三项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第四十四项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第四十五项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第四十六项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第四十七项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第四十八项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第四十九项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第五十项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第五十一项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第五十二项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第五十三项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第五十四项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第五十五项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第五十六项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第五十七项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第五十八项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第五十九项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第六十项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第六十一项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第六十二项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第六十三项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第六十四项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第六十五项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第六十六项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第六十七项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第六十八项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第六十九项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第七十项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第七十一项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第七十二项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第七十三项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第七十四项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第七十五项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第七十六项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第七十七项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第七十八项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第七十九项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第八十项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第八十一项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第八十二项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第八十三项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第八十四项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第八十五项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第八十六项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第八十七项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第八十八项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第八十九项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第九十项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第九十一项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第九十二项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第九十三项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第九十四项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第九十五项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第九十六项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第九十七项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第九十八项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第九十九项 施規(六十五、七十一)
- 第五十條 第一百条 施規(六十五、七十一)

第八十七條 (運賃、料金及取扱約款の揭示)  
 第八十八條 (登録事項の変更等)  
 第八十九條 (禁止行為)  
 第九十條 (事業施設確保の命令)  
 第九十一條 (事業の休止、廢止等の届出)  
 第九十二條 (事業の停止及登録の取消)  
 第九十三條 (登録のまつがし)  
 第九十四條 (附帯業務)  
 第九十五條 (準用規定)  
 第六十條 (輕便兩運送事業)  
 第九十六條 (事業に関する届出)  
 第九十七條 (事業停止の命令)  
 第九十八條 (準用規定)  
 第七章 自家用自動車の使用  
 第九十九條 (使用等の届出)  
 第一百條 (共同使用の許可)  
 第一百一條 (有償運送の禁止及公債金の制度)  
 第一百二條 (使用の制限及公債金の制度)  
 第八章 道路運送審議会

通(三十二)  
 通(十二)  
 通(十四)  
 通(三十七)  
 施規(第四章)  
 施規(三十九―五十)  
 第三十三條  
 第三十五條  
 第三十四條、第三十六條  
 施規(第六章)  
 施規(七十二)  
 施規(七十四)  
 運政(第三章第一節)  
 第五十三條  
 第五十二條

第一百三條 (設置)  
 第一百四條 (諮問事項)  
 第一百五條 (建議)  
 第一百六條 (組織)  
 第一百七條 (委員の任命)  
 第一百八條 (委員の欠格事由)  
 第一百九條 (委員の任期)  
 第一百十條 (事業からの隔離)  
 第一百一條 (委員の罷免)  
 第一百十二條 (会長)  
 第一百十三條 (議決方法)  
 第一百十四條 (議事の記録)  
 第一百十五條 (公聴会)  
 第一百十六條 (記録の閲覧)  
 第一百十七條 (調査等)  
 第一百十八條 (庶務)  
 第一百十九條 (省令への委任)  
 第二章 雜則  
 第二十條 (免許等の条件)

第八條第一項、第二項 運政(五十五)  
 第八條第十三項  
 第八條第十四項  
 第八條第三項  
 第八條第五項、第六項  
 第八條第八項  
 第八條第九項  
 第八條第十項  
 第八條第十一項  
 第八條第十四項  
 施令(九)  
 施令(十二、十三)  
 施令(十三)  
 施令(十四) 運政(五十五)  
 施令(十五)  
 施令(十七)  
 施令(十六)  
 第五條  
 第八條第十八項

第百二十一條 (許願)	第百二十一條	第百二十一條	第百二十一條
第百二十二條 (取捨の委任等)	第百二十二條	第百二十二條	第百二十二條
第百二十三條 (地方公共団体の区域内における 一般乗合旅客自動車運送事業)	第百二十三條	第百二十三條	第百二十三條
第百二十四條 (道路管理看の意見の徴取)	第百二十四條	第百二十四條	第百二十四條
第百二十五條 (道路運送に関する団体)	第百二十五條	第百二十五條	第百二十五條
第百二十六條 (報告及び検査)	第百二十六條	第百二十六條	第百二十六條
第百二十七條 (自動車に関する表示)	第百二十七條	第百二十七條	第百二十七條
第十章 罰則	第百二十八條	第百二十八條	第百二十八條
第百二十八條	第百二十八條	第百二十八條	第百二十八條
第百二十九條	第百二十九條	第百二十九條	第百二十九條
第百三十條	第百三十條	第百三十條	第百三十條
第百三十一條	第百三十一條	第百三十一條	第百三十一條
第百三十二條	第百三十二條	第百三十二條	第百三十二條
第百三十三條	第百三十三條	第百三十三條	第百三十三條
第百三十四條	第百三十四條	第百三十四條	第百三十四條
第百三十五條	第百三十五條	第百三十五條	第百三十五條
第百三十六條	第百三十六條	第百三十六條	第百三十六條
第百三十七條	第百三十七條	第百三十七條	第百三十七條

第百三十八條  
附則

第六十七條

物統(七)附(三)物統(八)

(註) 一、道路運送法案において道路運送法から全く削除された規定は、第三條、第七條、第五十四條から第五十六條まで及び第六十條である。

二、参照法令欄中の法令とは、道路運送法施行令、地規とは道路運送法施行規則、運輸調査規則、会規とは自動車運送事業会計規程、商規とは自動車直轄運輸管理規程、免基とは自動車運送事業の免許基準、商とは商法、刑とは刑法、道とは道路法、通とは通過事業法、車とは道路運送車両法、国飲とは日本国有鉄道法、運政とは運輸省設置法、独とは私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、事とは事業届出法、郵運とは郵便物運送委託法、物統とは物価統制令、物施とは物価統制令施行規則のそれぞれを略語である。



第五 道路運送法案及び道路運送法施行法案  
参考資料

110

402

179

第五 道路運送法案及び道路運送法施行法案参考資料

- 一 自動車運送事業者数調(業種別)
- 二 自動車数調
- 三 自動車運送事業の総免許路線里程、運行路線里程、休止路線里程及び休止率調
- 四 旅客自動車運送事業輸送実績調
- 五 貨物自動車輸送実績調(業種別)
- 六 貨物自動車輸送実績調(品目別)
- 七 自動車運賃変動調
- 八 国営自動車運送事業調
- 九 国鉄貨物運賃と貨物自動車運賃との比較
- 十 自動車運送取扱事業者の事業者数及び取扱数量調
- 十一 自動車道現況調
- 十二 道路運送審議会略史
- 十三 運輸審議会事業処理経過調
- 十四 道路運送審議会事業処理経過調
- 十五 昭和二十五年重大事故原因別比率(民営事業用自動車)
- 十六 昭和二十五年月別重大事故件数一覽表(民営事業用自動車)
- 十七 昭和二十五年月別死傷者一覽表(民営事業用自動車)

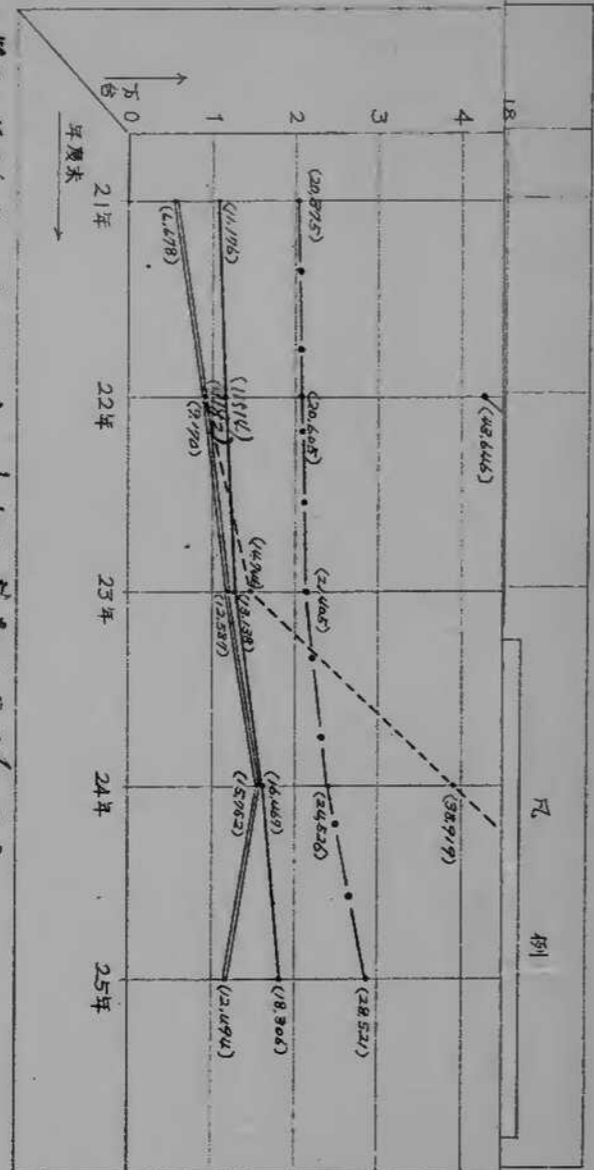
一、自動車運送事業者数調(業種別)

業種別	年 度 別			
	23	24	25	
旅 客	一般乗合旅客	254	275	303
	一般貸切旅客 (定員8人以上)	119	152	287
	一般貸切旅客 (定員7人以下)	846	985	1,365
	特定旅客	158	158	163
	計	1,377	1,570	2,118
貨 物	一般積合貨物	145	218	261
	一般貸切貨物 (普通)	1,003	1,059	1,196
	一般貸切貨物 (小配)	74	89	119
	特定貨物	154	193	280
	計	1,376	1,559	1,856

(註) 1. 年度別は会計年度末をもって示す。

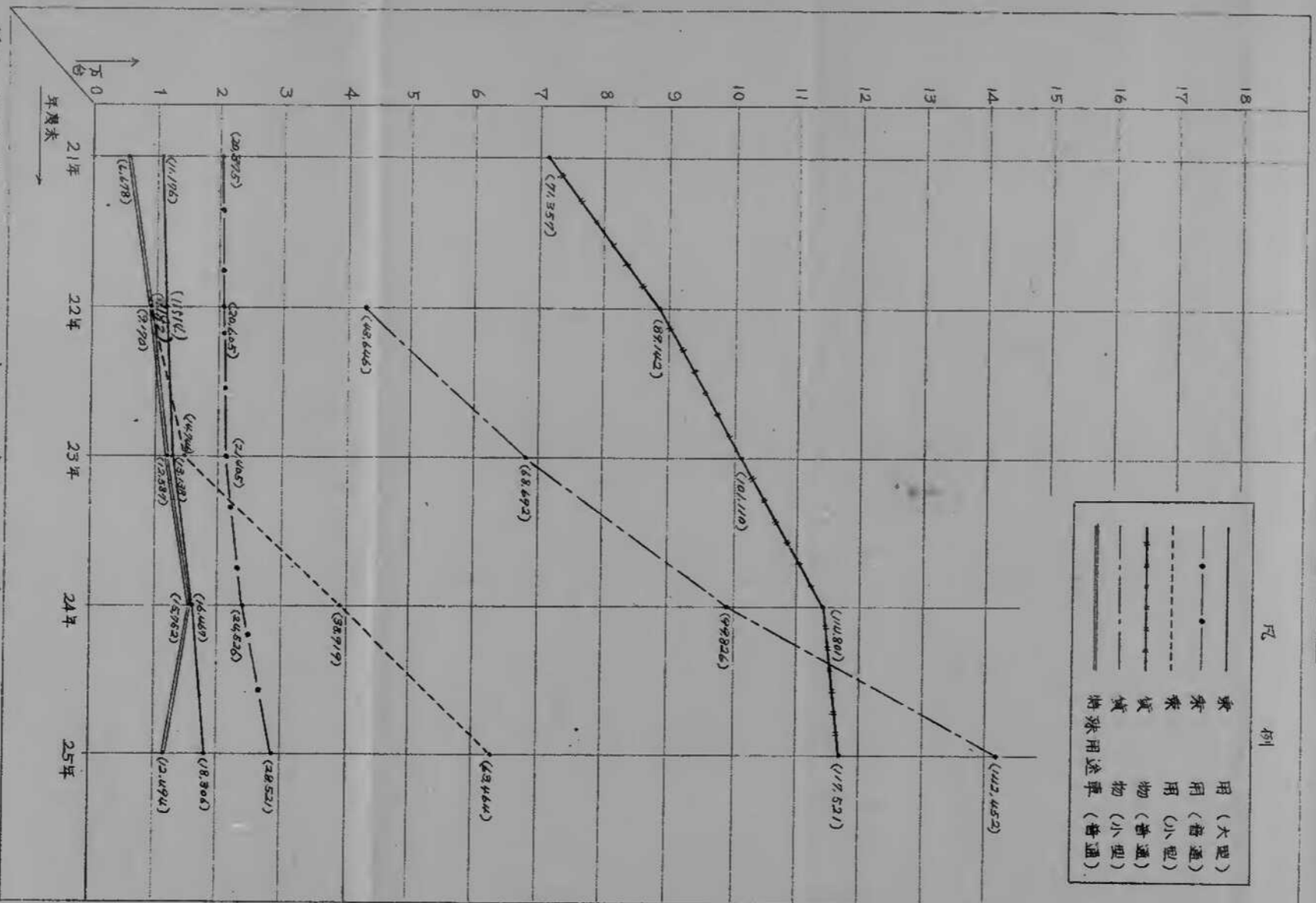
2. 25年度は12月末現在である。

### 三. 自動車数調



第一種(小型)貨物自動車(小型)のみを調査するに注意す。  
1-K-1-K

三. 自動車数調



資料 乗客(大型)貨物(小型)の増加傾向を示す。昭和5年。14K-14X

乗客用自動車数調

三. 総免許路線料程, 運行路線料程, 休止路線料程, 休止率

種別	年度別		20	21	22	23	24	25
	20	21						
一般集合旅客	総免許路線料程	79,000	79,200	79,400	79,830	80,101	83,141	
	運行路線料程	31,600	39,413	44,708	49,148	56,737	70,074	
	休止路線料程	47,400	39,787	34,692	30,682	23,364	13,067	
	休止率	60%	51%	42%	41%	29%	16%	
一般積合貨物	総免許路線料程	11,446	12,125	15,221	28,330	55,296	68,774	
	運行路線料程	2,246	6,745	11,385	25,100	52,196	66,988	
	休止路線料程	9,200	5,380	3,836	3,230	3,100	1,786	
	休止率	76%	44%	25%	11%	6%	3%	

- 註
1. 年度別は合計年度末を以て示す。
  2. 25年度は12月末日現在。
  3. 旅客総免許路線料程は前年の総免許路線料程に当年度の免許料程を加算し、休止許可料程を差引いたものである。

四、旅客自動車運送事業 輸送実績調

1 < 2

種別	年度別				
	21	22	23	24	25
一 一般乗客 (乗客自動車以外)	輸送人員 16,972,400 (100)	輸送人員 18,317,400 (108)	輸送人員 24,154,000 (142)	輸送人員 32,978,000 (197)	輸送人員 45,621,000 (269)
一 一般乗客 (乗客自動車)	輸送人員 39,538,000 (100)	輸送人員 41,287,000 (105)	輸送人員 49,573,000 (124)	輸送人員 62,220,000 (151)	輸送人員 69,800,000 (162)
一 一般乗客 (乗客自動車)	輸送人員 12,633,000 (100)	輸送人員 19,445,000 (154)	輸送人員 25,525,000 (202)	輸送人員 29,523,000 (234)	輸送人員 36,620,000 (298)
一 一般乗客 (乗客自動車)	輸送人員 -	輸送人員 -	輸送人員 -	輸送人員 -	輸送人員 -
一 一般乗客 (乗客自動車)	輸送人員 27,810,000 (100)	輸送人員 30,138,000 (108)	輸送人員 36,133,000 (133)	輸送人員 44,135,000 (157)	輸送人員 51,423,000 (223)
一 一般乗客 (乗客自動車)	輸送人員 104,150,000 (100)	輸送人員 108,420,000 (104)	輸送人員 129,601,000 (124)	輸送人員 160,219,000 (154)	輸送人員 215,204,000 (202)
一 一般乗客 (乗客自動車)	輸送人員 10,306,000 (100)	輸送人員 10,974,000 (106)	輸送人員 11,993,000 (116)	輸送人員 15,370,000 (140)	輸送人員 19,478,000 (187)
一 一般乗客 (乗客自動車)	輸送人員 5,925,000 (100)	輸送人員 6,782,000 (115)	輸送人員 8,088,000 (135)	輸送人員 10,484,000 (183)	輸送人員 12,488,000 (205)
一 一般乗客 (乗客自動車)	輸送人員 736,138,000 (100)	輸送人員 765,313,000 (104)	輸送人員 824,529,000 (111)	輸送人員 1,097,569,000 (132)	輸送人員 1,454,387,000 (198)
一 一般乗客 (乗客自動車)	輸送人員 286,234,000 (100)	輸送人員 338,094,000 (118)	輸送人員 404,388,000 (141)	輸送人員 524,213,000 (183)	輸送人員 648,935,000 (297)

註 1. 25年度は1、2、3月分を前年実績を基礎として推定した。  
 2. 年度別は会計年度末をもって示す。  
 3. 一般乗客 (乗客自動車) の24年度以前の実績は不明であるが観光事業未発達のためその数量は少ないものとして推定される。  
 4. ( )内数字は21年度を100とした指数を示す。

三、貨物自動車輸送実績調 (業種別)

(単位=1,000t)

年度別	営業用		自家用		団体自動車		合計	
	輸送量	指数	輸送量	指数	輸送量	指数	輸送量	指数
21	100,812	100	44,188	100	2,293	100	147,293	100
22	84,497	84	90,510	205	2,210	96	177,217	120
23	74,674	74	100,326	227	2,485	108	177,485	134
24	102,243	101	126,460	286	2,115	92	230,818	157
25	126,271	125	158,987	359	1,722	75	286,980	195

註 1. 25年度は一部(自1月~3月)の推定を含む。  
 2. 年度別は会計年度末をもって示す

六、貨物自動車輸送実績調 (品目別) (昭25,1~12)

(単位=1,000t)

業種別	品目	輸送量	1,000t
貨	米	9,420,927	34
	麦類及びその他雑穀	7,229,204	26
	甘しよ、馬鈴しよ	3,023,945	11
	その他 茶類	4,086,017	15
	鮮魚介類	5,579,051	20
	その他の食糧品	10,543,231	38
	石炭	15,042,750	55
	コークス	2,181,777	8
	亜炭	1,931,955	7
	木炭	5,755,123	21
	薪	6,453,044	25
	石油類及び油脂類	4,538,374	16
	木材	36,234,795	133
切	石材及び砂利	30,322,588	111
	セメント	5,464,557	19
	磁石類	5,861,676	21
	鉄類及び機械車輛類	16,944,496	62
	肥料	6,140,020	22
	新聞・雑誌	1,994,216	7
	屎尿	2,588,185	9
	その他	53,296,096	195
	計	235,122,027	855
	積	4,324,320	16
小	35,486,175	129	
合計	274,932,522	1,000	

註. 本表は会計年度によらず暦年による。

七. 自動車運賃変動調

年度	物価指数	一般乗合旅客		一般貸切旅客 (定員七人以下)		一般貸切貨物自動車			
		賃率	指数	賃率	指数	必料金		一日当	
						賃率	指数	賃率	指数
昭和16	100	3.5	100	60	100	33	100	38	100
17	105	5.5	157	60	100	33	100	38	100
18	111	5.8	166	70	116	33	100	38	100
19	127	8.0	228	1.00	166	76	230	85	274
20	194	8.0	228	3.00	500	76	230	85	274
21	906	21.5	614	5.50	917	288	873	300	789
22	2677	95.7	2734	15.00	2500	863	2615	900	2368
23	7105	252.0	7200	50.00	8333	21.75	6590	2250	5421
24	11,600	252.0	7200	50.00	8333	21.75	6590	2250	5921
25	16,427	252.0	7200	50.00	8333	37.50	11,363	3,900	10,263

- 備考
1. 物価指数は日銀調査(物価)のものによった。
  2. 一般乗合旅客の賃率は1人/料当り平均を示す。
  3. 一般貸切旅客(定員七人以下)は最初の1車/料当り賃率を示す。
  4. 一般貸切貨物自動車必料金賃率は重量制8料当り運賃より算定した。
  5. 一般貸切貨物自動車/日当り賃率は専ら制普通車/日当りを示す。
  6. 22.6月改訂の貨物自動車運賃は基本運賃の外附料金として空車運送料、積卸料等が併置されておるので、26.1月改訂に当たっても態体的には値上げとならず、基本運賃についてのみ見るときは本表の数字となる。
  7. 年度は会計年度末を示す。

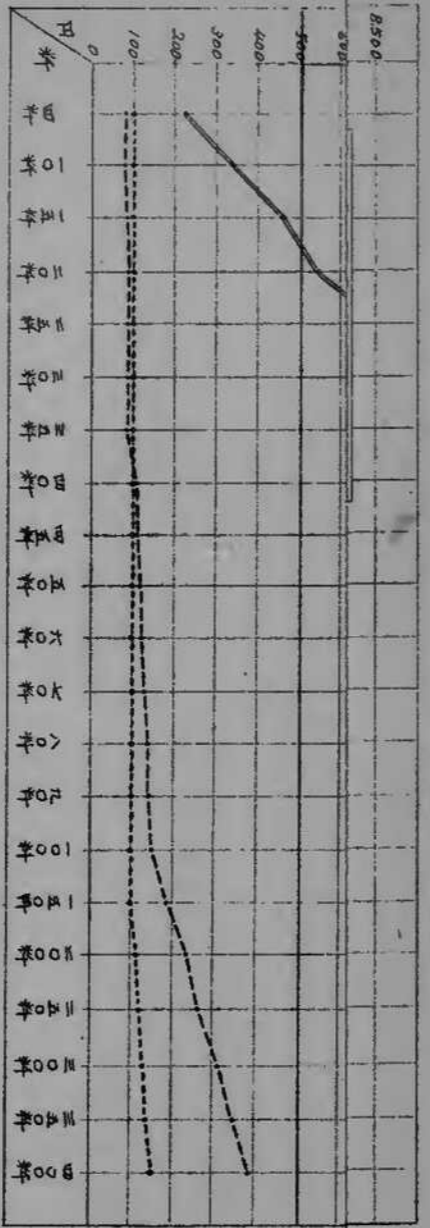
八. 国営自動車運送事業調

年度	区別	事業種別	乗客		貨物	
			乗客数	乗客料	貨物量	貨物料
			千名	千円	千トン	千円
21	21	乗客数	54	0	79	0
		乗客料	1,338	0	2,234	0
		乗客料	4,109	0	4,680	0
22	22	乗客数	58	0	86	0
		乗客料	1,610	0	3,909	0
		乗客料	4,695	0	5,143	0
23	23	乗客数	106	1	121	0
		乗客料	1,687	1	3,627	0
		乗客料	5,220	2	5,310	0
24	24	乗客数	80	12	129	0
		乗客料	1,672	19	2,504	0
		乗客料	5,238	93	5,338	0
25	25	乗客数	96	13	122	0
		乗客料	1,669	20	2,697	0
		乗客料	5,809	93	5,759	0

① 国営自動車以外の国営自動車運送事業は総て特定旅客自動車運送事業である。  
 ② 年度別は会計年度末をとり、25年度は3月1日現在を示す。

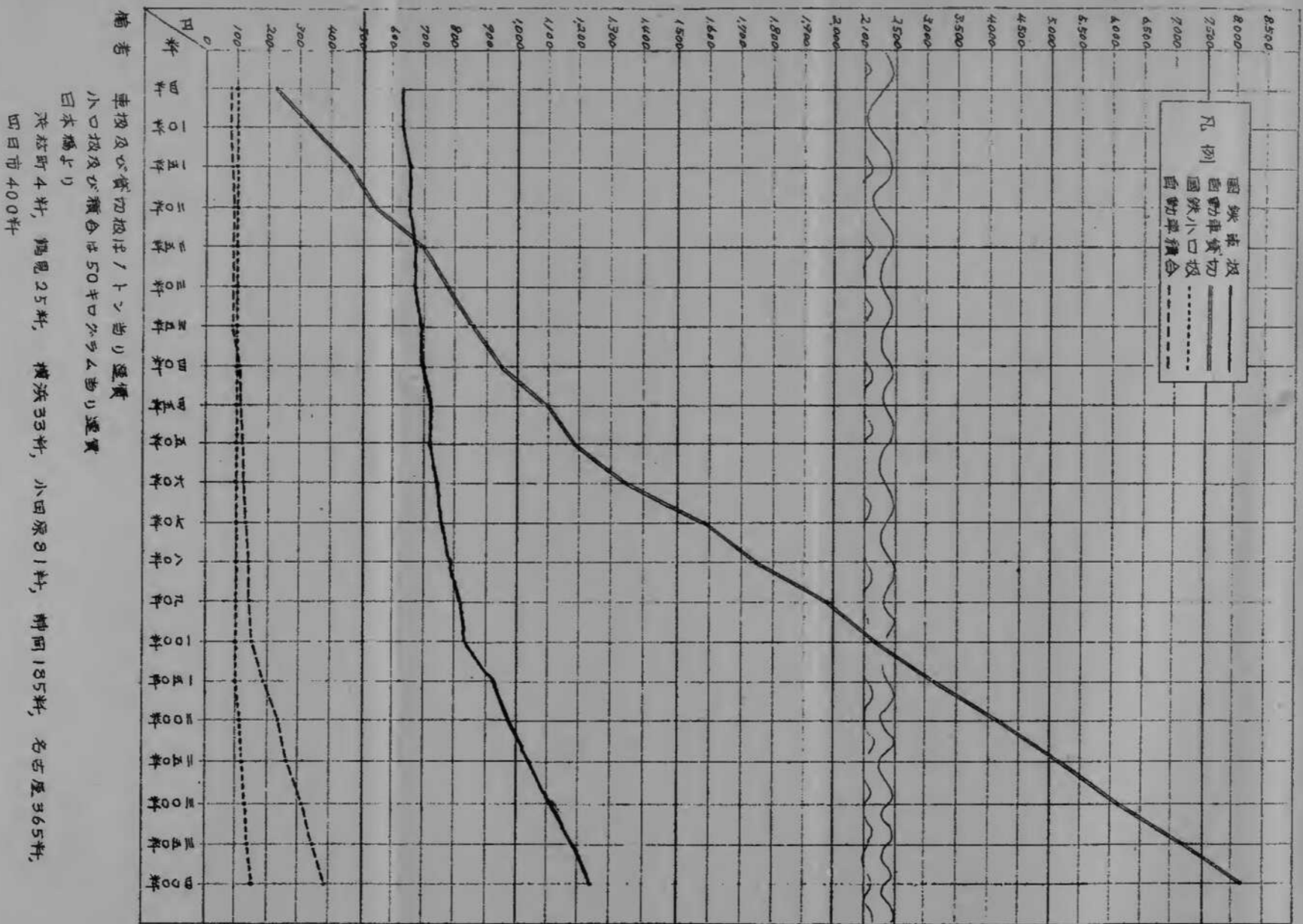


九 国鉄貨物運賃と貨物自動車運賃との比較



備考  
 車扱及び管切扱は1トン当り運賃  
 小口扱及び糶合は50キログラム当り運賃  
 日本橋より  
 茨城町4料, 鶴見25料, 横浜33料, 小田原81料, 静岡185料, 名古屋365料,  
 四日市400料

九 国鉄貨物運賃と貨物自動車運賃との比較



参考  
 車扱及び管扱扱はノトン当り運賃  
 小口扱及び積合は50キログラム当り運賃  
 日本橋より  
 茨城町4丹, 鶴見2.5丹, 横浜3.3丹, 小田原3.1丹, 静岡1.85丹, 名古屋3.65丹,  
 四日市4.00丹

一九四一—九五

裏面白紙

十. 自動車運送取扱事業者数及び取扱数量(推定)

区分 運送別	業者数	取扱数量 (題)(年間)
札幌	5	2,500
仙台	10	22,100
新潟	5	3,800
東京	500	565,200
名古屋	150	72,800
大阪	550	1,730,000
広島	30	56,300
高松	15	32,200
福岡	35	36,600
合計	1,300	2,521,500

- 備考. 1. 業者数は昭和25年9月の調査に基づいて推定したものである。  
 2. 取扱数量は25年4月から9月までの調査に基づき年間の数量を推定したものである。

十一. 自動車道現況調

区分	事業者数	免許料	休止料	未完成料	年間利用 自動車数
一般自動車道	11	172,490	22,340	48,871	80,380
専用自動車道	7	46,135	17,716	0	48,910
合計	18	218,625	40,056	48,871	129,290

註. 本表は昭和26年3月1日現在の数字である。

## 十二、審議会略史

### 一、昭和二十三年

昭和二十三年一月中央道路運送委員会、地方道路運送委員会が設置され、二月委員の任命を終った。本格的審議を開始したのは六月からであり、それまでは委員長の手選、選考方針の検討、法令の改正等を行い、事業の審議は数件に過ぎなかった。しかし六月以降逐次審議は軌道にのり、増加の一途を辿った。

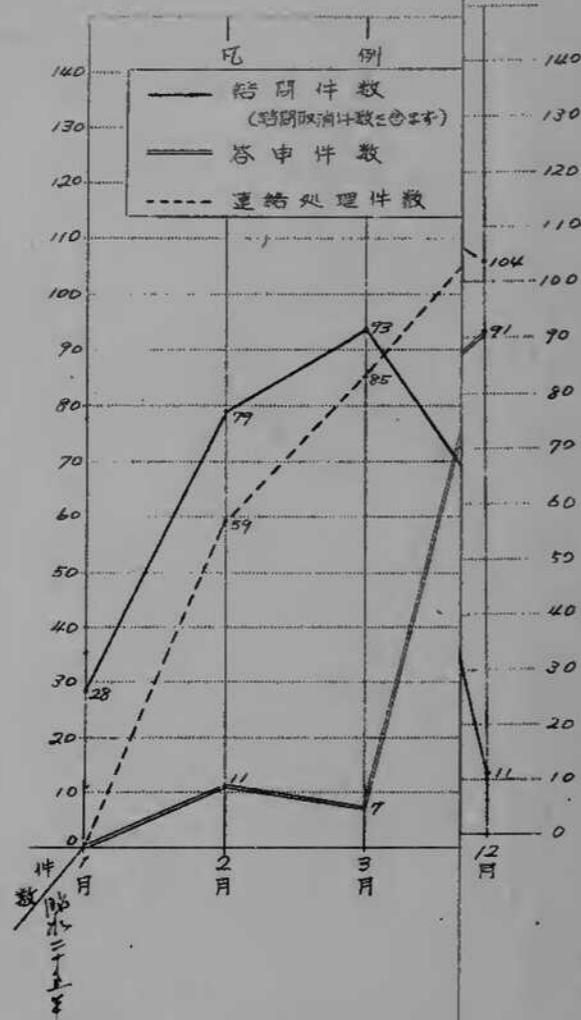
### 二、昭和二十四年

昭和二十四年に入ってから、審議会の運営は芳況を呈し、道路運送行政の民主化を促進した。六月運輸省設置法制定により、委員会は審議会と改称され、同時に中央道路運送審議会は十二月末をもって運輸審議会に事務を移すことになった。事業の増加は年末に至って最高を示し、大臣権限事業の諮問件数において、十一月一五〇件、十二月一四〇件、各申件数において十二月二二〇件を数えた。

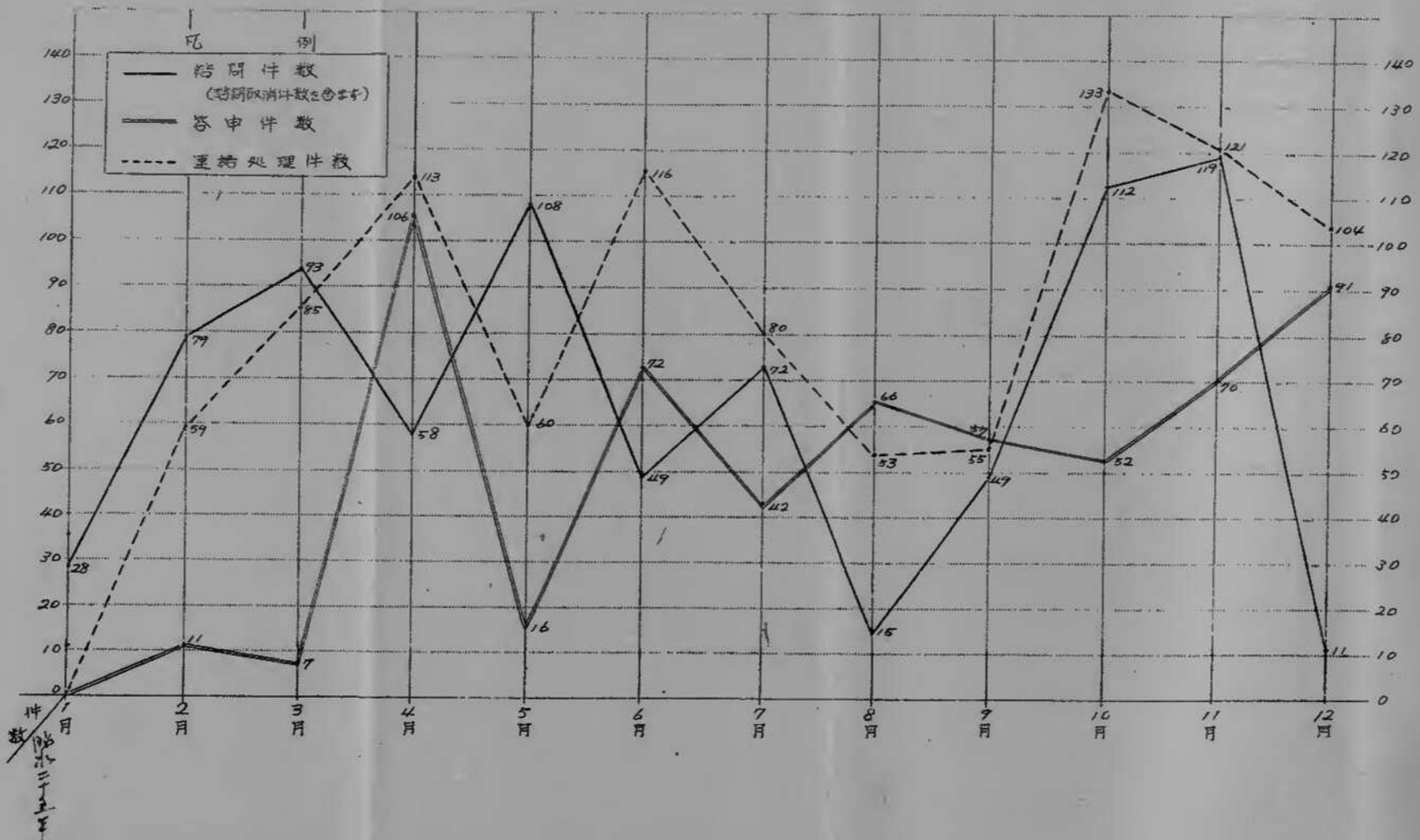
### 三、昭和二十五年

昭和二十五年一月より中央道路運送審議会は廃止され、従来これにより審議されていた大臣権限事業は、運輸審議会によって審議され、同時に合併譲渡事業、事業免許の取消及び停止、運賃関係事業も審議されるようになった。

## 十三、運輸



十三. 運輸審議会事案処理経過調 (大臣権限の自動車運送事業に関するもの)

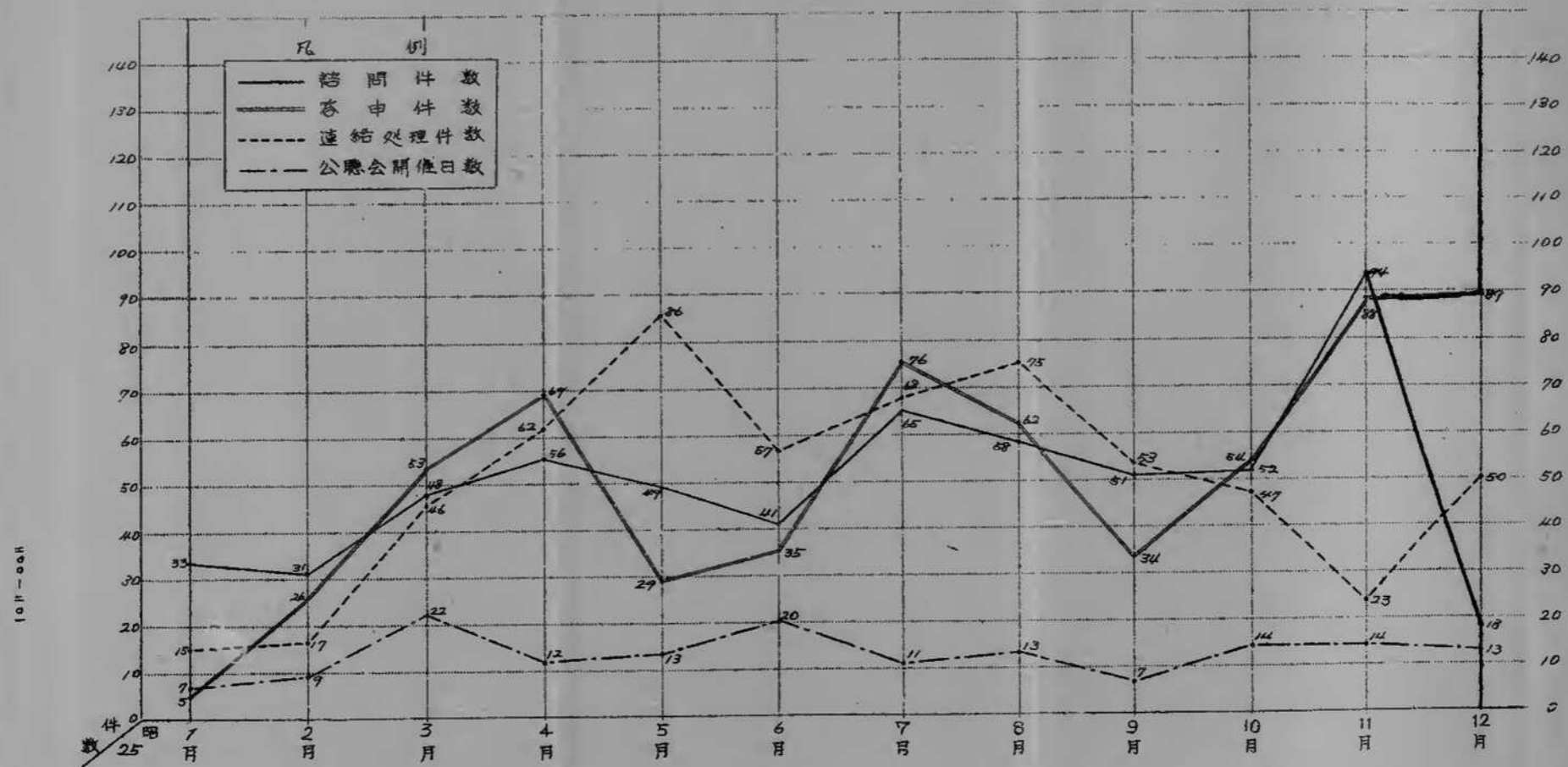


一九八一一九九

裏面白紙

昭和二十五年一月より中央道運送審議会が廃止され、従来これにより審議されていた大臣権限事案は、運輸審議会によって審議され、同時に合併譲渡事業、事業免許の取消及び停止、運賃関係事業も審議されるようになった。

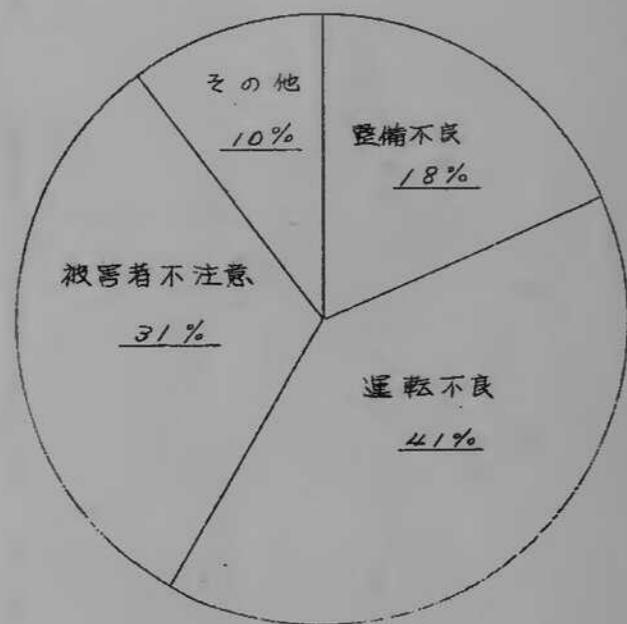
十四、道路運送審議会事案処理経過調 (局長権限の自動車運送事案に関するもの)



裏面白紙

十五. 昭和二十五年重大事故原因別比率

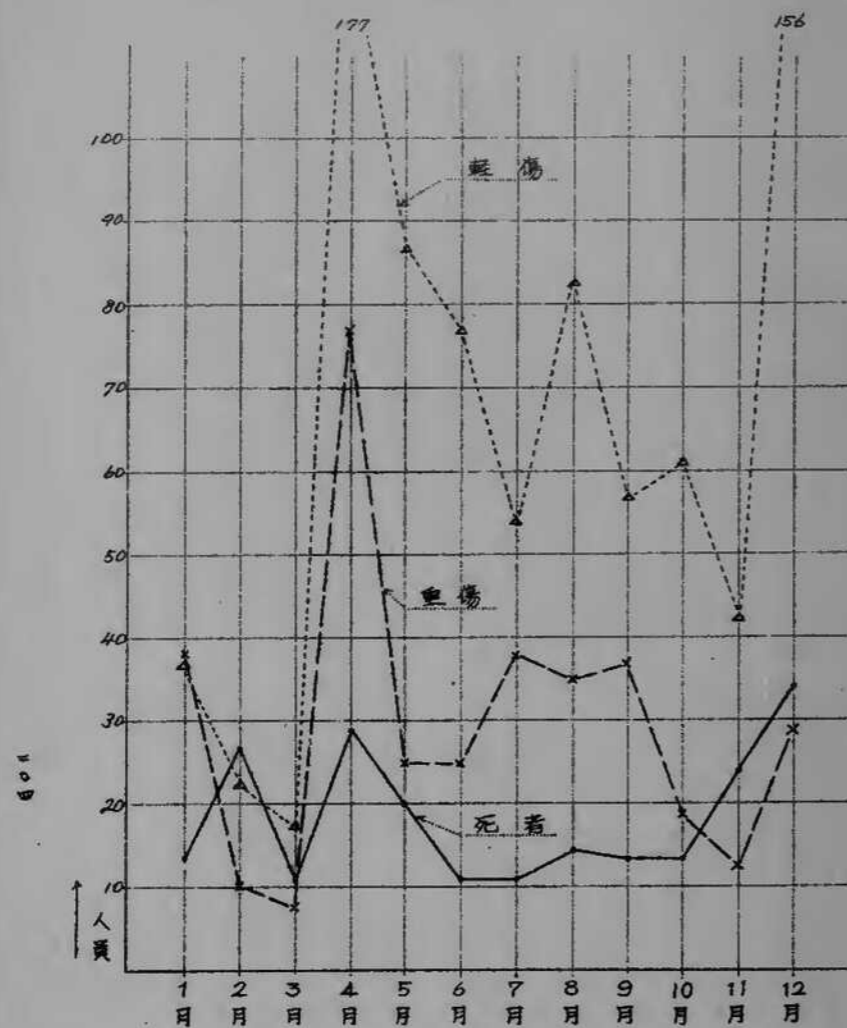
(民営事業用自動車のみ)



11011

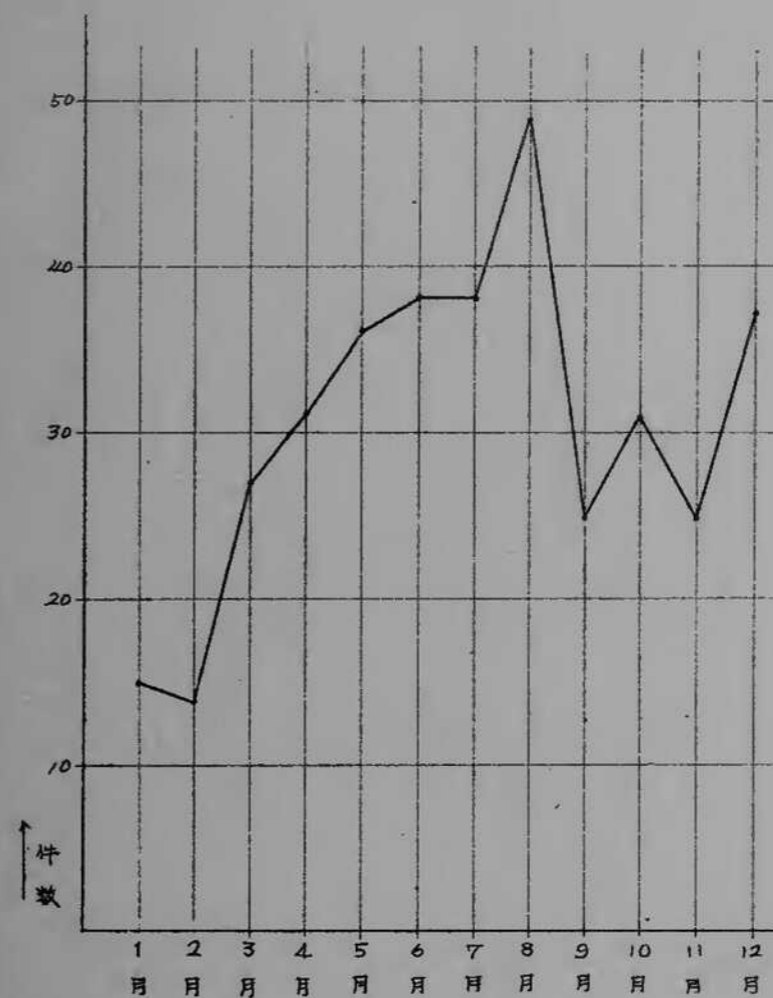
十七 昭和二十五年月別死傷者一覽表

(民間事業用自動車のみ)



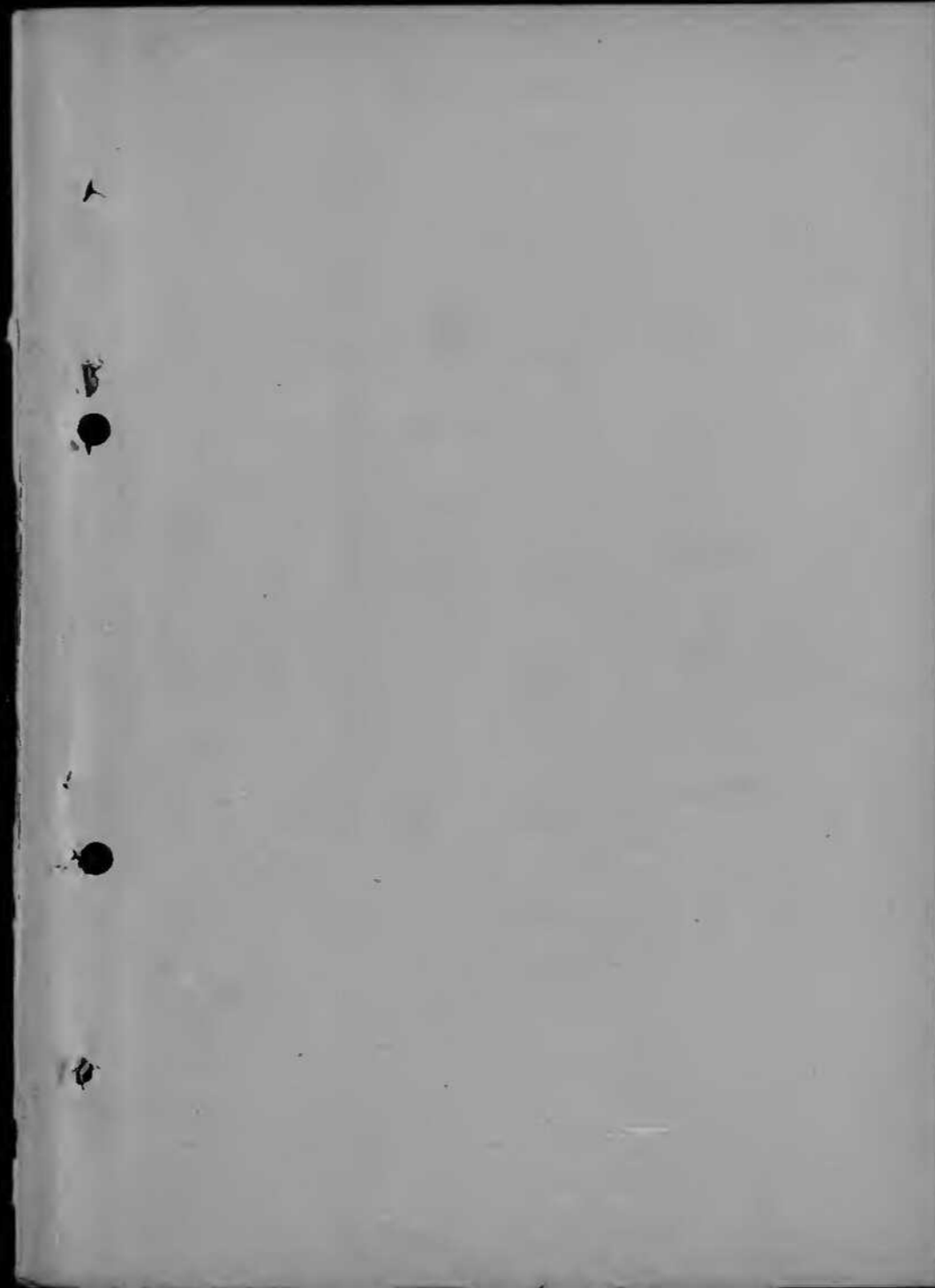
十六 昭和二十五年月別重大事故件数一覽表

(民間事業用自動車のみ)











裏  
面  
白  
紙